

統計研究参考資料

No. 104

ビジネス・レジスター勧告マニュアル 2003
—用語と方法—

2009 年 10 月

法政大学日本統計研究所
Japan Statistics Research Institute
Hosei University

まえがき

本資料は、European Commission の *Business register Recommendations manual*, 2003 edition を欧州連合印刷局 Official Journal and Research Directorate の許可を得て翻訳したものである。

欧州連合では、「統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する 1993 年 7 月 22 日付け理事会規則」EEC No.2186/93 に基づき、加盟各国にビジネス・レジスターの構築を要請している。今回訳出したマニュアルは、上記理事会規則の諸要請を各国の統計事情に照らしてどのようにビジネス・レジスターの構築につなげるか、その具体的な方法論について、推奨マニュアルの形で 2003 年に策定されたものである。

周知のように、統計の調査環境が悪化し調査の把握度が次第に低下し、各国においてセンサスが母集団代表性を失い、あるいはセンサスそのものの実施が困難となる中で、センサスに依存しない形での母集団の把握が追求されてきた。税務情報を骨格としてそれを既存の調査データや他の行政情報さらには民間が保有する各種情報で補完することで構築されるビジネス・レジスターがそれである。

ビジネス・レジスターはビジネス・フレームとして企業や事業所を対象とする各種調査の標本抽出枠の機能を持つだけでなく、いわゆる「選択バイアス(sample selection bias)」を有する調査結果を補定し、現実の母集団により近い統計を作成するために不可欠の調査基盤情報として 1990 年前後から各国で整備が図られてきているものである。現在では先進各国はもとより、多くの途上国でも運用されており、調査に基づく統計作成の前提となるより包括的な母集団情報を提供するフレームとして、またそれ自体も企業等の分析資料として広く活用されている。

わが国では、2007 年 5 月(法律第 53 号)に全面改正された新統計法第 27 条で「事業所母集団データベースの整備」という条項が設置され、その構築に向けての取組みがこれからようやく開始されようとしている。しかしながら、欧州とわが国とでは、統計をめぐる状況はいろいろな意味で異なる。例えば、行政情報の統計への活用ひとつとっても、今回の法改正でわずかにその道筋がつけられただけで、その実現までに歩むべき道のりは長い。

その意味で、この翻訳資料にビジネス・レジスター構築さらには更新に当たっての推奨事項とされている諸項目だけでなく、義務的事項とされているものの中にも、わが国でそれを実現するのは現状では必ずしも容易でないものも少なくない。しかし、ビジネス・レジスターの構築に際して、それがフレーム機能を果たしうるための事業活動の捉え方などの方法論に関しては、参考にできる点も多いように思われる。

本マニュアルは 2003 年版ということで、刊行されてすでにかかなりの年月が経過している。仄聞した情報によれば、すでに第二世代型ビジネス・レジスターに向けた改訂版も準備されており、近く公表される予定であるとのことであるが、わが国の場合、ようやくこれから第一世代ビジネス・レジスターの本格的構築に向けて具体的な作業を開始することになる。このような事情を考えれば、本マ

ニュアルは、今後、わが国でビジネス・レジスターの構築作業を進める上で、一つの参考資料としてなお一定の意義をもっているように思われる。

なお、本資料の作成には、森博美と市川恵が当たった。

本資料が、わが国におけるビジネス・レジスターの構築にいくらかでも貢献できれば幸いである。

2009年10月25日

法政大学日本統計研究所

ビジネス・レジスター勧告マニュアル2003

－方法と用語－

目次

第1章 勧告の範囲	5
1A 全体的枠組み	
1B 規則	
1C マニュアルの目的	
1D マニュアルの構成	
1E 勧告の範囲	
1F ビジネス・レジスター規則との関係	
第2章 ビジネス・レジスターの統一	8
2A なぜ統一が必要か	
2B 何を統一する必要があるか	
2C 統一の実際	
2D ビジネス・レジスター規則との関連	
第3章 統計のためのビジネス・レジスターの目的と用途	10
3A 目的	
3B 統計的ビジネス・レジスターの用途	
3C ビジネス・レジスター規則との関連	
第4章 レジスターの維持	13
4A はじめに	
4B 単位構成と変数の変更	
4C 履歴レジスター	
4D ビジネス・レジスター規則との関連	
第5章 レジスターの内容	15
5A はじめに	
5B 識別変数	
5C 層化変数	
5D 動態変数	
5E 単位間の関係を示す変数	
5F その他の変数	
5G ビジネス・レジスター規則との関連	
第6章 レジスターの範囲	26
6A はじめに	
6B 世帯の活動	
6C NACE 大分類 Q	
6D NACE 任意分類の導入	
6E 零細企業	
6F ビジネス・レジスター規則との関連	

第7章 法的単位と企業	29
7A はじめに	
7B 定義	
7C ビジネス・レジスターの概念モデル	
7D 法的単位の属性	
7E 法的単位間の関係	
7F 企業と法的単位間の関係	
7G 「擬似法的単位」の考慮	
7H 複合企業の範囲	
7I ビジネス・レジスター規則との関連	
第8章 地域単位	35
8A はじめに	
8B 地域単位一事例の限定	
8C 主要な場所	
8D 付随的サービスの外部化	
8E 専従契約労働者の活動	
8F 他の単位との関係	
8G ビジネス・レジスター規則との関連	
補論 特定活動のための地域単位ガイドライン	
第9章 レジスターへのアクセス	43
9A はじめに	
9B アクセスの制限	
9C 望ましいアクセス	
9D ビジネス・レジスター規則との関連	
第10章 品質政策	46
10A はじめに	
10B 品質規準	
10C 経費－関連する制約	
10D 品質欠陥の理由	
10E 品質標準	
10F 品質の測定	
10G 品質の改善	
10H ビジネス・レジスター規則との関連	
第11章 変化の取り扱いに対する一般的接近	53
11A はじめに	
11B 参照の枠組みと用語	
11C 単位間の連結の要約	
11D 変化の取り扱いに対する構造的接近	
11E 要約	
11F ビジネス・レジスター規則との関連	
第12章 動態事象の概観	58
12A はじめに	
12B 動態事象識別の規準	
12C 動態事象の一般的類型	
12D 特定の統計単位の動態事象の諸類型	

12E	要約	
12F	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 13 章	企業に関する動態的変更	62
13A	はじめに	
13B	企業に関する動態事象の種類	
13C	動態事象を反映したレジスターの動き	
13D	要約	
13E	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 14 章	企業の継続性ルール	69
14A	はじめに	
14B	企業の定義と使用の継続性	
14C	実際の継続性	
14D	ルールの非整合性の回避	
14E	活動の再開	
14F	要約	
14G	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 15 章	地域単位の動態変更	74
15A	はじめに	
15B	地域単位の動態事象の可能性	
15C	企業事象に関係した地域単位事象	
15D	地域単位の動態事象を反映したレジスターの動き	
15E	要約	
15F	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 16 章	地域単位に関する継続性のルール	79
16A	はじめに	
16B	地域単位の定義と使用の継続性	
16C	実際の継続性	
16D	企業と地域単位の継続性の連結	
16E	要約	
16F	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 17 章	属性変更の取り扱い	83
17A	はじめに	
17B	属性変更に関する要請	
17C	属性の諸類型	
17D	変更の時点	
17E	情報の源泉	
17F	観察単位の規模	
17G	更新の頻度	
17H	要約	
17I	ビジネス・レジスター規則との関連	
第 18 章	ミスの取扱い	89
18A	はじめに	
18B	ミスの定義	
18C	ミスの諸類型	
18D	マクロ的接近とミクロ的接近	

- 18E 異なる利用者にとってのミスの取扱い
- 18F 処理の時点
- 18G ミスの修正源情報
- 18H 要約と勧告
- 18I ビジネス・レジスター規則との関連

第 19 章 大規模企業と複合企業の取扱い 94

- 19A はじめに
- 19B プロファイリングー定義と閾値
- 19C プロファイリングー方法
- 19D 企業についての作業規則ー企業の定義
- 19E 企業についての作業規則ー定義の適用
- 19F 経済活動単位のための作業規則
- 19G 品質の尺度
- 19H ビジネス・レジスター規則との関連

第 20 章 行政情報の利用 106

- 20A はじめに
- 20B 行政情報の定義
- 20C なぜ行政情報を使用するのか
- 20D 行政情報の使用に関する問題
- 20E 品質と行政情報
- 20F 行政情報の使用の実際
- 20G 行政情報へのアクセス
- 20H サテライト・レジスター
- 20I 欧州域内事業者レジスターの事例
- 20J ビジネス・レジスター規則との関連

第 21 章 企業集団 113

- 21A はじめに
- 21B 利用者のニーズ
- 21C 企業集団の統計概念
- 21D 企業集団の国家ビジネス・レジスター登録のための作業規則
- 21E 国家ビジネス・レジスターに記載すべき変数
- 21F 情報の源泉
- 21G 秘密の保護
- 21H ビジネス・レジスター規則との関連

付録 企業集団についての欧州規則129

第1章 勧告の範囲

2003年3月第一次改定

目次

- 1A 全体的枠組み
- 1B 規則
- 1C 本マニュアルの目的
- 1D 本マニュアルの構成
- 1E 勧告の範囲
- 1F ビジネス・レジスター規則との関係

1A - 全体的枠組み

1.1 欧州連合加盟国は、統計目的のための国のビジネス・レジスターの調整並びに発展のための計画を遂行している。この計画については、ビジネス・レジスター・ワーキンググループの年會合が決めた優先順位と進捗報告がなされるよう欧州統計局によって調整されている。進捗評価の主な手段は、欧州統計局が管理しているビジネス・レジスターの年次アンケートである。また、メールやBRネットのインターネット・サイト:

http://forum.europa.eu.int/Members/irc/dsis/brnet/info/data/en/brnetwelcome_en.html
といった非公式手段を通して加盟国と欧州統計局とで定期的な接触がはかられている。

(注)このサイトへのアクセスにはユーザ名とパスワードが必要である。

1.2 一般に、この計画は他の欧州諸国、特に欧州自由貿易連合各国や加盟候補国にも公開されており、そのほとんどの国が會議や討議に参加している。また、この計画は国連欧州經濟委員會(UN/ECE)とも密接な調整がはかられ、定期的に合同會議が行われている。この作業計画を支えている主な制度的枠組みが、次の規則と勧告マニュアルである。

- ・規則 - 1993年7月22日付の統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する理事会規則(EEC)No.2186/93(OJ No L 196, 5.8.93)
- ・勧告マニュアル - 本マニュアルは法的根拠を持つものではないが、ビジネス・レジスターの今後の展開を指導する情報であるとともに理事会規則の解釈のガイドラインを提供する。

1B - 規則

1.3 理事会規則は1993年7月22日に欧州連合の閣僚會議で採択され、同年8月25日に施行された。それは、以下を含めて欧州の事業統計の基盤調整を目的とする一連の規則の一部を構成する。

- ・欧州共同体における經濟活動の統計分類に関する1990年10月9日付規則(EEC) No. 3037/90。この規則は、經濟活動統計分類(以下、NACE 訳者)に法的根拠を与える。本規則はその後1993年3月24日付委員會規則(EEC) No.761/93、そして2001年12月19日付委員會規則(EC)NC29/2002 によって改正されている。後者によって、NACE Rev.1.1として知られる最新の分類が導入された。
- ・共同体における生産体制の監視と分析のための統計単位に関する1993年3月15日付理事会規則(EEC)No.696/93

1.4 ビジネス・レジスター規則は、望ましいものと1990年代に合理的に達成できたものを折衷したものである。レジスターの位置づけは、当初は国によって全く異なっていた。その国のレジスターを發展させなければならない国もあれば、新たに構築しなければならない国もあり、また既存のレジスターを規則の要請に適合するように調整するだけでよい国もあった。

1C - 本マニュアルの目的

a)規則の説明

1.5 規則は各国のレジスターの調和のための合意ルールを規定したものであるが、規則が錯綜した交渉の結果であることから、これらのルールの背景となっている論理は、一部必ずしも明確ではない。本マニュアルは、規則の条文の背後にある考え方の説明を目的としている。本マニュアルは、すべての国が正確でしかも整合的な規則の解釈を行なうのに必要な追加的情報の提供を目的としている。

b)規則を超えて将来の発展を指導すること

1.6 本マニュアルは以下の理由で規則の条文を超えている:

- 全ての加盟国が比較的短期間に実行できることが、規則制定の際の主な制約の一つであった。従って、それは理想的な状況というよりはむしろ妥協を反映している。本マニュアルには強制力はなく、最良の慣行を提示しまたそれを推奨することで、一層理想的な解決へと誘導する手段として用いることができる。
- 規則の条文を履行することで、様々な加盟国におけるレジスター間での一定水準の調和は保証されるが、これらのレジスターを完全に実用的なものにするにはこれだけでは十分ではない。完全に実用的なものにするには、加盟国は国の特色を考慮し、使用される行政情報や様々なレジスター利用者の要求といった他の要素を加味しなければならない。レジスターをどう構成しそれを維持するか決定の自由は、欧州連合における副次性の原則に沿ったものである。このため、文書化されたガイドラインや他国の経験に関する情報が非常に重要となる。

1D - 本マニュアルの構成

1.7 本マニュアルは、以下を内容とする3つの部分から構成される。

- (i) 基礎: 目的、単位、内容、およびアクセス(第1-10章)
- (ii) 単位動態:変化と連続性(第11-16章)
- (iii) 内容: 更新と発展(第17章)

1.8 本マニュアルの構成は永久に固定的なものではなく、新たな展開を反映した新しい章を追加でき、また必要に応じて、既存の章を改訂することができる。

1.9 本マニュアルの最新版は、インターネットを通じた電子提供のために主として作られている。しかし、もし必要であれば各章ごとの印刷もできるようにデザインされている。このため、各章は単独に読めるものとなっているが、それでも一貫性を持った全体の一部である。このため、あるテーマについて十分な理解を得るためには、関係する全ての章を読む必要がある。

1.10 各章については、草稿あるいは合意文書を示す日付と現況とが明記されている。

1E - 勧告の範囲

1.11 全ての欧州連合加盟国は、統計目的のビジネス・レジスターを維持している。レジスター規則第1条によれば、「加盟国は、以下の条文に規定された定義と対象範囲を持つ一つ以上のレジスターを統計目的のために整備しなければならない」。本マニュアル全体を通して、「ビジネス・レジスター」という用語は、その活動が加盟国の国内総生産に貢献し、レジスター規則の定めるところによって、あるいは自主的に記録された企業その他の単位のリストを意味する。これらの単位は、企業自身の消費あるいは他の単位による消費のための財とサービスの生産を行うために土地、労働、資本、財およびサービスを含む資源の使用に対して支配を行使するものとして定義できる。

1.12 国のビジネス・レジスターの範囲と特徴は、各国固有の要素によって決まる。第一義的要因は、例えば調査実施のための道具、あるいはそれ自体統計のための情報源としてレジスターが使用されるという目的に関するものである。第2の主な要因は、ビジネス・レジスターの構築、維持に利用できる情報と、その情報が格納され、使用される限度とをかなりの程度決定していることである。第3に、統計機関がそのレジスターのために入手できる情報を基本的に支配しているのは、企業が自らのために必要とする情報あるいは管理要件を満たすための情報である。なぜなら、企業を説得して企業自らが必要としない情報の提供を求めるのはしばしば困難だからである。最後に、ビジネス・レジスターは、その作成や維持に非常な経費を要し、それらに充当される資源は加盟国間で異なる。

1.13 各国のビジネス・レジスターの範囲と特徴は国によって大きく異なるが、それらは明らかに欧州連合全体にとっての比較可能な統計の需要を完全に満たしているわけではない。通貨統合や単一市場を管理するための正確で適時なデータの必要性が高まっていることから、このことはより問題となりつつあるように思われる。

1.14 加盟国のビジネス・レジスターの原則や内容を調和させるための本マニュアルでの勧告は、加盟国の既存のレジスターに共通している要素を単に書き連ねたものではない。そうではなく、勧告は、統計家が有用とみなしている現在の慣行、彼らが可能と考えるレジスターの改善、それに彼

らが予見できる限りでの将来のニーズを反映したものである。この勧告は、調和したレジスターで使われる単位や分類の整合性の必要、特に NACE との互換性を全面的に考慮している。勧告はまた、これに伴う経費ならびに組織が合理的に提供しうると期待できる情報を踏まえ、理想と実行可能なものとの間の釣り合いをとる必要についても考慮に入れている。

1. 15 これらの勧告の完全な履行は、全ての加盟国で統合的な基礎の下にビジネス・レジスターが作成、維持されるのを保証する手助けを成るであろう。これによって、レジスターに基づく統計調査は比較可能性が改善され、多くの場合、それは品質の向上につながるものと思われる。それは、例えば、企業動態に関する直接的な統計の源泉といったレジスターの新たな用途を開拓する手助けともなるであろう。

1F - ビジネス・レジスター規則との関係

1. 16 本章は、勧告マニュアル、その枠組み、目的、および範囲に関する序論にあたる。このため、それ自体は規則の解釈とはみなされない。

第2章 ビジネス・レジスターの統一

2003年3月第一次改定

目次

- 2A なぜ統一が必要か
- 2B 何を統一する必要があるか
- 2C 統一の実際
- 2D ビジネス・レジスター規則との関連

2A - なぜ統一が必要か

2.1 欧州連合(EU)の全加盟国でビジネス・レジスターが利用できることは、短期的並びに構造的経済発展の指標の提供に必要な統計の作成にとって決定的に重要である。仮に各国のレジスター間で対象範囲、包括性、品質に違いがあれば、それに基づいて直接あるいは統計調査を通じて作成されるデータを統合して欧州連合全体の総計を得ることはできない。整合的で比較可能な統計の作成という目的は、何らかの形でレジスターを標準化することなしには達成しえない。

2.2 統一市場は、企業構造に関する新たな情報需要を作り出す。例えば、買収、合併、再編、さらには生産要素の統合に関する統計需要がある。これらに加え、加盟国の国境を跨ぐ多国籍企業の形成を伴う企業の国際化がこの間急速に進展してきている。利用者一般、とりわけ欧州委員会がこのような現象に関する情報を要求している。統計レジスターの設計と維持管理に対して欧州連合全体として取り組むことが、こういった情報需要に応えることとなるであろう。

2.3 統計調査のための企業による情報提供に係る負担の軽減圧力が多くの国で増大しつつある。その一方で、データの利用者は、現在提供されている統計の改善を常に求め、新たな要求を突きつけている。情報収集システムを合理化すれば、こういった相互に対立的な要求間の調整をある程度図ることができる。優れたレジスターはいろいろな企業の間により効率的でしかも経済的に調査を割り振るのを可能にし、また同じ情報を異なる目的のために用いることで、収集される情報の総量を削減することができる。このようなことから、統一されたレジスターは、企業の報告負担の抑制に貢献し、場合によっては削減することも可能となろう。

2B - 何を統一する必要があるか

単位の定義

2.4 加盟国や国際機関が保有する統計を比較、統合できるためには、共通の統計単位を持つ必要がある。共同体内の生産システムの観察と分析のための統計単位に関する1993年3月15日付け理事会規則(EEC)第696/93号は、4種類の単位の定義を与えている。残念ながらこれらの定義は様々に解釈され、各国で異なって用いられてきた。統計単位の統一という目標を達成するための更なる作業が求められている。

2.5 ビジネス・レジスターが8種類の単位全てを持つことは現実的ではない。レジスター規則(統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体調整に関する1993年7月22日付け理事会規則(EEC)第2186/93号)は、当時、事業統計収集のために想定される主要な単位として、企業と地域単位の2つを規程している。さらにレジスターには、企業の下位概念として法的単位に関する情報を持つことが要請された。

2.6 レジスター規則の施行以降、企業集団の重要性が急速に増加している。それは大半の加盟国の統計ビジネス・レジスターにはすでに含まれており、他の国でもそれを加えることが見込まれている。これら以外の統計単位、すなわち経済活動単位(以下、KAU 訳者)と地域活動単位は、副次的単位である。それらがビジネス・レジスターに含まれている国もあるが、分析的方法で作られる場合もある。

対象範囲

2.7 ビジネス・レジスターは、理論的には国民経済で活動している全ての企業と地域単位を記録しなければならない。これは現実には必ずしも可能ではないことから、ビジネス・レジスターの対象範囲が一定の基準に合致し単位集団が除外される場合にも、国際比較のためにはその経済規模の評価を行う必要がある。レジスター規則は、それに含まれなければならない単位と除外してもよい単位とを規定している。この点についての詳細は第6章で扱う。

更新

2.8 ビジネス・レジスターに登録された単位が表すのは静的なものではない。それらは創出され、場合によっては形態を変え、そして最終的には消滅しうる。時間の経過の中で、それらの属性もまた変わりうる。仮にこういった動態事象の記録の方式ややり方が基準化され、統計単位の更新時点や頻度が統一されていなければ、国際比較は困難であろう。動態的変化の取り扱いについての詳細は第11-16章で扱う。

属性

2.9 ビジネス・レジスターに登録されたいろいろな種類の単位の属性は、単位それ自体と同様、統一されなければならない。それが、サンプリングで用いられる層を比較可能にし、関連する部分母集団の調整、派生単位の定義の規準化を制約する。必要な属性については第5章で論じる。

ビジネス・レジスターの品質

2.10 ビジネス・レジスターの品質は、その利用者のニーズにどこまで応えられるかに依存する。これはISO9000:2000品質の定義に従うもので、統計の品質評価に関して欧州統計システム(ES S)が採用しているやり方に合致するものである。これは、ビジネス・レジスターの品質に関する従来の見解、すなわちその内容がそれが反映すべき現実にとどの程度近接しているかで決まるという見解とある種整合的でない要素を持つ。ときには、例えば短期指標と構造指標との間の統計的整合性の要請が、更新期日を年次統計サイクルの特定時点まで延期するなど、現実を一時的に歪めることを要求することがありうる。

2.11 実際には各国は、レジスターの使用目的に照らして必要な品質の水準が確保できれば、レジスターの作成方法や情報源、さらには更新を自由に決定できる。最低限の品質標準の設定が意味を持つのはこのためで、それはレジスターの用途が変わるのに応じて定期的に見直されなければならない。品質標準並びにその測定方法の詳細は第10章で論じる。

2C - 統一の実際

2.12 各国のビジネス・レジスターの統一は、長い期間をかけて漸次的に行われる。レジスター規則は、対象となる法的単位および統計単位の定義を与え、登録される属性を指定することで、その統一の最初の基礎を与えるものである。

2.13 統一が有効であるためには、定期的な協議や討議もまた必要である。この主要な担い手となるのが、ビジネス・レジスター作業グループの年次会合、その他の特別作業グループやプロジェクトチーム会議、それにビジネス・レジスターネットサイト:http://forum.europa.eu.int/Memeres/irc/dsis/brnet/info/data/en/brnetwelcome_en.html である。

注 - このサイトへのアクセスにはユーザー名とパスワードが必要である。

2.14 統一に向けての作業の進捗状況は、Eurostat が管理する年1回の質問票によって把握されている。

2D - ビジネス・レジスター規則との関連

2.15 本章は、統一の根拠について記述したもので、規則に照らしてそれがどのようにして達成されるべきかを説明したものである。このため、それは規則の解釈そのものではない。

第3章 統計のためのビジネス・レジスターの目的と用途

2003年3月第一次改定

目次

3A 目的

3B 統計的ビジネス・レジスターの用途

3C ビジネス・レジスター規則との関連

3A - 目的

3.1 国のビジネス・レジスターを発展させるための最良の方法を決めるために、現在と将来のその目的と用途は慎重に分析されなければならない。統計ビジネス・レジスターの標準的課題は以下の通りである。

- ・**範囲** - 国民経済の活動を可能な限り対象とするのが目標であるが、最小の単位を対象に含めることの便益に対して経費はしばしば飛躍的に増大することから、実際には通常ある種の裾切りが行われている。レジスターが対象とするGNP(国民総生産)に占める割合は、しばしば企業に対する割合よりも有効な尺度である。ビジネス・レジスターの範囲は、第6章で改めて詳しく取り上げる。
- ・**品質** - 高品質のビジネス・レジスターは、国の統計システムの効率向上に貢献し、企業側の回答負担の削減に役立つ。範囲、保有するデータの正確性、更新頻度、および過程の一貫性といった特定の側面について様々な指標が使用できるが、総合的な品質の評価は容易ではない。ビジネス・レジスターの品質は第10章でさらに詳論される。
- ・**権威** - ビジネス・レジスターは企業母集団とその動態に関するデータの権威ある源泉として認識されなければならない。ビジネス・レジスターは、国の統計システムにおいてあらゆる企業調査にとっての抽出枠でなくてはならない。

3B - 統計ビジネス・レジスターの用途

3.2 調査は、統計ビジネス・レジスターが、

- ・ 統計単位の発見と構成
- ・ 調査の準備と調整、そして調査結果の集約の手段
- ・ 企業母集団とその動態の統計分析のための情報源
- ・ 行政データ活用手段
- ・ 普及の手段

という5つの主な用途に用いられていることを示している。

3.3 これらの用途およびビジネス・レジスターの維持と発展のための含意は以下で詳細に検討している。一般に、本マニュアルでは営利目的あるいは行政目的といった統計以外の用途については論じていない。こういった用途が重要な国もあれば、禁止されている国もある。こういった用途がビジネス・レジスターに有効に反作用する場合もあり、それについては第9章で議論する。

統計単位の検出と解釈

3.4 企業、KAU、そしてもっと抽象的な等質生産単位(UHP)といった統計的観察や分析に使用される単位は現実の経済構造を表しうるが、知られている法的単位あるいは行政単位(付加価値税とその他の税金、会社の登録など)に常に正確に対応するものではない。

3.5 行政情報は全ての国で法的単位の創出と存在についての情報を提供する。また、これらの法的単位が労働者を雇っている場所の住所は社会の法律を履行する行政当局や社会保障行政当局にもよく知られているが、それらの情報の活用が難しい国もある。

3.6 注 - 「地域法的単位」という用語は、法的単位の地域単位を表すのに用いることができる。それは、統計単位に関する規則には存在しないが、レジスター担当官が行政ファイルで頻繁に遭遇する非統計単位である。

3.7 それ故に、欧州連合の各国が開発したビジネス・レジスターは、一方で行政単位のレジスターであると同時に、他方では統計単位(企業、地方単位、企業集団)のレジスターとして有用でなければならない。それらは、行政単位と統計単位との橋渡しとして機能するように設計されている。

調査の準備と調整のための手段

3.8 ビジネス・レジスターの最もはっきりした用途は、調査の実施に必要な標本と母集団の提供にある。ビジネス・レジスターは、

- ・ 統計調査における調査票の発送のための郵送リストが作成できる名簿を提供し、

- ・ 効率的な標本抽出計画が設計できパネルが追跡できる企業母集団を提供し、
- ・ 標本調査から企業母集団の推計値を得るための結果の取りまとめの基礎を提供し、
- ・ 企業に関する情報の収集における重複と脱落の防止を助け、
- ・ 異なる調査結果の間の整合性を改善し、
- ・ 標本の効果的調整による調査重複を管理し、経費と回答負担を削減し、
- ・ 統計データの収集における範囲の改善あるいは不正確性の検出を助け、
- ・ 統計調査による企業の回答負担を点検し、それを分散させるのを助ける

ことができる。

3. 9 この目的にとって十分な品質であるように住所や層化変数を変更し、単位の創出や削除を記録するために、レジスターは少なくとも毎年更新されなければならない。

3. 10 レジスターのこの用途は、実際のレジスターの管理に沿った形で調整された標本抽出手段が開発されなければならないことを意味しているといえる。

3. 11 標本調査実施のもう一つの大きな問題は、調査に回答しない企業の処理に関する。この非回答が単位の活動停止によるものか、あるいは単なる回答拒否であるかを確定する必要がある。活動停止の場合、それが調査期日以前、調査期間中、あるいは調査後のどの時点であるかを定める必要もある。それ故に、非回答は個々のケースに適したやり方で処理することがあり得る。非回答の入念な処置が行えるのは、レジスターが非回答の理由に関して不確実性の迅速な除去を可能にする場合だけである。

3. 12 主として悉皆調査または悉皆に近い調査、あるいは同じ標本が数年間継続されるパネル調査の調査結果の違いは、企業ないしは企業集団内の構造変化によってしばしば説明される。特に、規則が要請している年間を通して固定したレジスターを参照する場合、ビジネス・レジスターは、そのような変化を特定するのに特に有効である。

動態分析のための情報源

3. 13 企業母集団(すなわち、企業およびその他の結合された統計単位と非統計単位)の構造と動態についての情報への需要が高まっている。企業動態に関する事項については、第 11-16 章で検討する。

3. 14 これは多くの国が力を入れ始めている分野であり、レジスターを維持していることが不可欠な資料を提供する。レジスター規則の第 5 条(2)は、「加盟国は、それぞれの暦年の第 1 四半期末に、その日現在のレジスターを作成し、分析のために 10 年間それを維持するものとする」と規定している。この固定ビジネス・レジスターは、基礎的な動態分析にとっての理想的な基盤を提供する。

行政情報活用のための手段

3. 15 経済情報についての需要は絶えず増加し、統計調査は企業により重い負担を課すことになる。同時に、この負担軽減のための政治的圧力も増大している。有効なビジネス・レジスターは、こういった対立する圧力に対処するために不可欠のものである。

3. 16 同じ企業に繰り返し接触し、同じ情報を求めるのは避けなければならない。何よりも統計調査では、企業が既に他の当局に提供した情報を求めることは避ける努力が払われなければならない。

3. 17 統計目的のための行政情報の利用に関してしばしば述べられている問題の 1 つは、それが統計単位に必ずしも対応していない単位について収集されていることである。

3. 18 行政単位と統計単位を関連させることによって、レジスターはこれらの困難に部分的解決を提供する。しかし、異なった法定単位がどのようにして一つの企業に統合されているかを特定するための詳細情報を集めることがしばしば必要となる。

普及

3. 19 標準化された識別情報(名前、住所)と規模や活動によって分類された多くの規準を持つ企業のリストを提供する中央参照レジスターに対しては、全ての国で、様々な多くの団体や企業自体からもまた根強い需要がある。

3. 20 ビジネス・レジスターは、統計機関、企業、それに国の機関の間での定期的な大量データの送付といった統計目的での電子データ交換(EDI)の可能性を現実のものにすることができる。その必要性は、欧州統計機構(ESS)の発展、特に構造統計、速報統計、そして製品統計の分野でのデータ収集法規を受けて拡大している。

3. 21 統計目的で開発された各国のレジスターは、それが統計単位ではない法的単位を含み、

秘密でないデータを持つ限りでは、これらの需要を充足するのに大きな役割を果たすことができる。国の固有の識別情報によって法的単位が特定できる場合、この作業を行うのは容易である。しかし、国は個別単位に関するデータの提供問題ではしばしば反対の立場を取る。主要活動で分類された法的単位の一覧表を秘密扱いとせず、統計機関を統括する法律がこれらの一覧表の流通をその任務の一つと明確に規定している国がある。これと対照的に、いくつかの国では、この種の流通は禁止されている。この問題は第 9 章でさらに詳しく論じる。

3C - ビジネス・レジスター規則との関係

3.22 本章はビジネス・レジスターの目的と用途について論じている。従って、それは規則の解釈とはみなされない。

第4章 レジスターの維持

2003年3月第一次改定

目次

- 4A はじめに
- 4B 単位構成と変数の変更
- 4C 履歴レジスター
- 4D ビジネス・レジスター規則との関連

4A - はじめに

4.1 加盟各国は統計レジスターの作成と維持にますます多くの行政情報を使用するようになってきている。中には2種類の異なる登録情報を統合して多目的レジスターを構築している国もある。付加価値レジスターはほとんどの統計機関が使用している行政情報の源泉であり、それ以外にも他の徴税当局、社会保障当局、それに法人会議所が管理しているレジスターがある。これらの情報を交換する際に、行政レジスターと統計レジスターの形式や内容が相互に影響を及ぼすことがありうる。

4.2 統計レジスターの維持は、孤立した作業ではなく統計レジスターと行政レジスターの共同開発に向けた協調作業の一部とみなす必要がある。もっともその際には、統計機関に提供した情報が他の当局へ転送されることで企業の利益が侵害されないように常に注意が払われなければならない。欧州経済委員会加盟国の批准文書「欧州経済委員会域内の公的統計の基本ルール」は、この点に関して次の二つのルールを定めている。

・ルール5

統計のためのデータは、統計調査と行政記録とにかかわらず、あらゆる源泉からこれを得ることができる。統計機関は、その品質、時宜性、経費、それに回答者負担を考慮してその源泉を選択するものとする。

・ルール6

統計作成のために統計機関が収集した個体データは、自然人あるいは法人を問わず、厳格にその秘密が保護され、専ら統計のためだけに使用されるものとする。

4.3 これらのルールは、行政情報源と統計ビジネス・レジスターの間でデータが一方向に流れる必要があることを明確に規定している。いくつかの国では氏名や住所、あるいは時には活動分類(NACEコード)といった比較的秘密性の低い情報は共有されているが、財務や投入・産出に関する変数の共有が統計の真実性や独立性を損ない、回答率や国民の信頼に負の影響を与えることが広く認められている。

4.4 新たな企業については、建物や設備への新たな投資情報が収集できるように、それらに関する情報が入手され次第速やかに、できればそれらが営業活動の開始に先立ってビジネス・レジスターに登録される必要がある。調査実施に必要な、例えば報告単位の所在地といったデータの変更は、可及的速やかにレジスターに明示的に反映されなければならない。営業を停止した単位の取扱については、以下のパラグラフ4.8と4.9で検討する。

4B - 単位構成と変数の変更

4.5 企業の構成、規模、あるいは活動に関して受け取った情報は、レジスターがその企業を示す統計単位として保有している諸項目を変更させることになる。属性の変更処置と変更の時点に関する詳細は第17章で論じられる。

4.6 いくつかの国では、レジスターの部門ごとに、既存の調査への質問の追加あるいは特別な調査を実施することで随時その点検を行っている。例えば、全ての地域単位の所在地や活動などに関する情報の提供を企業に求め、あるいは小売業者に(NACEに依拠して)どの小売活動をかれらが主要活動とみなしているかの点検を求めることがある。この種の調査は、時おりビジネス・レジスターの明らかな実態からの乖離やミスを明らかにする。このために、確認調査がレジスターの正規の維持活動の一部でなければならないことが勧告されている(第10章参照)。

4C - 履歴レジスター

4.7 単位に関する情報が単位の事象をどこまで含まねばならないかは、困難ではあるが重要な問題である。ほとんどの加盟国の調査統計従事者にとっては、これは極めて単純な問題である。なぜ

なら、全ての単位でしかも自らの調査対象となっている単位だけが正確にレジスターに記載されているのを確かめることだけに統計従事者たちの目標があるからである。多くの統計単位の記録には、最初に調査に協力した日付も記載されていないであろう。また法的単位の記録には正確な会社の設立日や、個人事業主の場合には事業の開始日も記載されていないであろう。

4.8 ビジネス・レジスター規則には、ビジネス・レジスターにおける履歴データの維持に関しては何の規定もない。理想的な履歴レジスターとは、第5章で提示されるレジスターの内容に基づき、単位に生じた変更に関するあらゆる質問に答えられるようなものであろう。この理想的な履歴レジスターはまた、記録のあらゆる変更について、その発生日と発生理由(その分類)に関する関連情報をその情報源とともに持つことになる。この問題は次の例で良く説明できる。理想的レジスターは、ある場所で自動車の車体プレスに従事している企業が、同じ住所で同じ活動に従事していた地域単位とそれまで記録されていた自動車製造業の地域単位が、自社株買い(MBO)の結果そうなったことを語ってくれる。

4.9 前のパラグラフの想定は、実例である。多くの国の統計機関は、このような情報を提供しうるレジスターを構築し維持するのに必要な情報源を使用することができない。この場合、次の3つの妥協的想定が考えられる。

- 毎年年初に新たなレジスターが作られる。1年間の全ての変更が、その発生の時点と理由とともに単位に記録される。年末にレジスターは複写、保管され、それによってレジスターの対象外となる全ての単位は削除される。このように設計されたレジスターは上述の理想的レジスターよりも小規模であるが、同じ定義に関連する問題とこの定義を統計機関の職員が適用する際のルール設定の面で同様の困難に直面するであろう。単位の履歴情報を作るために年々格納された一連のレジスターを一つに連結できるシステムを設計するためには追加的な仕事が必要となろう。しかし、企業母集団全体の時間的发展と個別企業や統計単位の發展とを考察することはできるであろう。

- レジスターは調査統計従事者にとって有用な手段と見ることができる。調査漏れとなる単位がレジスターから漏れるのは、それが統計従事者の関心の対象とならなくなった場合、言い換えれば、それらを対象とした調査がもはや使用されなくなった場合である。規模や産業分類が変わっても変化が起きていたとの記録は存在しないであろう。レジスターは周期的に作成され、格納されるが、恐らく必ずしも年末であるとは限らない。これらのスナップ写真を分析することで企業母集団がどう変化したかは分かるが、他の方法では可能な方法で個々の企業の変化を明らかにすることもできなければ、記録の新規登録や閉鎖の理由を分析することもできない。

- レジスターを定期的(例えば毎年)分析することで、例えば法的単位の数や統計単位について、種類別、活動別、雇用規模別、売上高規模別、地域別等のレジスターの構成についての情報を得ることができる。加盟国の中には(十分とは言えないまでも)そのような分析をすでに公表しているところもある。

4.10 レジスター規則は、加盟国が毎暦年の第1四半期末現在でのレジスターを作成すること、そしてそれを分析目的のために10年間維持しなければならないことを規定しているだけである。これは最低限の要請であり、統計単位の動態分析に関する勧告が採択された場合には拡張される。

4D - レジスター規則との関連

4.11 本章はビジネス・レジスターの維持方法について述べている。このためそれは、レジスター規則の直接的解釈ではないが、規則の関連条項の履行の参考になることを意図している。

第5章 レジスターの内容

2003年3月第一次改定

目次

- 5A はじめに
- 5B 識別変数
- 5C 層化変数
- 5D 動態変数
- 5E 単位間の関係を示す変数
- 5F その他の変数
- 5G ビジネス・レジスター規則との関連

5A - はじめに

5.1 ビジネス・レジスター規則によって暗黙に定義されたレジスターのための情報の概念モデルは非常に単純である。それは企業、地域単位、それに法的単位という3つの明示的単位とこれらの主体間の関係からなる。それはまた、暗黙のうちに企業集団も含んでいる。

5.2 それぞれの種類単位で記録する必要のある情報は、レジスターの利用予定者に依存する。

5.3 統計のために開発された国のビジネス・レジスターは、

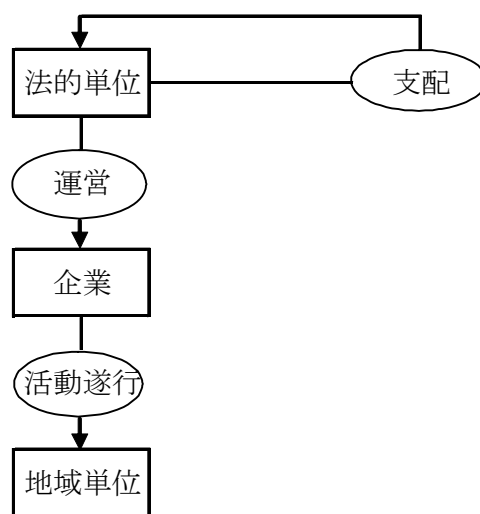
- ・行政情報から単位に関する情報が収集でき
- ・調査のための標本の基礎を提供し
- ・企業とそれに関する単位の母集団の動態分析ができ

るように単位を正確に特定しなければならない。

5.4 統計ビジネス・レジスターは、調査実施のための仕組みあるいは生産体制に関して収集される全ての情報を保存するデータバンクであることを意味しない。

5.5 レジスターの機能についてこの点を明らかにすることで、それが記録すべき情報を分析できるようになる。この情報は、識別変数、層化変数、モデルの明示的単位に直接結びついている動態変数、そして内在する単位に間接的に関わる単位間の関係に関連する変数、という4つの変数群に分かれる。

5.6 下の表は、ビジネス・レジスター規則の変数を大まかにこれらの群に分けたものである。各群は相互に排反的ではなく、例えば法的形態は、識別変数、層化変数、そして動態(法的形態別の企業)変数として用いられている。任意変数は括弧書きされている。



	法的単位	企業	地域単位
識別変数			
識別番号	1a	3a	2a
+外部識別番号	1j、1k		2i
名称及び住所	1b		2b
法的形態	1f		
層化変数			
主要活動		3c	2c
二次的活動		3d	(2d)
付随的活動			2k
規模:雇用者		3e	2e
規模:取引額		3h	
規模:純資産		(3i)	
地理的場所			2h

動態変数			
開設日	1d	3f	2f
停止日	1e	3g	2g
関係変数			
支配している単位	(1g)、(1h)	3b	2j
その他の変数	1c、1i		

5B - 識別変数

識別番号

5.7 識別番号は、特定された単位の存続期間中は変更してはならない(後論するように、法的単位については例外がありうる)。従って、その単位が持つ属性は単位の存続期間中に変わりうるが、識別番号はこういった属性とは独立でなければならない。

5.8 特に意味のない一連番号とコンピュータのコントロールキーを各単位に付与するのが望ましい答であることを経験は示している。

5.9 いろいろな種類の単位の識別番号による混乱を回避するのが重要である。このため、各タイプの単位に対して異なる(長さや文字の種類)の識別番号の編成を採用するのが望ましい。

5.10 法的単位 - 変数 1a: 識別番号

法的単位の識別番号は、統計ビジネス・レジスターに固有のものでもまた外部(他の機関)と共通のものであってもよい。加盟国の大半の国では共通の企業識別番号が存在する。財政当局やその他の政府機関が共有している共通企業識別番号は、統計ビジネス・レジスターと他のレジスターとの結合を非常に容易にする。共通識別番号と法的単位の識別番号が同じであれば、それを更新することで、識別番号が付けられた行政情報で生じている変化を追跡できる。例えば、法的単位が自然人から法人に変更された場合、財政当局は同一の経済単位に異なる識別番号を付与することになるであろう。しかし、共通番号が統計ビジネス・レジスター上の法的単位の識別番号でなければ、共通番号は変数の一つとして扱われ、この変化の記録が維持される。

5.11 地域単位 - 変数 2a: 識別番号

地域単位の識別番号は開始から停止まで同じままでなければならない。このため、地域単位については、レジスターに固有の識別番号を使用するのが望ましい。外部(共有の)識別番号が地域単位についても存在しうるが、それらは単位の存続中に変更されることがありうることから、外部識別番号をその変化追跡のための変数とすることが推奨されている。

5.12 企業 - 変数 3a: 識別番号

企業については、継続性ルールが適用されることから、識別番号は活動の開始から停止まで同じままでなければならない。

外部識別番号と行政情報へのリンク

5.13 レジスターの一つの機能は、行政ファイルの情報を利用できるようにすることにある。従って、レジスターとこれらのファイルとは相互に関連性が維持されている必要がある。このために、行政ファイルで単位の記録に用いられている識別番号は、ビジネス・レジスターにも存在しなければならない。

5.14 少なくともいくつかの単位について共通の識別番号を使用している国では、問題は自動的に解決される。その場合、この番号を統計のために採用することは統計家の関心事であろう。しかし、そのような単位は企業の定義に完全に合致することはありえないことから、通常は企業固有の識別番号が必要となるであろう。

5.15 法的単位 - 変数 1jと1kが行政ファイルとのリンク情報である。それらは、統計のために使用できる法的単位についての追加的情報を含みうる。

5.16 変数 1j、すなわち法的単位がその中に記録され、統計で使用できる情報を持つ税関のファイルを含む他の関連するファイルへの参照変数は、税関やその他のファイルとのリンク情報を持っていなければならない。行政記録に記録されている全ての法的単位にとって、異なる関係は別々に格納されなければならない。これは、次のようないくつかの方法で実現できる。例えば、

a) 上に言及された法的単位の識別番号とともに、他のレジスターの単位の参照番号をビジネス・レ

ジスターに記録すること、

b) 法的単位が他のレジスターにも同じ識別番号で存在することを示すためにビジネス・レジスターに一つ以上のコードをつけること、
がそれである。

5. 17 一義的な識別情報が存在しない場合、名称／住所による照合あるいは他の方法によってもリンクすることができる(これは推奨事項ではないが、名称／住所による照合はミスを検出に有効である)。

5. 18 変数 1k: 加盟国間の商品の取引に関する統計についての 1991 年 11 月 7 日付理事会規則 (EEC) No 3330/91 に従って構築された共同体内の事業者の登録参照情報は、通常、域内統計として知られているレジスターへの参照を含んでいなければならない。上記の変数 1j についての説明は 1k にもあてはまる。

5. 19 **地域単位** — 変数 2i: 地域単位が登場し、統計のために使用できる情報を含む関連レジスターの参照情報は、

極端に各国特有のものである。そのようなファイルが存在しない国もあれば、一つ以上の重要な行政情報を提供し、地域単位に対して多くの参照情報を持つ国もある。関連レジスター(例えば労働行政レジスター)は地域単位に関係しているが法的単位にも関係しており、この点は非常に慎重に点検されなければならない。地域単位がいくつかの地域単位から構成される法的単位の所在地に立地している場合がそうである。複合企業の場合、同じ住所に地域単位を持ち、恐らくは統計にとって一つの地域単位を形成しているいくつもの地域単位がありうる。この場合、全ての関係が格納されなければならない。

活動状態あるいは状況

5. 20 活動企業とその地域単位だけがレジスターに記録される必要があると論じることができる。同じように、法的単位は、それらが活動企業にとっての法的手段でなければ、レジスターにとっての関心は限定的である。

5. 21 しかし、実際にはレジスターで休眠法的単位をしばしば考慮にいれ、あるいは取引を中止している企業や他の統計単位を残しておかなければならない多くの理由がある。第 11 章から 16 章で論じられるこれらの単位の動態の研究、それに休眠単位も含みうる法的単位の間支配関係の記録ができることがその主な二つの理由である。

5. 22 統計上の生存あるいは消滅、休眠、管財人の管理下などいろいろな状態を恐らく区別しながら、コードが単位の「生存」あるいは「消滅」を示すために用いられる。法的単位にとってはその状態は法的なものであり、統計単位にとってそれは「経済的」なものである。この種のコードは規則では要請されてはいないが、開始日と停止日という義務的変数を超えた有効な追加的情報を与える。

名称、住所、連絡情報

5. 23 法的単位と地域単位は、それぞれ記録されねばならない名称を持つ。同じように、全ての単位は少なくとも一つ以上の住所を持っているはずである。可能であれば郵便法で規定された特別な項目(郵便コード、私書箱番号など)、それに電話、Fax、ウェブアドレス情報が住所に補足記載されなければならない。

5. 24 **法的単位** — 変数 1b: 名称、住所(郵便コードを含む)、そして任意的項目として電話、電子メール、Fax 番号、テレックスアドレス

これらは法人あるいは自然人に関係づけることができる。自然人の場合、業務上の住所と個人の住所の両方の情報を維持するのが有効であろう。住所はできる限り詳細に記録されなければならない。任意情報、すなわち電話と電子メールが最も重要である点に留意する必要がある。

5. 25 自然人については、以下の情報を記録することができる。

- ・姓
- ・通称(例えば、法律が認めている国では配偶者の名前)およびもし持っている場合には仮名
- ・名
- ・性別(宛名用だけとしても Dear Mr/Ms)

5. 26 この情報は個人を確実に特定するにはしばしば不十分である。このため、追加的に誕生日あるいはそれが存在する国の場合には、個人識別番号を記録するのが有効である。

5. 27 法人の場合、その公式名称が記録されなければならない。しかしいくつかの国と法的形態によっては業務上の名称が非常に長い場合簡略表記される必要がある。その場合、省略に関し

て非常に厳格なルールが適用されなければならない。

5. 28 それに加えて法人は、その事業上あるいは行政上の関係でその公式名称の代りに、しばしばイニシャルや頭字語、あるいは商号を使用している。この情報を別々に記録する規定が必要である。

5. 29 **地域単位** — 変数2b: 名称、住所、それに他の識別情報

上記の法的単位については1bを参照。企業に地域単位が一つしかない場合には、別の名称は存在しないであろうが、実際の所在地の住所と連絡情報は常に記録されなければならない。地域単位の公式の名称は一般にそれを支配している企業と同じであるが、企業内の別の地域単位は別の商号(「看板名」あるいは「公告名」として使用されているもの)を使用することがありうる。商号がある場合にはそれらの記録についての規定が必要である。

5. 30 地域単位については単位の実際の所在地の住所が常に記録されるであろう。その住所は、少なくとも統計のための共同体地域単位区分(以下、NUTS 訳者)のレベル 5 に対応する国の領土区分を示すコードを与えるものでなければならない。その区分あるいは国の地理コードが単位を街路、街路区、そして建物レベルでできる限り正確に指示することができれば、それが望ましいであろう。

5. 31 単位が統計調査の際に別な住所への郵送を希望する場合、地域単位の住所とは別に郵送用住所を記録する可能性を規定するのは常に有効であろう。

5. 32 **企業** — 規則では、企業に対しては名称、住所、そして連絡情報は特に求められてはいない。企業は、それを運営している主たる法的単位の名称をしばしば使用している。そのため、記録が企業と法的単位間の関係を維持している限り、この名称を改めて記録する必要はない。

5. 33 代替的解決は、地域単位の住所だけを記録することで、法的単位や企業の場合、それらの登記された事務所(登記上の事務所は、法的単位が登記当局に対して報告した所在地)である地域単位の識別番号を記録することである。この解決策は、統計単位に関する規則の附則である地域単位の定義に関する解説注1に暗に示されており、それは、「そこでたとえ誰も働いていなくても全ての法的単位は登録事務所としての地域単位を持っていなければならない」と規定している。

5. 34 統計家によって作られた KAU や経済活動地域単位(以下、LKAU 訳者)といったその他の統計単位は、公に使用されている名称を一般には持っていない。

法的形態

5. 35 法的単位の(法的状態としても知られている)法的形態は、特定のための探索において曖昧さを取り除くだけでなく、調査標本の選定と層化のための可能な規準としても非常に有効である。企業を運営している法的形態によって情報の収集過程や調査票の微修正を行うのにそれがしばしば有効であることは経験からも知られている。

5. 36 **法的単位** — 変数1j: 単位の法的形態

単位に適用される税制が法的形態に依存していることから、法人や自然人という属性は財政的な意味で決定的である。このことは、財政記録から情報の提供を受ける統計レジスターはすべてその情報を持っていることを意味する。法人と自然人の区別に加え、統計ビジネス・レジスターが下の表に示されているような基本的内訳についてもまた記録していることがますます重要になってきている。このため、法的形態を示すコードは、各国が作成した法的形態の分類あるいは区分に従って記録されなければならない。国内市場監視のためには、理事会規則(C)No.2157/2001(2001年11月10日のOJ L294)によって規定された欧州の企業とともに、上場企業と法人企業を欧州レベルで区別できることも意味がある。この変数と変数1cとは結びついている(法的単位にとっての年次会計を公表する義務(y/n))。以下のパラグラフ5. 103を見よ。

主要な標準的法的形態(出所 ESA(95)ハンドブック 表2. 3 記述	制度部門
1. 民間企業と公的企業	S11、S12
2. 独立の法的主体として認められた協同組合と合名会社	S11、S12
3. 特別法によって独立の法的主体として認められた公的生産者	S11、S12
4. 独立の法的主体として認められなかった公的生産者	
a. 準企業を持つもの	S11、S12
b. その他のもの	S13
5. 独立の法的主体として認められた非営利組織	S11、S12、

6. 独立の法的主体として認めなかった合名会	S13、S15
a. 準企業を持つもの	S11、S12
b. その他のもの	S14
7. 個人企業	
a. 準企業を持つもの	S11、S12
b. その他のもの	S14
8. それが支配する企業集団の活動の圧倒的部分が財の生産と非金融サービス／金融サービスである持ち株会社	S11、S12

制度部門の記号

S11 - 非金融企業

S12 - 金融企業

S13 - 一般政府

S14 - 家計

S15 - 対家計非営利組織

5C - 層化変数

5. 37 識別変数としてすでに検討した所在地や法的形態とは別に、調査領域の選択や標本の決定に用いられる規準が、活動、規模、それに制度部門である。

活動

5. 38 統計単位、企業、地域単位、あるいは KAU はいずれもその活動を示す変数を伴うものでなければならない。

5. 39 企業および地域単位については、単位内で実際に行っている主要活動を NACE (4 桁) 細分類レベルあるいは NACE に基づく更に詳細な国内分類レベルで表示しなければならない。同じ単位内で同時にいくつかの活動を行っている場合、NACE の序論で規定されているルールに従って主要な一つが決定される。しかし、NACE の序論での規定とは逆に、地域単位で実際に行われている活動は、たとえその活動が企業から見て付随的なものであっても、レジスターの維持のために常に考慮に入れられる。

5. 40 重要な二次的活動については記録することが要請されている。この情報は、様々な統計、特に企業構造データの作成にとって重要である。それはまた、存在しうる KAU あるいは LKAU を間接的に決定するのに用いることができる。企業の二次的活動は、企業の全活動の 10%、あるいはその種類の国内活動の 5% を超える場合に重要であると言われている。経済活動地域単位が明示的に記録されていない場合には、地域単位の同じ情報を記録することが推奨されている。

5. 41 **地域単位** - 変数 2c: NACE の 4 桁 (細分類) レベルでの活動コード

活動コードは NACE ハンドブックのルールに従って決定される。企業にとって付随的活動である場合には変数 2k がこれを表示しなければならない。

5. 42 変数 2d: もし副次的活動がある場合には、それを NACE の 4 桁レベルで表示 (任意変数) 二次的活動は、LKAU の決定に用いることができる。

5. 43 変数 2k: 地域単位が行う活動で企業がそれに依存する付随的活動 (y/n)

地域単位が付随的単位として特定された場合、レジスターではこれが積極的に表示され、付随的単位ではないと明確に特定された場合にもその旨表示されなければならない。記号が表示されていないときはこの変数についての「情報がない」ものとして解釈されなければならない。この変数を用いて統計的分析によって、活動に要する付随的活動の費用で活動からの利益を按分することができる。

5. 44 **企業** - 変数 3c: その中に企業の主要活動あるいは全活動が含まれる NACE の 4 桁 (細分類) レベルでの活動コード

活動コードは NACE ハンドブックのルールに従って決定される。企業がいろいろな事業を営む法的資格を有する場合、行政情報は一連の活動を含みうる。しかし、そのような活動全体の規模についての量的情報は、企業が調査対象となっていなければ得られないであろう。企業が一つの地域単位だけと結びついている場合、両者の主要活動は同じでなければならない (変数 2c を見よ)。

5. 45 変数 3d: もし他に何か二次的活動があり、それらがそれぞれ要素費用で総付加価値によ

る全活動の10%、あるいはこの種類の国内活動の5%を超える場合には、NACEの4桁レベルで表示。この点は調査の対象企業にだけ関係する。

二次的活動に関する知識は大規模企業やKAUの決定にとって非常に重要である。一般にこの知識は調査から得られる。行政情報が二次的活動情報を持つ場合もあるが、恐らく正確性の点で劣るであろう。

5.46 追加的コード — いずれの分類とも同様に、NACEは活動分析のためのある規準に注目してきた。事業統計の更なる整備に進む必要がある。市場あるいは非市場のいずれの分野に入るかがを問わず、単位が遂行している活動を全て記録するのが理想である。その場合にこれは、企業あるいは地域単位が、全体として市場活動、公的非市場活動、あるいは民間非市場活動のいずれに従事しているかの格付けを行うことを意味する。

5.47 その他の追加的なコードは、継続的活動を季節的活動から区別したり、あるいは産業設備の製造に従事しているNACEの分類項目内で、実際にそれを製造している単位を修理や取り付けだけを行う単位から区別するのに用いることができる。

規模

5.48 統計単位にとって規模の尺度は、標本計画、母集団への復元、それに母集団の分析に不可欠である。規模の指標の作成には、雇用数、取引額、純資産額などのいろいろな規準を用いることができるであろう。

5.49 単位が前年に調査標本に選ばれたかどうかとは無関係に、全ての単位についてこの指標が毎年更新できることが重要である。このために、包括的な行政情報から更新できる指標だけを用いる必要がある。この制約のために可能な指標の選択は限定される。

a)雇用に基づく規模

5.50 レジスターは従事した実人員を記録しなければならない。主たる目的は、雇用の計測ではなく層化変数の確保にある。従事者については1993SNAのパラグラフ7.23で、「従事—雇用あるいは自営—として分類するために、人はSNAの領域内の生産に該当する活動に従事していなければならない」と定義されている。これは、事業構造統計規則に変数(16 11 0)として定義されている雇用者とは正確に同じではないが、ビジネス・レジスターにとってはその違いは無視することができる。

5.51 ほとんど全ての加盟国で実数が記録されている。これが可能でない場合には、規模コードを用いなければならない。規則で定義されている規模階級は、0、1、2、3-4、5-9、10-19、20-49、50-99、100-149、150-199、200-249、250-499、500-999、1000人以上である。フルタイム換算(あるいは人数、5.56参照)で1/2人以下は0人を意味する。パラグラフ6.16には、非常に小規模な企業における雇用についての議論が含まれている。

・雇用とは何か?

5.52 雇用総数は、非常に小規模な単位の調査サンプルの層化に好ましいものであり、レジスター規則でも採用されている。この数字はいくつかの国では直接入手できるが、全ての単位の有給雇用者数にしかアクセスできない国もある。しかし、有給雇用者データを用いることで、調査された小規模単位の標本の雇用者総数とそれとの違いを統計的に計算することができる。このため、雇用総数については、例えば法的形態と活動に従って計算された(就労経営者を含めた)無給雇用者を示す定数を有給雇用者数に加えることで、統計的に調整することができる。個人事業主の場合、雇用総数=有給雇用者数+1、共同経営の場合、雇用総数=有給雇用者数+2である。行政情報の入手可能性によっては、もっと精緻な方法が考案されている国もある。

5.53 このようなことから、国際的調和の必要を充足するために、国のレジスターでは雇用総数が直接的あるいは間接的な測度として採用されている。

・いつの時点での雇用か?

5.54 雇用の計測に用いられる時間参照は年でなければならない。すなわち、労働力は年平均でなければならない。もっとも、他に利用できる情報がなければ、年の任意時点での雇用(従事)者数を用いて近似させることができる。年平均をどう計算するかは、レジスターの更新頻度に依存する。単位が年間の一定期間だけしか運営されていない(季節営業、新規企業)場合には、その期間の平均が計算されなければならない。

5.55 この選択は、主要活動に関するそれと整合的である。後者は年次調査の結果によって更新され、従ってそれは、理論的には、特定の時期の主要活動ではなく年間を通しての平均的な主要

活動をあらわす。

・フルタイム換算による雇用か人数による雇用か？

5. 56 人数とフルタイム換算(以下、FTE 訳者)はいずれも一定の優位性を持っており、可能であれば人数と FTE の両方で雇用を記録することが推奨されている。人数とは、単位によって雇用されているフルタイムとパートタイムの物理的人数である。FTE は国民経済計算で定義(FTE 雇用は、フルタイム換算職数で、就労時間の総数をフルタイムで働いた年平均値で割ったもの)されているもので、事業構造統計(変数16 14 0)である。FTE は人数よりも正確な労働投入の測度であるが、「フルタイム」の概念が異なりうることから、定義は実際には FTE データを比較可能なものにしていない。行政に基づくデータの場合、いくつかの国では FTE を計算することができない。もう一つの可能性が「就労時間」を直接使用することである。これは雇用統計では歓迎されているが、データの入手可能性についての説明は、この変数にもあてはまるように思われる。

5. 57 **地域単位** — 変数 2e: 附則のパラグラフ 3e に記された労働力の規模

この変数は上記のルールに従って計算される。

5. 58 **企業** — 変数 3e: 従業者数によって計測されるがそれができない場合には規模階級で計測される

この変数は上記のルールに従って計算される。企業が一つ以上の地域単位と結びつけられていることから、企業の労働力の規模は地域単位のその合計に等しくなければならない。

・賃金・報酬取得者指標

5. 59 たとえ規模指標が雇用総数に依存しているとしても、賃金と報酬取得者の存在を反映する二値指標の追加は常に有益であろう。

b) 取引額に基づく規模

5. 60 主として周期調査そしていくつかの活動分野にとっては、雇用数による層化は必ずしも適切でない場合もある。更に、追加的変数の使用が正確な計算にとって有効であろう。その他の規模指標が使えるのが望ましいのはこのためである。

5. 61 このようなことから、企業の規模はその取引額によっても計測されなければならない。実際の取引額が数値として使用される必要がある。それが入手できない場合にだけ、コードは(ユーロ表示の)規模階級で、100 万未満、100 万—200 万未満、200 万—400 万未満、400 万—500 万未満、500 万—1000 万未満、1000 万—2000 万未満、2000 万—4000 万未満、4000 万—5000 万未満、5000 万—1 億未満、1 億—2 億未満、2 億—5 億未満、5 億—10 億未満、10 億—50 億未満、50 億以上、となる。

取引額がある遅れを伴って入手できる場合がある。このことは、特に企業動態にとって問題を引き起こすことがあり、パラグラフ5. 64に示されているように、取引額の補正が必要となる。

5. 62 使用される取引額の定義は、事業構造統計で用いられる変数の定義に関する委員会規則 2700/98 に次のように与えられている。

「取引額とは、観察単位が参照期間の間に作成したインボイスの総額で、これは第三者に供給された財とサービスの市場販売に対応する。取引額からは単位と顧客の相対による送付を受けた VAT の適用除外とその他の取引に直結した類似の税が特例として控除されるが、単位が送付した財あるいはサービスに関するあらゆる賦課金と税が含まれる。

それはまた、料金がインボイスで別記されている場合にも、顧客に手渡されるのにかかる他の全ての経費(輸送、梱包など)も含んでいる。返却される梱包額とともに、割引、リベート、それに値引きは控除されなければならない。企業会計におけるその他の営業所得、金融所得、そして特別所得として分類される所得は取引額から控除される。公的当局あるいは欧州連合の機関から受け取った営業補助金もまた控除される。」

5. 63 これは、企業に関するある種の年次会計に関する第 4 回理事会命令(78/660/EEC)の第 28 条で与えられている次の定義に沿っている。

「純取引額は、企業の通常の活動において生産物の販売とサービスの提供から得られる額から販売リベート、付加価値税(以下、VAT 訳者)、そして取引に直接関係するその他の税を控除したもののからなるものとする。」

5. 64 国庫の歳入情報は、通常、法人所得税あるいは VAT 申告書に基づいてこの情報を提供することになる。企業が VAT 適用除外企業あるいは法人ではない場合には、この情報は入手できない。しかし、それらのケースは、ほとんどの場合、変数が任意である集団(取引額 200 万ユーロ未

満)に属することになる。可能であれば、ビジネス・レジスターにこの閾値未満の取引も常に加えることが推奨されている。活動分類別に計算した一人当たり標準取引額を用いて雇用レベルからそれを推計する方法が一つ考えられる。

5. 65 目的の異なるいろいろな行政情報から取引額が得られることから、この変数は常に一意とは限らず、偏りが生じることがある。この変数についての情報を入手するのに調査も利用できる。

5. 66 注

- ・掛売りは納品の時点で記録される。
- ・企業において実際に記録される取引額が計算される。(例えば、旅行業者のような)商活動では、企業は仲介者として行動し、その場合に取引額は「仲介料」からなる。あるいは「送り状取引業者」として、取引額は購入／再販売、すなわち、顧客が実質的に支払った額からなる。(それは、「生産物の価値」によってのみ計算することができる「純価値」の問題ではない)
- ・取引額には、企業(あるいは地域単位)の主要活動だけでなく、副次的活動に関係する財とサービスの販売が含まれる。
- ・国に代って販売者が徴収したVATは取引額から除外される。間接税は、販売される生産物の価格に生産物の種類ごとに所定の料率で課される。
- ・取引額は欠くことのできない会計データである。一つの活動あるいは一つの企業を他と比較するのにそれが常に使えるわけではないが、それは生産物別の再区分を可能し、輸出を確認できる唯一の変数である。

5. 67 企業 — 変数3h: 財とサービスの販売純取引額(金融仲介業を除く)。それが得られない場合には規模階級に割り当て。

c) 純資産に基づく規模

5. 68 企業 — 変数3i: 純資産(負債を控除し減価償却を考慮後の資産 — 金融仲介業のみ)(任意変数)

その活動がNACEの大分類Jに属する金融市場部門の企業にとって、純資産がしばしば有効な規模規準となる。ビジネス・レジスター規則の下では、この変数を含めるのは任意である。純資産額については、規模階級でコード化せず原数値を記録するのが推奨されている。

5. 69 純資産額は企業の貸借対照表に依拠しており、純資産額(減価償却を控除)から流動負債額を控除することで得られる。

地理的位置

5. 70 変数2h: 地理的位置コード(地方単位)

地域単位の実際の住所と郵便コード(できれば別々の変数)は変数2bに記録される。これらは、NUTS 区分、できれば最も詳細なレベルで、単位の地理的位置に関する区分を行うのに用いられなければならない。行政地域、通勤圏、保健区や学区などの国のその他の区分も、必要に応じて作成され、格納される。

制度部門

5. 71 各企業は国民経済計算のために制度部門(そしてできれば副部門)に分類できなければならない。このことはレジスター規則の要件ではないが、加盟国の統計体系の要請により実際には必要になるであろう。

5. 72 欧州国民経済計算体系(ESA95)は、次の制度部門を区別している。

- ・非金融企業
- ・金融企業
- ・一般政府
- ・家計(消費者あるいは経営者として)
- ・対家計非営利サービス組織
- ・その他

5. 73 このため、企業にとって「制度部門」コードを記録することがありうる。このコードはいくつかの場合には暗黙のもので、その他の明示的に記録されたコードから計算できるものである。

5. 74 全体的に企業の活動が営利的なものであるかどうかを示すコードは、公的行政部門と対家計非営利サービス組織を区別することで最初の区分を可能にする。

5. 75 その場合、企業の主要活動は、「金融法人企業」を別掲する。

5. 76 家計部門と結びついた企業から金融企業と準金融企業とを区別するのに進むのに、企業を運営している法的単位の法的形態と、法的単位が自然人である場合の納税義務の評価のための年次会計の維持の有無といった二つの規準が適用されなければならない。

5. 77 このため、企業が自然人によって運営されている場合、彼らが会計を維持しているかどうかを示す中間的コードを提供するのが適当であろう。そのコードは恐らく、その会計に基づく利益（現実利益）に課税されるかあるいは評価に基づく課税かを記録することになるであろう。

市場属性	企業の主要活動	法的単位の法的形態	会計の維持	制度部門
公的非市場	/	/	/	公的行政
私的非市場	/	/	/	民間非営利組織
市場	NACE 大分類 J	/	/	金融法人企業
	NACE 大分類 J 以外	法人	/	非金融企業および準法人企業
		自然人	維持	非金融企業および準法人企業
			非維持	家計

5. 78 非金融法人企業と準法人企業部門では、単位は

- ・公的企業
- ・外国支配の民間企業
- ・国内支配の民間企業

のように副部門に区分されなければならない。

5D - 動態変数

5. 79 企業と地域単位の母集団の第一次的な動態分析ができるように、各単位について少なくとも二つの変数（期日）が記録される必要がある。

a)創設日

5. 80 **法的単位** - 変数1d: 法人の設立日あるいは自然人の経済事業者の公的承認日

「公的承認日」とは、VAT 番号であるかどうかは別として、識別番号が付与された日でありうる。これは一般に、企業が正規の経済取引に従事するための前提条件である。統計レジスターが通常、社会保障、国庫歳入行政、あるいは類似の情報源からファイルの提供を受けることを前提すれば、公的承認日は常に存在し、ビジネス・レジスターに格納されなければならない。

5. 81 **地域単位** - 変数2f: 2cにそのコードが与えられる活動の開始日

文字通りに解すれば、この期日は、現在の主要活動（地域単位はそれ以前にも存在しえた）の開始日にあたる。これが継続性ルールと非整合的になりうることから、その日は地域単位の誕生あるいはその他の創設の日にあたらなければならない。その開始日は、調査あるいは行政情報から入手できる。

5. 82 **企業** - 変数3f: 企業の活動の開始日

この日は、企業の誕生あるいはその他の創設の日にあたり、企業に対して継続性ルールが適用されなければならないことから、変数1dとは異なる。誕生の日は、基本的に最初の財務的付託が行われた日であるが、現実にはそれは行政情報における登録日にあたる。

b)停止日

5. 83 **法的単位** - 変数1e: 法的単位が企業に対して法的責任を停止した日

この期日情報の収集は容易ではないが、恐らくそれが発生した正確な月日という事象の登録よりもずっと重要である。基本的に、法的単位は、

(a)法的単位が存在を停止する場合

(b)法的単位のあらゆる生産手段が、企業に対して責任を負う別の法的単位によって購入されるかあるいはそれに移転される場合、企業に対する法的責任を停止する。

5. 84 事象(a)は、明確な日を伴わないように思われる。法的単位の側から公式にその消滅を発表することの利益は通常、何もない。特に、これはしばしば活動を次第に低下させる過程であるが、仮に活動が完全に停止する場合にも、経営者はそれが将来再会できると考えることもあり、そのために法的名称、税番号、その他の法的特性を保持することに関心を持つことがある。

5. 85 活動と消滅の間には、単位が「休眠中」として記録される不活動期が通常存在する。雇用者なし（課税源泉徴収申告ゼロ）、税応諾の停止、あるいは再三の努力にもかかわらず単位との連

絡が取れないことがそのような状況の兆候となりうる。

5. 86 そのような状態が 24 ヶ月連続して初めて単位は統計ビジネス・レジスターから削除され、それが停止日として記録に残される。適切な期間として 24 ヶ月を選ぶことで、レジスターの年次更新が可能となり、それは、単位が実際に消滅したとみなされるまで 2 年間不活動状態でなければならないという企業動態の要件にも合致する。しかし、持ち株会社のように、このルールに従えば「休眠中」とみなされるが、レジスターに維持されなければならない単位がありうる。

5. 87 事象(b)については通常契約文書があり、それが発生した記録が存在するであろう。事象の正確な期日が統計機関に送られてきていないとしても、それが生じた年はわかる。

5. 88 一般にレジスター上のほとんどの法的単位は、他の法的単位とは結びついていない。そのため、ほとんどの場合、法的単位＝企業という関係が維持されている。このことは、所有者の変更といった事象が、統計ビジネス・レジスターに登録された新たな単位が、例えば規準としての位置や活動を使って既存の単位に対して点検されなければ、知られることなく経過することを意味する。昨年度あるいはそれ以前に発生していた事象がほんの最近登録される場合がありうることを意味する。

5. 89 ビジネス・レジスターに新しい関係を含め、前年にそれが生じたと仮定することで統計目的には十分であるが、(例えば電話による)直接的点検が推奨される。

5. 90 そのような事象が統計的には稀であることから、問題の単位は、変化の正確な性質を点検し、それに関する知識を得るために調査されることになる。統計ビジネス・レジスターに実際の情報を保管する点に関して、

- ・状況 A: 全ての単位の現在と過去のデータについて必要な期日をすでにレジスターが保有
- ・状況 B: レジスターの過去のデータについて、かなりの数の単位で期日が入手不可能

という二つの可能性がここで考えられる。

5. 91 レジスターの現在そして将来に関する限り、これら二つの異なる状況は、同じ推奨に帰着する。過去の一連の数値が入手できるかどうかだけが問題である。どの単位が過去二期の間不活動であったかを見るために $t-2$ 期、 $t-1$ 期、そして t 期の母集団を比較してレジスターを毎年「きれいにする」ことがこのために推奨されている。結果的に停止日が追加され、その単位はそれ以上レジスターに活動単位として登場しないことになる(これまでと同様に、持ち株会社のような「もともとからの休眠」に関して若干の手作業による点検が必要であろう)。

5. 92 **地域単位** — 変数 $2g$: 活動の最終停止日

この変数は、地域単位の消滅またはその他の削除にあたる。法的単位についてすでに上述(変数 $1e$)したように、参照年の間に地域単位が存在を停止した事実が分かるだけで、その正確な期日は得られない。

5. 93 **企業** — 変数 $3g$: 事業活動の最終停止日

この変数は、地域単位の消滅またはその他の削除にあたり、地域単位の対応する変数 ($2g$) と類似した方法で解釈される(上記を参照)。企業の継続性に関してある種の条件を充足しなければならないことから、地域単位または法的単位と企業との関係が点検される必要があることを付記することができる。(第 14 章参照)

c) レジスターへの記載日

5. 94 現実世界の事象とそのビジネス・レジスターへの反映の間の時間差の分析といったような目的のために、法的単位または地域単位のレジスターへの登録日情報を持つことは意味があるであろう。これはレジスター規則の要請ではない。

5E - 単位間の関係を示す変数

組織的關係

5. 95 法的単位とそれが運営する企業との関係、そして企業をそれに従属した地域単位と結びつける関係は明確に特定されなければならない。

5. 96 **地域単位** — 変数 $2j$: 地域単位がそれに依存するレジスターにおける企業識別番号

地域単位と企業とは結びついていなければならない。企業の識別番号を地域単位のファイルに付けることでこの結びつきをレジスターに含めることができる。他の方法も考えられる。例えば、企業が一つの地域単位だけから構成される場合、ビジネス・レジスターのもう一つの(単純な)整理が可能である。

5.97 企業 — 変数3b: 企業に対して法的に責任を持つ法的単位の識別番号

これは一つの法的単位からなる企業の問題ではない。複合企業の場合、全ての法的単位の識別番号と単位相互間の関係が記録されなければならない。

支配関係

5.98 二つの任意変数が法的単位の間支配関係を記述している

変数1g: 自然人以外で法的単位を支配している非居住法的単位の名称と住所

これはグローバルゼーション統計にとって重要な変数である。正確な情報の入手と更新が困難であることから、非居住の支配単位が存在するという表示が、容認できる妥協である。

変数1h: 法的単位を支配するレジスター上の法的単位の識別番号

これは企業の図式化と企業集団にとって不可欠であり、そのために、それを統計ビジネス・レジスターに加えることがますます重要になってきている。支配の定義は第21章で論じられる。追加的に株式保有を記録した単位の中で一定額の株式を保有する全ての単位を特定することも、もしそれが可能であれば有効であろう。これは、単位が他の単位によって支配されているかどうかについての情報を与える。

企業集団

5.99 レジスターの中心は企業と地域単位であるが、企業が集団の構成員であるという事実も考慮する必要がある。

5.100 集団の構成員であることは、企業の成績や行動の分析にとっての重要な層化規準であり、この規準は、調査分野の選定の際に時々考慮に入れなければならないであろう。

5.101 集団は、同じ法的単位が直接あるいは間接的に支配している一群の企業である。支配は、企業を運営する法的単位の経営者を指名する権限として行使することができる。一群の企業である集団は、企業を運営する一群の法的単位よりも大きいことがあり、集団を形成し休眠中の法的単位を含みうる一群の法的単位と見ることもできる。

5.102 従って、集団という事項は、企業間の関係というよりはむしろ法的単位間の関係によって記録される。しかし、「集団の代表」である法的単位が時間とともに変化するから、集団の歴史的追跡にはこの解決は不都合である。このために、独自の識別番号を持つ明示的な単位として集団をレジスターに導入するのがより有効である。本マニュアルには、独立の章として企業集団に関する第21章が設けられている。

5F - その他の変数

5.103 レジスター規則では法的単位はさらに二つの変数を持つことが要請されている。

変数1c: 法的単位が年次会計を公表する要請 (y/n)

この要請は、国によって異なりそして通常、法人あるいは上場企業に関係する国の法規に依存している。公表された会計から得られるデータは、秘密保護の適用外で他の統計機関との交換に適しているが、例えば、調査を通して収集されたデータにこれらのデータがリンクされている場合は常にそうであるというわけではない。

変数1i: 委員会命令 80/773/EEC の意味での法的単位の「公的企業」特性 (y/n) (法人のみ)

公的企業はこの命令の第2条に「公的当局が、その所有、それへの財政的出資、あるいはそれを支配している規則を根拠に、直接あるいは間接的に支配的影響力を行使しうる企業として定義されている。公的当局による支配的影響力は、これらの当局が企業に関して、

- ・企業の払込資本の半分以上を保有しているか、あるいは
- ・企業の発行株式に伴う投票の過半数を支配し、あるいは
- ・企業の管理、経営、あるいは監督陣の構成員の半数以上を指名できる

場合に想定される。」

この特徴は、一つの法的形態であり、行政情報からそれは入手されるであろう。それは、行政が異なれば異なって解釈されるであろう。

5G - ビジネス・レジスター規則との関連

5.104 本章はビジネス・レジスター規則によってレジスターに含めることが要請されている各単位が保有すべき変数について説明している。従って、規則の変数についての作業上の説明は、規則の解釈とみなすことができる。

第6章 レジスターの範囲

2003年3月第一次改定

目次

- 6A はじめに
- 6B 世帯の活動
- 6C NACE 大分類 Q
- 6D NACE 任意分類の導入
- 6E 零細企業
- 6F ビジネス・レジスター規則との関連

6A - はじめに

6.1 ビジネス・レジスターは、ルールとして、国民経済において活動し、市場価格で国内総生産(GDP)に貢献する全ての企業(およびその法的単位と地域単位)を記録しなければならない。このことは、しばしば経費の関係で現実には必ずしも可能ではない。しかし、国際比較のためには、ビジネス・レジスターの範囲が一定の基準に合致し、単位集団が対象外とされる場合にも、その経済規模が評価される必要がある。ビジネス・レジスター規則は、それに登録される単位と除外可能な単位を定義している。

6B - 世帯の活動

6.2 ビジネス・レジスター規則は、

- ・世帯が生産する財が自家消費用途のものである限りにおいて、
- ・世帯が生産するサービスが、保有財産あるいは賃貸資産の貸出しを含む(欧州共同体経済活動統計分類—NACEの中分類70.2)限りにおいて、

その要請は世帯に対しては適用されないことを規定している。

6.3 第一に、生産物は、例えば自宅の庭での収穫物としてその世帯で消費され、また例えば趣味的活動として世帯で投資されることがありうる。その生産が自家消費よりも大きく、例えば余剰野菜が市場の店舗で販売されるなど、余剰物が何らかの方法で販売や取引される場合に限り、一般に企業とみなされる。自分のためにサービスを生産している世帯も同じようにビジネス・レジスターから除外されなければならないが、二つの特別な事例に特に言及しておく必要がある。

a)NACE 中分類 70.2 保有財産の貸出し

6.4 一般に賃貸は小規模であることから、レジスターを必要以上に膨らませることがないように、貸地貸家世帯をレジスターから除外することが推奨されている。より規模の大きな賃貸は一般に企業が行っているもので、これはレジスターに含められなければならない。しかし、使用する行政情報によっては世帯と企業による賃貸の区別が困難な場合もありうる。その場合、国の統計機関は賃貸を行っている世帯(あるいはその一部)もまたレジスターに含めざるを得ない。同一の管理下にある他の法的単位に対して資産を賃貸する目的で法的単位が作られる場合があることも指摘しておく必要がある。そのような法的単位は独立の生産要素とみなすことができ、第19章で更に検討される。

b)NACE 大分類 P 家族従業員を雇用し自家消費と区別できない個人世帯の生産活動

6.5 NACE Rev1.1では、大分類Pは、

- 95 家族従業員を雇用している世帯の活動
- 96 自家消費と区別できない財を生産している個人世帯の活動
- 97 自家消費と区別できないサービスを生産している個人世帯の活動

という3つの中分類に区分されている。96と97は、ビジネス・レジスターから除外されるべきである。

6.6 中分類95は、家族員を例えば家政婦、料理人、給仕、召使、庭師、運転手、門番、子守、家庭教師、秘書などとして雇う世帯の活動に厳格に限定されている。この中分類に格付けされている単位は一般に経済調査の対象外とされるが、それを統計ビジネス・レジスターに含めることで、これらの単位の雇用者が恐らく含まれる労働力調査や人口センサスといった雇用者あるいは世帯による調査と関係づけてレジスターを使用できるようになる。

6.7 中分類95はビジネス・レジスター規則では統計ビジネス・レジスターの対象から明示的には

除外されてはならず、多くの加盟国は少なくともある程度は含めている。この中分類に格付けされる単位についての情報は、雇用主に関する行政情報から一般に得られる。中分類95に格付けされる単位をレジスターに含めることの隠れた有用性は、雇用主としての世帯が非常にしばしば他の(「実業」)にも従事しており、彼らをレジスターに加えることで、二つの活動を区分するのにも役立つことになる。結論的には、中分類95をレジスターに加えるのは有益ではあるが、それは各国の国情に応じた任意のものともみることができる。

6. 8 大分類 P と中分類 70.2 のいずれの場合も、企業の法的根拠としてレジスターに登録されている自然人(法的単位)の事業活動から区別されなければならない。それが家族を雇用している場合にも、この企業の雇用者に加えてはならない。同じように、自分の建物の賃貸料として受取った額は、その建物が実際に企業の生産要素として使われていなければ、自分の企業の「純売上高」に加えてはならず、また建物の価値を企業の「純資産」に繰り入れてもならない。

6C NACE 大分類 Q

6. 9 NACE 大分類 Q (治外法権の機関、組織)は、国際機関、大使館、それに外国政府代表部からなる。これらは二つのグループに分けられる。

(i) その敷地が別の国の経済領土の一部をなすと見られるもの(例えば、大使館、領事館、軍事基地)

それは本国のビジネス・レジスターに単位として入れられなければならない。そのような単位は、恐らく支配国(施設使用国 訳者)ではNACEの大分類Lとして扱われることになる。このような単位は、提供国のビジネス・レジスターに入れてはならない。

(ii) その敷地が他の国の経済領土の一部とならないもの

これは、国際機関(例えば国連および関係機関、欧州委員会、経済協力開発機構、国際通貨機関、世界銀行など)のような単位からなる。それは(欧州経済計算(ESA95)2.05-2.06の定義により)技術的に提供国の経済領土とはなりえないが、それがどの国のビジネス・レジスターにも含まれないことになるため、完備性のために提供国のビジネス・レジスターに含められなければならない。各国の統計機関は、作成する様々な統計にこの種の単位を含めるかどうかを決めることができる。これはビジネス・レジスター規則に準拠したもので、この種の治外法権組織の雇用者をセンサスや分析において自国の雇用主の活動とみなすことができる。

6D - NACE 任意分類の導入

6. 10 ビジネス・レジスター規則は、その主要活動が下記のNACE大分類に該当する単位を任意登録とすると規定している。

- A 農業、狩猟、林業
- B 漁業
- C 公務及び防衛;社会の安全に必需なもの

6. 11 (大半の加盟国が行っていることであるが)任意の部門をビジネス・レジスターに含めるのが強く推奨されている。これは、農場や政府単位等の統計あるいは行政レジスターを結合することで実現できることがある。

6. 12 任意の部門を含めることは、登録が任意とされる部門と義務的とされる部門の両方で意味のある活動を行っている企業を取り扱う上で大いに有効である。例えば、農場が旅行者に宿泊を提供し、主要活動が年によって変更することは日常的にある。その主要活動が任意的部門である企業が義務的部門における二次的活動を行っている場合、それは、そのその活動を行っている地域単位とともにレジスターに含めなければならない。

6. 13 大分類 L の統計単位の定義は、しばしば問題となる。それは行政情報における公的部門の単位の定義の取り扱いが国によって異なることで一層複雑となる。企業の定義で既に述べた「意思決定におけるある程度の自主権」が多くの場合問題となるが、政府機関については(ほとんどの加盟国が行っているように)企業とみなすことが推奨されている。公的部門の単位の図式化については後の章で更に検討する。

6. 14 政府単位の取り扱いは、いろいろな意味合いを持っている。もしそれを企業として扱えば、例えば学校はM、病院はNというように、それぞれの活動に応じてNACEの大分類に格付けされる。しかし、もしそれらが政府すなわちLの地域単位として取り扱われるなら、Lがレジスターに含まれな

ければ、レジスターの対象外に置かれる。

6E - 零細企業

6. 15 企業は全て、その規模の大小を問わずルールとしてレジスターの対象となる。しかし、ビジネス・レジスター規則には、「加盟国にとって統計的に重要性を持たない小規模企業をどこまでレジスターに含めるかは、第9条に規定されている手続きによって決定するものとする」と記述されている。同じ国でも多様な閾値を持つ行政情報にレジスターが主として依存していることから、これに関する判断は示されていない。

6. 16 統計単位に関してビジネス・レジスター規則は、地域単位の定義では、いくつかの例外を除き、パートタイマーだけの場合を含め、一人以上が地域単位において(企業においても同様)働いていなければならないと規定している。最低限の労働量を含む生産要素を組合せることなしには企業は創設できないと考えられる。従って、無給であろうと有給であろうと、企業というものは雇用を提供しなければならない。当座の方策として、半日労働1名以上を雇用する企業はすべてレジスターの対象とすることが合意されている。それより低い閾値の使用もまた規則に合致している。

6. 17 しかし、パートタイマーも誰も働いていない企業が、自動的に対象外となるわけでは必ずしもない。他の情報、特に取引高が最初に点検されなければならない。例えば、企業集団内部での法的単位や企業の再編が雇用がない理由となっているのかも知れない(複合企業の扱いについては第19章を参照)。雇用に関するルールの最大の例外は持株会社であり、それが一つ以上の企業を支配している場合には、雇用の申告がなくとも企業として記載されなければならない。

6. 18 レジスターにおける過少把握で最も問題となるものの一つが、NACE のいくつかの大分類項目で非常に重要な役割を演じている専門的自営業者(雇用なしすなわち雇無業主企業)である。多くの国は、例えば社会保障、個人の課税ファイル、同業組合のファイル、医者名簿などといった、少なくともこれらの一部を把握する行政情報を持っている。残念ながら全ての国の統計機関がそのようなファイルに公式にアクセスできる権限を持っているわけではない。それにもかかわらず、可能な限りこのような単位を統計ビジネス・レジスターに含める試みは行われなければならない。

6. 19 「財あるいはサービスを生産している組織単位」には、企業としてレジスターに含めることのできるものもあるが、それらは雇用や取引閾値基準に合致していないことから、レジスターの維持に使用される行政情報には含まれていない。これらは、例えば統計的に意味のない非営利組織として扱われうる(意味のある非営利組織は、少なくともボランティアでの雇用を記録しなければならない)。理想的には、こういった単位はレジスターに含まれるべきであるが、この種の単位の更新は非常に難しくまた非常な経費を必要とする。ありうる対処策としては、それらをレジスターから除くこと、あるいはそれをレジスターに含める場合にも調査や分析からは除外することが考えられる。

6F - ビジネス・レジスター規則との関連

6. 20 本節はレジスター規則第3条、レジスターの範囲の解釈を取り扱っており、規則の解釈とみなすことができる。

第7章 法的単位と企業

2003年3月第一次改定

目次

- 7A はじめに
- 7B 定義
- 7C ビジネス・レジスターの概念モデル
- 7D 法的単位の属性
- 7E 法的単位間の関係
- 7F 企業と法的単位間の関係
- 7G 「擬似法的単位」の考慮
- 7H 複合企業の範囲
- 7I ビジネス・レジスター規則との関連

7A - はじめに

7.1 本章の目的は、第一に法的単位と企業を説明することにある。われわれは、いくつかの法的単位がなぜ、またどのような形で一緒に同じ企業の法的基盤を形作るかについても検討する。

7B - 定義

法的単位

7.2 それらが直ちに統計単位ではないことを確認した上で、統計単位規則(共同体内の生産体制の観察と分析のための統計単位に関する1993年3月15日付理事会規則(EEC)No.696/93)は、「法的単位について、

- ・法的単位の所有者あるいはその一員である個人や組織とは独立にその存在が法律によって承認されている法人
- ・他に依存することなく経済活動に従事している自然人

」と規定している。

7.3 自然人に関するこの限定は、他に依存することなく経済活動に従事していない者が法的単位ではなく、また基本的にそれらの法的単位が事業統計に関係しないことを意味しない。

7.4 いくつかの国(例えばドイツ)では、通常、一定の制限付きではあるが、自然人の集団を法的単位として扱うことができるという特別な法的形態が存在している。もし彼らが経済的に活動していれば、彼らは統計ビジネス・レジスターに法的単位として含めなければならない。

企業

7.5 企業とは、「特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う組織単位としての法的単位の最小の組合せである。企業は一つ以上の場所で一つ以上の活動を遂行する」。このため、企業と法的単位の関係は、「企業は一つの法的単位あるいは法的単位の組合せに対応する。」と定義される。

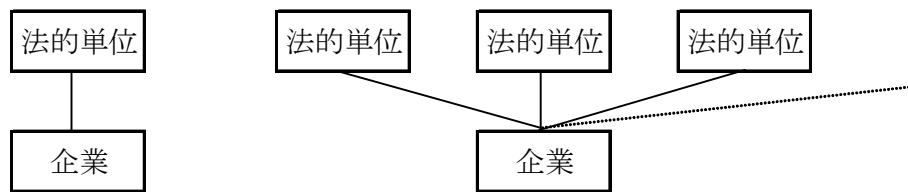
7.6 統計単位とレジスターに関する規則(統計目的でのビジネス・レジスターの構築における共同体の調整に関する1993年7月22日付理事会規則(EEC)No.2186/93)は、この関係をいろいろな形で規定している。

- ・企業が一つ以上の法的単位に関係していること
- ・法的単位が企業に対して責任を負っていること
- ・法的単位は統計単位として常に企業の法的基盤であること

7.7 これらの定義は、公的行政部門の企業については例外が許されるが、法的単位は(国の領土上の)単一企業の基本的な法的基盤であると解釈されなければならない。

7C ビジネス・レジスターの概念モデル

7.8 法的単位と企業間の関係は、以下の概念上のデータモデルによって要約できるであろう。



7D - 法的単位の属性

7.9 法的単位は法的人格を持つ単位で法律がそれに対して

- ・自らの名義で資産の保有を認める所有権
- ・自らの名前とそれを代表して活動に従事する権利
- ・第三者と契約を締結する権利
- ・その利益の防衛のための法的訴訟を起こす権利

と義務を付与している。

7.10 それは

- ・その資産と資源の処分権

といった派生的権利も持っている。

7.11 法的人格を構成するこれらの権利は、全ての国で自然人と法人に認められている。

- ・自然人という用語は、法的人格を構成する全ての権利が付与されている人間を意味するものとして法律と多くの行政当局によって用いられている。
- ・全てではないが多くの国の法律で用いられている「法人」という用語は、国の憲法や法律によって組織されたあらゆる形態の法的機構に対応するものであり、法的人格に固有な権利と義務が付与されている。

7.12 しかし、法的人格を構成するこれらの権利と義務は、制限される場合もある。例えば、未成年者は自ら資産を所有することはできるが、それを自由に処分することはできないし、第三者と直接契約を締結することもできない。彼は企業を所有することはできるがそれを運営することはできない。同様に自然人はあらゆる活動には従事しないであろう。いくつかの活動は規制されていて、例えば有資格の専門家による確認が求められる。

7.13 法的人格に随伴する一般的権利、特に派生的権利(資産と資源の自由処分)の制限は、しばしば法人の場合に見られる。大半の国では、「非営利組織」には資産や利益の関係者への再分配は認められていない。

7.14 このような権利の制限は、法的単位から法的人格を奪うものでもなければ、その存在を問題にするものでもない。そうではなく、法規がある種の法的単位に追加的な義務を課したり、それらに特別な権利を認めることがある。

7.15 法的単位ということで法規が単に権利を認めたり義務を課す場合もある。統計家が法的単位を考慮に入れなければならないのはそのためである。これらの法的単位、そしてそれだけが統計的義務の適用を受ける。

7.16 企業統計家は、企業がその活動を遂行するために生産要素を結合し第三者と契約を結ぶことから、彼が生産の組織的単位として捉える統計単位により強い関心を持っている。事業活動が法的単位という法的基盤なしで存在できないのはこのためである。

7.17 通常、企業はその法的基盤として一つの法的単位を用いる。しかしこれは常にそういうわけではない。いくつかの法的単位が一緒に事業活動を行っている場合もある。そのような提携が通常とる形態が分析されなければならない。

7E - 法的単位間の関係

7.18 法的単位は、その個々の権利や義務に由来するかあるいは少なくともそれらと整合的なものによっていろいろな関係を持ちうる。関係は、財務関係(所有や支配)と事業関係の二つのグループに分けることができる。財務関係は、可能な場合には統計ビジネス・レジスターに登録されなければならない。事業関係は一般にそのようなレジスターの対象外であるが、調査によって調べることができる。

7.19 下のリストは網羅的なものではないが、関係する単位の活動あるいは決定の自主権に影響

を及ぼす代表的な種類の関係のいくつかを例示したものである。それぞれのタイプの関係に与えられている呼称は簡単のために選ばれたものであり、それらは特徴的なものではなく、以下に続く文章に対してのみ有効である。

事業関係

7. 20 最も重要な事業関係は、下請け、外部委託、戦略的協力、市場提携、ライセンス協定、フランチャイズ協定である。事業関係の基盤となるのは、非公式協定から契約合意まで様々である。

7. 21 非公式関係

多くの法的主体は、特定の目標を達成するためにそれらの活動を結合するが、この関係を正式のものとする仕組みも署名された契約も存在しない。付託は法的拘束力を持つものではなく、提携は関係者の双方からいつでも破棄できる。このような関係を特定するのは容易でない。しかし、いくつかの国では、共同活動に従事するある個人が、共同ならびに個別責任があり、共同経営と同じように取り扱うことを裁判所が認めている。

7. 22 会員関係

団体が法人格を有するかどうかはともかく、これはほとんどの場合、規則の適用を受ける団体の会員としての参加である。従ってそれは、会員間の関係、あるいは団体が法人の場合には会と構成員の間の関係である。そのような関係は概して比較的緩いものであり、構成員にとって署名はさほど難しくなく、これは決定の自主権の本質的放棄あるいは会の負債に対する支払い義務を意味しない。関係は団体の執行役の選任権を含み、それによって団体に対するある種の支配権を持つ。

7. 23 契約関係

上の関係よりもより緊密であり、関係者の付託は契約によって決定され拘束力を持つ。関係者のある者による契約の一方的不履行は、補償請求を引き起こすことがある。

財務関係

7. 24 所有

これは自然人あるいは法人(所有主体)と法人の間の緊密な関係である。それには全面的所有と部分的所有とがある。この種の財産の処分が制限される場合もある(ある企業の株式は譲渡されない)。

7. 25 支配関係

これは、支配を行使する自然人あるいは法人と常に法人で支配を受ける法的単位の間で成立するもう一つの非常に緊密な関係である。支配する単位は、連合体の物品やその活動、資源の使用、あるいは支配される単位の管理や経営に対して支配を行使し、あるいはその行使権を持つ。支配に関する更に詳細な議論は、第 21 章そして中小企業の定義に関する 1996 年 4 月 3 日付理事会規則 96/280/EC で見ることができる(公報 L 107,30/04/1996)。

7. 26 それらは一般に相互に連携したものであるが、所有による関係(これが過半数の株式保有を含む場合にも)と支配は同じではないことを指摘しておく必要がある。それぞれ他方とは独立に存在しうる。

7. 27 法人の 50%あるいはそれ以上の所有は、通常は支配の可能性を内在させている。しかし、特にその法的形態を決定する法的規定が、事業活動のあり方(例えば、解散、他の企業との合併、増資、法人設立の約款の変更、社債の株式への変更など)の基本的決定に係る少数派の保護を規定している場合、これは常にそうとは限らない。

7. 28 支配は必ずしも過半数の所有を意味しない(支配は有限責任会社の 50%よりかなり少ない株式保有でも発生する場合がある)。

7. 29 さいごに、支配が法的単位の決定自主権に影響を及ぼしうることから、債権者と債務者の間の関係が存在し、法的単位は他方に対する債務者となりうる。そして特にこの関係が他のものと一緒にした場合、それは(社債発行、銀行借入れ、供給者に対する負債)の場合には、債務者側の単位の自主決定権に決定的な影響を持つ。

7. 30 上記の関係は相互に排反的ではない。むしろ単位間に成立している実際の間接関係を考慮に入れてそれらを組み合わせる必要がある。それは、それらを結びつける関係を通して法的単位の集団を形作ることになる。

7F - 企業と法的単位間の関係

7. 31 いくつかの法的単位が合同の事業活動を遂行するのにお互いに連携している場合、その

基礎となる企業と法的単位との関係の記録の際に、これら連携した法的単位間の関係を考慮しなければならない。

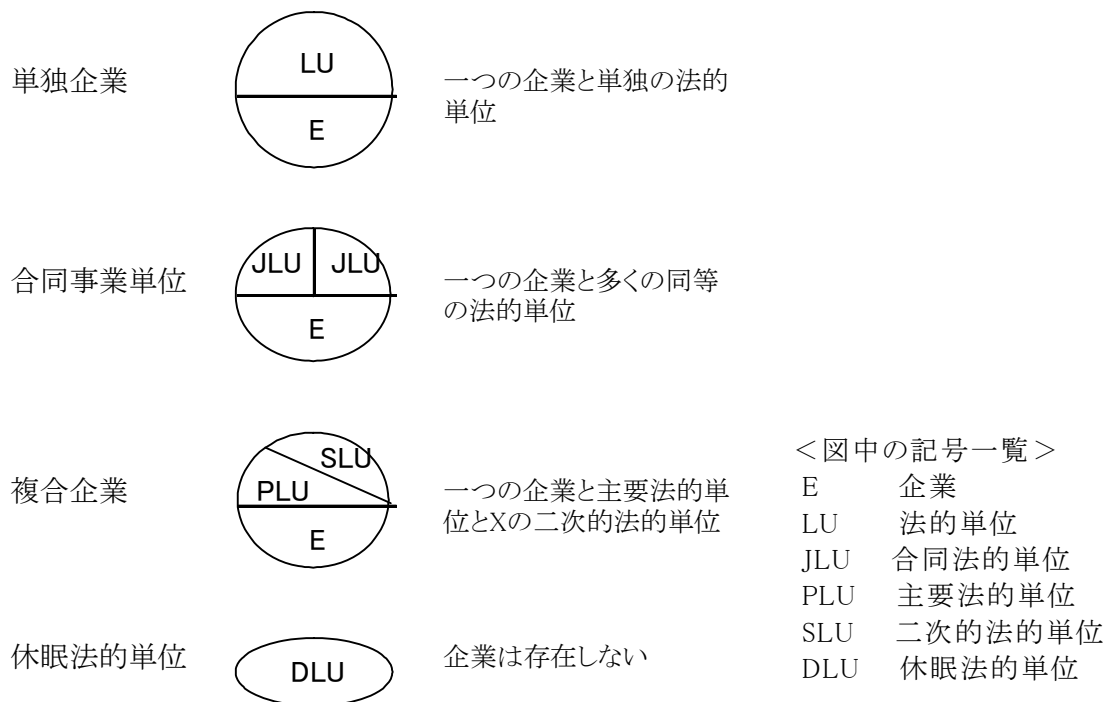
7. 32 次の3つの基本的な組合せの形態がありうる。

- ・単独企業 — これは、単一の法的単位が企業の唯一の法的基礎である一般的なケースである。
- ・共同事業 — いくつかの法的単位が緊密に結びつくことなしに企業内で共同で活動を行う。いずれの単位も他の単位を所有しておらず、まして支配はしていない。個々の法的単位は同等の法的基礎を持つ。この形態は比較的稀であり、全ての国に存在するわけではない。医師、法律家あるいは類似の職業がその例となりうる。合同企業は、それらが通常は別々の法的単位を設立することになるため、普通はこの形態には含まれない。
- ・複合企業 — 事業活動を遂行するために法的単位が過半の株式保有によって一般的に支配している他の法的単位を伴う。その場合、その法的単位は企業の主たる法的基盤とみなされ、他の法的単位は二次的と呼ばれる。どちらの法的単位が結びついて複合企業を形成しているかを決定する作業は、プロファイリングとして知られている。この問題の詳細については第19章で取り上げる。

7. 33 これら3つの形態に加えて、

- ・休眠法的単位 — それは法的には存続しており法的人格を持っているが、何らの活動も行っておらず雇用も取引もない。

7. 34 これらの形態を図式化すると以下のようになる：



7G - 「擬似法的単位」の考慮

7. 35 合同事業の事例に戻ろう。一連の独立した法的単位は、提携することでそれらの間の関係を作り上げている。

7. 36 これらの関係は、新しい自立した法人の設立という形をとるかもしれない。その場合、その新たな法人は企業にとっての法的基盤であり、その中で提携していた法的単位は消滅する。それらもはや企業とは何らの直接的関係も持たない。

7. 37 しかし、合同事業に含まれる法的単位間の関係が非公式的あるいは契約上のものでありうることから、法人格を持つ新たな法的単位を設立する必要はない。しかしそのような関係は、提携した者の間で擬似法人企業を作り上げる。それは法的人格は持たないが、しばしば国の税法あるいは企業法によって、合同企業の名前を使ってあたかも事実上の企業あるいは事実上の連合体であったように扱われている。

7. 38 擬似法人企業が「みかけの法的単位」を構成することから、統計目的のためのビジネス・レジスターの維持には、共同事業の関係企業の間で形成されるそれを法的単位と同じように記録することが推奨されている。

7. 39 その場合、もちろん擬似法人企業に関係している法的単位が他に独立の活動を持っていないければ、レジスターに含める必要はない。これらの関係する法的単位が他の企業の法的基盤として記録されていれば、それらと擬似法人企業が運営している企業との間の関係は、その関係の記述とともに記録されることになる。

7. 40 こういった「みかけの法的単位」を想定すれば、レジスターの維持のための簡単なルールを設定することが可能になる。任意の時点で企業は一つのそして唯一の主たる法的単位、すなわち、法的単位あるいはみかけの法的単位を持つ。

7H - 複合企業の範囲

7. 41 上に提起された複合企業の記述から、一つのそして同じ集団内の全ての法的単位が単一の企業を形成するという考えが導出される。

7. 42 しかし、この結論は企業の定義の二つの要素と矛盾することになる。それは、特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う組織単位としての法的単位の最小の組合せに対応する。この定義に照らして、企業は一般に法的単位の集団全体には対応しない。

どのような条件の場合に、同じ法的単位によって支配されている一連の法的単位が単一の企業に対応するとみなされないのか？

7. 43 統計単位に関する規則における企業の定義についての次の解説注が答えの一部となる。

「このように定義された企業は、ある種の条件下でいくつかの法的単位の集団に対応する経済主体である。いくつかの法的単位は、事実、他の法的単位のために専ら活動を行っており、その存在は、それなしには何らの経済的意味も持ち得ない(例えば税を理由とした)経営的要素によってのみ説明できる。雇用者のいない大部分の法的単位はこの部類に属する。多くの場合、これらの単位の活動は、経済分析に用いられる企業を形成するべくそれに所属し、付属しサービスを提供する親法的単位の付随的活動と見なければならぬ。」

7. 44 この答えは、「[財あるいはサービス]を生産している組織的単位」という実際の企業の定義と比較できる。このようにして企業は生産要素を結びつけ、その組合せは企業にとって生産を可能にする完璧なものでなければならぬ。

7. 45 統計家の目標は、企業についての完全な勘定、すなわち、国民経済計算の枠内で一連の完全な勘定を作り上げることである(ESA95)。

7. 46 ほとんどの場合、収集されるべき全てのデータは企業に責任を持つ法的単位の会計に含まれている。しかし例外がある。例えば、企業の偶然的な支出や収入の中には、いろいろな理由で、企業に主として責任を負う法的単位の会計に含まれていないものもある。企業の会計は企業の生産物の販売に対応する取引を常に含んでいるが、これは企業が遂行している生産要素に関する支出に常に適用されるとは限らない。

7. 47 企業内でいろいろと組み合わせられた生産要素に関する資金の流れの記録は、そのたびにいくつかの法的単位の会計にまたがる形で広がっている。従って、企業として意味のある会計として構成し直すためには、これらは連結されなければならない。

7. 48 このようなことから、ある生産要素のための法的基盤として、法的単位が自らの支配下に置く二次的法的単位を設立する場合、それらは単一の企業のための合同の法的基盤とみなされなければならない。

7. 49 これは、その唯一の役目がある種の職員の法的雇用者として機能する子会社を設立する法的単位の場合にしばしばあてはまる。いくつかの国に見られるもう一つの典型的な事例は、銀行からより有利な融資条件を引き出すために設備購入のために組織的に子会社を設立する土木企業である。

7. 50 法的単位を一つの企業に結びつけるルールについては、第 19 章で詳論される。

7I - ビジネス・レジスター規則との関連

7. 51 本章は法的単位と企業概念とこれらの単位間の関係を記述している。従ってそれはビジネス・レジスター規則の直接的解説ではないが、これらの単位に関する規則の諸規定の履行の助けとなることを意図している。

第8章 地域単位

2003年3月第一次改定

目次

- 8A はじめに
- 8B 地域単位一事例の限定
- 8C 主要な場所
- 8D 付随的サービスの外部化
- 8E 専従契約労働者の活動
- 8F 他の単位との関係
- 8G ビジネス・レジスター規則との関連
- 補論 特定活動のための地域単位ガイドライン

8A - はじめに

8.1 統計目的のためのビジネス・レジスター構築における共同体の調整に関する欧州議会規則は、地域単位がビジネス・レジスターに記載されなければならないことを規定している。統計単位に関する議会規則は地域単位を、

「地域単位は、企業或はその一部で場所が地理的に特定されるもの(例えば作業所、工場、倉庫、事務所、鉱山あるいは貯蔵所)。その場所であるいはその場所を拠点に、若干の例外を除き、一人以上(たとえパートタイマーだけであったとしても)がその企業のために経済活動を行っているもの。」と規定している。

8.2 この規則は、地域単位の性質に関して疑義がある場合に、どの場所で経済活動が行われているかを決定する指標を与える4つの解説注によってこの定義を補完しており、そうすることでレジスターベースにその所在地を記載しなければならないとしている。

第1点が最も重要で:

(i)「ある者が一ヶ所以上の場所(維持管理あるいは警備)あるいは自宅で就労している場合、指示が出される場所ないしは作業が組織される「その」場所が地域単位とみなされる。いかなる地域単位も、そこに配置された雇用者が特定できなければならない。しかし、企業あるいはその一部が法的根拠として機能する全ての法的単位は、たとえそこで就労する者がいない場合にも、登録された事務所としての地域単位を有していなければならない。また地域単位は、付随的活動だけを行うものであっても良い。」

(ii)「地理的に特定された場所は、厳密に解釈されなければならない。すなわち、異なる場所で同一の企業に属する二つの単位(加盟国の最小の行政単位内である場合にも)は二つの地域単位とみなさなければならない。しかし、単一の地域単位が隣接するいくつかの行政地域にまたがることもありうるが、その場合には、慣行により郵便の住所地によって決定される。」

(iii)「敷地の境界が単位の境界となり、それは例えば、貫走する公道も境界の連続性を遮るものではない。この定義は、用語の厳密な意味での位置決定に関するISIC Rev.3の序論のパラグラフ101のそれに類似している。しかしこの定義はパラグラフ102の定義とは異なる。もっとも、厳密な意味では、この統計に関しては異なるものではない。加えて、単位において就労している者の規準が通常適用される。」

(iv)「ESA-REG(ESAの地域版)は地域経済計算のための地域単位と同一の定義を使用している。」

8.3 本章の目的は、欧州連合諸国で統計ビジネス・レジスターを維持している諸機関が統一的な方法で同じように境界線上にある事例を分析できるようにすることにある。それは地域単位の動態変化の問題を取り扱うものではない。

8B - 地域単位一事例の限定

8.4 地域単位が統計ビジネス・レジスターに登録されるのには、通常、少なくとも一人以上のパートタイマーを持っていなければならない。この規則の例外は、企業にとっての法的基礎として機能している地域単位として登録された事務所で、仮に実質的活動が行われておらずまたそこでは誰も働いていない単なる住居の所在地であっても、地域単位として登録されなければならないことである。この例外が意味するところは、理論的にはレジスターが地域単位だけの登録住所によって維持され

ていること、法的単位と企業の所在地は登録された事務所としての地域単位の住所となることである。現実には、その他の住所も同様に格納されることがありうる。例えば、調査票が会計士あるいは集団の本部事務所によって作成されている場合、企業内のいずれの地域単位の所在地とも一致しないことがありうる。

8.5 企業がその事業を営んでいる全ての場所について地域単位が記載されるわけではない。そのため、企業の活動のなかにいずれの地域単位にも関係しないものがあるという結果になってはならない。地域単位がその活動を行っている場所に対応する場合にも、それは、その場所で行っている活動のみに限定されるのではなく、その場所を拠点に遂行されているあらゆる活動を含む。

8.6 このため、例えば配電会社の変電所は、そこに正規職員が配置されていない場合には地域単位ではない。しかし、施設を点検し必要に応じてそこに出向くことのできる正規職員を持つ地域事務所がその施設を運営している場合には、そこが地域単位となる。事務所が設置されている建物だけでなく、支所も含め、その事務所の監督下に業務を行っている職員配置のない全ての場所も、地域事務所にあたる地域単位となる。

8.7 この場合、地域単位別の投資調査は、恒常的に職員が配置されている場所に地域単位がない場合にも、企業の総固定資本投資を構成することになる。

8.8 地域単位の定義は、所定の場所を拠点としては行われていない活動の場合に生じる諸問題をよく説明することになる。

8.9 そのような活動は、顧客の住所（例えば訪問販売、往診）、縁日や市それに職場で発生することがある。企業がその活動を非恒常的なものとして行っているこのような場所は地域単位ではないというのがルールである。統計的には、このような活動は、それが組織された拠点の場所であたかも行われたかのように取り扱われている。

8.10 しかし、主要で長期的場所および長期契約の下で顧客先において遂行される活動（事務所の清掃、警備）の場合には、一種の分類上の線引き問題が起こりうる。そのような場合、地域単位が存在するためのいくつかの基礎的要件を考えることが有効である。

(i) 地域単位は、永続的ないしはそれに準じる組織内で完備したものでなければならない。このことは、それが日夜いかなる時点においても地域単位の物理的場所が特定できなければならないことを意味する。

(ii) 地域単位は、生産物、原料あるいは在庫品の配送を受けそれを貯蔵できなければならない。

8C - 主要な場所

8.11 主要な長期的場所は例外である。それが下記の3つの条件に合致する場合、それらは地域単位として記録するのが望ましいと考えられる。

- ・開設時点でその場所が2年以上に亘って使用されることが予定されている場合
- ・企業がその場所で50人以上を雇用していること
- ・労働力の圧倒的部分の募集と管理が現地で行われていること

8.12 現実にはこれらの指標は、レジスターの維持のために地域単位を見つけるのに必要な情報を通常提供している行政情報が実際に使用している指標に応じて各国で修正適用されることがありうる。

8D - 付随的サービスの外部化

8.13 長期契約により顧客先で遂行される活動の問題はどちらかといえば似通っている。例えば、通常、外部の業者が社員食堂やレストラン、学内食堂、清掃あるいは警備業務に従事している。

8.14 地域単位が顧客企業の構内で活動している場合、それは個々の企業とは異なるものとして解釈され記載されねばならないのか？ 大半の国で多くの付随的サービスが外部化されるという最近の動向を考慮した場合、問題は重要である。

8.15 法的単位が下請け関係によって親の法的単位のために付随的サービスを提供している場合、統計目的での一般的見解は、そのサービスが他の親子関係のない単位に対しても提供されていなければ、ただ一つの企業が存在するというものである。この場合、たとえいくつかの地域単位の有給雇用者がその場で働いていても、存在するのは一つの地域単位だけである。

8.16 純然たる外部化の場合、すなわち下請契約でサービスを提供している企業が契約企業の統括下でない場合、二つの可能性がある。

(i) サービス契約が(2年を超える)長期契約で、下請業者がその使用が許可された構内に雇用者を永続的に配置するサービス契約。これはレストランや社員食堂が契約で外部に出されている場合に一般にそうである。下請業者は自らの地域単位をその者に与えられた構内に有するとみなすことになる。

(ii) 期間の指定がないかあるいは更新が可能である場合にも(2年未満の)短期間の指定の場合、あるいは長期であっても下請業者が営業の責任を持つ敷地を提供する契約とはなっていないサービス契約。これら3つの場合には、下請業者の活動は、構内の活動として扱われる。このことは、何らの地域単位も通常記録されないことを意味する。下請業者の活動は、その場所の労働者を管理している(下請けに出している企業の)地域単位の活動とみなされる。

8E - 専従契約労働者の活動

8.17 外交販売員、巡回販売者、保険外交員のような専従契約による労働者のサービスを含む多くの活動がある。このような労働者は、彼らが企業とどのような契約にあるかで企業の雇用者として扱う場合と扱わない場合とがある。レジスターの維持にとって大切なのは、これについての判断が雇用統計にとって行われる選択と整合的でなければならないことである。

8.18 そのような労働者が企業の雇用者として扱われる場合、彼らは社内とは別のところで事業活動に従事していることになり、本務地で従業している雇用者と同じように彼らに対して指示を与え仕事を組織している地域単位によって雇用されている労働力に含められなければならない。

8.19 他方、この種の労働者が雇用者として扱うことができない場合には、その者は通常、労働者の自宅を地域単位に持つ企業の構成員とみなされなければならない。

8F - 他の単位との関係

8.20 地域単位は、企業との関連で「*地理的に特定される場所に位置する・・・企業あるいはその一部*」として定義される。地域単位の範囲を特定するのに先立って企業を決定する必要があるのはこのためである。地域単位は一種類以上の活動を持ちうるし、統計目的のためには一つあるいはそれ以上のLKAUとみなすことができる。レジスター規則には、LKAUは統計ビジネス・レジスターに含めることは要求されていないが、いくつかの加盟国のビジネス・レジスターには登録されている。統計ビジネス・レジスターにLKAUを含める主な理由は、国民経済計算にとって重要な地域統計作成の重要な手段であり、また二次的活動が事業統計によりよく表現できることにある。しかし、LKAUがさらに活動に関して個々にデータが得られない一つ以上の活動からなる場合がある点に留意する必要がある。

8.21 特定の場所での活動に関するデータを推計するには、同種生産地域単位(LUHP)を用いる必要がある。この単位は、純粋に統計的に構成されるもので、現実には観測できない場合も多く、通常は統計ビジネス・レジスターには記録されない。

8G - ビジネス・レジスター規則との関連

8.22 本節は、レジスター規則に従って記録されなければならない義務的統計単位である地域単位の解釈に関係するものであり、このため規則の解釈が検討されている。しかし、地域単位の定義を与える詳細なルールは、統計単位の定義の中に与えられているものの範囲を超えていることから、地域単位に関する情報に基づく地域についての知識が維持されているが、必要な情報が入手できないことで例外扱いされる場合がある。

補論 特定活動のための地域単位ガイドライン

8.23 活動の種類に従って地域単位を特定するための特別なガイドラインが以下に示される。これらのガイドラインは、NACE活動区分の最高レベル(大分類)に従って与えられるもので、Iについては例外的にそこに含まれる活動の性格に応じてさらに細分化されている。

A 農業、狩猟業および林業

8.24 農業と狩猟業は、その性格上広範な地域で展開され、ある特定の地理的場所に限定されることはない。その地域単位は一般に、農家の建物あるいは農業あるいは狩猟活動の拠点である

場所の所在地に置かれる。

8. 25 中分類01. 4「農業サービスおよび獣医を除く畜産サービス」に属する活動は、顧客企業の土地

において第三者によって行われる。典型的には、これらは一般に短期的な場所的活動である。これらの場所は、地域単位とは別のものとしては記録されない。

8. 26 林業と木材伐採業は一般に広大な地域で展開され、植樹、営林、それに商業目的での伐採を含む。しばしば森林あるいはその近くにある事務所がこれらの活動を指揮する。その場合、この事務所が地域単位の所在地として用いられる。問題の業務が隣接しておらず事務所の所在地から統括されている森林の地所を含む場合、これらの土地のすべてが一つの地域単位とみなされなければならない。

8. 27 付随的農業サービスと同様、中分類02. 02の「林業サービスおよび木材関連サービス活動」は、第三者による場所的活動で、そのようなものとして取り扱われなければならない。それらは契約が少なくとも 2 年以上でなければ、地域単位としてみなしてはならず、その場合に契約に明記された場所は、第三者ではなく林業活動を行っている企業の地域単位として扱われなければならない。

B 漁業

8. 28 漁家および孵化事業者は、地域単位の定義に該当する。漁船は他の営業用の船舶と同様、特別な問題を提起する。社会・海事規則では、各船舶はしばしばその所有者の事業所として取り扱われている。しかし、勸告は、レジスターを維持するために船舶を一般にその船籍港にあるその所有者の事務所を拠点とする移転活動に用いられる仕事上の手段として扱うようにしている。小規模漁業の場合、しばしば自営漁民の自宅が企業が活動している地域単位となる。

C 鉱業および石材業

8. 29 大半の鉱業と石材業は、その採取に巨大な資本投資を必要とする鉱床に関係する。鉱物は限りある資産であり、そのような生産物の備蓄資源は、長期にわたる資本支出と労働の使用を正当化するのに十分なものでなければならない。鉱山および鉱物の産出場所は、地域単位の定義に該当する。

8. 30 しかし、採掘活動の中には、永続的な固定資本設備を必要としないものもあり、同様に作業場として扱うことができる。

8. 31 泥炭の巨大鉱床の中には長期間採掘されるものがあり、地域単位として定義するのが適当である。小規模な鉱床の採掘は短期間であり、第三者に代り企業が類似の期間統括する森林と同じとみなされる。鉱床の採掘活動が 2 年に満たない場合には地域単位とはみなさず、あるいはそうすることが期待されている。

8. 32 同じ油床で同じ企業が運転している陸上あるいは海上にある一群の油井は、慣習的に単一の地域単位をなすものとみられている。採掘候補地群も同様である。

D 製造業

8. 33 製造業は一般に決まった場所で遂行される過程であり、このため製造業の地域単位の定義は通常は明確である。複雑な事例の一つが、製造業の単位がある種の小売活動、例えば工場店舗、一般の人に生産物を直接販売するといった活動を行っている場合である。一般に可能であれば、特に小売部門が主構内で明確に特定できる場所を占有/あるいは外部から購入した生産物を販売している場合には、販売部として独立の地域単位とするのが望ましい。

E 電力、ガス、水供給

8. 34 これらのサービスの生産活動は、製造業に見られるものと同様な地域単位で遂行され、地域単位の定義が妥当する。それとは異なり、高圧線、変電所、ガスや水道管、揚水施設などの供給網の稼働と維持の場合、地域単位の定義によれば、正規職員（パートタイマーであってもよい）が配置されていない施設は、自立した地域単位とはみなされず、それを統括している地域単位と一体のものとみなされる。

F 建設業

8. 35 NACE のこの大分類の活動は、多数を雇用しており、地域単位の定義を厳密に解釈するならば全ての建設現場（建築あるいは土木）が対象となることになる。しかし、全ての建設現場を地域単位とみなせば、膨大な数の非常に短命（例えばほとんどの修理作業のように1ヶ月からほとんどの住宅や工場建設現場の場合の約1年）の単位を登録することになる。

8.36 短期であってもそのような建設現場あるいはそのような場所で雇用されている労働力に関する情報を持つことが必要な場合もあるが、それらを中央レジスターに含めるのは適当とは思えない。

8.37 他方、大規模長期現場については地域単位としてレジスターの対象とすべきである。現場での労働力、そしてとりわけ非熟練労働は当該現場のために期間従業者として募集されている。

8.38 大規模現場と地域単位としてレジスターに登録されない通常の現場とは、継続期間と作業経費とによって区別される。稼働の場所のための一般的規準は、これら建設現場にも使用されなければならない。

8.39 大半の大規模な長期の建設現場の場合、地域単位の位置は、それがその場所そのものであるだけに、いかなる問題も発生しない。大規模な道路あるいは橋梁建設あるいはパイプラインの敷設のような「線」状の事業の場合、地域単位の住所の選択は、それが任意である場合にも実際に即したものでなければならない。(日雇労働者の募集から資材の配送計画まで、事業の様々な側面の調整を含め)現場での日々の作業組織を統括する事務所(一般に構造土木企業)の郵送用住所が選ばれる。現場の進行とともにその住所も移転することがある。そのような移転は所在地の場所の変更の場合と同じく、地域単位の住所の変更あるいは地域単位の消滅と新たな単位の創設を記録するかのいずれかを選択することで行われなければならない。第13章で定義される地域単位の継続性についてのルールを考慮して、敷地の重心の移動は、地域単位の住所の変更として扱われることになる。

G 卸売・小売;自動車、オートバイおよび個人ならびに家財の修理

8.40 地域単位の定義は、製造業とみなして設定されている。特に「店舗」や「商店」にあたるものはない。小売店は事業構造統計の属性の定義に関する欧州理事会規則に次のように規定されている。すなわち、*商店とは、顧客が購入のために入るところの固定された販売の場所として定義される。*日常用語である「店舗」も同じように定義することができる。

8.41 明らかに商店ではない小売の地域単位が多数存在する。これらについては、以下に論じる。しかし、ありうる場合には、小売の地域単位と商店は厳密に等しいのが望ましい。ほとんどの場合にこれは自動的にそうなる。

8.42 定義の二つの側面に注目する必要がある。その1は、例えば百貨店内の場所を個別の小売業者に賃貸している「店舗内店舗」の問題である。ここでは、何気ない顧客には一つの店舗に見えるかもしれないが、企業の一部としての地域単位の定義は、多くの地域単位とそれと同じ数の店舗があることを意味している。

8.43 二つの空間的には異なるが十分近接したアウトレットの小売の場合はもっと複雑である。二つのアウトレットが異なる住所を持つ場合、(たとえ雇用が両者の間でどちらかと言えば自由裁量的に配置されなければならない場合にも)二つの店舗と地域単位としてみなされなければならない。もしアウトレットが同一の住所である場合には、それらを単一の店舗と単一の地域単位とみなすのが望ましい。もっとも、連結した店舗で一方から他方への内部通路がない特殊な場合には、それらを二つの異なる店舗として見なければならない。

8.44 事業構造統計規則は、(地域単位の数に加えて)地域単位の概念に近接させて小売及び修理について「小売店舗の数(17320)」と「常設の市場店舗/ないし露店の数(17340)」についての情報を求めている。

8.45 上に定義されたような伝統的な店舗を通じて小売が営まれていない場合をどう解釈するかという潜在的問題もまたある。郵便注文からインターネット使用といった様々な形態での遠隔販売がありうる。これらは比較的わかりやすく、主要活動が一つあるいはそれ以上の場所で統合的に行われ、そこが地域単位にあたる。本来的に商品の配送あるいは注文に答えるためにこういった企業に雇用され自宅を拠点に活動する者は、独立の地域単位とみなすべきではない。統合化された遠隔販売活動は、注文の受注、支払い業務、そして商品の発送といった様々な業務が別々の場所で遂行されている場合、1つ以上の地域単位持つことになるであろう。

8.46 常設のあるいは移動露店による販売および完全な巡回業者による販売に関した一連の問題もある。おそらく特別に改装された車で場所から場所へ移動する完全な巡回業者が一般にその自宅あるいは事業用住所を持つ場合、その住所が地域単位となる。別な極端な例として、常設の露店を所有し特定の市場あるいは場所で営業している企業は、それぞれの露店が地域単位となりまた企業の事業用住所も地域単位となる。企業が明確にどの一つの場所にも永続して立地していない多数の移動店舗あるいは移動販売車を運営している場合、これらの活動は企業の所在地に

おける単一の地域単位として把握される必要がある。

8. 47 卸売りの場合、事情は異なる。ここでは、個別の地域単位にとって合理的な情報の広がりをもどる範囲でとるかというのが主たる問題となる。小売との対照は明瞭である。小売の場合、ほとんど常に地域単位の取引額情報を得ることが可能である。地域単位が配送倉庫の場合、この基本的変数を定義することができない。

8. 48 いくつかの国では、中分類51「卸売事業者」の活動についての地域単位の登録は、いくつかの困難な現実的問題を提起する。企業によっては、実際に企業の社長が個人の自宅で電話による巨額の活動を行っていても、その居住場所での商業活動が認められていない場合、法的には違う場所での登記を要請されることがある。この場合にはどちらの住所を使用すべきか？ 加盟国の中のいくつかの徴税当局が郵便箱としてしか使用されていない住所を地域単位の住所として認めるのを拒否していることから、企業が VAT のために報告している住所を地域単位の住所とみなすことが推奨されている。事業が VAT 登録されていない場合には、会社の宛先住所を地域単位の所在地とみなすことができる。

H ホテル、レストラン

8. 49 ホテルとレストランは一般には何も問題にならない。個々のホテル、レストラン、バーあるいは類似の場所が一般に地域単位の定義に合致する。同じ住所地で同一の企業が所有するいくつかのレストランは一体として単一の地域単位とみなされなければならない。

8. 50 地域単位の定義の問題は、流通業のそれと類似しており、2 種類の活動がしばしば並行して行われる。すなわち、土産店はホテルに、またレストランはスーパーや百貨店内に非常にしばしば立地している。

8. 51 調理済みあるいは別に用意された食べものを持ち帰りあるいはその場で食べるために提供する移動屋台は NACE の中分類52. 62(露店や市場による小売販売)に極めて類似しており、同じルールが適用されなければならない。

I 運輸、保管、倉庫業、通信業—鉄道輸送業

8. 52 この大分類は、地域単位の図式化に関して問題となる多様な活動を含んでいる。この大分類についての一般的ルールはほとんどなく、多様な活動が以下のように取り扱われる。

中分類60. 1 鉄道による輸送

8. 53 鉄道輸送は地域単位の定義にとって複雑な問題を提起する。それらの活動は、次の3つの異なる NACE 分類項目に入る。

60. 1 鉄道による輸送

63. 11 貨物取り扱い

63. 2 他の運輸補助活動

8. 54 しかし、企業がこれらの全ての活動を行っている場合、それは鉄道輸送(中分類 60.10)という一つだけの活動を持ち、他の全ての活動は付随的となる。

8. 55 しばしば、鉄道会社の活動に関連する様々な活動は、特定の建物や構築物においてではなく貨物ヤード、整備場、軌道そして信号機の管理といったように戸外で行われる。

8. 56 このような様々な要因を考慮した場合、鉄道雇用者が通常作業を行っている場所が地域単位となる。

8. 57 軌道と信号機の日常的維持は、エネルギー配送網事業に関係する地域単位に関連してすでに議論したものに類似した問題を提起する。線路工手が使用する退避施設のように、鉄道の保線区の全てが必ずしも地域単位とはみなされないことが望ましい。統計的な観点から一つ一つの信号所を地域単位とみなすことにはいかなる利点もない。鉄道線路に関する「線状の」仕事の場合、特定の保線区の日常的な軌道の維持あるいは信号発信といった機能の管理に責任を持つ非常に小さな単位の住所は地域単位になるとみなされなければならない。

8. 58 もう一つの可能性は、鉄道会社の地域単位を、ある行政区分(例えば NUTS4)に対応する線路の保線区あるインフラ全体と定義することである。

8. 59 鉄道関連の活動であるか否かとは無関係に、複数の企業が同じ駅で活動を行っている場合、明らかに個々の企業はその場所に地域単位を持つ。例えば、駅の予約コンコースで鉄道会社から小売業者に貸与された売店は、小売業者(あるいはその売店が該当する小売業者に属する唯一のものである場合には企業)の地域単位となる。

中分類60. 2 他の陸上輸送

8. 60 地域単位の定義を厳密に解釈すれば、タクシー乗り場やバス停はそれを使用している企業の地域単位と考えなければならないことになる。この厳密な解釈は、しばしば実用性に欠け、道路輸送サービス事業者が、そのサービスに関係する管理その他の使用(駐車場)のための建物を持っている場所はどこでも一般に地域単位が存在するとみなしなければならない。

中分類60. 3 パイプラインによる輸送

8. 61 パイプラインを管理、監視しあるいは維持する拠点となっている場所が一般に地域単位となる。このことは、ルール上は上述の鉄道のための指針と類似している。

中分類61 水上運輸

8. 62 はしけ、手漕ぎはしけ、その他の内水面、沿岸あるいは遠洋航行の船舶といった船舶は、独立した地域単位とはみなされない。その船舶が便宜置船国の国旗を使用している場合、その国の港ではなく、その船舶が通常繫留されている港湾での船舶所有者の地域単位の設備とみなされる。

中分類62 航空運輸

8. 63 上記の水上運輸のための指針は、航空運輸にもまた適用されなければならない。航空機は地域単位とはみなされない。

中分類63 運輸支援および付随する活動； 旅行業者の活動

8. 64 この大分類の大半では、地域単位の図式化は一般に明瞭である。しかし、中分類63. 2に關係した二つの問題について追加的な説明が必要である。

(i) 水門に人が配置されているかどうかにかかわらず、航行可能な水路の場合、地域単位は、「線状」の鉄道路線区と同じように、すなわち地域単位は最小の行政単位に結び付けられた航行可能な水路区に対応するものとして定義されなければならない。

(ii) 常に人が配置された燈台船や燈台はますます稀になっているが、それらが存在する場合には、その維持に責任を負う企業(法的存在)の地域単位とみなされなければならない。

中分類64 郵便および遠隔通信

8. 65 郵便配達人、荷物配達人、それに遠隔通信設備修理技師は、彼らに対して注文を発する場所の雇用者とみなされなければならない。

8. 66 郵便局は、他の事業(例えば小売店)の副次的部分、すなわちそれがその主要活動に格付けされなければならない地域単位の単なる一部を構成すると見られる場合を除き、一般にそれだけで地域単位である。

J 金融仲介業

8. 67 大分類 J の地域単位は一般によく定義されている。保険業者の場合は上のパラグラフ8. 17-8. 19で取り扱われている。

K 不動産業、リース、対事業サービス活動

8. 68 不動産業あるいは資産リース業は、多数の資産を所有しうる。これらは通常、企業が管理人あるいは警備員のようにその場所で恒常的に人を雇用していなければ、通常は独立の地域単位としては扱われない。清掃や営繕といった不定期ないし臨時的サービスは、通常は独立した地域単位に十分値するものではない。

8. 69 ほとんどの対事業サービスは明確に定義された地域単位を持つが、清掃業と職業紹介事業という二つの活動については問題となる場合がある。清掃企業が他の企業の構内で恒常的なものであり、その敷地内で(占有使用のできる独立の部屋など)明確に特定できる物理的場所を持つ場合、これは地域単位として扱われなければならない。しかし、清掃業者が1週間にわずか1, 2時間しかやっこないような場所を地域単位と見るのは現実的ではない。

8. 70 一般に雇用者派遣事業者に雇われ、契約により別の企業の構内で就労している者は、派遣元の独立な地域単位とはならない。彼らは、その指揮を受ける企業の地域単位に含められなければならない。

L 公務および防衛；強制的社会保障

8. 71 地域単位は通常、大分類 L の企業よりもその特定や図式化はずっと容易である。しかし、特別な注記が必要な二つの場合がある。

(i) 他の国における大使館、領事館、軍事基地、および類似施設がその国の経済領土の一部をなす場合、統治国の適当な企業の地域単位として数えられなければならない。それらは「供与」国の統計ビジネス・レジスターに含めてはならない。例えば、マドリードにあるフランス大使館はフランス

政府の地域単位として数えられ、スペインのビジネス・レジスター中に存在してはならない。第 6 章及び下の大分類 Q も参照。経済領土の一部ではあるが国の地理的領土の一部ではないような地域単位は、特殊な地理コードによってその国の統計ビジネス・レジスターに加えられなければならない。

(ii) 地方議会のような組織の活動は、市内各地の建物に分散している可能性がある。これらの建物は、必ずしも連続した土地ブロックを占有しておらず、上記のパラグラフ 8.1-8.2 の定義に従い、厳密な意味で、しばしば独立した地域単位として加えられる必要がある。実際にはこのように分けることは、統計的にも現実世界という点でも意味を持たず、ある程度の弾力性と実用主義が求められる。企業が分離することを要求しなければ、一般ルールとしては、それを単一の地域単位として扱うのが適当であろう。

M 教育

8.72 上記の大分類 L の第二の事例は、特に複数の校地を有する学校／大学あるいは類似の教育機関に関する場合、M にも適用されるように思われる。大学の学部が同じ町の二つの建物に分かれている別々の単位を加えることは、非常に意味があるというわけではないであろう。

N 保健および社会福祉事業

8.73 上記の大分類 L と M の注記は、病院が比較的狭い地理的空間内のいくつかの場所に分散しており、特に職員が日常的に両者を行き来している場合にもまたあてはまる。別々の地域単位が一般に正当化されるのは、場所、例えばある場所が病院の他の部門から少なくとも半ば自治的な独自の部門や機能を含み、ある程度の自治的性格を持つ場合にだけである。

O その他の地域、社会並びに対個人サービス活動

8.74 一般にこの大分類の地域単位については、かなり直接的にその識別や線引きを行うことができる。問題と思われる唯一の領域は、顧客の自宅を訪問する美容師あるいは移動市といった移動サービスに関するものである。これらの場合、上記の大分類 G で述べた移動小売アウトレットに関するルールが適用されなければならない。

P 家族従業者を雇用する世帯および世帯の自家消費を区別できない生産活動

8.75 統計ビジネス・レジスターの範囲についてはパラグラフ 6.5-6.8 を参照。NACE のこの大分類に分類される地域単位については、世帯員が所有する法的単位の雇用者を含まないように留意が必要だが、かなり直接的にその識別や線引きができるように思われる。これらは別々に扱われ、その主要活動として分類されなければならない。

Q 領土外の組織や機関

8.76 統計ビジネス・レジスターの範囲についてはパラグラフ 6.9 を参照。大分類 Q の単位は、二つのグループに分けることができる。

(i) 別の国の経済領土の一部を形成するとみなせるもの(例えば、大使館、領事館、軍事基地)。これらの場所は、使用国のビジネス・レジスターに地域単位として含められ、特別な地理コードを用いて識別されなければならない。上記の大分類 L を参照。

(ii) 別の国の経済領土の一部を形成しない場所。このグループは、国際機関(国連とその機関、欧州共同体、経済協力開発機構、国際通貨基金、世界銀行など)のような単位を含む。この場合、地域単位は一般に容易に特定できるが、近接した複数の建物に関する上記の大分類 L の指針は、この場合もまた妥当するように思われる。治外法権的組織についてはデータ収集が問題となり、通常は申告義務を伴う調査からは除外される。

第9章 レジスターへのアクセス

2003年3月第一次改定

目次

- 9A はじめに
- 9B アクセスの制限
- 9C 望ましいアクセス
- 9D ビジネス・レジスター規則との関連

9A - はじめに

9.1 第3章は、統計機関が何のためにビジネス・レジスターを開発しなければならないか、そしてそれが多くの経済主体の拡大するニーズを充足するいかに有効な手段となりうるかを明らかにしている。原則的にはあらゆる利用者が、レジスターデータへのアクセスを要求する。その中のある部分では、それが国のデータ秘密保護の要請を満たす限り、通常提供される集計データを求めるだけである。行政当局、公的組織、企業、研究者などの利用者は、もっと詳細なデータ、しばしば個別単位に関するマイクロデータへのアクセスを要求するかもしれない。

9.2 ミクロデータの需要に対する統計機関の対応は、国によって大きく異なる。いくつかの国では法的あるいは行政レジスターがこの需要に非常によく対応しており、統計ビジネス・レジスターのマイクロデータへのアクセス需要は小さいが、国によっては統計ビジネス・レジスターが主たる行政レジスターでもあることから、アクセスの需要はずっと大きい。

9.3 国の統計ビジネス・レジスターが提供するデータへのアクセスにおける差は、部分的には統計活動とファイルに記録された個体データの保護に関する国の法律や規則の相違によるものである。それらは、秘密保護に関する様々な慣行あるいは統計局が制定した公式・非公式の活動規範にもよる。

9.4 従って、いくつかの国ではレジスター上の全ての情報は厳格な秘密保護扱いとされ、その使用は統計機関内部あるいは、場合によっては、政府機関に限定される。他の国では、当該単位の同意が得られた場合に限って、個別企業のある種の情報を公表している。また、登録情報が公的であるべきとされ、このためそれが利用できるようにするためその公表に全く法的規制を課していない国もある。

9.5 このような違いの主な理由は、いくつかの国がビジネス・レジスターの役割の一つを全ての経済主体に役立つものと規定したビジネス・レジスターに関する特別な規則を持っている点にある。そのような規則が統計機関に対してこれらのレジスターの維持を保証しているところでも、規則はレジスターを統計レジスターとしては定義していない。統計レジスターが統計の秘密保護の一般規則の適用を受けていないのはこのような理由からである。レジスターデータを編成し更新するための報告手続が統計的要請というよりはむしろ一般的な法的義務とされている国では、これは特に正当化される。

9.6 そのような法規が存在しないかあるいはビジネス・レジスターを純粹に統計的なものと規定している法規があるところでは、データの秘密保護に関するルールは、通常、統計局によるデータ提供のための一般的政策あるいはレジスターを供給している行政情報のルールに基づいている。

9B - アクセスの制限

9.7 二つの原則が指針となりうる。

(i) データ収集規定あるいは単位自身が情報を秘密扱いとしている場合、統計機関は個体に関するデータを開示してはならない。

(ii) 例えばある種の企業の会計のように、法律による公表が求められている企業情報は、その性格上、秘密扱いとはならない。

9.8 従って、統計機関がそのような情報を収集し、それをデータバンクに編成し、しかも(仮に非現実的あるいは違法であっても)それを流通させないようにする倫理的原理は存在しない。このようにすることに利点があるかどうかは別問題である。

9.9 われわれがこれらの原則をビジネス・レジスターに適用する場合、レジスターが保有する全ての情報に対して同等のアクセスが認められないのは明らかである。

9.10 法的単位に関する情報—その名称、住所、法的形態、それに活動分野—は、法律がそれ

らの公表を求めているところでは秘密とはみなされないであろう。必ずしも全ての国においてそうではないが、同じことは、これらの法的単位の活動の場所についてもしばしばあてはまる。

9. 11 他方で、法的単位の企業や企業集団への統合やデータの報告のための分割は、そのような構造が純粹に統計目的のために構成されるのであれば、通常、秘密とされる必要がある。

9. 12 いくつかの国では、企業の会計などの法的開示義務は、ある種の企業、例えば法人組織を持つ有限会社のような一定の企業にだけ適用される。この場合、自然人（個人事業主やある種の共同経営者）が支配している企業に関する同様の情報は秘密扱いのままではなければならない。

9. 13 特に単位の規模や主要活動に関する情報が統計調査の結果収集されたものである場合、その開示は問題となることがある。法的には、調査結果に基づいて更新される規模指標あるいは活動コードが開示できるかどうかは、統計秘密保護規則の解釈に依存する。統計ビジネス・レジスターの責任者がその種の情報の開示を適当とみなした場合、彼らはこの点についての合意に向けての交渉を行わなければならない。そのような交渉が成立した国では、企業は次の点に同意することになる。

- ・企業規模指標は、その開示が早すぎないものであれば、企業をさほど当惑させることはないであろう。実際、それは年 1 回更新され、少なくとも 6 ヶ月以上以前の状態を反映するだけである。
- ・単位の主要活動を示すコードの開示は、それが正しい場合には何の実害も及ぼさない。このため、それは統計調査の結果を用いて更新することができる。しかし、企業からの回答はその情報の更新に使用することができ、各企業はそのような使用、さらにはその活動コードの開示を拒否してもよいことが調査票に明記される必要がある。

9C - 望ましいアクセス

9. 14 統計倫理は統計ビジネス・レジスターへのアクセスを必ずしも拒否するものではないが、それがあある種の制限を課すことから、いろいろな利用者集団によるアクセスの望ましさを考慮する必要がある。

9. 15 多くの国で企業の中央参照レジスターへのアクセス要求がある。欧州連合のいくつかの国ではこの需要は、法的単位のレジスターの維持に責任を負う非統計機関によって部分的に充足されている。この場合、統計機関がこれらの組織と競争する必要はなくまたそれは望ましくもない。これらが統計ビジネス・レジスター更新にとって不可欠の情報源となっている場合には特にそうである。

9. 16 統計家が同意しない一つの鍵となる点は、統計家が決めた企業の主要活動コードへのアクセスの適切性である。この情報は、利用者にとって有益であり、統計機関はしばしば正確なコード決定にとって他の組織よりも優位な位置に置かれている。法律に規定がなければ、分類データにアクセスすることで、この種のデータに実際上より広範な参照あるいは企業にとって財政的、社会的、または財務的結果をもたらす政策的役割を与えることができる。この種のマイクロレベルのデータが利用できるようになった場合、分類は統計目的のために決定されたものであり、従って、非統計的目的のための分類規準とは合致しない場合がありうることに利用者は留意する必要がある。このことには、消極的効果と積極的効果の両方がありうる。消極面としては、企業は自らにより有利と思われる活動コードが得られるよう調査の回答を歪めるであろうし、一方、積極面としては、与えられたコードに何らかのミスがある場合、この変数に対する企業の利害が回答を促進することになる。レジスターを維持している組織が分類の解釈の正当性を主張しなければならないことから、明らかにこれは紛争の火種になりうる。

9. 17 レジスターへのアクセスの増加はその品質の改善の役に立ちうるが、統計家のニーズの損失よりも有料顧客ニーズの方を優先するという商業主義に流される危険性もある。

9. 18 しかし、商用顧客が用いる品質規準は常に統計家のそれと対立しているわけではない。特に郵送情報についての登録データの商業利用は、間接的に非常に低費用でのレジスターの品質の改善をもたらす。顧客から寄せられる情報は、所在地の変更や休業の早期検出に役立つ。

9D - ビジネス・レジスター規則との関連

9. 19 本章は、ビジネス・レジスターデータへのアクセスおよびデータの秘密保護に関連する問題

を取り扱っている。従って、それはビジネス・レジスター規則の解釈とはみなされない。

第10章 品質政策

2003年3月第一次改定

目次

- 10A はじめに
- 10B 品質規準
- 10C 経費－関連する制約
- 10D 品質欠陥の理由
- 10E 品質標準
- 10F 品質測定
- 10G 品質改善
- 10H ビジネス・レジスター規則との関連

10A - はじめに

10.1 統計ビジネス・レジスターの利用者は、これらのレジスターが「高い品質」ものであることを要求する。このため、どの程度の品質が要求されるかを確定し、監視する政策を持ち、そして必要に応じてレジスターの品質を改善することが重要である。この接近は、品質を「一連の本来備わっている特質が要件を充足する程度」を意味するISO9000:2000における品質の定義と整合的なものである。従って、統計的ビジネス・レジスターの品質は、それが利用者のニーズにどの程度応えているかによって決定することができる。

10.2 利用者のニーズに基づく品質の定義は、ビジネス・レジスターがどの程度現実を反映しているかによってその品質を決定するという伝統的な見解とある程度矛盾するかもしれない。ある場合には、例えば短期指標と構造指標の間の統計的整合性という要求が、年次の統計日程の中である特定の時点まで一部の更新を後送りするといった一時的に現実を歪めることを求めるかもしれない。利用者は、これをレジスターの品質の低下というよりは改善とみるであろう。

どのような利用者か？

10.3 統計ビジネス・レジスターには多くの実際の利用者と潜在的利用者とが存在する。レジスターデータのいろいろな利用者は第3章で列挙されている。個々の利用者は、異なったニーズと優先順位を持ちがちである。従って、レジスターの品質を決定する最初のステップは、利用者を特定し彼らの相対的な重要性を評価することにある。通常、国家統計機関その他の政府機関といった公的利用者は相対的に重要な利用者としてされ、これに対して、民間セクターでレジスターデータをたまに利用する者は、重要性のより低い利用者として見られている。

彼らのニーズは何か？

10.4 上述したように、個々の利用者は異なるニーズと異なる優先順位を持つであろう。より重要で定期的な利用者の場合にはそのニーズは良く知られまた文書化されているものがあるが、潜在的で稀にしか利用しない者のニーズについてはあまり知られていない。利用者のニーズ調査は、特にそれが潜在的利用者を特定し含めることができる場合、より詳細な情報を収集することのできる非常に有効な手段となりうる。

10.5 ひとたび利用者のニーズが分かれば、それを表明している利用者の数と重要性に応じて優先順位を決めなければならない。これによって、統計ビジネス・レジスターの品質評価のための規準の枠組みの開発が可能となるであろう。

10B - 品質規準

10.6 統計の品質に関して欧州統計局が主導している作業は、公的統計に関する品質の7つの指標あるいは諸側面を提起している。その目的は、全体的な品質の完全な姿を描くためにこれらの各指標に対する統計的結果評価を与えることにある。これらの指標がレジスター利用者のニーズ調査から得られるものと整合的であるように思われることから、以下ではそれについて記述し、その統計ビジネス・レジスターへの適用を検討する。

a) 適切性

10.7 統計ビジネス・レジスターは、その利用者のニーズに適切に応えることのできるものでなければならない。それらは適切な単位と変数を持ち、統計調査のための適切な母集団と標本を提供するものでなければならない。

b) 正確性

10. 8 現実を正しく反映するために、正確性が統計ビジネス・レジスターの品質にとって大きな意味を持つとこれまで見られてきた。しかし、整合性と時間的比較可能性とが少なくとも同等の意義を持つと考える多くの利用者にとって、このことは必ずしも第一義的重要性を持つものではないということが明らかになってきた。

10. 9 しかし、正確性は手っ取り早い品質測定の規準の一つである。正確性をどのように評価するかという事例は、レジスター品質調査ならびに一定の地理的領域に実際に存在する事業のレジスターにおけるそれとの比較を含んでいる。経済活動による同様な比較もまた可能で、それは適当な業界団体と共同で行うことができる。

c) 時宜性と定時性

10. 10 現実世界の事象を反映するための統計ビジネス・レジスターの迅速な更新は、多くの利用者にとって重要な品質規準となりうるが、このことは、上述した比較可能性や一貫性の要請と衝突する場合がある。変数の更新に関して、いくつかの加盟国が採用している一つの解決策は、いくつかの変数について、一方は入手できる最新の情報を反映したもの、そしてもう一方は、一定の期間、例えば1年間固定した2種類のもをを保有することである。そうすれば利用者は彼らの目的により適した方を選択できる。このやり方については、第17章で詳しく論じる。

10. 11 しかし、単位が現在活動しているかどうかについての情報の時宜性が重要であることにはほとんどの利用者が同意するであろう。現実には活動していてもビジネス・レジスターに未掲載である単位は過小評価の主な原因であり、標本抽出枠の誤りの重要な要素として、レジスターに基づいて作成される統計や調査の大きな偏りをもたらす。実際には活動を停止しているにもかかわらず登録ではまだ活動中とされている単位もまた、標本抽出の効率性を損い、おそらく調査管理者にとって督促費を増大させるとともに、調査結果の偏りをもたらすであろう。

10. 12 現実世界における事象の生起とそれが統計ビジネス・レジスターに記載されるまでの間の時間差は、通常、「遅滞」と呼ばれている。行政記録から情報がもたらされる場合、一般に遅滞には、事象と行政への届出との間の時間差とこの情報が統計ビジネス・レジスターに提供されるまでの追加的な遅れという二つの要素がある。遅滞の測定は、レジスターの品質にとっての重要な指標を与えることができる。

d) 明瞭性とアクセス可能性

10. 13 明瞭性は統計ビジネス・レジスターにとって特に必要な規準というわけではないが、利用者にとって重要と思われるアクセス可能性に二つの側面がある。その第一は、利用者や潜在的な利用者が、レジスターが持つ情報に対していかに容易にアクセスできるかということに係わる。アクセスは、レジスターのあるデータベースから個々の記録に関するデータを閲覧できることから標本の詳細あるいは分析の概要といった結果にアクセスできることまでを含みうる。個々の記録に関する情報への直接的アクセスはしばしば法律あるいは政治的配慮によって制限されており、この点で利用者のニーズに応えられない場合がありうる。秘匿扱いでないデータへの間接的アクセスが問題を引き起こすことはほとんどないことから、この種のデータへのアクセスの容易さは品質の一つの要素とみなすことができる。

10. 14 他のアクセス可能性は、レジスター情報の解釈の容易さに関係している。ここでの品質の尺度は、利用者が情報を正確に理解するのに必要な説明文書が得られること、それに様々な利用者にとってこの説明文書が適切であることに焦点をあてたものでなければならない。

e) 比較可能性

10. 15 比較可能性には空間的比較可能性と時間的比較可能性の二側面がある。EU内の統計ビジネス・レジスターについて、ビジネス・レジスター規則が空間的比較可能性を包括的に規定している。このため、明示的な品質尺度は、この規則にどの程度適合しているかによる。統計ビジネス・レジスターが事業統計の多くの分野で不可欠であることから、この種の比較可能性は非常に重要である。比較可能性を持つレジスターは、それに基づいて作成される統計の相互調整作業を著しく容易にする。統計ビジネス・レジスターで用いられる単位と分類の比較可能性は、欧州統計規則の目標とするところでもある。

10. 16 多くの利用者にとって、時間的比較可能性はさほど重要ではない。しかし、単位と集計量の双方でデータを異なる時間で見ることがしばしばある。このことは、変更についての完全な記録文書や、特に単位参照番号の方式あるいは分類体系が変更する場合の対照表のように、データを

結合する仕組みが必要であることを意味している。

f) 整合性

10.17 統計ビジネス・レジスターの整合性は、内部的整合性と他のレジスターとの整合性として考えることができる。内部的整合性は、例えば首尾一貫したプロファイリングあるいは更新ルールの適用といったレジスター内部のデータの首尾一貫した取り扱いに関係するものである。他のレジスターとの整合性は、参照番号の使用と格納を通じて最もよく達成される。これによって、こういったレジスター間のデータや単位の照合が可能となる。例えば、VAT 一覧番号を統計ビジネス・レジスターに収納することで、VAT レジスターから得られるデータを比較的容易に結合させることができる。全ての公的ビジネス・レジスター（行政レジスターおよび統計レジスター）に共通した一覧番号を使用するのが、よりすぐれた整合性達成の一つの方法である。もっとも、レジスターの使用目的によってレジスター間の単位の定義が異なることがあり、このことが結果的に制限的となる場合もある。

g) 完全性

10.18 統計ビジネス・レジスターは、それが目標母集団内の全ての単位と全ての必要な変数を含む場合、完全であると言うことができる。実際には、少なくとも部分的には上述したような遅滞により、完全なカバレッジを達成するのは不可能である。しかし、完全性は目標でなければならず、完全性の尺度は、有用な品質規準を与えるように作られなければならない。

10.19 規模と活動に関して目標母集団を定義するレジスターの把握度については第6章で論じる。しかし、完全性は異なる利用者には異なる意味をもつ。多くの統計目的のためには、経済的な意味での把握度（例えば、レジスター内の単位によって作り出される国内総生産のパーセンテージ）が最も重要な尺度であり、このため、問題の変数への貢献が少ない非常に小規模な単位の把握度は、重要とは見られない。しかし、他の利用者、特に企業動態に関心を持つ者にとっては、存在する単位の数の把握の程度が品質規準の鍵となる。

10C - 経費 - 関連する制約

10.20 経費は品質の規準としてではなく、制約とみなされる。それは、品質改善の範囲を制約する。統計制度の経費とデータ提供者（通常、企業あるいはその一部）の負担という二つの経費要素が考えられる。行政データの使用は、企業の負担を劇的に削減し、統計機関の経費を削減することができる。しかし、品質に対しては利害半ばしており、規準の改善もあれば（各国間で大きな相違はあるが、時宜性が一つの例となりうる）、（適切性がそうであるが）品質の低下をもたらすものもある。これについては、第20章で更に検討する。

10D - 品質欠陥の理由

10.21 統計ビジネス・レジスターにおける品質欠陥は、一部の申告の非送達、入力ミス、符号化のミスあるいはプログラミングミスといった行政情報や統計情報の処理における系統誤差や非系統誤差に起因するものである。いくつかの品質欠陥のより一般的な原因については以下で詳論する。

a) 申告手続きの乖離

10.22 統計ビジネス・レジスターは、通常、企業から行政機関への申告によって維持されている。しかし、企業に対してこれらの申告手続きを課す規則が、誤ってある種の事象の申告を規定していない場合がありうる。例えば、命令による閉鎖のように、企業の意思というよりはむしろ裁判所の決定結果としての事象は、一般には申告手続きによっては捉えられない。同様に規則は、法的形態、活動あるいは規模によっては、ある種の企業に対して手続きを見送ることがありうる。従って、追加的な情報源は、そのような事象あるいは一部の母集団にとって利用可能なものとなる。

10.23 法による申告義務があっても、申告が実利的な結果をもたらさない場合、企業はこの義務を無視することがありうる。

10.24 法的単位がその活動を行うための識別番号あるいは登録証明を必要とする場合、法的単位が設立され次第申告が行われることがある。しかし、無視あるいは単にその停止が最終的なものか一時的なものかを経営者が知らないことから、活動停止の申告が行われないことがある。

b) 不正確な申告

10.25 意図的あるいは無意識に不正確な申告が行われることがある。徴税当局に対して申告がなされる場合、所得が過少評価され経費が過大に記録されることがありうる。主要活動は不正確な申告の対象となるもう一つの変数であり、これは以下のような様々な理由による。

- ・起業の際に経営者が何が主要活動となるかを知らない場合
- ・法律が主要活動とはならない企業の目的の申告を求める場合
- ・特に企業が主要活動に関する「下位が上位を受ける」分類方式という統計概念を理解していない場合

・行政がある種の経済活動を奨励しようとしている場合、企業はそれから便益を得たいと思っている活動に従事していると申告しがちである。

c) 符号化の誤り

10.26 符号化の誤りは、行政情報の中でも統計ビジネス・レジスターの更新過程でも起こりうる。この種のミスは、規模や主要活動といった層化変数に特に影響を及ぼし、推計値に偏りをもたらす。誤った符号化により結果の変動が大きくなれば、標本数の拡大が必要となり、結果的に調査経費を引き上げることになる。

d) 虚偽の活動単位

10.27 この種のミスは調査で自動的に修正されるが、予想される虚偽の活動単位の割合は、標本数の決定の際に考慮される必要がある。多数の非回答客体に対し、それらが事業を停止したかどうか、あるいは調査への回答を拒否したり怠っているのかどうかの確認が必要となることから、それは調査の経費を拡大させる。

10E - 品質標準

10.28 利用者のニーズ、品質規準、そしてありうる品質欠陥が明らかになると、レジスターの品質が測定できる一定の品質標準の設定が必要となる。これらの品質標準は、その国固有の事情により各国間で大きく異なるであろう。しかしほとんどの場合、以下の一般的事例が妥当するはずである。

- ・n年1年間に創設された客体のX%はn+1年の末までに登録されなければならない。Xの妥当な数値は、恐らく95%前後であろう。

- ・同一の単位が重複登録される比率は、X%以下でなければならない。この場合、Xは5以下、理想的には限りなくゼロに近くなければならない。

- ・それぞれの規模階級における見かけ上活動している単位の割合は、活動停止率の2倍を超えてはならない。

- ・X%の単位が、キー変数について妥当な数値を持っていなければならない。Xをどう選択するかは該当する変数によって異なり、単位の規模によっても影響されるであろう。

- ・層化変数は定期的に更新、点検される必要がある。ビジネス・レジスター規則は、調査標本となっている単位については毎年、またそれ以外の単位については少なくとも4年に1度の更新を求めている。これは最低限の基準とみなされなければならない。理想的には、規模指標は、1年以内に全ての単位について毎年更新される必要がある。

10F - 品質測定

10.29 品質測定に関するいくつかのアイデアについては、上記の品質規準ですでに検討した。品質測定は1回限りの行為と見ることができ、一定期間にわたり一連の品質指標の変化を観測する継続過程と見るのが望ましい。以下のパラグラフでは、レジスターの品質を測定するいろいろな方法を検討する。

a) 点検調査

10.30 最も伝統的なレジスターの品質評価の方法は、レジスターの正確性を測定するために特別に企画された点検調査を実施することである。これによって、活動や規模分類のミスの測定や見かけ上活動している単位の割合の推定が可能となる。他の統計目的のためのレジスターから抽出された無作為標本を用いた企業調査は、しばしば品質点検調査の代わりになりうる。しかし、非回答企業が業務を停止したのかどうか、あるいはそれが調査への回答を怠ったり回答拒否しているのかどうかを知るためには、非回答の全面的検証が重要である。

b) 利用者ニーズ調査

10.31 しかし、近年、統計ビジネス・レジスターの品質の定義が、単なる正確性から様々な利用者ニーズに基づくより広範な規準を充足する方向へと動きつつある。このことは、定期的に利用者ニーズ調査を実施することが計測すべき品質の諸側面を決める上で重要であることを意味する。利

ユーザーの特定が不確実な場合があり、潜在的利用者をそれに含めるのは一層困難であることから、そのような調査の実施は必ずしも容易ではない。このため、レジスターの利用者について、彼らに関心を持っている利用あるいは結果を含めた利用者の記録とともに潜在的利用者からの照会の記録維持が推奨されている。これが利用者調査の抽出枠となり、利用者の類型ごとの層化も可能になる。潜在的利用者については、彼らが自分たちの利用希望に従ってなぜレジスターを使用しなかったかを調査する必要がある。

10.32 時間とともに変るレジスターの使用と利用ニーズを把握するために、利用者調査は定期的実施しなければならない。大規模調査は恐らく3年から5年の間隔が適切であるが、小規模調査は毎年実施するのが非常に有用となろう。調査では、層化あるいは結果に重みの差をつけることで主要利用者のニーズを特に重視して把握する必要がある。そして調査結果は最も重要な品質規準の決定に使われ、そのための指標が開発され、調査から次の調査までの間に定期的に点検されなければならない。主要利用者がより迅速にレジスターに反応し、あるいは可能な開発の方向に関する意見の聴取が行えるようにユーザーグループを立ち上げるのもまた有効であろう。

c)把握度検査

10.33 統計ビジネス・レジスターは、一定水準の把握度を要求することになる。上述したように、完全性の規準に従い、把握度は経済活動の把握度と単位の把握度という二つの主たる形態を持つ。把握度の計測には三つの方法が考えられる。理想としては、これら全てを合わせた方法が用いられなければならない。

・外部記録との比較

全ての国が、企業や地域単位に関して、統計ビジネス・レジスターとは別に維持されまた特定の分野については基本的に良好な把握度を与える情報源を持っている。公的部門の行政記録、電話帳(職業別電話帳)情報、公益事業会社、ビジネス情報コンサルタント、あるいは業界団体の情報がそれである。これらの記録を点検することで、統計ビジネス・レジスターで欠落している単位が発見できる。さらにこれらの単位については、それが現実に存在するかどうか、他の情報源での記載ミスでないかどうか、あるいは統計ビジネス・レジスターに別な形で存在しているかどうかを点検する調査が必要である。

・地域限定調査(クラスター標本)

より経費はかかるもののより確実な方法として、領土を系統的に取り上げ、全ての生産単位を記録しレジスターに含まれていないものを発見するための地理的領域を代表的な標本とする小規模経済センサスの実施がある。しかし、この方法は、全ての活動、特にある種のサービス活動に対しては適用できない。

・雇用による間接的 point check

地理的領域別の雇用の推計値と統計ビジネス・レジスターから得られる主要活動部門、それに他の源泉から得られる雇用データを比較することで、レジスターの把握漏れについての一般的示唆が得られる。

10.34 重複あるいは複数回記載に関しては、その危険性がレジスター更新に用いられる情報源および更新の方法に左右される要素が大きいことから、レジスターの品質測定方法の定式化はより難しいものとなる。重複は、地域単位の名称と企業名の混同、あるいは登録のために事業の場所とは異なる住所を使用することで発生しうる。後者の例として、VAT のためのビジネス・レジスターがその会計士の住所を使用している場合がある。一つ以上の情報源が使用されている非照合記録を調べ、あるいはレジスター上の単位や企業数、雇用、取引高データを他の情報源データと比較することが、重複の程度の計測という問題のありうる解決方法である。

d)処理に関する品質監査

10.35 品質監査は、手作業での処理および自動更新の精度を点検する有効な手段である。それらは、キー変数の定期的分析、更新作業の代表的標本による事務的 point check、あるいは可能であればこれらの方法の組み合わせによって行うことができる。

10.36 品質監査への分析的接近は、レジスターにおける変更の影響の定期的 point check を中心に行われなければならない。これは、更新がいろいろな種類の単位に及ぼす影響を評価するために更新前後にキー変数別の集計結果単位数の比較という形で行われ、全ての変更を十分説明できるものでなければならない。レジスターが継続的に更新される場所では、そのような分析は定期的、例えば毎月行われなければならない。t期での分析を t-1 期でのそれと比較するとともに、さらに長

期的趨勢のより完全な描写を行うために、もっと以前のいくつかの時期のデータを調べるのが重要である。二時点間だけでは有意には見えない変更がその後も継続されれば、それはより確実なものとなりうる。この種の分析的接近が持つ一つの主な利点は、それがレジスターの管理者に対してしばしば品質に関する早期の警告を与えることであり、それによって管理者は品質問題が利用者に影響を及ぼす前にそれを調査し解決することができる。

10. 37 手作業による更新の標本による点検は、レジスターへの手作業入力の精度点検の有益な方法である。こういった点検は、可能な限り無作為に日常的に行われ、主要な更新部分を含むものでもなければならない。事務的監査は通常、とられた行為が現行の指針に沿ったものであるかどうかを見るために、他人の作業を調査する熟練職員によって行われる。事務処理上のミス割合は経年的に点検され、可能な場合には削減することができる。

10. 38 二つの点検方法を同時に使用することが推奨されている。分析的方法は自動的更新の監査により適しており、事務的監査は手作業による処理の精度を確かなものとするのが知られている。二つの方法は密接に関連したものでなければならず、管理者と利用者に対して定期的にその概要の報告が行われるのが望ましい。十分に有効であるように、品質管理機能は記録保管と「品質管理サークル」という形での訓練機能に密接に結びつけられ、当該案件が解決され、記録として残され、その後の職員訓練で取り上げられるようにしなければならない。こうすることで、長期的に持続可能な品質の改善が可能となるはずである。

e) 基準の設定

10. 39 いろいろな国のビジネス・レジスターの品質を比較することは有益であろう。こうすることで品質についての相対的評価ができ、発想や方法の交流が品質の改善につながる。基準設定のための重要な手段となるのが、欧州統計局が管理している年次レジスター調査票である。ビジネス・レジスター作業グループや調査フレームに関する国際ラウンドテーブルといった国際会議もまた、しばしば基準設定の要素に含まれる。

10G - 品質改善

10. 40 以下は、統計ビジネス・レジスターの品質をどう改善できるかに関する事例を示したものである。この一覧は全てを網羅したものではないが、各国の状況に適用できるアイデアを提供するのを目的としている。

a) データ供給チャンネル業務の改善

10. 41 データ供給者が従うべき方法や処理手続きに十分な知識を持っていることが、それらからのレジスターへの情報提供を理解するのに決定的である。これは、密接な連携と良好な業務関係を通して達成される必要がある。このことは、なぜ彼らのデータが必要とされているのか、また何のためにそれが用いられているのかのデータ提供者による評価を可能にし、翻ってこのことは彼らがデータの品質を改善するための対策をとるのを促しうる。

10. 42 主要データ供給者と何らかの書面による協定を持つことがしばしば有効である。これは、(民間のデータ供給業者との協定の場合を除き)必ずしも法的拘束力を持つ契約の形をとるものではないが、それには、役割や責任、データの仕様、提供形式や提供日、そして品質の記載が規定されていなければならない。それはまた、適切な場合には個体データや集計データを含め、データへのフィードバックや問題解決の仕組みのための規定も含めることができる。そのような協定は、時に「サービスレベル協定」として知られている。

10. 43 データ供給者との間で良好な業務関係が構築できれば、彼らのデータ収集方法や収集されたデータの性格に影響を与えることがより容易になるであろう。いくつかの国では、統計機関が行政データの収集に対する法的権限を持っているが、実際には業務のレベルでの緊密な協力なしにそれはほとんど機能しない。

b) メタデータの改善

10. 44 有効なメタデータが利用できることが、データの利用可能性を大いに高める。メタデータがいろいろな形態をとりうる統計ビジネス・レジスターの場合、これは特にそうである。

・情報源コード

これらは通常アルファベット数字コードの形をとる。それは、情報源を示す特定の変数と関連づけられており、例えば特定の企業の取引数字が統計調査によるものか行政情報から得られたものかを示すのに用いられる。これによって変数の品質の相対的評価を行うことができる。

- ・日付

情報源コードと同じく、これらはデータが関係する日付／あるいはレジスター中の特定のデータ項目が最後に更新された日を示すデータ項目に結びつけることができる。より新しい情報ほどより高品質としばしばみなされることから、これもまた有効な品質指標を与える。

- ・記録保管

情報源と処理に関する情報は、利用者がレジスターデータの品質を評価するのに決定的である。これは通常は文章で保有され、利用者が容易に利用できる形でなければならない。そのような文書は最新の状態で維持されるのが非常に重要である。

10.45 雇用、取引高、経済活動分類といった主な層化変数に少なくとも情報源コードと日付を格納するのが推奨されている。これらは直接レジスター利用者が用いるデータとともに表示されなければならない。文書の蓄積場所としてインターネットがますます適切な場所となりつつある。インターネット上の文書へのアクセスは無料でしかも公衆に開かれたものでなければならない。

c) 補助的データ情報源の使用

10.46 補助的データ情報源は、単位或は変数の把握度の向上に使用できる。それらは、一次情報源データ間の矛盾を解決するのにも役立つ。潜在的情報源やそれらが提供しうる情報の種類に関心を向けることが重要なのはこのためである。行政情報とサテライト・レジスターの使用については、第20章でさらに検討する。

10.47 統計ビジネス・レジスターは統計調査の抽出枠として使用される。行政情報と同様、調査から得られる情報はレジスターの更新に使用できることから、レジスターと調査の間の情報の流れは重要である。事業を停止した単位あるいはその主要活動を変更した単位の早期検出に調査は特に有効である。

d) レジスターの用途の開拓

10.48 統計ビジネス・レジスターの用途と利用者の拡大は、レジスターへのフィードバックの可能性またミスや非整合性の早期検出をより可能にする。利用者層の拡張は、時として財政面あるいは品質改善のための対策費用の確保を正当化するのにもまた役立つ。

e) 情報処理の改善

10.49 統計ビジネス・レジスターの品質は、管理方法とその適用の厳密さにもまた大きく依存する。例えば、レジスターに新たに単位を登録するのに先立って、それが別の経済活動あるいは別の住所ですでに存在していないことを確認するための点検を日常的業務として行わなければならない。

10.50 自動入力あるいは手作業入力を問わず、新たなデータの確認のための点検とミスや矛盾を事務的に点検するための報告をレジスターシステムに組み込むことができる。報告されるミスの数と種類の記録は、有益な品質指標となりうる。

10.51 利用者にとっての文書記録の意義についてはすでに述べた。それはレジスターの維持や更新業務の担当者にとっても同様に重要である。明確に記された指示書を職員が容易に入手できることは、情報処理の整合性の確保に決定的である。新人職員の場合、このことは特に重要である。

f) 主要単位への注目

10.52 統計ビジネス・レジスターの大半の利用者は、国の経済活動に大きな貢献をするような単位に関心をもちがちで、このため少数の単位が品質に対する利用者の関心を特に集めることになる。このようなことから、こういった利用者が最も関心を持つ単位の品質改善のために中心的に努力を払うのが合理的である。そのような単位は一般に巨大で／あるいは複合的であり、しばしばプロファイリングによって非常によく維持されている。この問題は第19章で詳しく扱う。しかし、企業動態あるいは中小企業の発展に関心を持つような利用者がいることにも留意する必要がある。かれらのニーズは大企業のプロファイリングによっては充足されず、より小規模な単位についての十分な品質を確保するための政策もまた必要である。

10H - ビジネス・レジスター規則との関連

10.53 本章は統計ビジネス・レジスターの品質の定義を論じており、どのようにして品質が測定され改善できるかについて検討している。従って、それはビジネス・レジスターについての規則の直接的解釈を行ったものではない。

第 11 章 変化の取り扱いに対する一般的接近

2003 年 3 月第一次改定

目 次

- 11A はじめに
- 11B 参照の枠組みと用語
- 11C 単位間の関連の要約
- 11D 変化の取り扱いに対する構造的接近
- 11E 要約
- 11F ビジネス・レジスター規則との関連

11A - はじめに

11.1 これまでの 10 章は、ある任意の時点で存在する統計ビジネス・レジスターを主として取り上げてきた。これからの 8 章では、統計ビジネス・レジスターの変化、すなわち、時間の要素に特別な関心が払われている。時間の要素は以下を含めて多くの理由で重要である。

- ・例えば生存率や成長率、誕生数、消滅数、合併といった企業の動態変化とそれらの経済への影響に関する情報には大きな需要が存在する。
- ・統計ビジネス・レジスターから得られる単位を母集団とする多くの経済統計もまた時間の要素を持つ。統計ビジネス・レジスターにおける変化の扱いは、明らかにこれら全ての統計に影響を与える。
- ・変化の扱いは、レジスターに基づく統計間の整合性と相互協調性に影響する。例えば、それは速報統計がどのように構造統計に関係しているかに影響を及ぼす。同じ参照時点あるいは参照期間を持つ異なる統計の抽出枠の時点が異なる場合、これらの期日の間に発生あるいは検出された変化の扱いは、これらの統計間の整合性に影響する。
- ・統計調査従事者は、例えば企業パネルのような調査母集団の変化に取り組んでいる。彼らは、統計ビジネス・レジスターが時間の経過の中で調査単位にどのように関係しており、統計ビジネス・レジスターからどのような変化が報告され、その変化の原因は何であるかといったことに関心を持っている。

11.2 変化をどう取り扱うかを記述する際には、用語の混乱を避けるのが肝要である。例えば、上の最初の例で用いられている「誕生」という言葉は、いろいろな意味を持ちうる。それは、統計ビジネス・レジスターの情報源としての行政レジスターにおける新たな法的単位の登録、あるいは統計ビジネス・レジスターにおける新規の企業レコードの追加、あるいは、登録の有無はともかく、実体経済の中での新事業の出現を意味する。第 11B 節では、関係する様々な参照フレームとそれに関連する用語について取りあげている。

11.3 変化の扱いは、任意の時点での統計ビジネス・レジスターへの登録事項、すなわち、単位、属性、それに単位間の関係に不可避的に結びついている。言い換えれば、外界の事象で考慮の意味があると思われるものはすべて、単位の変化、属性の変化、それに単位間の関係の変化として統計ビジネス・レジスター上の登録に反映される必要がある。単位間の関係の変化の扱いは複雑なものとなりがちであることから、参考のために第 11C 節で統計ビジネス・レジスターの単位間の関係の要約を与える。

11.4 第 11D 節では、第 12 章から 16 章までの変化に関する議論の構成について説明している。しかし、そこでは議論の範囲が 3 つの側面に限定されている点に注意する必要がある。

- ・第一は、統計ビジネス・レジスターに関する規則が二つのタイプの統計単位（企業と地域単位）に言及している点に関係するが、経済統計で用いられる統計単位はこれだけではない。例えば、企業集団、KAU、そして LKAU に言及している規則もある。これらの単位もまた、変化を論じる際には重要である。このため、統計ビジネス・レジスターに関する規則が取り上げているかどうかは別として、どの種の変化が重要であるかを特定することによって変化の扱いに関する議論の枠組みを与える必要がある。しかし、全てを同時に取り扱うことがないように、第 11 章から第 17 章では、企業と地域単位に関係する限りでの変化が考察されている。本マニュアルで後に他の単位を検討する際に、現行の単位に関する勧告がその影響を受けないようにという配慮から、これらの章を完結したものに努力が払われている（もちろん、可能な拡張は別である）。

- ・変化を取り扱う各章の範囲は、経済部門によっても限定されている。それは市場生産者を中心としたものとなっている。市場生産者について発生する変化の取り扱いは、一般政府部門や民間非営利組織の単位にも基本的に適用できるであろう。しかし、特別な調整が必要な場合もある。
- ・国の統計ビジネス・レジスターは、一般に加盟国の国家の経済領土のみを対象範囲としている。このため、企業と全ての下位レベルの統計単位は、それらが仮に多国籍集団の一部であっても、国の経済領土に限定されている。第 11 章から第 17 章では、特に国際的な広がりには考慮されていない。これについては、企業集団に関する第 21 章で更に検討する。

11B - 参照の枠組みと用語

参照の枠組み

11.5 上述の混乱を避けるため、現実の観察可能な世界と行政ファイルや統計ビジネス・レジスター上へのその反映とを区別するのは有効である(本マニュアルでは、現実世界はそれが観測可能である限りで意味があることが前提されている)。行政ファイルは現実世界を観察するにあたって行政概念の適用を、また統計ビジネス・レジスターは統計概念の適用を前提している。

11.6 観察の枠組みあるいはモデル、さらには定義の適用なしには、現実を観察もまた計測できない。これらは観察の目的に基本的に由来する。統計ビジネス・レジスターの主たる目的は、経済統計のための抽出枠の作成にある。統計以外の行政目的(社会保障局、法人会議所、税務当局など)はこれとは別である。例えば税務当局は、付加価値税支払単位あるいは企業税の対象単位といった課税単位のファイルを保有している。

11.7 しかし、観察目的の違いが現実の矛盾した計測に必ずしもつながるわけではない。例えば、現実の企業は統計ビジネス・レジスター上の企業であると同時に、課税単位として税務当局のファイルに非常によく反映できるかもしれない。このため統計ビジネス・レジスターは、調査という方法(直接レジスター調査、大企業組織の「プロファイリング」あるいは「ブルーピング」、それに統計調査の結果)によって現実を直接観察しているだけでなく、行政ファイルを分析することで間接的にも観察している。実際上は、そのようなファイルは、少なくとも小規模の単位に関しては、統計ビジネス・レジスターの更新には直接観察よりもずっと重要である。統計ビジネス・レジスターに対する行政ファイルの重要性は、統計機関以外の行政当局が定義する法的単位が統計ビジネス・レジスターの一部であり、また企業を「構成する要素」という点からも明らかである。実際にはほとんどの場合、法的単位は企業と一致する。

11.8 統計ビジネス・レジスターと行政レジスターがたまたま類似の単位を含んでいる場合にも、対応関係は必ずしも変化に反映されるわけではない点を記憶にとどめておくのは有意義である。例えば、行政レジスターが企業と等しい法的単位を別の法的単位に変更しても、企業は企業のままであり続けることができる。上述した参照枠組みの区別が単位を論じる際に有効であるとすれば、変化を論じる際にそれはなお一層有益である。統計目的のための行政情報の使用については、さらに第 20 章で論じる。

用語

11.9 異なる参照枠組み間で区別が行われる場合、これを用語の使い分けで表現するのが賢明であろう。言い換えれば、統計家はそれを定義することなく「誕生」という用語の使用を避け、あるいは別の参照枠組みに言及する際には異なる用語を用いるようにしなければならない。本マニュアルでは以下の用法を用いている。

- ・現実の観察可能な世界での変化は「事象」と呼ばれる。それに関する統計の作成に十分重要と見られる個々の事象は、できればこういった統計の利用者の用語にあわせて名づけられた統計概念によって捉えられなければならない。「誕生」がその例となるであろう(定義も含めた完全な用語が第 12 章、13 章、そして第 15 章で与えられている)。統計概念が現実の観察可能な世界に関係することを強調するために、その前に「実際の」という言葉(例えば「実際の誕生」)がつけられることがある。
- ・統計ビジネス・レジスター上の変化は「動き」(あるいは「レジスターの動き」と呼ばれる。二つの最も重要な動きが、ビジネス・レジスターへの(例えば、企業の実際の誕生を受けての)統計単位の新規追加、それに既存レコードのレジスターからの削除である。これらの動きは、それぞれ「創出」(あるいは「登録の創出」と「削除」(あるいは「登録の削除」)と呼ばれている。以下で

「ビジネス・レジスター」という用語が使用される場合、それは統計ビジネス・レジスターを指す。このことは文脈からも明らかであろう。

- ・行政ファイルの変化は「行政的变化」と呼ばれる。二つの最も重要な行政的变化は、(例えば、付加価値税レジスターにおける付加価値税単位の創出といった)新しい行政単位の登録とその登録からの削除である。

11. 10 参照の枠組みの特定を必要としない場合もある。「企業」や「変化」といった用語は、例えば「変化の取り扱い」一般に言及する場合に使用されるであろう。

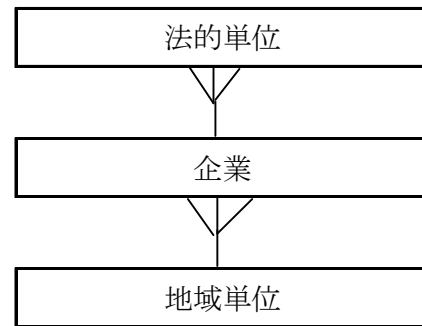
11C - 単位間の関連の要約

11. 11 以前の章で説明したように、法的単位、企業、それに地域単位は、独特な形で相互に関連している。それらの関連は右のように図示できる。

11. 12 この図は、各企業が一つ以上の法的単位(から構成され)と結びついており、また各企業は一つ以上の地域単位(から構成され)と結びついていることを示している。例えば休眠中の単位のように、法的単位の中にはいかなる企業にも関係していないものもあるが、地域単位は常に企業に関連していることは特筆しておく価値がある。

11. 13 上に示した関係に加えて、ビジネス・レジスターに関する規則は、法的単位間の支配を示す関係の記録も選択的項目として記述している。その種の関係は同一企業に属する法的単位に限られるものではない。それらは企業集団内の法的単位間の関係もまた規定しうる。そのような関係が同一企業の法的単位について記録されている場合、どの法的単位が最終的な支配権を持つかをそれによって決定することができる。このことは、以下の章で「支配法的単位」概念が適用できることを意味している。

11. 14 先の章で述べたように、法的単位、企業、そして地域単位が同一のものであっても、ビジネス・レジスターでは別々のレコードと識別番号を付与することが勧告されている。しかし、異なる単位の別々のレコードが明示的に記録されておらず、これによってビジネス・レジスターが提供する情報量が何ら損なわれない場合には、このことも容認できると述べられている。このため、変化を取り扱う章にとっては、単位および上図の関係をあらゆる場合に明示的に記録することが想定されている。



11D - 変化の取り扱いに対する構造的接近

11. 15 ビジネス・レジスターの目的は、統計単位、それらの関係、およびその属性を任意の時点について合意された品質レベルで記録することにある。これには、情報に対する需要、利用可能な情報源、構造統計と速報統計の間の整合性の必要性、企業に課される報告負担への情報収集の影響が考慮される必要がある。時間の要素が追加される場合も同じことがいえる。その場合に、時間的な統計単位の存在の変化、関係の変化、それに属性の変化を記録することが目的となる。同じように、こういったレジスターの変更は、上記の点について、現実の観察可能な世界における変化を可能な限り正確に反映しなければならない。

11. 16 従って、ビジネス・レジスターの動きを一貫した形で取り扱うルールを知りたい場合には、情報についての需要に沿った事象の概観から出発することが推奨される。一般的な概観は第 12 章で与えられている。そこでは、統計単位の存在と単位間の関係、すなわち、いわゆる動態事象に影響を及ぼす事象を先ず取り上げている。事象は一つのタイプの統計単位にのみ影響を及ぼすことがあるが、同時にそれは、異なるタイプの統計単位やそれらの関係にも同じく影響を及ぼしうる。それは、統計単位の属性にもまた影響を及ぼすことがある。

11. 17 「統計単位の存在への影響」という表記が自明なものではない点に留意するのが有効である。統計単位の定義に常に合致しているかどうかだけでなく、単位が以前と同様の存在を持つかどうかを決定するのにそれが適切であるかどうかもまた問題となる。つまり、統計単位にとってその存在と本質を規定する要素と言えらるものを考慮する必要がある。

11. 18 概括的な第 12 章は、企業の変化(第 13 章、第 14 章)と地域単位の変化(第 15 章、16

章)に関する個別の章の基礎となるものである。第 13 章では、企業に発生しうる動態事象の諸類型が、ビジネス・レジスター上の動きに関するその帰結についての記述とともに与えられる。事象の諸類型は、情報需要によって正当化される。情報の入手可能性と情報収集の統計機関と回答者双方にとっての費用あるいは負担は、事象をビジネス・レジスターにどう反映させるかを論じる際の中心的検討事項である。第 14 章は、概念とレジスターの動きの両面で、企業の存在の継続性ルールを説明している。地域単位の変化に関する章も同様な構成となっている。

11. 19 第 12 章と第 16 章では動態的变化に焦点があてられているが、これらの章が取り上げる範囲は幾分広い。動態変化と非動態変化は複雑に絡み合っており、人口動態の比喩を経済統計の分野に過度に厳格に適用するのは好ましくないであろう。このため、統計単位の属性の変化もまた必要に応じて考慮される。例えば、動態事象は、主要経済活動あるいは規模といった単位の属性に影響を及ぼすことがある。企業集団の構成を決定することから、法的単位間の関係は動態的变化を論じる際に重要である。ビジネス・レジスターとそれに基づく統計の利用者の中には、調査された母集団の変化が動態的と呼ばれるかどうかにはさほど関心がない者もいるかもしれない。しかし、属性の変化の中には、明らかに動態と何の関係も持っていないものもある。このために、属性の変化に関する独立した章(第 17 章)が、第 12 章と第 16 章を補完している。

11. 20 上述したように、レジスターの動きは、現実の観察可能な世界の変化を基本的にできるだけ正しく反映しなければならない。全ての意味のある現実世界の単位をあらゆる時点で正しく反映するという理想には決して到達できないように、正確でしかも瞬時的に全ての意味のある事象を反映するという理想が達成できないのは明らかである(事実、費用効率、回答負担、それに構造データと速報データとの整合性という点で、理想の実現は望ましいものでもない)。結果的に、間違っただけのレジスター情報は常にありえ、情報の中には欠損したものもあり、そしてレジスターの動きの中には見かけだけのものもある。このため、ミスが検出された場合には、ビジネス・レジスターの訂正を行う必要が生じる。これがビジネス・レジスター管理の主たる関心事であることから、独立の章(第 18 章)がこれにあてられている。

11. 21 さいごに、事象の時間軸とレジスターの動きについて述べておく必要がある。現実世界の単位が写真の形で表現されるのを想定するのが有効である。ある一定時点での映像の変化は、事象の発生を意味する。しかし、変化はまた漸次的に生じるものでもある。例えば、事業の開始や企業の合併にはしばらく時間を要する。3 つの問題がこれに関係している。

- ・第一に、変化の期日の取り扱いという問題がある。長い準備過程の中で新たな企業がどの時点で存在するとみなされ、登録が創出されたか? この問題については、企業と地域単位の事象について、それぞれ第 13 章と第 15 章で取り扱う。
- ・第 2 の問題は、そもそもどういった変化を考慮に入れなければならないかということである。フィルムの比喩を用いるなら、フィルムは速度次第で検知される事象もあれば、検知されないものもある。数年という期間において企業や地域単位を比較すると、多くの場合、それらがかなり変化しているという結論が得られるであろう。それは存在の変化を意味する。しかし、もし同じ企業や地域単位を毎週比較してみても、どの 1 週間にもその存在の変化といえるほどの大変化は見られないことは十分にありうる。本マニュアルでは、実用的な解決法を採用している。ビジネス・レジスターを用いるほとんどの統計は年 1 回以上の頻度で作られており、レジスターはしばしば継続的あるいは非常に頻繁に更新されていることから、1 年間(必ずしも暦年ではないが)のうちに発生する事象だけが考慮の対象となる。このことは、年に一回以上の頻度で発生することがあり、それらは全て考慮されていることを意味している。
- ・第 3 の問題は、速報統計と長期統計との間の整合性の維持である。1 年の間に同じ単位にいくつもの変化が発生する場合、長期的変化は短期的変化を「統合」したものととなる。例えば誕生が消滅に続く場合、短期的変化は相互に相殺される可能性もある。この問題は変化を取り扱う各章では取り上げられていない。レジスターの動きは現実の事象に対応して、すなわち連続的に一貫して取り扱うことができる。しかし、これは、速報統計と構造統計の間の整合性についての問題を引き起こす。一つの解決法は、キー変数について、常に最新の情報を反映しているものと一定の合意された期間(通常は 1 年)は不変のままとする 2 通りの変数を保有するというものである。

11. 22 変化の取り扱いに関する第 11 章から第 17 章は、企業と地域単位だけを対象にしている。それらは市場生産者に焦点をあてたもので、各国のビジネス・レジスターは、対象としている国の経済領土に限ったものとなっている。1 年以内に発生する事象だけが考慮されている。現実の観察可能な世界、行政概念、行政ファイル、統計概念、そして統計ビジネス・レジスターという様々な参照枠組み間の区別が提案されている。「事象」という用語は現実に関連したもので、「行政的变化」は行政の世界に、そして「(レジスターの)動き」、「(レジスターの)創出」、「(レジスターの)削除」はビジネス・レジスターに関係する。レジスターの動きは、単位の存在、単位間の関係、それに属性の変化である。あらゆる企業がいわゆる支配法的単位を持つことが想定されている。

11F - ビジネス・レジスター規則との関連

11. 23 本章は単に第 12 章から 16 章に対する基礎を提供するものであるため、それはビジネス・レジスターに関する規則の解釈とはみなされない。しかし、規則の解釈に関係する以下の各章の該当部分が用語あるいは要素に関して明示的あるいは暗黙に本章に言及している限り、もちろん本章は、この規則の解釈に関係している。

第12章 動態事象の概観

2003年3月第一次改定

目次

- 12A はじめに
- 12B 動態事象識別の規準
- 12C 動態事象の一般的類型
- 12D 特定の統計単位の動態事象の諸類型
- 12E 要約
- 12F ビジネス・レジスター規則との関連

12A - はじめに

12.1 本章は、特定の種類の統計単位に限定することなく、またビジネス・レジスターの実際のあるいは推奨されている構造、内容あるいは更新手続に関する仮定をおくことなく、利用者の視点から認められる主要動態事象について説明する。それはまた、特定の統計単位に生じる動態事象をその結果としてのレジスターの動きとともに考察する他の章の一般的枠組みをも与えるものである。

12.2 本章は、動態事象、すなわち、統計単位の存在とそれらの間の結びつきに影響を及ぼす事象を中心に扱う。特に利用者の視点からすれば、動態事象は完全に他と切り離しては扱えないことから、その考察範囲はやや広いものとなる。このため、動態的変更と統計単位のある属性の変更の関係もまた考察する。

12B - 動態事象識別の規準

12.3 統計ビジネス・レジスターは、統計の利用者が適切とみなす限り、現実の観察可能な世界における企業を反映している。このような現実の投影は、それが実際の観察可能な世界のいかなる側面が考慮されるかという選択の結果という点で必然的に限定される。現実世界の動態的動きを反映しようとするとき、同じような選択が行われなければならない。原理的にはこういった動態的動きはいくつもの方法で記述できるが、いかなる時点における統計ビジネス・レジスターによって表される「静態的視角」とも整合性をもたせてこのマニュアルでの「動態的視角」を見るのが合理的である。このため、以下のパラグラフで示される規準は、いろいろな種類の統計単位の組合せ集団の動態的動きとそれらの関係に焦点をあてたものである。

用途の諸類型

12.4 どういった利用に提供されるかを考慮することが、規準の設定では重要である。外部的利用と内部利用、すなわちビジネス・レジスターによる統計の利用と統計機関内部での利用とを区別することができる。外部利用は、さらに企業動態統計と動態属性が利用可能なその他の統計とに分けられる。前者の例は単位の誕生と消滅であり、後者の例は、例えば誕生と消滅単位数が特定され計測できる変数への影響が量的に把握できる企業パネルのような統計単位集団の時系列である。

12.5 基本的に動態事象を特定するための規準は、外部利用者による情報需要から生じるものであるが、事象に関する情報は調査実施者にとってもまた意味がある点に留意する必要がある。彼らは調査された単位が時間の経過の中でどのように関係し、調査集団への参入および退出の原因が何であるかを知りたいと思っている。彼らはデータの収集と処理、さらには収集したデータの解釈という明らかに実践的理由からこの情報を必要としている。

規準

12.6 どのような動態事象が有効なのか。抽象度が高ければこの問題への解答は難しくはない。定義では、動態事象は統計単位の存在とそれらの間の関係に作用を及ぼす。統計単位に関する規則に規定されているように、統計単位は生産体制の観察と分析によって識別され定義されてきた。このため、生産体制の構成要素並びに統計単位という意味での経営組織の構造の変更が意味を持つ。しかし、正確にどの要素そしてどのような構造変更が最も考慮するのにふさわしいものであろう。

12.7 考慮すべき重要な点は、企業が統計体系の中心単位であることである。全ての統計単位は、少なくともそれらが観察可能である限り、企業という点から定義されなければならない。それらは、経済活動、あるいは所在地(KAU、地域単位、等)という点で企業の一部であるか、あるいは法的／あるいは金融的連結によって結びついた企業の組(企業集団)である。統計体系における企業の中

心的位置を反映するように動態事象を特定しいくつかにまとめることが合理的である。

12.8 企業は、「特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う組織単位」として定義される。生産要素の組合せのあり方の変更は、この単位に基づく統計の利用者にとって重要な事象であるに違いない。それらの部分が経済活動や所在地に関して特別である場合、生産要素の組合せの一部のあり方の変更も同様である。さらに、企業のあり方の変更がその企業が属する団体のあり方にも影響を及ぼすかどうかを明らかにすることも重要であろうか？

12.9 統計単位の中で結合されている生産要素のあり方の変更とは別に、既存の生産要素の配置の変更も企業統計の利用者にとって重要である。そのような変更が動的なものと考えられる場合には、関係する統計単位の存在あるいはそれらの間の結びつきに変更をもたらすはずである。さらに、配置の変更はいくつものレベルで検討することができる。企業が参照レベルである場合、企業内部で再配置が起こりえ、それは KAU/あるいは地域単位レベルでの変更を含むことになる。

12.10 再配置は、企業数の減少（例えば企業合併による統合）あるいは増加（例えば既存企業からの企業の分離の結果としての分裂）として企業間でもまた起こりうる。企業数が不変のままであることもあるが、その場合、再配置が KAU あるいは地域単位の移管という形態、あるいは再構成という形をとる。企業集団の場合、企業間の再配置は、複数の集団に関係する場合もあればそうでない場合もあり、企業がある集団から他の集団に移管されることもある。

12.11 上の記述は、企業動態に関するデータに求められる主要な要請を全て含んでいる。しかし、時系列と関連した利用が考えられる場合には、上記の接近は十分ではない。統計単位の集団を時間の経過の中で追跡する場合、上の規準は確かに有効であろう。しかし、特にそれが抽出枠の定義や層化に用いられる場合、単位の属性に対する影響もまた非常に重要となる。そのような属性の例が、規模、経済活動、それに所在地である。しかし、属性の変更は動態とは異なる事由によって引き起こされる場合もありうる。利用者からすれば、動態的変更による影響を受けるこれらの属性についての動態的変更と非動態的変更とを区別しない方が合理的であるように思われる。

12.12 さいごに、特記すべき一つ概念として、企業の経営者がある。動態分析の場合、しばしばこのことに言及される。経営者それ自体は統計単位でもなければ統計単位間を結びつけるものでもない。厳密に言えば経営者の交代は動態的変更ではないが、特にそれが自然人である場合、統括法的単位は、企業家精神に類似した概念と見ることができる。このため、統括法的単位における変更は、企業動態に密接に関連する用途にとって意味がある。

12C - 動態事象の一般的類型

類型

12.13 上述した規準と考察を適用することで、動態事象について以下のような一般的類型化が可能である。諸類型については、若干の補足説明が付記されている。

1. 生産要素の組合せのあり方の変更
 - 1.1 生産要素の組合せの出現
 - 1.1.1 企業集団の誕生
 - 1.1.2 企業の誕生
 - 1.1.3 KAU あるいは地域単位の誕生
 - 1.2 生産要素の組合せの消滅
 - 1.1.1 企業集団の消滅
 - 1.1.2 企業の消滅
 - 1.1.3 KAU あるいは地域単位の消滅
2. 生産要素の配置の変更
 - 2.1 企業内の生産要素の再配置
 - 2.1.1 KAU および地域単位での生産要素の再配置
 - 2.1.2 KAU のみでの生産要素の再配置
 - 2.1.3 地域単位のみでの生産要素の再配置
 - 2.2 1つ以上の企業の生産要素の再配置
 - 2.2.1 企業の統合
 - 2.2.1.1 企業集団に関係しない統合

- 2. 2. 1. 2 企業集団内の統合
- 2. 2. 1. 3 1つ以上の企業集団に関する統合
- 2. 2. 2 企業の分裂
 - 2. 2. 2. 1 企業集団に関係しない分裂
 - 2. 2. 2. 2 企業集団内の分裂
 - 2. 2. 2. 3 1つ以上の企業集団に関する分裂
- 2. 2. 3 企業間の生産要素の移転
 - 2. 2. 3. 1 企業集団に関係しない KAU あるいは地域単位の移転
 - 2. 2. 3. 2 企業集団内の KAU あるいは地域単位の移転
 - 2. 2. 3. 3 企業集団間の KAU あるいは地域単位の移転
- 2. 2. 4 再編成
 - 2. 2. 4. 1 企業集団に関係しない再編成
 - 2. 2. 3. 2 企業集団内の再編成
 - 2. 2. 3. 3 企業集団間の再編成
- 2. 3 企業のある企業集団から別の集団への移転

補足説明

12. 14 適切な理解のために若干の注記が必要である。類型の分類項目は、特定される主な事象の種類である。個々の事象は、一つの項目だけに分類されなければならない。しかし、現実世界の事象は、どの分類項目の定義にも厳密には合致しないことがありうる。例えば、経営組織が再編成され、同時にいくつかの生産要素が消滅することがありうる。他の多くの分類の場合と同様に、そのような場合には最も当てはまりの良い分類項目が選択されなければならない。

12. 15 もう一つの注記は、分類項目番号1の生産要素の組合せのあり方の変更に関する。下位が上位を受ける分類方式が適用されなければならない。例えば、企業とその地域単位が誕生し、その誕生が既存の企業集団内部で生じた場合、この事象は分類項目1. 1. 2に分類される。分類項目1. 1. 3と1. 2. 3は、既存の企業内部で下位レベルの統計単位が誕生あるいは消滅する場合にのみ適用される。

12. 16 次の注記は、統合と分裂に関する。これらの用語はより広い意味を持つことが知られている。日常の用法ではそれらは企業レベルだけでなく企業集団にも妥当し、集団数の減少あるいは増加を意味するものと理解できる。上記の分類での用語の使用は、企業を参照単位とみなした結果によるものである。

12. 17 さいごに、当該統計単位それ自体の(非)継続性について厳密な解釈が与えられる場合にだけその分類区分が適用できる点に留意しなければならない。これが、定義上単位に固有な複雑な作業であることから、特定の統計単位の変更を取り扱う章でこれは取り上げる。

可能な拡張

12. 18 上記の分類区分は、いくつかの方法で拡張できる。例えば、KAUあるいは地域単位の誕生や消滅は、関係する単位の種類に従って、地域単位としてのKAUの誕生、地域単位ではないKAUの誕生、KAUではない地域単位の誕生などに再区分できる。同じような注記は、企業間の生産要素の移転にもあてはまる。統合と分裂という分類も、それが生じうる様々な形態によって再区分できる。一つ以上の企業集団が関係している場合、企業集団数への影響は明示的に考慮に入れられる。

12. 19 もう一つのありうる再区分は、関係する統計単位の属性への事象の影響によるものである。例えば、企業が分離する場合(分裂)、利用者にとっては、分離した単位が元の企業と同じ主要活動を行っている場合と主要活動が異なる場合との区別が非常に重要であろう。しかし、厳密に言えば、そのような再区分は動的区分ではない。

12D - 特定の統計単位の動態事象の諸類型

12. 21 統計体系が上述の類型化を完全に適用できるようにするための要請は極めて高度なものとなるであろう。実際には一種類だけの統計単位が、通常は特定の目的、企業動態統計の場合にも想定されている。調査もまた、一般に一種類の統計単位にのみ依拠しており、従って、時系列に適用される事象の区分は、問題の単位に関連した事象に限定されがちである。このことは、企業と地域単位のいずれにも(それに企業集団、できれば LKAU のような他の単位についても)動態事象

の区分が必要であることを意味している。

12.22 パラグラフ12.13の分類は、このような単位に固有の分類の格好の出発点となる。それは整合的な枠組みを提供し、また異なる単位に固有の分類間の関係の記述を可能にする。しかし、特定の統計単位についての分類を作り上げる場合、以下のような点に留意する必要がある。

- ・上記の分類の項目は、計測された需要によってその有効性が検証されなければならないであろう。問題の統計単位にとって有効と思われる特定の分類項目についての情報需要の全体像がなお必要である。

- ・上の分類の分類項目は、問題の統計単位にとって意味のあるものの必ずしも全てではない。特定の統計単位レベルで再区分が可能であり、属性の多少の変更が適当であるかもしれない。

- ・各統計単位がより高位のあるいは低位の単位と結びついていることを考えれば、各単位に固有の分類は、それと隣接する上下のレベルの単位との結びつきに非常によく変更を取り込むことができる。

- ・動態事象の各単位に固有の分類は、統計単位の(非)連続性に関する一連のルールによって補完されなければならない。

- ・整合性と統計調整のため、そして異なるタイプの統計単位についての統計情報と関連づけられるように、適用される異なる単位固有の分類の間関係を記述するのが重要である。

12.23 最後の点は難しいかもしれない。仮に似たような分類が適用される場合にも、異なるタイプの統計単位に生じる事象は別に分類されるであろう。(同じ経済活動分類での企業と地域単位の分類とを比較した場合、地域単位はそれが属する企業と同一の産業に全て分類されているとは限らない。)

12E - 要約

12.24 本章は、企業が中心的役割を持つとはいえ、特定のタイプの統計単位に限定されない動態事象の分類を取り上げている。分類は、生産の組織単位、経済活動、所在地、そして法的／財務的関係の構造を考慮に入れながら、経営組織内あるいは組織間での生産要素のあり方や配置の変更の主として依拠している。この分類は、単位固有の事象の分類のための全体的枠組みとして役立つ。

12F - ビジネス・レジスター規則との関連

12.25 本章が単に第13章と16章の基礎を与えるものであることから、それはビジネス・レジスターに関する規則については考慮していない。しかし、規則の解釈にかかわる以下の各章のこれらの部分は、明示的にせよ暗黙にせよ、第12章で言及した限り、それはもちろん規則の解釈にあたる。

第 13 章 企業に関する動態的变化

2003 年 3 月第一回改訂

目 次

- 13A はじめに
- 13B 企業に関する動態事象の類型
- 13C 動態事象を反映したレジスターの動き
- 13D 要約
- 13E ビジネス・レジスター規則との関連

13A - はじめに

13.1 本章では、企業に関する動態事象とビジネス・レジスターにおける対応する動きについて説明する。必要に応じて属性の変化についても考慮する。記述の対象となる動態事象は、ビジネス・レジスターに基づく統計の利用者にとって重要と思われる諸事象である。これらの統計は、ほとんどの経済統計、特に企業動態統計そのものを構成する。

13.2 統計単位の間に関連に関して、企業と企業集団との関係の変化が考察される。企業と地域単位の関係や企業や地域単位にとっての動態事象の間の変化は第 15 章で論じる。企業と地域単位の識別情報の関係については第 16 章で扱う。

13.3 統計ビジネス・レジスターは、企業レコードに一連の識別番号を付加することで企業の存在を表している。レコードの創出と削除は識別番号の創出と削除に論理的に関係づけられており、それは企業の存在の変化に対応している。同様に、企業が不連続でなければ、その識別番号は変更されてはならない。識別番号の創出あるいは削除の条件を記した特有の継続性ルールは、第 14 章で与えられる(これは透明性を理由に行われ、本章でその目的と適用について説明することでこのルールはよりよく理解されるであろう)。

13.4 本章の構成は以下の通りである。以下のパラグラフでは、解説注と事象との関連の例示を含めて、動態事象の類型化を行う。さらにこれらの事象は、継続性ルールの利用を前提に、レジスターの動きに読み替えられる。

13B - 企業に関する動態事象の類型

13.5 第 12 章で取り上げた動態事象の一般的類型の中で、特定の統計単位の変化によって適切な分類項目が定義される。本章は、必要に応じて副部門を追加しつつ、一般的な類型の中にリストされた事象の企業への影響を中心に扱っている。このような処理は、以下のいくつかの利点を持つ。

- ・特定の統計単位にとっての一般的な「横断面」の類型は、一般的類型として挙げられている統計単位の全部は使用しない統計機関にとって有益である。
- ・調査の処理のために特に調査単位に適用される分類を持つことは非常に有効である。
- ・分類は特定の統計単位に関係した特別なニーズに適合させることができる。企業のための独立の派生的分類を用いることで、分類は過度に複雑にはならない。

規 準

13.6 第 12 章で示された動態事象類別の規準、すなわち、生産要素(の組合せ)の存在と配分は、体系的に企業に対して適用されなければならない。このことは、利用者のニーズに照らして行われる必要がある。需要は企業動態統計だけでなく、これらの事象の影響を受ける他の経済統計にも関係している。この意味で利用者には、統計の利用者と調査の管理のためにこの情報を必要とする統計職員の両方が含まれている。

13.7 企業レベルでは、一般的分類項目は次の二つの面で異なるように思われる。

- ・企業の継続性
例えば、企業が消滅する場合、それは自らの存在を失うが、生産要素の再配分は必ずしも存在の喪失を含むものではない。
- ・事象に含まれる企業数
事象の発生前後の企業数にはいずれも意味がある。例えば、企業の誕生(着想からの新事業の設立の意味で)と二つの既存企業の統合は、特に含まれる企業数の点で異なる。

13.8 これら二つの規準を適用することで、企業レベルでの一般的な分類に以下に見るような副

分類を加えたものが得られる。それはまた、企業レベルで体系的に全ての可能な動態事象を引き出し、定義するのを可能にする。特にそれらは、生産要素再配分についてのさらに厳密で精緻な取り扱いを可能にする。

13.9 企業と企業集団の間の関係の継続性も考慮する場合には、それに対応した規準を追加しなければならない。

動態事象

13.10 規準の適用は、以下にリストした企業レベルでの事象に帰着する。事象には解説注と関連した統計情報需要に関する指摘が付記されている。選ばれた用語は、統計情報の利用者間で一般的なものであることを意図している。リストされた事象は相互に排反的である。リストはまた網羅的でもあることから、それは事象の完全な分類である。

存在の変更(事後は一つの企業で事前は一つの企業も含まない事象、あるいは事前は一つの企業で事後は一つの企業も含まない事象)

- ・誕生
- ・消滅

13.11 企業の誕生と消滅は、二つの理由で概念的に識別番号の創出と削除と同じではない。第一に、誕生と消滅は(現実の観察可能な世界に関する)事象で、識別番号の創出と削除はレジスター上の動きである。第2に、誕生と消滅は一つの企業だけに関係するのに対し、例えば合併のように、多くの企業を含むその他の事象も識別番号の創出と削除となる。誕生と消滅を一つの企業に関係したものに限定するという本マニュアルでの取扱いは、これらの用語の使用がしばしば混乱をもたらすことから、非常に重要である。「企業の誕生によりどれだけの雇用が生み出されたか」といった問題に関心を持つ利用者の用法にそれが沿っていることから、このような取り扱いが選ばれている。「誕生」という用語がこの種の問題の意味で使われている場合、例えば合併あるいは分離から生まれた企業は含まれないであろう。

13.12 このようにして、企業の誕生とは、それまでどのような企業も存在せず、また他のいかなる企業も関係しない企業の出現である。企業の消滅はその逆である。(企業の定義によれば)企業が財あるいはサービスを生産する組織単位であるため、この事象に他の企業は関係していないということになる。理事会規則(EC)No.2700/98における事業構造統計のための企業の誕生数と消滅数の定義は、本マニュアルで使用されているものと完全に整合的である。企業の誕生をその他の創設と、また企業の消滅をその他の停止から区別することについてのより詳細な議論は、欧州統計局の企業動態勧告マニュアル(案)の中にある。

13.13 誕生と消滅に伴う問題として、これらの事象発生の日がある。概念上どの時点で企業は誕生したと見られるのか? 原理的には、期日は企業の定義に合わせて決定できる。定義の条件が充足された(最初の)瞬間に、従って、財あるいはサービスを生産する組織単位が存在する時点で誕生する。

パラグラフ13.29-13.30は、誕生と消滅の発生時点の問題に対する作業上の解答を与えている。

13.14 誕生と消滅との関連で再稼働概念を考えることも重要である。企業が活動を停止し24ヶ月以内に活動を再開する場合、それは再稼働とみなされ、従って消滅でも誕生でもない。この点については第14章で詳論する。

企業内での変化(創出あるいは削除を含まない事象)

- ・所有の変更
- ・企業内の再編
- ・集団の変更

13.15 所有の変更は、既存の企業の活動を吸収するために新たな法的単位が形成される場所で生じる。単独所有者が引退して企業を新たな経営者に売却するのがその例である。法的単位は変化するが、この事象は企業の継続性そのものには影響しない。このため、企業は創出も削除もされない。

13.16 企業内の再編は企業の継続性には影響を及ぼさないが、その過程で企業構造は変化する。地域単位の創出あるいは削除がその例となりうる。再編は、規模や主要活動といったキー属性に影響することがある。これは実際には企業レベルでの動態事象ではないとすることができるが、完

全を期すために、また動態統計に含まれる企業に影響を及ぼしうることから、ここで取り上げている。
13. 17 集団の変更は、以下で紹介する複合的再編の定義の特殊なケースと見ることができ、それが創出も削除も含まないことから、企業レベルでそれを区別することには意味がある。この場合、同じ組合せの生産要素が事象の前後に存在する。事象後にこの企業はそれまでとは別の企業集団に属する。集団の変更という現象は、長い間には経済・金融紙では目につく。それについての情報には確かに高い需要がある。

統合(事前には一つ以上の企業が事後には1社となる事象)

- ・合併
- ・吸収

13. 18 既存の企業数の減少、すなわち統合が生じるような形で企業が統合されることがある。そのような統合にはいろいろな形態がありうる。二つの企業が完全に統合される場合、関係する企業は新たな企業として解体され見分けがつかないようになることからその存在を失うか、あるいは一方の企業が同じままで残ることがありうる。後者の場合、もう一方の企業は一般にずっと小規模で、それは基本的に同じままで残る大きい方の企業によって単に吸収されるだけである。両方がその存在を喪失する場合、この事象は合併と呼ばれ、一方がその存在を維持する場合、吸収と呼ばれる。これらの場合、両方ともその存在を維持することはありえない。なぜならその場合には企業の数には変化がないことになるからである。

13. 19 第12章で述べたことから明らかなように、「統合」という言葉はここでは特殊な意味、すなわち、それが企業数を減少させる事象に対応するものとして用いられている。この用語は他の文脈では、企業の母集団全体がより少数の所有者のものとなること、あるいはより少ない数の企業集団から構成されていることを意味するのにしばしば用いられる。しかし、そのような現象は企業集団レベルに関係することから、それらについては本マニュアルで後ほど取り扱うことになる。

13. 20 企業統合の場合に企業数は減少するが、先に説明したように、合併と吸収は単位の消滅を含まない。消滅は別な事象である。しかし、これらの事象は全てビジネス・レジスターのレコードの削除をもたらす。同じように、企業の合併による新たな企業の出現は、誕生とはみられない。吸収の結果として、その存在を維持する企業のいくつかの属性が変化しうることまた指摘しておく必要がある。例えば、それは別の規模階級に属し、あるいは異なる主要経済活動を持ちうる。そのような影響は、特に統計調査担当者には非常に重要である。

13. 21 企業統合に関する情報の需要は明らかに存在する。より少数の単位への生産能力の統合は、非常に重要な経済現象である。しかし、合併と吸収との区別は、特に出現の頻度を考慮すれば、統計の利用者にとってはあまり重要ではないであろう。しかし、この区別は統計調査管理者には非常に重要である。なぜならそれは、標本と標本フレームの中のどの単位が時間の経過の中でそのまま維持されるかに影響を与えるからである。合併を統計ビジネス・レジスターの観点から検討した場合、企業参照番号の継続性に関するルールにより、これら二つの事象は容易に区別することができる。

分裂(事前には1社であったものが事後は1社以上となる事象)

- ・分割
- ・分離

13. 22 分裂の事象は統合のそれと対称的なものである。合併には分割が、また吸収には分離が対応する。分割の場合、企業は新たな企業のどちら(いずれ)も元の企業の存在を維持しない形で企業が分割される。分離の場合には、新たな企業は一般にずっと小さく、元の企業はより大きな企業として維持される。合併と吸収の用語に関する所見はここでもあてはまる。

事象以前に1社以上また事象の後に1社以上を含む変更

- ・合同企業の創設/停止
- ・企業集団内での再編
- ・一つ以上の企業集団を含む再編(複合的再編、これは他のありうる事象を含む)

13. 23 2社以上の独立した企業が同一のプロジェクトあるいは共通の目標に向けてそれらが持つ資源の一部を協働させるのに合意する場合、合同企業が設立される。合同企業の場合の重要な性質は、元の企業がどれも設立された企業に対して明示的な支配を行使せず、それが一つの企業とみなされることである。2社以上の元の企業は存続し、その同一性を維持し、企業数が一つ増加する。同じように、合同企業の停止は、企業数が一つ減る結果となる。合同企業に関するデータの

需要は明らかにある。しかし、生産能力のかなりの部分を新たな企業に移転する合同企業もあれば、金融資本あるいは専門知識の移転を行う合同企業もあることを指摘しておく必要がある。

13. 24 企業集団内の再編は、関係する全企業が共通の支配下にあり事象の前後でそれぞれ 1 社以上の企業が関係する変化(例えば、1 社以上の創設/あるいは停止)である。それは少なくとも一つの企業の存在に影響を及ぼすが、事象前後での企業数は同じであろう。巨大な企業集団の生産能力全面的再編がその典型例である。それは多くの企業を含み、常にというわけではないが、時には集団の企業数の変更をもたらす。

13. 25 複合的再編は同様の事象であるが、これは一つの集団に限定されない。企業集団の一部あるいは集団間の多くの企業の移管がその例である。

13. 26 再編は、例えば主要経済活動や規模階級の変更のように、その存在を維持している単位の属性に影響を及ぼすことがある。関係する経済利害が著しいことから、再編は情報需要の点でも統計職員にとっても重要である。もっとも、その非等質性とその発生の希少性のために、統計でそれを取り上げるのが難しい現象でもある。

可能な拡張

13. 27 合同企業の設立をその親企業から生産能力受け取る合同企業の設立とそれ以外の合同企業とに分けるといったいくつかの拡張可能性がありうる。そのような再区分が望ましいかどうかは、情報の需要、出現の頻度、情報源の利用可能性、それに費用といった要素に依存する。

13. 28 上に述べたように、動態事象には、その存在を維持している単位の属性を変更する場合がある。規模階級や主要経済活動は、この点で特に重要である。もちろん、これらの属性の変化は、動態事象が発生しなくても起こりうる。規模階級と主要経済活動の変化についての情報需要は、それ自体と他の統計情報との関連の両方で明らかにある。規模情報では、中小企業(SME)が雇用数と取引額とで定義されていることから、雇用数と取引額の変化は重要である。属性の変化は調査の管理にとっても非常に重要である。なぜなら、それらは、調査の対象となる単位の母集団を変更させ、またそれらは層化に使用されるからである。実際に統計におけるこれらの属性変化の取り扱いはいは全く単純というわけではない。複雑さの性格については第 18 章で示される。

13C - 動態事象を反映したレジスターの動き

13. 29 以下のパラグラフでは、各事象の統計ビジネス・レジスターの世界への読み替えを順次論じ、情報の源泉やレジスター情報に基づく事象の再構成に関して若干の見解を述べる。最初に、事象に該当する全ての企業がビジネス・レジスターの対象範囲となることが仮定されている。パラグラフ 13. 42 では、この前提を外した結果が簡単に論じられている。

事象のレジスターの動きへの読み替え

誕生と消滅

13. 30 ビジネス・レジスターにおける誕生と消滅の表記は直接的である。それは、それぞれ新たな識別番号の創出と既存の識別番号の削除ということになる。しかし、誕生の期日あるいは「企業の活動開始日」(ビジネス・レジスター規則の変数 3(f))の決定は簡単ではない。最初の投資日が誕生の日なのか? あるいはそれが最初の生産物の販売日なのか? あるいは引渡し日なのか? あるいは労働者が恒常的に雇用された時なのか? これらの期日は、行政情報におけるその行政単位の登録日と必ずしも同じではない。

13. 31 原則的に投資のための最初の財務的関与の日を採用するのが本マニュアルでの取り扱いである。実際の生産はその後開始されることから、これは幾分早いかもしれないが、これによって、投資のような全ての重要な変数を最初から統計が取り扱えるようになる。重大な関与の発生という意味では、この期日は特に早すぎるとは限らない。しかし、この期日は費用効率と回答負担の観点からすれば、実際に企業から誕生の期日情報を収集するのが常に好ましいとは限らない。その場合には、行政情報の登録日とその代りに用いられる。誕生の期日を測定する方法は、利用者の品質要求に依存する。

企業内の変化(所有の変化、企業内での再編、集団の変化)

13. 32 所有の変化と企業内での再編は、企業に関係する動態変数には影響を及ぼさない事象である。しかし、それらは関係あるいはレジスターに登録されている属性の変化を通して反映される。

13. 33 集団の変化の登録方法は、企業集団そのものの登録方法に依存する。集団が自らの記

録を持つという意味で明示的に登録されている場合には、企業とその元の企業集団との関係が削除され、企業と所属先の企業集団との関係が追加される。企業集団が明示的に登録されておらず法的単位の間(あるいは企業間)の関係)でしか関係づけられていない場合には、集団の変更は自動的に同じく暗黙に記録されるであろう。

合併と吸収

13. 34 合併の場合、事象前に存在していた企業の全ての識別番号は削除され、出現する企業の識別番号が創出される。吸収の場合、他の企業を引き継ぐ企業はその識別番号を維持し、登録は創出されず、吸収された企業の識別番号だけがレジスターから削除される。その変更の発効日は、合併あるいは吸収される企業が企業の定義で述べられた意思決定の自主権を喪失する日である。

分割と分離

13. 35 分割と分離はそれぞれ合併と吸収の対極にあることから、ビジネス・レジスターでのその登録は合併と吸収のそれと類似している。分割の場合、事象後に企業の全ての識別番号が創出され、元の企業の識別番号は削除される。分離の場合、分離独立した企業に対してだけ新しい識別番号が付与される。

合同企業の設立／停止および再編

13. 36 合同企業の設立は、ビジネス・レジスターでは合同企業のための新しい識別番号の創出として、同じく停止は識別番号の削除として反映される。合同企業の開始日は、それが自らの役割を自立的な意思決定単位とみなす日である。企業集団内の再編あるいは複合的再編は、登録の創出と削除を伴うことになるであろう。

情報の源泉

13. 37 実際にはほとんどの事象は、統計ビジネス・レジスターが行政情報源からの情報を受け取った後に検出される。これらの情報は行政上の変更に関係しており、行政情報の品質、意味、それに重要性に応じてビジネス・レジスター更新の行動がとられることになる。いくつかの場合には、直接収集されたりまたは他の源泉から得られる追加的情報が必要になるであろう。しかし、全ての場合に費用効率が考慮されなければならない。その結果、レジスター更新政策は、小規模、中規模そして大規模企業の間で異なることになる。

13. 38 行政情報は国によって大きく異なるが、特に企業の誕生と消滅に関して、若干の観察が有効であろう。行政的設立と停止は、企業の誕生と消滅に必ずしもつながらず、企業はその法的単位を変更することなしに誕生したり消滅することがありうる。それにもかかわらず、ほとんどの場合、新規企業に関する行政情報は、登録の創出に関してビジネス・レジスターの更新の格好の出発点となりうる。

13. 39 しかし、休眠している行政単位、特に休眠中の法的単位の存在という一つの厄介な要素がある。休眠中の法的単位の行政的設立は、企業のための登録レコードの創出になってはならない。休眠中の単位がその後活動を再開する場合、ビジネス・レジスターはこれを検出できないであろう。これは企業の誕生の過小評価につながる。活動していた法的単位が休眠となりその後活動を再開する場合にも同じことが言える。活動の再開については第 14 章のパラグラフ 14. 32 からパラグラフ 14. 35 で論じる。

13. 40 企業の消滅の検出の条件は誕生のそれに較べてより難しい。行政的停止について行政レジスターから受け取る情報は、多くの国で企業の消滅に関するビジネス・レジスターの更新情報としては不十分である。なぜなら、単位にとって活動停止後に行政情報をレジスターから削除する誘引が存在しないからである。これがレジスターが過剰把握となる主な原因である。それは、通常、特に標本にあたる可能性の高い大規模単位からの調査結果を用いて部分的に解決できる。いくつかの情報源からの情報を組み合わせることが、状況を改善しうる。

ビジネス・レジスター情報による動態事象の再構築

13. 41 創出と削除に関して動態事象がビジネス・レジスターにどう表現するかが分かったとして、動態事象に関するデータをどのようにビジネス・レジスターから引き出せるかという問題が発生する。どのような事象が登録の創出を、またどれが登録の削除を引き起こしうるかを検討してみよう。誕生、合併、分割、分離、合同企業、あるいは再編が登録創出の原因となりうる。消滅、合併、吸収、分割、あるいは再編が削除の原因となりうる。従って、創出や削除の登録だけではいろいろな動態事象に関するデータをレジスターから引き出すことはできず、さらに多くの情報が必要である。

13. 42 動態事象を再構成するためには、事象にどの企業が関係しているかを知る必要がある。誕生と消滅にとってこれは問題ではないが、統合と分離、合同企業の設立、そして再編にとっては、企業が継続していない限り、関係する企業の間での期間中の関係を記録する必要がある。例えば、合併の場合、元の企業は(例えば記録に印をつけて)出現する企業と関係を持たせる必要があり、吸収の場合、吸収される企業は存続する企業に関連づけられる必要がある。そのような関係が期日とともに記録されれば、全ての事象を再構築することができる。

13. 43 上述のことは、ビジネス・レジスターが歴史的レジスターであること、すなわち、削除された企業を追跡できることを意味している。事実、歴史的レジスターでは単位は実際には削除されず、むしろ「削除された」レコードは維持され、歴史レコードとしての印がつけられる。残念ながら問題を複雑にする二つの事情がある。その第一は、過去のミスを訂正しなければならないことである。これは「みかけの」創出と削除につながり、統計目的でのビジネス・レジスターの首尾一貫した使用を本質的に難しいものにする。

13. 44 複雑にするもう一つの原因は、ビジネス・レジスターがその対象範囲に一定の限界を持っていることである。例えば、ビジネス・レジスターに関する規則によれば、NACE の大分類 A、B、それに L の登録は推奨であり義務ではなく、また大分類 K の中の中分類 70. 2 の中の世帯の(ありうる)登録については勧告もされていない。これは、例えば、(対象範囲外である)農業企業の(対象範囲内の)食品加工企業との合併の場合に問題となりうる。事象そのものは影響を受けないこと、すなわち、その事象はビジネス・レジスターのありうる登録とは無関係に発生することに留意すべきである。さらに、合併後の企業の NACE コードが有効である。その企業がビジネス・レジスターの対象範囲外として格付けされれば、レジスター上では食品加工企業の削除となる。(歴史的な)農業企業との関係が維持されていないことから、唯一の解決法は、レジスターから企業を削除した理由を記録することである。出現する企業が食品加工業に分類されるならば、登録の削除と企業レコードの創出が行われることになる。これらの処置を正確に理解するためには、原因もまた登録されなければならない。このことは、ビジネス・レジスターの対象範囲外の企業を含む全ての変化に一般化できる。すなわち、レジスターの対象範囲の制約が意味を持つ場合、登録の変更原因を記録することが理想である。もちろん、この問題は統計ビジネス・レジスターに全ての NACE が含まれることで解決される。

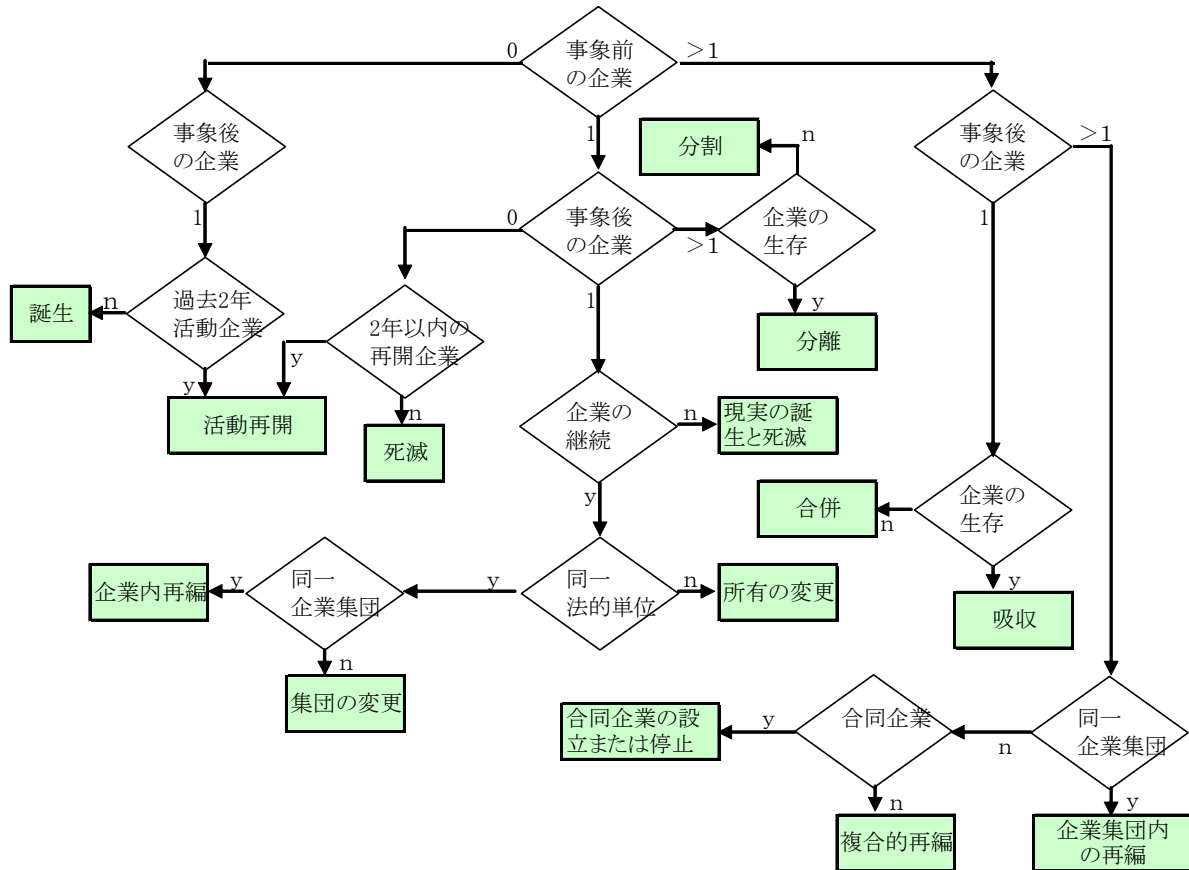
13D - 要約

13. 45 下の表は、データが求められている主な動態事象、事象に含まれている企業数、それに登録の創出と削除数に関するビジネス・レジスターへの影響を示したものである。

事象	現実の観察可能な世界		ビジネス・レジスター	
	事象以前の企業数	事象以後の企業数	創設数	削除数
誕生	-	1	1	-
消滅	1	-	-	1
所有の変更	1	1	-	-
合併	n	1	1	n
吸収	n	1	-	n-1
分割	1	n	n	1
分離	1	n	n-1	-
合同企業の創設	n	n+1	1	-
合同企業の停止	n	n-1	-	1
企業内の再編	1	1	-	-
企業集団内の再編	n	n	ゼロ以上	ゼロ以上
集団の変更	1	1	-	-
複合再編	n	n	ゼロ以上	ゼロ以上

注: n=2 以上

13. 46 次の決定図は、上に示された類型および第 14 章で与えられる継続性ルールとともに発生する事象のタイプの決定に役立つよう作られている。



13E - ビジネス・レジスター規則との関連

13.47 ビジネス・レジスターの識別番号の創出と削除、特にそれらが現実世界とどのように関係しているかに関して本章で示されているルールは、それらが規則の特徴に関係していることから、ビジネス・レジスターについての規則の解釈であるとみなされる。企業の活動開始日についても同様である。動態事象の類型の使用そのものは、ビジネス・レジスターに関する規則の範囲を超えるものである。事象前後のその企業の動きやそれがビジネス・レジスターの範囲内であるかどうかとは無関係に、登録の創出と削除の原因を記録するとの勧告も同様である。

第14章 企業の継続性ルール

2003年3月第一次改定

目次

- 14A はじめに
- 14B 企業の定義と使用の継続性
- 14C 実際の継続性
- 14D ルールの非整合性の回避
- 14E 活動の再開
- 14F 要約
- 14G ビジネス・レジスター規則との関連

14A - はじめに

14.1 本章は企業にとっての継続性ルール、すなわち、ビジネス・レジスターにおいて企業識別番号を維持あるいは変更する条件について取り上げる。例えば、企業が統括法的単位を変更する場合に企業の識別番号も変更すべきか、すなわちビジネス・レジスターで企業の記録が削除され別のもう一つの記録が新たに作られなければならないのか。もしそうであれば、他の企業が関係していない場合には、現実の観察可能な世界における企業の消滅とそれに続く別のもう一つの企業の誕生として解釈されることになる。もしそうでなければ、登録の削除と新規登録の必要条件とは何か。

14.2 継続性の問題は、1社以上の企業が関係する場合にも重要な役割を持つ。統合の場合、合併と吸収の違いは、事象後の単位がそれ以前の企業とそれと同一と見なされるかどうかによって依存する。同様に、分割と分離の違いも、継続性の問題に関係する。こういった場合、整合性を維持するような方法で継続性ルールは選択されなければならない。例えば、統合の場合、継続性ルールは事象後の企業が以前に存在していたものの形跡を保持するといった結論に導かないようなものでなければならない。

14.3 継続性の問題は理論と実際の両面で論じることができる。理論的には、継続性ルールは、企業の定義とその統計的使用から導き出されるであろう。実際面では、継続性ルールは費用効率、とりわけ情報の利用可能性、統計機関にとっての追加的情報収集の費用、それに回答負担効果に関係する。理論的検討事項については14B節で、また実際面については14C節で与えられる。継続性問題は14D節で論じられる。レジスター実務における特別な継続性の問題として企業の再稼動をどう取り扱うかについては14E節で取り上げる。

14.4 本章を読む場合に、次の点に留意しなければならない。すなわち、企業記録の削除について述べる場合、ビジネス・レジスターの履歴に「削除された」記録と印をつけることで削除の痕跡をとどめることが推奨されている。

14B - 企業の定義と使用の継続性

14.5 企業の使用が継続性の問題に対しては適切である。次の例がこれをよく説明している。企業が専ら雇用統計のために使用される場合には、継続性は雇用の継続性に大きく依存することになるであろう。それが貸借対照表のように専ら財務統計のために用いられる場合には、資産の継続性が恐らく重要な役割を果たすであろう。さらに、企業の使用がその定義に関係しているという事実のためだけでなく、継続性が表現できる要素を暗示することから、企業という定義が適切である。われわれは定義から始め、次いで使用について見てみよう。

14.6 統計単位に関する規則は、企業を次のように定義している。「特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う組織単位としての法的単位の最小の組合せである。企業は一つ以上の場所で一つ以上の活動を遂行する。企業は単一の法的単位であることもある。」

14.7 企業が単一の法的単位に常に対応するのではなく、なぜ一つ以上の法的単位に対応する可能性があるかを説明する解説注記がこの定義に続いて記述されている。

14.8 使用に関して欧州統計体系では、企業は財とサービスの生産に関係する統計を主として提供する。加えてそれは、欧州経済計算(ESA)の金融並びに非金融勘定で役割を果たしている。定義はいかなる場合にもその主要な用途と整合的であり、定義の中心は企業を財とサービスの生産を行う組織単位と規定している。

14.9 定義と使用が与えられれば、生産要素の継続性によって企業の継続性を定義するのが合理的である。生産要素とは、産出物を生産するのに用いられる財とサービスの全てである。経済学では、生産要素は通常、土地、労働、そして資本に分類される。資本は中間投入財を含む。生産要素には、「特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権」の要素が入るように経営が含まれている。定義はまた、法的単位を考慮すべき要素としうるが、法的単位は企業を構成する要素であり、行政の世界に属する。従って、法的単位は、企業としての使用に耐え得ない。

法的単位の継続性は、理論的定義というよりは継続性の操作的定義のための要素となろう。統括法的単位が企業家精神の近似とみなしうることを考えれば、この単位に特別な関心が払われなければならない。

14.10 生産要素が継続している場合、企業は継続しているとみるのがルール上の結論である。生産要素が継続していない場合、それは非継続的である。従って、生産要素の一覧表が作成されウェイト評価が行われる必要がある。その継続性の点で考慮すべきは、雇用、機械設備、土地、建物、経営それにのれんといった無形資産である。これら全ての要素の継続性の計測とそれらのウェイト評価は、極めて困難で経費のかかるものとなることは明らかである。これは大規模単位には実現可能であるかもしれないが、多数の小規模単位にとっては、明らかにもっと現実的な規準の要請がある。

14C - 実際の継続性

3つの現実的規準

14.11 どのようなものが容易に適用可能でしかも上のパラグラフで述べた生産要素に近似した操作可能な規準となりうるのか。ビジネス・レジスターで何が利用できまた主として行政情報によって更新できるかを考えた場合、次の3つの規準が極めて現実的である。

- ・統括

統括法的単位は、企業の生産要素を統括する。企業の経営の継続性は、統括法的単位の継続性に積極的に関係しているように思われる。いくつかの無形資産にも同じことが考えられる。

- ・経済活動

経済活動は、NACEの中分類レベルで記録されている。主要活動のNACEの4桁コードでの継続性は、生産要素、特に雇用、機械設備、土地建物の継続性に積極的に関係しているように思われる。しかし、ある時点で企業の分類に現れる活動が次第に変化することがあるため、特に大企業の場合この規準の使用には注意する必要がある。そのような場合、生産要素に継続性があり、また企業の継続性問題を考える場合には、活動の変更は無視しなければならない。

- ・場所

活動が遂行される場所の継続性は、もちろん企業が使用する土地建物の継続性と密接に結びついている。企業の顧客が場所に強く依存しうることから、「のれん」という無形資産との積極的関係が想定できる。場所が一つしかなければ、この規準は非常に現実的である。複数の場所を持つ企業の場合、主たる場所、すなわち現実に最大の雇用数を持つ地域単位の所在地で判断するのが現実的である。しかしその場合、規準の使用には注意が必要である。主要所在地の変更が第二の場所のわずかな規模拡大の結果である場合、生産要素の継続性があり、企業の継続性問題を考える場合、主要所在地の変更は無視する必要がある。

規準の適用

14.12 3つの規準が最も重要な生産要素を包括していることから、これらの要素のうちの一つあるいはそれ以上が変更される場合にだけ継続性の問題が発生する。3つの要素全てが変更されれば非継続性が考えられるのは明らかである。それ以外の場合には、理論的にはウェイトによって評価される必要がある。現実には以下の6つの場合のそれぞれにルールを設定することができる。

- ・統括法的単位の変更(他は不変)

14.13 例えばこの制度的変更は、自然人を法的基礎に持つ単独就業企業では非常に一般的である。その個人が、企業の成長に伴い彼または彼女の資産を守るために新たな法人として企業の設立を決意することがある。引退後その企業は他の自然人あるいは法人に売却され、あるいは相

続人に引き渡される。より一般的には、企業を運営している法的個人(集団)が他の既存の単位あるいは新設の法的単位に彼らの企業を移管あるいは売却するという決定により統括法的単位の変更が起きることもある。法的単位が新しい行政識別番号を取得するかどうかは、関係する行政レジスターの規則に依存する。

14. 14 上述のような変更は、企業がその活動を遂行する地域単位が譲渡されて同じ活動が遂行される場合があるなど、他に直接の変更を生じることなく非常によく起こりうる。

14. 15 上記の場合、慣行として企業の継続と見なされてきた。統括法的単位の変更はそれだけではビジネス・レジスター中の既存の企業記録を削除し新しい企業を登録するには十分ではない。

14. 16 上記の場合、企業の行政上の住所は変更されることがある点に注意しなければならない。この変数は、企業それ自体よりも統括法的単位により密接に結びついている。雇用者の実際の就業場所が変わらなければ、行政上の住所の変更は企業の継続性には何の影響も及ぼすことはない。

・主要活動の変更(他は不変)

14. 17 主要活動の変更はある時点でビジネス・レジスターにおける NACE コードの変更反映されるが、上に述べたように、実際にはしばしば変更はゆるやかに発生する。その場合、企業の生産要素が突然変更されるわけではなく、少なくとも全ての要素、とりわけ雇用がそれとともに変わるわけではない。そうである場合には、これは、通常、統括法的単位の変更を契機とする活動遂行の場所の変更をしばしば伴うであろう。

14. 18 NACE の4桁コードの変更となる主要活動の突然の変更の場合、統括法的単位と主たる所在地が不変であれば企業の継続と見るのが慣行となっている。企業の主要活動の変更は、それだけではビジネス・レジスターの既存の企業記録を削除し新規に登録を行うのには十分ではない。

・主要所在地の変更(他は不変)

14. 19 企業が主要所在地での活動を停止し、国内の別の場所でその活動を再開する場合、継続性問題に対する解答は簡単ではない。活動(の場所)がさほど移っていなければ、土地・建物以外の生産要素が基本的に継続する確率が高い。しかし、移転が長距離のものである場合、企業は顧客を失い、最初から出発し直さなければならず(のれんの喪失)、雇用の変更もまた恐らく経験することになる。移転の多くは短距離のものであるといえよう。

(注) ある種のサービス活動に従事している企業は、特に情報通信技術(ICT)サービスの場合、その顧客に影響を及ぼす要素としての場所に比較的依存しなくなりつつある。

14. 20 主要所在地の変更についての慣行は、それを企業の継続とみなすというものである。主たる所在地の変更は、それだけではビジネス・レジスターの既存の企業記録を削除し新たに記録を設けるのに十分ではない。

・統括法的単位と主要活動の変更(主要所在地は不変)

14. 21 主要活動が変更(すなわち NACE の4桁コードレベル)し、しかも統括法的単位も変る場合、活動の変更は生産要素の漸次的移行というよりは統括する新たな法的単位によって引き起こされたものと解釈できる。

14. 22 統括法的単位の変更と主要活動の変更の結合が企業の非継続性を引き起こすと見るのが慣行である。既存の企業記録を削除し、新たな企業記録を設けることになる。

・統括法的単位と主要所在地の変更(主要活動は不変)

14. 23 一般に企業の統括法的単位と主たる所在地が同時に変る場合、企業の生産要素の主たる非継続性を示すものと理解することができる。従って、そのような場合、非継続性とみなすのが慣行である。つまり、既存の企業記録を削除し、新たな企業記録を設けることになる。

14. 24 重要な特殊ケースが一つある。単独就業企業が規模拡大して新しい社屋に移転する場合、それに合わせて企業を設立するなど、その法的形態の変更を決意することがよくある。単独就業企業から会社への法的形態の変更は、多くの国では、統括する個人が同じであっても法的単位の変更とみなされている。この場合、企業の継続と見るのが慣行である。

・主要活動と主たる所在地の変更(統括法的単位は不変)

14. 25 統括法的単位が変ることなく主要活動と主たる所在地の変更が発生するのは稀である。それが起きる場合、企業は非継続とみなすのが慣行である。すなわち、既存の企業記録を削除し、新たな企業記録を設けることになるであろう。

14D - ルールの非整合性の回避

14. 26 上に設定された継続性ルールを吸収や分離に適用する場合、不都合の発生が予想される。事象の定義によれば、一つの企業が継続するそのような一つ以上の企業が含まれる事象が存在する。すなわち、識別番号の一つがビジネス・レジスターで継続される。吸収の場合、それ以前に存在する二つの企業のそれぞれに識別番号が維持されなければならないという継続性ルールを適用する場合、不都合が発生する。これは正確にはどのように発生するのか？

14. 27 ある企業 E1 が別な企業 E2 を吸収するとしよう。しかも、E1 は同じ統括法的単位を維持しその主要活動を継続するが、主な所在地を E2 の主要所在地に移転するとしよう。その場合、パラグラフ14. 19-14. 20によれば、企業 E1 は継続とみなされる。E2 が既に E1 と同じ主要活動を行っていた場合、その主要活動と所在地は不変で、それもまた継続とみなされる。このような不都合は、同じ統括法的単位が E2 であり E1 の主な所在地が事象後の主な所在地となる場合にも発生する。

14. 28 分離の場合にも同じような不都合が生じる。例えば一つの企業が2つに分かれる場合、双方の主要活動が同じでも、その一方が統括法的単位を、他方が主な所在地を維持する。

14. 29 主な活動コードがその事象に関係する企業について不変のままであることが、不都合の原因である。しかし、主要活動コードの継続性規準は、生産要素(の一部)の継続性の近似として選ばれた。不都合な事例の場合には、主要活動コードは、関係する企業の少なくとも一方については、明らかに生産要素の良好な近似ではない。

14. 30 従って、不都合の解決は理論的には単純である。吸収の場合、事象後に存在する企業は、事象以前に存在しておりその生産要素が事象後の企業における生産要素のより大きな部分をなす企業の継続とみなすことができる。分離の場合、事象後に存在し、事象以前に存在していた企業の生産要素のより大きな部分を保有する企業は、その継続とみなすことができる。

14. 31 実際、ほとんどの場合には「より大きな部分」が何かは明瞭であるが、そうでない場合には、最も多くの雇用を継承している企業の継続とみなすのが慣行である。

14E - 活動の再開

14. 32 統計ビジネス・レジスターを維持する上で最も困難な問題の一つが、企業の一時的休止の問題である。ビジネス・レジスターが企業の停止情報を受け取り、そのしばらく後に活動再開の情報を受け取った場合、再開後の企業はかつての企業の継続とみなすべきであろうか？ 受け取った情報から停止が一時的であることがしばしば特定できない場合や再開に関して活動を新規に開始したというよりは再開されたことが特定されない場合には、問題の取り扱いは一層やっかいである。

14. 33 3つ場合が区別される必要がある。

・企業が季節的活動に従事している場合

企業が年間のある時点だけ毎年同じ時期に生産活動に従事している場合、企業は季節的活動を行っていることになる。観光地ではこれは非常に一般的である。税金、社会保障拠出金その他の支払いを回避するために、企業は毎年、行政レジスターに対して活動の停止と再開を通告することがありうる。そのような場合が国の行政上の創設と停止のかなりの部分を占めているかもしれない。季節的活動を行っている企業は活動の再開後、それまでの識別情報を保持するのが慣行である。ありうる季節的活動が NACE の中分類で容易に特定できることから、ビジネス・レジスターは、こういった活動をもつ企業の行政上の創設が本当の誕生なのか活動の再開なのかに対して特に留意する必要がある。

・活動の一時停止

経営者が病気、事故、軍役等の理由で企業の活動を停止することがありうる。税法や社会保障法を根拠に経営者は行政レジスターに活動の停止を通告し、再開後に改めて通告することがある。こういった場合、企業は、24ヶ月以降の再開でないならば、その活動再開後にそれまでの識別番号を保持するというのが慣行である。その場合、もともとの企業は消滅し、新たな企業が誕生したとみなされる。

・外部的理由による生産休止

例えば、火事のような事故の結果として生産設備が破壊され、生産休止が起こりうる。生産は中止され、ほとんどの場合には、ほどなく再開されるが、活動の中断は長期にわたることもある。活動の中断中に企業はある程度の職員を維持することがある。こういったケースは稀である。その

ような場合、24ヶ月以降の再開でなければ、かつての識別番号をその活動の再開後も保持するとみなすのが慣行である。その場合、もとの企業は消滅し、新たな企業が誕生したとみなされる。

14. 34 3つの場合の一つが適用されることがあらかじめ分かっているならば、企業の記録はもちろん削除されないであろう。その場合、活動中断の理由を示す変数が記録に記載されることがある。

14. 35 活動の中断が24ヶ月よりも長い場合、発生するのは誕生と消滅だけである。しかし、正確な情報を得るのが困難であり単位が活動再開するかどうかを見るのに24ヶ月も待てないことから、多くの誤まった誕生や消滅が記録されることになる。ビジネス・レジスターのこういったミスを訂正する方法やその結果については、ミスの処理に関する第18章で扱う。

14F - 要約

14. 36 基本的に企業の継続性は、雇用、機械設備、土地、建物、経営それに無形資産といったその生産要素の継続性に依存する。これらの要素の継続性については、企業の継続性によって測定されウェイト評価することができる。

14. 37 実際に生産要素の継続性に関する完全な情報が存在しないか、あるいは利用できない場合、企業は、統括法的単位、NACE の4桁レベルでの遂行する主要活動、それに企業の主な所在地という3つの要因のうちの2つあるいは3つ全てが変化した場合、継続とはみなされない。このルールに対して一つの特異なケースが存在する。単独就業企業が規模拡大し新しい社屋に移転し法的形態を変えた場合、企業は同じものを保持しているとみなされる。継続性ルールが整合性を欠く結果となった場合、どの企業が継続しているかを定めるのは雇用の継続性である。

14. 38 企業が季節的活動に従事あるいは外部的理由あるいは経営者の病気、事故、兵役などによる生産の中断を理由とする活動の一時停止の後24ヶ月以内にその活動を再開する場合、それまでの識別番号で企業は継続するとみなされる。

14G - ビジネス・レジスター規則との関連

14. 39 本章は、ビジネス・レジスターに関する規則に従って記録される属性(企業の識別番号)の解釈に関係している。このため本章は、その規則の解釈を検討している。

第 15 章 地域単位の動態変化

2003 年 3 月第一次改定

目 次

- 15A はじめに
- 15B 地域単位の動態事象の可能性
- 15C 企業事象に関係した地域単位事象
- 15D 地域単位の動態事象を反映したレジスターの動き
- 15E 要約
- 15F ビジネス・レジスター規則との関連

15A - はじめに

15.1 本章では、地域単位を含めた動態事象とその結果としてのビジネス・レジスターの動きについて説明する。必要に応じて属性の変更についても考慮する。統計ビジネス・レジスターに基づくデータの利用者にとって重要と思われる動態事象が取り上げられる。これらのデータはほとんどの経済統計、そして特に企業動態統計を含んでいる。

15.2 他の統計単位との関係については、地域単位と企業の関係の変化もまた本章で取り上げる。地域単位レベルと企業レベルでの動態事象間の関係についても論じる。

15.3 企業の場合がそうであったように、ビジネス・レジスターは、地域単位のレコードに固有の識別番号を付与することで地域単位の存在をあらわす。レコードの創出と削除は、識別番号の創出と削除に論理的に結びついており、このことは地域単位の存在の変化に対応することを意味する。同様に、地域単位に断絶がない場合には、識別番号は変更されない。どのような条件の下で識別番号を削除、創出するかを記述した特別な継続性ルールは、第 16 章で与える。これは透明性のために行われるもので、本章でその目的や適用の説明をすることでこのルールはよりよく理解されることになるであろう。

15.4 本章の構成は以下の通りである。地域単位に起こりうる動態事象については 15B 節で説明する。15C 節では、これらの事象を第 13 章で与えた企業の事象と関係づける。15D 節では、継続性のルールが妥当するとの前提の下に、地域単位を含む事象をレジスターの動きに読み直す。

15B - 地域単位の動態事象の可能性

考察

15.5 動態事象を一般的に類型化する中で、特定の統計単位の変化について適切な分類項目が定義される。本章では、一般的な類型として挙げた事象の地域単位に対する影響を主に取り上げる。

15.6 第 12 章で与えた動態事象の一般的な類型の主要な区別は、存在の変化と生産要素(の組み合わせ)の配分の変化の間にある。明らかに存在の変化は直接的に地域単位のレベルで当てはまるが、配分の変化はそれとは異なる。

15.7 合併するそれぞれの企業に地域単位が属する場合(あるいは一方の企業が他方を吸収する場合)、理論的には統合は隣接した地域単位に起こりうる。原則として、地域単位が属する企業が分裂を経験する場合、地域単位の分割が生じうる。しかし、こういったケースは稀で、対応する地域単位の事象を区別する十分な必要性はないであろう。こういった稀なケースが区別されなければ、隣接する地域単位の統合と分割は、地域単位の数が減少する場合に地域単位の消滅として、その数が増加する場合には地域単位の誕生として数えるよう取り扱われる。このことの統計への影響は受容可能と見られる。

動態事象

15.8 上述の内容から地域単位を含む動態事象の非常に短いリストが導かれる。

存在の変化

- ・誕生
- ・消滅

15.9 地域単位の誕生は、以前に存在していなかった地域単位の出現、また消滅はその消滅である。地域単位は地理的に特定可能な場所に立地する企業の一部であり、企業が生産要素の組合せであることから、地域単位の誕生は地理的に特定可能な場所における生産要素を(部分的

に) 組み合わせたものの創設ということになる。消滅はそれらの解体である。

15. 10 企業の誕生と消滅の場合と同様に、地域単位の誕生と消滅に伴う問題は、これらの事象発生日である。どの時点で地域単位は誕生したとみなされるのか？ 原則的にはこの問題への解答は地域単位の定義に関して与えられる。誕生は、定義の条件が(最初に)充足された瞬間、すなわち、地理的に特定可能な場所に企業に属する生産要素が存在するようになる瞬間に発生する。15D 節は、誕生と消滅の発生日という問題に対するより実践的な解答を与えている。

地域単位の移管

15. 11 地域単位はいずれもある一つの企業だけに結びつけられる。このため、関係がなくなり地域単位が継続する場合、すなわち、それが自らの存在を失わない場合には、別の企業との新たな関係が出現することになる。同様に、既存の地域単位から企業への結びつきが発生する場合、それがそれまでその一部となっていた企業との結びつきは存在しなくなる。明らかに、結びつきの変化は企業間の地域単位の移管を意味する。

拡張

15. 12 動態事象の類型化に関していくつかの拡張が可能である。第一に、統合(合併、吸収)、分裂(分割、分離)、それに再編を区別することができる。企業の用語との整合性を持たせれば、これらの事象は誕生や消滅として処理してはならない。企業については、新たな地域単位を(実際の)誕生とそれ以外の創設とに、地域単位の停止を(実際の)消滅とそれ以外の停止とに分けることができる。

15. 13 さらに、第 12 章の一般的な動態事象の分類は、その存在を維持している地域単位の属性を変化させることがある。この点で、規模階級と主要経済活動は特に重要である。もちろん、これらの属性の変化は、動態事象が何ら発生しない場合にも起こりうる。地域単位レベルでの動態事象の短いリストが何種類かの非動態事象にも拡張する際には、そのような属性の変化の特定は非常に重要であろう。地域単位の付随的状態の変化を追加することも重要であろう。

15. 14 規模階級と主要経済活動の類別については、調査管理のために少なからず統計関係者からの需要がある。地域単位の市場志向性の変化との結びつきとは別に、付随的状態の変化はそれが企業に関係したデータと地域単位に関係するそれとの間の結びつきの変化を意味する点で重要である。

15. 15 その他の属性の一つである地域の変化の追加は自然なように見える。しかし、地域の変化が地域単位の非連続性を意味することから、この種の事象は落とすことができる。

15C - 企業事象に関係した地域単位事象

15. 16 地域単位レベルで特定される動態事象と企業レベルで類別されたそれとの関係の分析は、いずれの側からも行うことができる。以下のパラグラフでは、企業がいかなる事象も経験しない場合にどのような地域単位の事象が起こりうるのか、また企業がそれを経験する場合にどのような地域単位の事象が起こりうるかを論じる。さらに、別の側面、すなわち地域単位レベルで生じたことの企業レベルへの意味が論じられる。属性の変化と動態事象の類型の他の可能な拡張については、以下の分析では考慮されていない。

企業レベルから地域単位レベルへ

企業レベルで事象が存在しないケース

15. 17 企業レベルで何らの事象も発生しない場合、企業の地域単位数は地域単位の誕生によって増加する。企業が一つ以上の地域単位からなる場合、地域単位の一つが消滅することがありうる。企業が一つの地域単位しか持たない場合、企業が同じままであれば、地域単位が消滅しても一つの地域単位が誕生することがありうる(これは企業と地域単位の継続性ルールからそうなる。これらの関係については第 16 章 16 節で論じる。)。その地域単位が関係するいずれの企業にとっても相対的に重要でなく、これらの企業の存在が影響を受けなければ、ある企業からもう一つの企業への地域単位の移管もまた起こりうる。

企業の誕生

15. 18 通常そうであるように、新たな企業が一つの地域単位だけしか持たない場合、企業の誕生は地域単位の誕生を必然的に伴う。企業の地域単位がもう一つの企業から移管されることはありえない(16D 節を参照)。新たな企業が一つ以上の地域単位を持つ場合、事情はより複雑になる。その場合、一つ以上の地域単位の誕生に加え、原理的には地域単位の移管がありうる。

企業の消滅

15. 19 企業が一つの地域単位だけしか持たない場合、企業の消滅は必然的に地域単位の消滅を伴う(16D 節を再び参照)。それが一つ以上の地域単位を持つ場合、追加的な地域単位の移管が原理的にはありうる。

合併

15. 20 合併前に存在していた地域単位は、合併後はいずれも合併前と同じ企業には結びつけられない。なぜなら、合併によってこれらの企業はその存在を失うからである。合併の典型的なケースでは、地域単位は出現した企業に全て移管される。しかし、合併は生産能力のある変化を伴うことがあり、その事象の中で一つ以上の地域単位が消滅しあるいはいくつかが生産能力のある地域単位も起こりうる。

吸収

15. 21 典型的には、吸収される企業に属している地域単位は別の企業に移管される。しかし、吸収が生産能力のある変化を伴う場合、原則的に地域単位の誕生と消滅が起こりうる。

分割

15. 22 分割によってもとの企業はその存在を失う。分割後に継続して存在する地域単位はどれも以前と同じ企業に関連づけられることはない。典型的な分割の場合、地域単位は出現する企業に全て移管される。しかし、ここでも、変化が全面的な生産能力に及ぶ場合、地域単位の誕生や消滅もまた起こりうる。

分離

15. 23 典型的には、分離される企業に属していた地域単位は、出現する企業に移管される。ここでも、変化が全面的な生産能力に及ぶ場合、地域単位の誕生や消滅もまた起こりうる。

合同企業の創設

15. 24 合同企業が新たな生産能力を拡充する場合、それは一つ以上の地域単位の誕生を伴うことになるであろう。それが(一方の)元の企業の生産能力からなる場合、合同企業の地域単位はそれから移管されることがある。

再編

15. 25 異質的再編の場合のあらゆる地域単位の事象がありうる。企業レベルで少なくとも企業の存在を含む変更があることから、地域単位のレベルでいくつかの事象が発生することになる。

地域単位レベルから企業レベルへ

15. 26 地域単位の側から見た場合の企業単位レベルと地域単位レベルでの動態事象間の関係はどういうものであるのか? 以下のような可能性がある。

- ・地域単位に何の事象も発生しない — 企業レベルでは何の変化も発生しない。
- ・地域単位の誕生 — この事象は、企業レベルでは何の変化がなくて発生する場合もあれば、企業の消滅以外の企業事象を随伴して発生することもある。新しい地域単位の企業がこの地域単位だけからなる場合、企業それ自体が一般に誕生する(同じく16D 節を参照)。
- ・地域単位の消滅 — この事象は、企業レベルで何の変化がなくても発生する場合があれば、企業の誕生以外の企業事象に伴って発生することもある。地域単位が企業と一致する場合、企業も一般に消滅する。そうでない場合には、同じ時点でもう一つの地域単位が誕生(実際の誕生)していることになる(同じく16D 節を参照)。
- ・地域単位の移管 — この事象は、企業単位で何の変化がなくても発生する場合があれば、他のいろいろな企業事象に伴って発生することもある。

結論

15. 27 要するに、企業事象と地域単位事象間の結びつきは単純ではない。企業事象がなくともあらゆる地域単位事象がありうる。最も特徴的なケースとして、(誕生、全面的な生産能力の変更を伴わない統合という)企業事象の中には少なくとも地域単位の誕生あるいは移管を意味するものがあり、また(消滅、全面的な生産能力の変化を伴わない分割という)企業事象の中には、少なくとも地域単位の消滅あるいは移管を意味するものがある。企業が一つだけの地域単位からなる場合には、事情はいくらか簡単である。

15. 28 企業レベルでありうる変異を追加することで地域単位事象の種類の拡張が考えられる。同様に、地域単位レベルでありうる変異を追加することによる企業事象の種類の拡張も考えられる。例えば、地域単位の誕生という項目は、「企業に変化がない誕生」と「企業の誕生を契機とする誕

生」といった副分類に区分することで拡張できる。しかし、ここではこれについては提案しない。

15. 29 企業事象と地域単位事象の類型がいずれも当てはまり、ビジネス・レジスターがこれらの事象を再構成できる場合、それらの間の結びつきを与えることもできる。

15D - 地域単位の動態事象を反映したレジスターの動き

動態事象のレジスターの動きへの反映

15. 30 以下では、現実の観察可能な地域単位に起こりうる動態事象が、統計ビジネス・レジスターにおける動きに読み替えられる。

地域単位の誕生と消滅

15. 31 統計ビジネス・レジスターでの地域単位の誕生と消滅は、それぞれ地域単位についての新規のレコードの創造と既存のレコードの削除として直接に記載される。しかし、誕生の期日あるいは地域単位の「活動の開始日」(ビジネス・レジスター規則の附則Ⅱの変数2(f))の決定については、問題がある。新しい地域単位が新たな企業と一致する場合には、地域単位の誕生期日を企業誕生の日とするという企業の場合の解決策が採用される。それ以外の場合には、定義によって地域単位はいずれも一人以上の雇用者(たとえパートタイマーだけであっても)を持つという事実に照らして、本マニュアルでの取り扱いは、その場所で人が最初に雇用された日を誕生の期日としている。

地域単位の移管

15. 32 地域単位の移管については、事象が発生する前にそれが所属していた企業と地域単位との結びつきの削除と、また事象発生後にそれが所属する企業と地域単位の結びつきの創出として登録される。

動態事象のビジネス・レジスター情報からの再構築

15. 33 企業に較べれば、レジスターの創出と削除それに企業との関係情報から地域単位レベルでの事象を再構成するのは、比較的容易である。しかし、レジスターが過去の全ての事象に関する情報提供を求められるのであれば、レジスターは地域単位と企業との過去の結びつきを含めた履歴情報を保持している必要がある。

15. 34 残念ながら、企業事象登録の場合がそうであったように、事態を複雑にする二つの事情がある。第一は、統計ビジネス・レジスターが過去のミスを訂正する必要があるかもしれないことである。これは、(技術的な理由から変更と訂正の区別はできないかもしれない)「誤まった」創出や削除につながり、統計目的でのビジネス・レジスターの首尾一貫した利用を本質的に複雑なものにする。

15. 35 第二の複雑な事情は、ビジネス・レジスターがその範囲にある種の制約を持ちうることである。例えば、ビジネス・レジスターに関する規則によれば、NACEの大分類A、B、それにL、そして大分類Kの中分類70. 2のいくつかの単位については登録の義務はない。

15. 36 これらの活動が統計ビジネス・レジスターに含まれていない場合、例えば何が為されねばならないか。もし地域単位がビジネス・レジスターの対象範囲外の企業から対象内の企業に移管される場合あるいは他の場合にはどうか? 地域単位の主要活動が対象外から対象内へと変化する場合はどうか? そのような場合、事象そのものは影響を受けない、つまり、事象はビジネス・レジスターにおける可能な登録とは無関係に発生する点に留意する必要がある。ビジネス・レジスターにおけるこの事象の登録は必然的に不完全であり、レジスターの動きの理由を記録するのが解決である。

15. 37 地域単位の創設がレジスターの対象範囲外から対象内への主要活動の変化によるものであれば、変更の理由について、地域単位の誕生ではなく活動の変化の結果であることを記録することが推奨されている。レジスターの範囲が限定されていることの統計的帰結のいくつかについては、ビジネス・レジスターの使用に関する章で言及する。しかし、経済の全ての活動を統計ビジネス・レジスターに含めることでこのような複雑性を回避することが推奨されている。

15E - 要約

15. 38 地域転移レベルで、誕生、消滅、そして地域単位の移管という3つの動態事象が区別される。例えば統合や分裂によってこの類型を拡張することができる。企業が一つだけの地域単位から構成される場合にはより自明であるが、企業事象と地域単位事象の間の結びつきは複雑である。

15F - ビジネス・レジスター規則との関連

15.39 ビジネス・レジスターにおける地域単位の識別番号の創出と削除に関して本章で与えたルール、特にそれらが現実世界の事象とどう関係しているかは、それらが規則の特徴に直接関係することから、ビジネス・レジスターに関する規則の解釈であると考えられる。地域単位の活動の開始日についても同様である。区別された地域単位事象の使用は、ビジネス・レジスターに関する規則の範囲を超えている。登録の創出と削除の原因、そしてそれらがビジネス・レジスターの範囲の限定によって影響を受けるかどうかの記録の推奨についても同様である。

第 16 章 地域単位に関する継続性のルール 2003 年 3 月第一次改定

目次

- 16A はじめに
- 16B 地域単位の定義と使用の継続性
- 16C 実際の継続性
- 16D 企業と地域単位の継続性の連結
- 16E 要約
- 16F ビジネス・レジスター規則との関連

16A - はじめに

16.1 本章は、地域単位の継続性ルール、すなわち、地域単位の識別番号を維持あるいは変更する条件について述べる。例えば、地域単位を持つ企業がその存在を失った場合、地域単位の識別番号もまた変更されねばならないのか、すなわち、地域単位の記録が削除され別なものがビジネス・レジスターに登録されなければならないのか。もしそうであれば、登録削除と新規登録の必要条件とは何か。

16.2 継続性の問題は、理論と実際の両面で論じることができる。理論的には、継続ルールは、地域単位とその統計利用に由来する。実際には、継続性のルールは、費用効率、特に情報の利用可能性、統計機関にとっての追加的な情報収集費用、それに回答負担の対効果に依存する。企業の継続性ルールとは異なり、地域単位にとっての継続性ルールの内的整合性には問題はない。なぜなら、統合と分裂事象は、地域単位レベルではその区別がないからである。しかし、地域単位にとっての継続性ルールは、企業にとってのそれと整合的なものでなければならない。

16.3 本章の構成は以下の通りである。理論的考察は、特に地域単位の所在地(「所在地」という用語は、統計単位に関する規則における地域単位の定義で述べられているように、「地理的に特定される場所」の意味でここでは使用)の継続性の重要性に関して16B 節で与えられる。実際面での考察は16C 節で取り上げられ、そこでは地域単位の再稼動をどう取り扱うかという問題も簡単に論じられる。16D 節は、企業の継続性が地域単位の継続性とどう結びついているかを記述している。

16.4 本章を読む場合、地域単位の記録削除が論じられるところでは、それが削除された痕跡をとどめるようにすることが推奨されている点に留意する必要がある。履歴情報として「削除した」記録に印をつけることで、ビジネス・レジスターの利用可能性が大いに高まる。

16B - 地域単位の定義と使用の継続性

16.5 統計単位の定義と使用は継続性の問題にとって重要である。統計単位に関する規則は地域単位について、「*地域単位は、地理的に特定できる場所にある企業あるいはその一部(例えば、仕事場、工場、倉庫、事務所、鉱山あるいは貯蔵所)である。その場所あるいはそこを拠点に、いくつかの例外を除き、一つの企業のために一人以上(パートタイマーだけの場合にも)が経済活動を遂行するもの*」と規定している。

16.6 この定義には、一ヶ所以上で働いている者をどう扱うか、また単位の図式化をどうするかを説明した解説注がつけられている。例えば、公道が敷地を横切っている場合にその敷地は一つの地域単位とみなされ、また、単一の地域単位がいくつかの隣接する行政地域にまたがることもある。ビジネス・レジスターに関する規則は、「*地域単位は企業に依存する*」と記すことで定義を補足している。地域単位のための作業ルールを記した第 8 章で説明したように、ある条件の下では、地域単位の活動は地域単位の所在地で行われているものだけに厳密に限られるわけではない。

16.7 地域単位は、「企業」や「地理的场所」あるいは「所在地」と単純な関係を持っているのではなく、企業の有形部分に対応している。企業の場合と同様に地域単位は財やサービスを生産するために結合される生産要素からなるが、それは必ずしも組織単位ではなく、同一企業の別の単位が顧客であるかもしれない。生産要素は最低限一人以上のパートタイマーを持つ雇用を有する。地域単位は企業と異なり、「ある程度の自主権」を持っている必要はない。結果的に地域単位について収集できる情報はより限定的なものとなる。

16.8 欧州統計機構では、地域単位は財貨とサービスの生産あるいは雇用に関する地域統計と

して主に役立っている。単位は、地理的に特定される場所に結びつけられる変数に関して第一次的に用いられる。主要変数は、雇用と活動に関係している。

16. 9 定義と用法が決まれば、地域単位レベルで容易に特定できる土地、建物、そして特に雇用といった生産要素に注目しつつ、場所や生産要素の継続性に照らして地域単位の継続性を定義するのが合理的である。地域単位が企業に依存していることから、企業の継続性は地域単位の継続性にとっても意味がある。地域単位それ自体が企業のようにある程度の自主権を持った組織単位ではないことから、この依存関係は重要である。地域単位と企業がたまたま同じ場合には、その継続性ルールは整合的結果をもたらすことが一層要求される。

16. 10 企業の場合と同様に、別の継続性規準の重要性が明らかにされなければならない。所在地の継続性規準により大きな比重を置くことは合理的ではあるが、地域単位がそのものとしての存在を喪失することなしに短距離で移転しうることから、これは絶対的条件とはなりえない。それまでの場所から近距離のところで同じ雇用によって同じ活動が継続される場合、移転は一般に地域単位の地域的機能の妨げとはならない。

16. 11 他方、長距離の移転は、そのものとしての存在の喪失をもたらす。いかなる場合にも、場所の継続性規準を考えた場合、所在地は行政上の住所ではなく、工場、倉庫、事務所、貯蔵所等が実際にある場所であることに留意しなければならない。場所が変らなければ、仮に行政上の住所が変っても場所は同じままとみなされる。

16C - 実際の継続性

16. 12 所在地の継続性規準のウェイト、短距離と長距離移転の区別の重要性に照らして、以下のパラグラフが設けられている。最初に所在地に変更のない場合の地域単位の継続性が論じられ、それから所在地が短距離移転した場合が論じられる（長距離移転の場合には継続性は失われることになるであろう）。その説明に続いて、再稼動の特殊なケースについての簡単な議論がある。

所在地不変

16. 13 所在地が同じであれば、生産要素の継続性に関する作業ルールが必要となる。地域単位が依拠する企業の継続性に関する作業ルールについては、第 14 章で与えられる。企業の場合と同様に、遂行される経済活動規準は非常に良く当てはまる。それは、生産要素の継続性と正の相関を持つと考えられる。実際には、遂行する経済活動の継続性規準は、NACE の 4 桁コードでの主要活動を勘案して適用することができる。

16. 14 経済活動は雇用を含むあらゆる生産要素をある程度反映しているが、雇用の継続性規準は、それにより高い比重を置くように適用できる。地域単位に雇用されている者の 50%以上が同じ場所あるいはそこを拠点に就業している場合に雇用の継続とみなされ、そのパーセンテージが 50 未満であれば非継続とみなすのが実務的慣行となろう。この慣行を適用する場合、その場所での雇用者数が非常に少ない場合（特に 2 人未満）、あるいはその場での雇用に就業経営者が含まれたり経営者の交代がある場合には注意を要する。

16. 15 関係する 3 つ全ての要因（すなわち、企業の継続性、主要経済活動、そして雇用）が変化する場合、地域単位はそのものとしての存在を失うとみなされる。このいずれにも変更がなければ（所在地が同じであれば）地域単位は継続していると考えられる。もし一つまたは二つの要因が変化した場合、要因にはウェイトをつける必要があるが、実務的には、下記の 6 つのありうる場合のそれぞれのルールを定めることができる。

・企業の変更（他は不変）

地域単位には継続性があると見るのがこの場合の慣行である。その結果、地域単位はある企業から別の企業に移管したものと考えられる。これが起きる場合については第 15 章で述べられる。

・主要活動の変更（他は不変）

この場合、雇用の大半（50%以上）が同じであれば、主要活動コードが特定の時点で変化することはあるが、主要活動の変更が突然起きることはありえない。地域単位に継続性があるとするのがこの場合の慣行である。

・雇用の変更（他は不変）

所在地と主要経済活動が同じであることから、変わりうる唯一の生産要素は雇用であると考えられる。企業が継続することを考えた場合、地域単位は継続しているとみなす慣行を採用するのが合理的である。

・企業と主要活動が変更し雇用が不変

企業と主要活動とがいずれも変化する場合、地域単位は単に別の企業に移管されるだけでなく少なくとも組織上も変更されることになる。たとえ雇用の大半が同じでも、地域単位はそのものとしての存在を失うとみなされる。

・企業と雇用が変更し主要活動が不変

企業と雇用がいずれも変化する場合、地域単位は同じように単に移管されるだけでなく、少なくとも組織上も変更される。この場合、地域単位はそのものとしての存在を失うとみなされる。

・主要活動と雇用が変更し企業が不変

主たる生産要素、特に雇用が変化した場合、企業が同じであっても地域単位が同じとみなすのに十分ではない。この場合、地域単位はそのものとしての存在を失うとみなされる。

16. 16 結論としては、地域単位がそのものとしての存在を失うためには、3 つの要素のうち少なくとも2つが変らなければならない。変化するのが一要因だけの場合、所在地が変らなければ地域単位はその存在を維持する。

短距離移転

16. 17 地域単位が短距離移転する場合、いくつかの重要な生産要素(土地、建物)は変化する。上記の3つの要因(企業、主要経済活動、それに雇用)のどれかが同様に変更する場合、地域単位はそのものとしての存在を失うとみなされる。3つの要因のどれも変化しない場合、地域単位はその存在を維持しているとみなされる。このことは十分明瞭であるが、短距離とは何か。距離を定義するよりは地域単位の域外への移転はそのものとしての存在の喪失を、域内での移転はそうでないとの地域区分を適用するのが非常に実用的であろう。つまり、新たな所在地がそれまでと同じ域内であれば、企業、主要経済活動、それに雇用が同じ場合には、地域単位はそのものとしての存在を維持し、そうでない場合には失うことになる。その場合の地域は、統計単位に関する規則の第II章B 2の付録に記載されているように、最小の行政地域として定義されなければならない。

活動再開

16. 18 企業の場合と同様に、活動再開に関係する実際の問題がありうる。地域単位がその活動を停止し再開する場合、ビジネス・レジスターは以前の識別番号が再使用できるかどうかを判断する必要がある。地域単位が季節的活動を行っているかまたは外的理由、あるいは経営者の病気、事故、兵役などによる生産の中断のため活動を一時停止した後24ヶ月以内にその活動を再開した場合、企業との類推でその地域単位は継続とみるのが本マニュアルでの取り扱いである。

16D - 企業と地域単位の継続性の結びつき

16. 19 企業と地域単位はそれぞれ独自の結びつきのルールを持っている。結果的に一つ以上の地域単位が非継続であるのに企業が継続すること、あるいは一つ以上の地域単位が継続しているのに企業が非継続ということが考えられる。用いられている定義の間の相違が明確であれば、このことは原理的には何の矛盾ももたらさない。しかし、事象の前後で企業と地域単位が等しい場合を点検し、提案されている通りの継続性ルールが適用される場合にどのような状況が予期されるかを見ておくのは有益である。結局、これが最も一般的な場合である。

16. 20 企業が誕生し一つの地域単位を持つと仮定しよう。地域単位がすでに存在しておりそのものとしての存在を維持し、結果的に新たな企業へ移管することは可能である。他のいかなる企業も関係していない場合、このような事象は企業の誕生ではなくむしろ分離、再編成などとなるであろう。新しい企業の場所に存在しうる地域単位は、その事象の時点で消滅した企業に所属していたに違いない。企業の継続ルールの3つの規準(統括法的単位、主要経済活動、それに所在地)のうちの少なくとも2つが変化し、しかも以前の企業と現在の企業が所在地を共通に持つことから、それらは統括単位と主要活動のいずれも異ならなければならない。

16. 21 次に地域単位を考えてみよう。それは事象の前後で別の企業に属し、しかも上に示したように、事象の前後で主要経済活動が異なる。従ってそれは、同じ地域単位ではありえない。要するに、唯一の地域単位しか持たない企業の誕生は、その地域単位の誕生を意味する。

16. 22 唯一の地域単位しか持たない企業が消滅する場合、似たような理由づけが当てはまる。(所在地と主要活動の継続が企業の継続にならない場合には)その場所で主要経済活動が継続していないことになる。地域単位にとって、3つの継続性規準の少なくとも2つ、すなわち企業の継続性と主要活動の継続性が充足されなければ、それは自らの存在を失うことを意味する。要するに、

唯一の地域単位しか持たない企業の消滅は、地域単位の消滅を意味する。

16. 23 完全にではないが、一般に逆もまた真である。たとえ企業が唯一の地域単位しか持たなくとも、企業がその存在を失うことなしに地域単位がそれを失うことはありうる。地域単位の主要経済活動と雇用が変化することもありうるが、これらの条件は企業がその存在を失う十分条件ではない。企業が同じ統括法的単位を維持している場合、所在地が同じ限りそれは同じままである。要するに、企業が同じであっても、地域単位は非継続で同じ場所で地域単位が創設されることがありうる。

16E - 要約

16. 24 もし所在地が同じであれば、生産要素、特に雇用の継続性と地域単位が属する企業の継続性は、ルールとして継続性の規準となる。実際には、所在地の変化のない地域単位は、企業の存在、NACE4 桁コードによる主要活動、そして地域単位の雇用の 50%以上という 3つの要因の 2つ或は全ての要因が変化する場合にだけその存在を失うと考えられる。

16. 25 地域単位が地域レベルでの域内あるいは通勤圏内で移動する場合、上述の 3つの要因のどれも変化しなければ、地域単位はその存在を維持する。そうでない場合には、その存在を失う。地域単位が域外、あるいは通勤圏外に移転する場合、非継続とみなされる。

16. 26 さらに、地域単位がその季節的活動を再開したり、外部の理由あるいは経営者の病気、事故、兵役などによる生産の停止による一時的中断後 24ヶ月以内にその活動を再開する場合、それは継続とみなされる。

16. 27 継続性ルールの分析から以下の結論が得られる。唯一の地域単位を持つ企業の誕生は、地域単位の誕生を意味し、そのような企業の消滅は、地域単位の消滅を意味する。しかし、企業は同じままであり、企業と同等の地域単位は非継続で、引き続き同じ場所に別な地域単位が作られることがありうる。

16F - ビジネス・レジスター規則との関連

16. 28 本章では、ビジネス・レジスターに関する規則に従って記録されるべき属性(地域単位の識別番号)の解釈を取り上げた。このために、本章はその規則の解釈について検討している。

第 17 章 属性変更の取り扱い

2003 年 3 月第一次改定

目次

17A	はじめに
17B	属性変更に関する要請
17C	属性の諸類型
17D	変更の時点
17E	情報の源泉
17F	観察単位の規模
17G	更新の頻度
17H	要約
17I	ビジネス・レジスター規則との関連

17A - はじめに

17.1 本章では、経済動態に直接影響を与える変更の取扱を主に取り扱った先の 6 つの章の補足を行う。本章は、非動態事象を主に取り扱うことにし、このため単位の変化よりはむしろ属性の変化をとりあげる。本章では「属性」という用語は、非動態変数に関係するものとして使われる。

17.2 本章では、統計ビジネス・レジスターの使用と属性の更新に関する要請について検討する。それは、統計ビジネス・レジスターに関する規則で与えられている属性の最低限の更新周期のルールについても解説する。本勧告は、レジスターが主として統計目的のために使用されるという前提の下に作られている。

17.3 属性の変更には、更新とみなされる現実世界の事象を反映したもの、あるいは訂正とみなされるそれまで間違っていた情報の修正がある。この場合の「間違っただ」という用語は、現実には照らしてレジスターの基準として利用者と合意されていないデータを指す。第一のタイプの変更については本章で取り上げ、第二のそれは第 18 章で取り扱う。

17B - 属性に加えられる変更に関する要請

17.4 第 10 章は、利用者のニーズから見た統計ビジネス・レジスターの品質を定義している。利用者が関心を示さない属性の更新に努力と資源を使用する意味はほとんどないことから、属性変更の性質、頻度、それに周期性を決めるのにもこの接近方法がとられる。

17.5 第 3 章では統計ビジネス・レジスターについて、

- ・統計単位の発見と構成の手段
- ・調査の準備と調整、それに調査結果を総計する手段
- ・企業母集団とその動態の統計分析のための情報源
- ・行政情報の活用手段
- ・普及の手段

という 5 つの異なる使用法が示されている。

17.6 属性変更の取り扱いは、このリストの 2 番目と 3 番目を中心であるが、ある程度はこれらの使用の全てに影響を及ぼす。これらが本章で検討する主な用途であり、それらに伴う利用ニーズは、以下のパラグラフで勧告を規定するのに役立つ。

17.7 利用者のニーズに加え、統計ビジネス・レジスターの属性の変更に関する政策に影響を及ぼす 4 つの追加的要素がある。

- ・属性の種類 — 非動態属性には、識別変数に関係するものと層化変数に関係する二つの異なるタイプのものがある。それぞれのタイプでは個々の特性によって利用者の要求が異なりうる。完璧を期するためには、第三のタイプもまた検討しておく必要がある。これらは法的単位に特有のもので、以下に示すレジスター変数のタイプ分けでは「その他の変数」として扱われている。
- ・変更の時点 — 利用者は、あらゆる変更が通告され次第レジスターに反映されるのを必ずしも希望しているわけではない。これは、品質の正確性要因と整合性要因の間のかねあいを反映している。
- ・情報の源泉 — 属性は、行政情報、統計情報（例えば調査）、あるいは両者の組合せによっ

て更新されうる。適切な品質のデータが利用できることが、更新政策を基本的に決定する。

- ・観察単位の規模 — 大規模な単位は一般に小規模単位に較べて調査標本に含まれる場合が多く、調査結果やレジスターに基づく統計により大きな影響を持つ。このため、単位の規模によって異なる政策が必要となるであろう。

17.8 本章の以下では、更新頻度についての勧告とともに、これら4つの要素のそれぞれが統計ビジネス・レジスターの属性変更に関する政策に及ぼす影響について詳しく検討する。

17C - 属性の諸類型

17.9 統計ビジネス・レジスターに記録すべき変数、およびそれに関係する単位は、レジスター規則の附則に規定されている。それらについては第5章でタイプ別に定義され詳論された。(第5章から引用した)次表には、5つの異なるタイプが要約されている。分類項目は相互に排他的ではなく、例えば法的形態は、データの必要に応じて、識別変数、層化変数、あるいは動態変数として使用できる。レジスター規則での随意変数は、括弧表記されている。(例えば、1a、3eなど)で表示されたコードは、規則で使用されているものである。

	法的単位	企業	地域単位
識別変数			
識別番号	1a	3a	2a
+外部識別番号	1j、1k		2i
名称及び住所	1b		2b
法的形態	1f		
層化変数			
主要活動		3c	2c
二次的活動		3d	(2d)
付随的活動			2k
規模:雇用者		3e	2e
規模:取引額		3h	
規模:純資産		(3i)	
地理的場所			2h
動態変数			
開設日	1d	3f	2f
停止日	1e	3g	2g
関係変数			
支配している単位	(1g)、(1h)	3b	2j
その他の変数			
年次経理公表義務	1c		
公営事業属性	1i		

17.10 識別変数、層化変数、それに「その他」の変数は本章が課題とする属性とみなされる。動態変数については、第12章と第16章で、関係変数については第19章と第21章などいくつかの章で検討している。

識別変数

17.11 企業と地域単位の識別番号に加えらるる変更のルールについては、それぞれ第14章と第16章で示されている。法的単位と外部識別番号は一般に統計ビジネス・レジスターの責任担当者の管轄外であるため、その発生後可及的速やかあるいは年に数回定期的に記録することが目標となる。変更前の識別番号については、これによってデータを時系列的に繋ぐことができるため、できる限り記録されなければならない。そのような変更は、通常、行政的な創出と削除を伴い、それらは、定義により、既存の単位の変更というよりは新規の行政単位となる。

17.12 名称と住所の変更は、通常、それが通知され次第統計ビジネス・レジスターに反映されなければならない。なぜなら、これらの詳細情報は、郵送調査やレジスターデータの地理的分析に使用されるからである。これらのいずれの目的にとっても、利用者のニーズに応えるための最新の情報が不可欠である。

17. 13 しかし、ある単位の変更が他の関係された単位に加えられる変更を必ずしも意味しないことに留意する必要がある。例えば、法的単位の住所変更は純粹に行政上の目的のためのものであり、企業がその所在地を変更したことを意味しないこともある。同様に、一つ以上の法的単位を持つ企業にとって、それらのうちの一つの法的単位の名称が変更されても、企業名が変わることには必ずしもならない。

17. 14 作業上の目的からは、企業が一つの法的単位と一つの地域単位だけからなる場合、これら全てが同じ名称と住所を持つこともあればそうでない場合もあるかもしれない。これらの単位の一つの細かな変更が 3 つ全てに適用されなければならないと考える前に、例えば法的単位の住所が行政上の目的に使用され、地域単位の住所が統計上の目的のために使用されているかどうかを点検してみる必要がある。もっと複雑な構造の場合には、更なる点検が必要である。

17. 15 電話番号あるいは Fax 番号、e-mail アドレスといったその他の連絡情報が格納されている場合、これらはその変更が通知され次第、一般に更新されなければならない。しかし、大規模企業あるいはより複雑な企業を取り扱う場合には、注意が必要である。例えば雇用の報告を行う人は財務報告担当者と異なるなど、異なる目的のためにいくつかの異なる連絡情報を記録しておく必要があるかもしれない。この場合、複数の連絡情報を格納する必要がある。このことはレジスターの維持に問題を引き起こすため、一つの単純な解決は、利用者にビジネス・レジスター内の特定の連絡情報の記録は随意とするが、逆にこの機能を活用する利用者に特定の連絡情報を彼ら自身で維持するよう要請することである。

17. 16 識別変数の変更は、一般にそれらが通知され次第レジスターに記録されなければならないが、法的形態の変更は、更に問題を引き起こす可能性がある。これは、法的形態が層化変数としても使用できることから、いかなる変更も調査標本と母集団の整合性に影響を及ぼしうるからである。これは、巨大単位がその法的形態を変更する場合に特にあてはまる。それまで(健康や教育といった分野において)公的部門で行われていた固有の活動が民間部門に移管されるというのがその例である。これは市場経済の統計に大きな影響を及ぼすため、そのような変更は、統計系列の断絶を最小にするような方法とタイミングで行われる必要がある。

17. 17 法的形態の変更の中には名称の変更を伴うものもある。例えば、それまで法人組織でなかった企業が有限責任の企業になる場合、このことを表すためにある頭文字(例えば、ドイツでは「GmbH」、フランスでは「SA」、あるいは英国では「Ltd」)を付けることが通常期待されるであろう。これは名称と法的形態との相互チェックを可能にし、品質問題の検出に役立つ。

層化変数

17. 18 層化変数は、活動分類、規模、そして場所という三つの異なるグループに分けられる。定義によってこれらは、単位が特定の調査に含まれる確率に影響することがある。このため、新たな情報を受け取り次第これらの変数を更新し調査標本と母集団の変動の増大という危険を冒すか、あるいは年次調査の周期の中で結果の整合性への変更の影響が縮小する時点までそのまま放置するかを考慮することが重要である。

17. 19 特定の単位のいろいろな活動の変更について受け取る情報は、その単位の主要活動、二次的活動コード、あるいは付随的活動の変更を促すかもしれない。これらの変更は、例えば当該企業の経営政策の変更による突然のものもあれば、活動分野の比重が時とともに変化する漸次的なものもある。そのような場合、NACE Rev.1.1 の解説注は、「分類が変更されるまでの 2 年間二次的活動はその単位が格付けされている分類の活動を上回っていないなければならない」という安定性ルールを勧告している。このルールは、単に一時的現象としての企業動態の動きあるいは統計的に作られた動きの縮小に役立つ。この安定性ルールを維持するために、最近の活動として知られているものを補助的変数に入れるのが有効な場合には、この原理は統計ビジネス・レジスターに適用されなければならない。

17. 20 規模変数(雇用者、取引額、そして純資産)の変更が調査標本と母集団の整合性に著しい影響を及ぼすことがあることから、レジスターの利用者と更新の時点については議論する必要があるように思われる。大きな変更は企業内である種の再編が生じていることをしばしば示唆し、可能であればプロファイリングという形での更なる調査の契機となりうる。

17. 21 例えば旅行業のような活動を行っている企業では、雇用者数(そして純資産や短期の取引額データにもありうる)に季節的パターンがありうる。このことは、特定時点でのデータが企業の規模について間違った見方を与える可能性があることを意味している。これらの変数について年平均

の使用が勧告されているのはこのためである。しかし、利用者の中にはこういったやり方が短期的動向、特に転換点の早期発見のためのレジスター利用を制限していると論じる者がいるかもしれない。もしこれが問題であれば、現在の数字と年平均の両方を格納するのが最も簡単な解決法である。

17. 22 層化変数である「場所」は地域単位だけの義務的変数であるが、多くの国では法的単位や企業についても場所を記録するのが有効と考えられている。場所の変更は、一つの単位の削除ともう一つの単位の創出につながる場合もある。場所が変更される際の単位の継続性ルールは、第14章(企業)、第16章(地域単位)で与えられている。法的単位の継続性ルールは、一般に各国特有のものであり、国の統計機関の管轄外である。

17. 23 法的単位の場所の変更が企業の場所の変更を必ずしも意味しないという点に留意するのは重要である。例えば、企業の公式の住所はある会計士から他の会計士に変更されることがあるが、活動遂行の場所はおそらく同一のままであろう。

17. 24 層化変数が更新される場合、変更日、新たな情報の源泉、それに元の情報を記録するのは有効であろう。これらは、変数の品質評価に役立ち、変更過程の監査にとって極めて有用な情報である。変更の情報源と変更日の両方を記録することは、他の情報源によってその後それが上書き変更できる状況にあるかどうかの判断材料となる。これについてはパラグラフ17. 30-17. 34でさらに検討する。

その他の変数

17. 25 「年次経理公表義務」と「公営事業属性」という変数は、法的単位特有のものであり、企業の法的形態から決定できるかまたは推測することができる。法的単位は標本抽出のために使用されることはなく、またこれらの変数が標本抽出計画において固有の変数として見られることは稀であると想定されることから、それらは新たな情報が入手され次第更新されなければならない。

17D - 変更の時点

17. 26 統計ビジネス・レジスターの品質についての伝統的な見方は、できる限り正確に現実世界を反映することに焦点を当てたものであった。このことは、変更が判明し次第レジスターの変更が行われなければならないことを意味する。レジスターの品質は、国際評価機構(ISO)の定義に沿って、利用者のニーズへの対応能力として現在は定義されている(第10章を参照)。正確性はある利用者にとっては重要であるが、整合性も同様に重要であるとする利用者もいる。特に速報統計の作成者あるいは利用者、そして統合的な速報および構造データを希望している利用者はそうである。

17. 27 2種類の利用者グループは変更の時点について、相互に対立した要求を持つことがありうる。一方は即時更新を希望し、他方はデータの整合性への更新の影響が最小になる時点まで繰り延べるよう更新を留保することを希望している。第10章で論じたように、新たな情報を受け取り次第更新する「経常」版と所定の期間変更しないまま維持する「固定」版という二つの版をキー変数について持つことが分かりやすい解決法である。

17. 28 このような接近法がとられれば、固定版は経常版を時おりあるいは利用者と合意された特定の状況において更新しなければならない。この更新は一般に統計調査の周期と結びついており、それは年1回、一般にはある調査年の終わりとの次の調査年の開始時期との間に行われる。この解決は、調査の管理者にとって二つの主な利点を持っている。

- ・調査標本と母集団は調査年を通じて相対的に安定しており、唯一の意味のある変化は、単位の誕生と消滅(それにありうるミスの訂正)である。これによって速報調査は経済変数の変化をより効率的に計測できる。
- ・年次更新のありうる影響は、経常データと固定データを比較することで事前にモデル化することができる。明らかに更新時点に近ければ近いほど影響の評価はより正確であるように思われる。

一つの代替的接近方法は、それぞれの時期に関する調査標本が取り出される固定された月次あるいは四半期の抽出枠を持つことである。これによって調査間の整合性は改善されるが、誕生と消滅の取り扱いの問題は発生する。

17. 29 変数の二つの版を保管することでレジスターデータの分析を利用者のニーズにより密着したものにするができるが、利用者側からは同じに見えることから、いろいろなデータで利用者が混乱しないように注意が払われなければならない。レジスターの中核利用者、特にレジスターに直接アクセスする利用者は、なぜ二つの版が存在するか、そしてその時々によって単位によっては同じもの

がなぜ異なるかといった点に注意を払うような訓練が必要である。

17E - 情報の源泉

17.30 統計ビジネス・レジスターは、広範な源泉の情報を用いて更新できる。欧州連合加盟各国が利用しているその平均的な情報源の数は次第に増加している。その数は全ての統計調査を一つの源泉とみなせば、今のところ6前後である。いくつかの情報源がレジスターに属性の値を提供しており、その場合に情報源の間で常に一種の食い違いが生じることがある。その結果、どちらの情報源を使用するかということが問題となる。

17.31 データの収集や確認の方法、収集時点、その情報源によってその変数にあてられた相対的重要性といった事項を含め、各情報源を十分に理解することから始めるのがこの問題の最良の解答である。これを理解することで、全ての単位あるいはいろいろな種類の単位について一つ以上の規準に依拠した情報源の優先順位をつけることが可能となる。また、様々な情報源のデータには、例えば暦年あるいは会計年度といったいろいろな期間のものがあつ、このことが問題を一層複雑にしている。

17.32 特定の情報源にとってキー変数は二次的変数よりも高い品質のものでありうる。VAT から得られる取引額や賃金あるいは所得税からの雇用数は、理論的には良い品質のものであるはずである。しかし実際には、企業には虚偽の申告、例えば納税責任を減じるために意図的に低い所得、取引額、資産、あるいは利益数字を報告する誘引があるかもしれない。

17.33 属性に対してひとたび優先順位がつけられると、次のステップは、それらを用いたレジスター更新手順の作成である。これはいろいろな方法で行われる。属性についてソースコードと期日を格納し、いずれのソースコードと期日が別のものに上書きできるかを定めるアルゴリズムを実行することが、恐らく最も信頼できる方法である。ここで期日情報は重要である。なぜなら、それが十分最近のものであれば、通常はより良い情報源と見られる情報をより低位の優先度を持つ情報源からのデータで上書きすることを決める場合があるからである。

17.34 別な可能性は、期日と情報源によって決まる品質目印の使用、あるいは優先度が最も高いデータを最後に加えることでより低位の優先度のデータを上書きできるように、優先度とは逆の順序であらゆる情報源からのデータでレジスターを更新することである。しかしこの最後の方法は、レジスターが異なる時点において異なる情報源によって更新される場合にはうまくいかない。

17F - 観察単位の規模

17.35 観察単位の規模は、属性の変更に関する政策に影響を及ぼす。より小規模で複雑でない単位には自動更新ルールを適用するのが一般には容易である。同じように、このような単位の属性の変更は、レジスターの利用者に大きな影響を及ぼすとは見られない。

17.36 しかし、大規模で複雑な単位は、もっと問題があるように思われる。そのような単位の変更は、利用者に対する影響がより大きく、それらが正しいことを確認する誘引も大きい。これは、それらが整合的かどうかを検証するために広範な情報源のデータを較べたり、あるいは変化の確認のために当該単位と連絡を取ることで行うことができる。いずれの方法もプロファイリングの形をとると考えられる。これは単位の構造と属性を同時に点検する方法であり、一般に巨大で複雑な企業にだけ適用される。プロファイリングの考え方と方法については第 19 章で詳論する。

17G - 更新の頻度

17.37 ビジネス・レジスター規則第 5 条(1)は、

「少なくとも年 1 回更新すべきもの、

(a)レジスターへの登録とそれからの削除

(b)変数... [1b および 1f]

(c)年次調査の対象となる単位についてはそれらが調査された限りでのその変数... [3b、3c、3d、3e それに 3h]

一般的ルールとして、行政ファイルあるいは年次調査から得られた情報は、毎年更新されなければならない。その他の情報は 4 年毎に更新される。」

と規定している。

17.38 従つて、全ての単位の全ての属性は少なくとも 4 年に 1 回、企業レベルでの層化変数のよ

うなキー属性は、年次調査の対象となっている企業の場合、毎年更新されなければならない。実際にはこれは統計的に意味のある全ての企業を対象としたものでなければならない。

17. 39 この条文の規定は、最低限の要請と見られなければならない。変動する可能性の大きい単位あるいは利用者にとって重要な単位については、属性の更新はより頻繁に行われる必要がある。大規模で複雑な単位、それに急速に展開しあるいは頻繁に変化していることが知られている特別な単位の経済活動に分類されている単位がその例である。

17H - 要約

17. 40 本章でわれわれは、属性の変更とミスの訂正との違いについて論じた。利用者のニーズは、変化の記録、特に変更の時点についての政策を決める鍵である。さいごに、ビジネス・レジスター規則におけるこの問題についての固有の規定に言及しつつ、変更の取扱に影響する様々な要素について考察した。

17I - ビジネス・レジスター規則との関連

17. 41 本章は、ビジネス・レジスターに関する規則に規定された一連の義務的変数と随意変数の更新を取り扱っている。このため、これらの変数の更新のための政策勧告にそれが関係する限り、本章は規則の解釈とみなされなければならない。

第 18 章 ミスの取扱い

2003 年 3 月第一次改定

目次

- 18A はじめに
- 18B ミスの定義
- 18C ミスの諸類型
- 18D マクロ的接近とミクロ的接近
- 18E 異なる利用者にとってのミスの取扱い
- 18F 処理の時点
- 18G ミスの修正源情報
- 18H 要約と勧告
- 18I ビジネス・レジスター規則との関連

18A - はじめに

18.1 統計ビジネス・レジスターは、単位とその属性、関係と履歴の記録をもつ巨大なデータベースである。理論的にはそれらは外界の完全な像を提供することができる。ミスが発生した時点で修正することでミスをなくすることができる。しかし現実には、ビジネス・レジスターでミスや不正確な情報を排除するのは難しく、(第 10 章で詳論される)首尾一貫性の点では、ある特定時点でレジスターが完全に正確であることが望ましいことでない場合もある。

18.2 第 17 章で論じたように、ビジネス・レジスターの情報の変更は、更新とみなしうる現実世界の事象の反映であるか、あるいは訂正とみなしうるそれまで誤っていた情報を修正するものである。前者は第 17 章で、また後者は本章の主題であり、ミスの取扱として言及される。以下のパラグラフは、「誤り」や「ミス」という用語の意味を定義し、どのようにしてミスを特定し処置するかを勧告する。

18B - ミスの定義

18.3 上述したように、統計ビジネス・レジスターは現実の不完全な像を反映している。この像と現実世界とが食い違うのには様々な理由がある。レジスターの維持や更新に用いられる情報源は、一般にある種の変則性を含みうる。レジスターは、現実の事象を記録するのにある程度の遅れを免れず、あるいはある種の情報についての適切な情報源が存在しないことに起因する乖離を持ちうる。

18.4 現実世界のこのような歪みがレジスターの利用者から容認できるとして受け入れられる場合には、それらはミスと考える必要はない。それらが受け入れ難いものであれば、方法や情報源は変更あるいは改善される必要がある。この結果、つぎのようなミスの定義が導かれる。

統計ビジネス・レジスターにおけるミスとは、一般に認められている手段や文書化された手順で作成、維持されている現実世界の選択された像に関してのレジスターに掲載された情報とそれのあるべき情報との乖離のことである。

18.5 このどちらかといえば理論的定義をもっと操作的用語に翻訳するために、選択された像(レジスターが描くべきもの)とこの像を作成、維持するための完全でしかも明瞭な手順を正確に記述する必要がある。明らかにミスの定義は、利用者の種類、情報の源泉そしていろいろなレジスターの作業手順によって様々でありうる。

18C - ミスの諸類型

18.6 統計ビジネス・レジスターは現実世界の像であることを意味するが、この世界は非常に複雑なものである。このため、ミスはいろいろな方法で起りうる。いろいろなタイプのミスを定義することができる。

存在のミス

18.7 この種のミスは、特定の単位の動態変数(創設日、休止日)に関する誤った情報に起因する。存在のミスには次の二種類がある。

- ・単位は経済的に活動中として記録されているが、現実には未活動あるいはすでに活動を停止しているケース。この結果、過剰登録となり、レジスターに基づく統計調査では報告が得られないという問題を惹き起こしうる。
- ・単位が経済的に活動中であるがレジスターには記録されていないケース。この種のミスは過小

評価をもたらし、レジスターの結果の品質にも悪影響を及ぼしうる。

識別変数のミス

18.8 重複や誤った結合ももちろんありうるが、単位識別変数のミスは一般にあってはならない。これらについては、以下のパラグラフ18.10-18.12で取り上げる。名称、住所、電話番号などのミスは、単位の場所の特定や単位との連絡の問題からデータ収集の障害となりうる。名称や住所のミスはまた、統計ビジネス・レジスターのいろいろな情報源データの結合や調整のための手段としての使用の妨げとなる。法的形態のミスは、いくつかの面で次のパラグラフで検討する層化変数のミスに似ている。それらは、ある種のレジスター結果やある層の調査標本に単位を含めるのに影響を及ぼす。

層化変数のミス

18.9 この種のミスは、経済活動コード、規模階級(雇用者数、取引額、あるいは純資産)あるいは単位が立地している地理的地域といった変数のミスを含んでいる。これらのミスはレジスターに基づく調査のための標本抽出や層の配分を非効率的にし、レジスターから導出される母集団推計値を多かれ少なかれ欠陥のあるものとするであろう。

単位のミス

18.10 この種のミスは統計単位(特に企業)の図式化に関係する。それは、重複あるいは単位の数や規模に関するその他のデータのミスとなりうる。それはまた、変数の計測や配置にも影響しうる。

結合および関係変数におけるミス

18.11 統計調査に伴う回答負担の軽減のために、行政情報から得られるデータがますます用いられるようになってきている。これらのデータは、統計ビジネス・レジスターの更新、補完、あるいは統計データの収集に代替するものとして使用することができる。統計ビジネス・レジスターは、行政単位と統計単位の結合情報を主として持つことによって、行政データへのアクセスとその使用面で決定的な役割を果たす。

18.12 統一的な識別情報を持たない国では、単位を特定し結合する際にミスが発生しうる。これらのミスは、データ量が膨大であるため結合が自動的に行われることから一般に発生する。重要な単位を間違えて結合する危険を絶対的の最小限にまで削減する措置が講じられなければならない。結合の精度に関する指標は、統計ビジネス・レジスターで小規模な企業が行政情報では巨大企業と結合されたり、あるいはその逆のケースといった起こりうる問題の特定に役立つことができる。

18D - マクロ的接近とミクロ的接近

18.13 ミスの取扱でわれわれは、ミクロ的接近とマクロ的接近と呼ぶものを区別することができる。ミクロ的接近は、個々の企業レベルでの誤りに焦点を当てたものである。ミスはこのレベルで突き止められ決められた手続で修正が行われる。ミスは、レジスターの利用者からの指摘によるもの、あるいはレジスターにおけるある種の事業に対する特別な調査によって突き止められる。ミクロ的接近はしばしば高額の経費を要する。特にそれをレジスター全体に適用する場合にはそうであるが、この方法は、レジスターの全体的な品質を本質的に改善することができる。

18.14 マクロ的接近は、集計値レベルでのミスの検出とその処理に関係する。例えば、非活動企業の総数の推計値は標本から得られる。マクロ的接近はミクロ的接近よりも実施費用が安上がりではあるが、個々の単位の品質の改善はずっと小さい。標本に含まれている単位だけが点検の対象となる。

18.15 ミクロとマクロのいずれの接近方法をとるかは、

- ・レジスター上の特定のデータ項目あるいは単位に関係する利用者のニーズ
- ・純粋に統計目的かあるいは行政目的も含む統計目的というレジスターの主な使途
- ・利用可能な資源(資金及び人員)

に依存する。

18.16 ミクロとマクロという二つの接近方法の併用が通常は最適な解決であろう。

18E - 異なる利用者にとってのミスの取扱い

18.17 ミスの取扱は、レジスターに基づくいろいろな種類の調査を考慮する必要がある。構造調査にとって受け入れ可能な解決は、速報調査に適したものは異なりうる。ミスの処理に対して異なる調査が異なる解決を求める場合には、検出日、発生日と訂正日、情報源と種類を含むミスの詳

細を記録するのが有益であろう。これによってレジスターの利用者は、自分たちのニーズに従い、修正済みと修正前のいずれのデータにもアクセスできるようになる。

18. 18 これらの詳細を記録するための特別なデータベースを立ち上げるのが一つの方法である。そのようなデータベースの構造と機能はミスの取扱のために合意された手続に依存しなければならない。このデータベースは、ビジネス・レジスターあるいはそのレジスターのコア部分と密接に結びついたものでなければならない。以下のような変数が記録されなければならない。

- ・もとの数字(間違った数字)
- ・新しい数字(訂正後の数字)
- ・発見日
- ・発生日
- ・訂正日
- ・訂正数字の源泉
- ・訂正の方法(会話型あるいはバッチ処理; 会話型での訂正の場合、訂正者についても記録するのが賢明であろう)

異常値あるいは古いように見えたために誤ってミスとして調査した結果正しいと確認された変数については、その確認の日付を記録するのも有効であろう。

18. 19 可能であれば、ミスの種類もまた将来の分析のために記録されなければならない。この全ての情報をデータベースに記録することで、任意の時点でのレジスターの状況を再現でき、必要な場合に利用者は訂正を無視した使用もできるようになる。ビジネス・レジスターに追加的な変数を付加することの不都合は明瞭である。変数が増加することでレジスターの維持はより複雑となり、ミスが発生する可能性は大きくなるが、少なくともこのような解決を部分的に実行することの利点はこの不都合を帳消しして余りあるものでなければならない。

18. 20 この接近は、レジスターのキー変数についての「現在の」数字と「固定された」数字の保存に関する 17 章のパラグラフ 17. 26-17. 29 での提案と整合的である。変更の取扱とミスの取扱の両方を包含する共通な接近が適用できる。この接近により、現在の変数の値は、ミスが検出され次第訂正されなければならない、固定された数字は、事前に利用者と合意された特定の時点あるいは状況でのみ訂正されなければならない。

18. 21 大規模で重要な単位に関するミスの訂正のための特別な措置については、おそらく利用者との交渉が必要になる。重要な単位に関するミスは、ある種の統計にかなりの影響を与えるであろう。これらの単位に特別な措置が施される場合、それが適用される単位について完璧な文書記録が残される必要がある。特別な措置は、専従のプロファイリングチームあるいはこれらの訂正に対して最終決定権を持つ当局(例えば、ビジネス・レジスターの長)による指名によってそれを行うことができる。

18F - 処理の時点

18. 22 ミスが検出されると、ミスが発生した正確な時点を知ることが重要となる。発見日と訂正日が記録されれば、レジスターの事情による時点よりもっと正確なある時点での単位の母集団構成ができるようになる。訂正が行われる場合、訂正日は発生の時点と異なることが起こりうる。実際には発生日はしばしば不明である。

18. 23 非常に重要な疑問は、「訂正はどこまで遡すべきか」ということである。答は、レジスターだけでなくレジスターに基づく統計の訂正計画に依存する。例えば、5 年経過後にあらゆる統計が改定されるという改訂手順があれば、前回の改定時まで遡及して訂正されなければならない。国民経済計算についての改訂手順だけがありそれが依拠している個別統計についてなければ、訂正が行われる期間はレジスターに基づく統計の頻度に依存するであろう。

18. 24 もう一つの検討すべき重要な事項は、どの時点で訂正を行うかということである。可能な場合についての訂正は、決まった文書化された手順で行われなければならない。名称、住所、電話番号等の識別変数のミスの訂正は、通常、直ちに行われる必要がある。そうしなければそれらはデータの収集を妨げ、場合によっては回答者を苛立たせることにもなる。

18. 25 経済活動や規模階級といった層化変数のミスの訂正の場合は事情が異なる。ミスが発見された時点でこれらの訂正を行った場合、周期の異なる統計の間の整合性に影響を及ぼす。これを避けるために、訂正は合意された訂正の時点、例えば毎年 1 月の最初の週まで格納しておく必

要がある。しかし、必要に応じて調査実施者が訂正を無視できるような情報をレジスターが持っている場合、訂正の実施を遅らせる必要はない(上のパラグラフ18. 17-18. 21参照)

18G - ミスの修正源情報

18. 26 訂正の情報源は、ミスを訂正するかどうか、あるいはそれをどのように訂正するかを決定する重要な要素である。レジスターが知覚された現実の反映であり、訂正がその像の未知の歪みをもたらすことがないように注意しなければならない。情報源がレジスターに基づいて実施された統計調査である場合、用いられた特定の標本計画に依存したバイアスをもたらす。これは、訂正がレジスターの一部にだけ適用されることになり、他方、標本に含まれていない単位にとっては、品質は以前のままであり、同じレジスターの中で品質水準が異なる結果となる。

18. 27 調査が特定の経済活動だけを取り上げる(例えば、生産単位だけを対象とする PRODCOM 調査)のがこの実例である。そのような調査は、誤って対象となっている単位に特定に役立ち、そのミスを訂正できることになるが、誤って対象外とされている単位を特定するものではない。これに基づいて訂正すれば、対象となった単位の品質は一般に範囲外の単位のそれよりも高くなるであろう。レジスターにおける単位の分布の歪みもあるであろう。対象となった単位の母集団の品質はそれが本来あるべきものに比べて低くなり、これに対して、範囲外の単位の品質はそれだけ高くなるであろう。

18. 28 性質上包括的な情報源情報による訂正は、それがレジスター中の単位にまんべんなく分布していると考えられることから、問題なく処理できる。それ以外の情報源情報による訂正は、一定のバイアスをもたらすことになり、これが利用者に受け入れられるかどうかを決めなければならないのはこのためである。

18H - 要約と勧告

18. 29 要約すれば、ミスの処理には3つのステップがある。

- ミスが発生したかどうかの決定
- それらを訂正する必要があるかどうかの決定
- それらをいつどのように訂正するか

18. 30 ミスは全ての統計ビジネス・レジスターに起こりうる。利用者が受け入れ可能な品質のレベルに達するために、ミスの取扱いについての系統的対策を開発する必要がある。以下の勧告は、そのような対策を作り上げるのに役立つことを意図している。

- 18. 4パラグラフに示されたミスの理論的定義は、個々のビジネス・レジスターが直面する固有の環境に適した実用的手順へと作り変える必要がある。
- レジスターの利用者一覧を作成し利用者別に異なるタイプのミスの処理結果リストを作成するのは意味がある。
- ミスの訂正が統計調査に及ぼす影響を最小限にするようにビジネス・レジスターは編成、維持されなければならない。
- ミスの可能性を検出するために、レジスターに追加される情報、その加工、レジスターから得られる結果については、系統的に監視される必要がある。
- あらゆる変数の訂正処置が全ての関係者に明らかになるように、レジスターの作業過程は完全に記録として残されなければならない。これはミスの検出と個々の記録の品質に関する異論を無くするために必要である。
- レジスターにおけるミスの取扱いに関する対応もまた完全に記録として残し、それなお妥当かどうかを定期的に監査しなければならない。
- ミスの処理に関する責任は明確にされ記録として残されなければならない。困難な事例の場合に最終責任を負う当局(ビジネス・レジスターの長)を指名することが勧められる。
- レジスターに基づく統計によるレジスターの値の訂正処理については、完全に調整され記録が残されなければならない。
- 検出されたいろいろな種類のミスは、ミスの種類の経年変更を検出するために定期的に分析し、ミスの処理方法の開発に情報提供されなければならない。
- ミスの履歴を記録することで、複雑な状況の場合のミスの処理が容易になる。
- 統計ビジネス・レジスターが行政あるいは商業目的に使用される場合、ミスの場合の損害賠償

に対する法的予防措置をとることが勧められる。

18I - ビジネス・レジスター規則との関連

18.31 統計ビジネス・レジスターにおけるミスの取扱に関して本章で示された勧告は、特にこれらのレジスターの運営に関係するところでは、規則の範囲と規定を超えている。

第 19 章 大規模企業と複合企業の取り扱い

2003 年 3 月第一次改定

目次

- 19A はじめに
- 19B プロファイリングー定義と閾値
- 19C プロファイリングー方法
- 19D 企業についての作業規則ー企業の定義
- 19E 企業についての作業規則ー定義の適用
- 19F 経済活動単位のための作業規則
- 19G 品質の尺度
- 19H ビジネス・レジスター規則との関連

19A - はじめに

19.1 法的単位の性格、法的単位同士の関係、それに企業と法的単位の関係については、第 7 章で論じられた。その結論の一つが、いくつかの場合に企業は一つ以上の法的単位からなるが、それは所有や支配によって関係づけられた法的単位の集団よりも小さいこともありうるというものであった。そのような集団のプロファイリング、それに法的単位の組合せが企業を形作る条件についての作業ルールは与えられていない。

19.2 本章は、法的単位を企業に結びつけるルールを確立することで、第 7 章の上に積み上げられる。それは、プロファイリングという概念を導入し、閾値の問題といろいろなプロファイリングの方法を検討し、そしてそれによって企業と KAU のプロファイリングのためのいくつかの作業ルールを検討する。これら二つの単位は事業統計に関する現行の欧州法規の下でデータが要求される主要統計単位であることから、ここではそれらを取り上げる。

19.3 「生産要素」という用語は、本章の至る所で用いられている。本書の目的に照らして、この用語は、伝統的な経済的意味、すなわち、生産要素とは、土地、労働、それに資本と理解されなければならない。本章の目的のためには、原料あるいは半製品のような中間投入物は資本の形態、従って同じく生産要素とみなすことができる。

19.4 プロファイリングの出発点は企業集団であり(第 21 章を参照)、このことが法的単位間の関係を点検することで確定できることが仮定されている。本章では、集団という用語は、統計単位に関する規則がその定義を与えている企業集団を示すものとして用いられている。企業集団が統計ビジネス・レジスター上に明示的に存在しない場合には、法的単位の集団をその代用として用いることができる。プロファイリングの導入と展開は、企業集団関係に関する情報へのアクセスの確保とこの情報の統計ビジネス・レジスターへの保存が優先されなければならないことを明確に要求している。巨大集団は事業統計に著しい影響を持ち、また最も複雑な法的構造を持つことから、プロファイリングでは論理的にもそれが中心となる。

19.5 本章で提案するルールは、回答負担を受容可能なレベルに抑えることを含め、関係する集団と国家統計機関のいずれにとっても費用効率的である点を考慮したものである。巨大集団に対してはどちらかといえば複雑なルールが正当化されるであろうが、そのようなルールをより小さな集団に適用するのは費用効率的ではないであろう。このため、プロファイリングルールの適用については、レベルを異にする接近が提案される。

19.6 本章では、プロファイリングのガイドラインに適用される二つの限定が取り上げられている。第一は、そのガイドラインが、同じ制度部門に属する市場生産者に大きく依存してその雛形が作られていることである。市場生産者に示されているガイドラインは、基本的に一般政府部門の単位にも民間非営利組織単位にも使用できるが、一定の調整が必要な場合もある。第二は、ビジネス・レジスターが国の経済領土に限定されていることである。集団が国境を跨ぐ場合、特に国データがレベルで入手できないときにはガイドラインの調整が必要であろう。多国籍企業集団については第 21 章で詳論されるが、本章では切断された企業集団だけを取り上げる。

19.7 以下のパラグラフで取り上げるガイドラインは、統計単位の図式化問題の最終的解決を意味しない。一つには、現実経済、そしてそれが行政レジスターへの反映のされ方が常に変化していることから、ガイドラインは定期的に更新される必要があるからである。もう一つの理由は、実用的なガイドラインが経験的にも正当化される必要があること、すなわち、その費用、回答負担、そして品

質に対する効果に関して数値により実証されなければならないことである。国の制度については経験的データがほとんどないため、そのようなガイドラインは必然的に定量的というよりは定性的判断に基づく。

19.8 しかし、これらのガイドラインが最終的なものでない主な理由は、おそらく企業や経済活動単位 KAU の図式化のためのルールの作成と検証が今のところ方法論的作業に大きく依存していることにある。欧州レベルでは、統計単位タスクフォースがこれを牽引している。本章の内容は、このタスクフォースの作業と連携して今後継続して展開されるものと予想される。従って、読者に対しては、以下の記述に含まれている勧告を実現することに大きな努力を払う前に、欧州統計局にその最新の展開を確認するための連絡をとることが読者には勧められる。

19B - プロファイリングー定義と閾値

19.9 多くの統計機関はプロファイリングと呼ばれるものの経験を持っている。ここで正確にプロファイリングが何を意味するかを定義しておくのが有効である。

プロファイリングとは、国および世界のレベルで企業集団の法的構造、経営構造、それに経理構造を分析し、その統計単位の集団内での位置、それらの間の関係、それに統計データの収集に最も有効な構造を明らかにする方法である。

ブルーピングはしばしばプロファイリングと同じ意味に用いられることがある。レジスターのブルーピングは、通常、統計ビジネス・レジスターが保有する情報を調査結果を用いて点検することを意味する。以下のパラグラフではプロファイリングの定義を与え、それが実務的用語として何を意味しているかを説明する。

19.10 企業集団内の統計単位を図式化し、追跡するために、企業集団は組織的に監視されなければならない。プロファイリングの過程は一般に国の統計体系の中で用いられている全ての主要単位の図式化を含む。しかし、本章で定式化されているルールは、統計単位に関する規則で定義されている全ての単位を対象とはしていない。欧州レベルでの事業統計にとって企業と KAU が主要単位であることから、対象はこれらに限定される。

19.11 実務的ルールについて論じる前にその適用条件を明確にしておく必要がある。はじめに述べたように、大企業に焦点があてられている。しかし、大企業とは何か？ 閾値を余りに低く設定すればルール適用の利点は費用に見合わないであろうし、高く設定し過ぎれば当該統計の品質に照らして費用が割高となる。

19.12 閾値による接近方法が受け入れられると、閾値の表現方法を定めることが必要となる。それは、雇用者数、取引額、あるいはいくつかの変数を組み合わせたものでありうる。閾値が適用される単位の決定も必要となる。以下のような理由で、企業集団はこの目的にとっての最も適切な単位である。

- ・企業は事前に知られていないことから、企業の規模によって閾値を特定することはできない。
- ・閾値が法的単位の規模によって表現される場合、多くの小規模な法的単位からなるいくつかの大企業はプロファイリングされない可能性がある。法的単位の存在と規模は国の行政環境に関係することから、それもまた国の特殊事情を増幅することになる。
- ・企業集団をプロファイリングの基礎とすることが、全ての関係する統計単位の図式化を一挙に行うことを保証する。このことが整合性を増し、プロファイリングによって引き起こされる回答負担を最小化する。

19.13 閾値が用いられる場合、企業集団の雇用者によってそれを定義するのが一つの方法である。単位の経済的貢献のより良い尺度であることから、生産過程を記述するのに用いられる単位を図式化するには付加価値を用いるのが望ましいであろう。しかし、実際にはプロファイリングの基礎はビジネス・レジスターデータであり、ビジネス・レジスター規則は従事者データの保有を要請している。通常、付加価値はビジネス・レジスターからもまた行政情報からも入手できない。

19.14 経済活動と法的単位の数を考慮した他のもっと精緻なアルゴリズムは、プロファイルされるべき単位の選定の精度を向上させることができる。もう一つの方法は、プロファイルするための大規模集団の数を、例えば雇用数あるいはもっと複雑なアルゴリズムで決められた上位 100 あるいは 200 の集団に固定するものである。ある種のより小規模な集団(例えば、一方の法的単位が主要活動を行い、もう一方の単位が副次的活動をしている企業集団)についての標本をプロファイリングすることも有効であろう。このことが残りの集団のプロファイリングを少なくとも部分的に自動化できるル

ールの開発につながる場合は特にそうである。これらの集団は個々には経済的影響力は小さいものの、数が膨大であることから全体としては大きな影響力を持ちうる。閾値が用いられる場合、理想的にはそれがプロファイリングの費用と便益とが均衡するレベルでなければならない。

19. 15 しかし、全ての国で意味があり実用的と思われる閾値を設定するのは実際には極めて難しいであろう。プロファイリングの真の費用と便益が正確に決定されるまでにはさらに経験が必要である。これらの理由から本章では断定的な閾値の提案は行っていない。そのかわりに次のようなものが勧告されている。

- ・上述したように、プロファイリングは全ての加盟国に適用すべきこと
- ・国の統計並びに欧州統計に対する重要性も考慮して、プロファイリングは最大でしかも最も複雑な集団に集中するべきであること
- ・プロファイリングの効果が作成される統計にとって十分重要でありしかも費用よりも大きい場合、それはより小規模でより複雑でない集団も対象とするように漸次拡張されなければならない。
- ・プロファイルされる集団の数と割合の両方の情報が収集されなければならない。数年間のデータが利用できる場合、それは将来、ある種の共通閾値の適用可能性を研究するのに使用されなければならない。

19C - プロファイリング方法

19. 16 以下のパラグラフでは、実際にプロファイリングをどう実施することができるかについて記述する。プロファイリングを成功させるための第一の必要条件は、適切な職員が使用できることである。プロファイリングは、統計単位と国の行政情報に関する十分な知識を必要とする複雑な業務であり、このため十分に上級レベルの経験ある職員が求められる。

19. 17 プロファイリングは次の3つの方法のいずれかで行うことができる。

－相対会合

このプロファイリングの方法は、職員の時間と旅費という点で高価であるが、規模が大きくより複雑な集団に対してはしばしば不可欠である。これは、集団内で財務、人事、そして事業といったいろいろな職務を代表する何人もの人と通常は接触する必要があるからである。

－企業とのその他の接触

より複雑でない集団については、しばしば電話、Fax、Email あるいは郵便で詳細を確認することで正確な構造を決定することができる。

－既存情報の利用

比較的単純な集団については、行政情報や統計調査あるいはますます企業のウェブサイト経由で入手できる情報に基づいてプロファイルを行うことができる。この種のプロファイリングの方法は、職員の経費の点で比較的安上がりで、関係する集団への追加的負担もない。しかし、不完全情報に基づいて判断する必要があることから、この種のプロファイリングの方法は、統計作成にとって決定的と思われる集団に対しては適切ではないであろう。この種のプロファイリングの主たる利点は、標準的ルールが適用でき、多くの場合、処理過程が自動化でき、それによってプロファイルできる集団の数を増やしつつ費用を削減できることである。

19. 18 プロファイルされるべき集団の数とタイプは、できれば閾値を使って一般に前もって決定されなければならない。しかし、中核的回答企業の予期せぬ再編を扱うためにプロファイリング計画にはある種の弾力性をもたせることが重要である。企業再編や合併の新聞記事、調査への非回答、あるいは関係する団体からの直接連絡が、緊急にプロファイリングを行う契機になる。

19. 19 集団のプロファイリング作業は、4つの異なる段階について見る必要がある。

－準備

集団について可能な限り多くの情報を集めることが重要である。これによってプロファイルの実施者は集団の構造についての予想図を描くことができ、明確にすべき詳細な事項を明確にすることができる。

－プロファイリング

集団の正確な構造と今後の統計報告の準備が確定される。

－履行

プロファイルされた構造が統計ビジネス・レジスターに反映されなければならない。

－見直し

そのことが調査非回答や負担問題を引き起こさないようにするために、一定期間後にその構造の見直しが行われる必要がある。これは、集団に対する再接触を含む場合がある。

19. 20 プロファイルの過程を容易にするために、考慮すべきと思われる事柄や回答すべき質問を含めたプロファイルの手順書の開発が有効である。これは、質問を組織しあるいは集団との接触が一切ない場合に全ての側面を確実に網羅するのに用いられる。それはまた、プロファイル担当者チーム全体が採用する方法の整合性の保証にも有効である。

19. 21 集団との直接接触を含むプロファイリングの方法の場合、集団がその協力関係から潜在的利益を得るのに関心があることをしばしば確認する必要がある。プロファイルを行うことによって統計調査の対象がより正確になり、関係する単位だけが調査されるようになることから、それはしばしば回答負担の削減につながる。この種のプロファイリングは、統計機関と主要回答者の間の相互理解の促進と、データ問題の解決に役立つ一連の意思疎通に寄与しうる。

19D - 企業についての作業規則－企業の定義

19. 22 企業の定義と統計単位に関する規則に記されているその解説注については、法的単位との関係で第 7 章において論じた。財とサービスの生産のために組み合わせて用いられる生産要素に関して別々の法的単位が存在する場合、これらの法的単位は一体として企業を構成することが明らかにされた。それらの法的存在にもかかわらず、このような場合、法的単位は経済的な意味で自立的なものとはみなされず、法的単位を結合したもの(すなわち企業)だけが十分な自立性を持つことになる。このような結論の根拠となっている発想の一つは、企業を「特に流動資源の配分のための意思決定におけるある程度の自主権から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う(行政単位あるいは法的単位とは異なる)組織単位」と定義していることにある。

19. 23 企業の定義はその主な利用を反映している。欧州統計の体系の中で企業は、第一義的に財とサービスの生産に関する統計のために用いられている。例えばそれは、事業構造統計と速報統計に関する規則で求められるデータのための主要観察単位である。同じ生産過程で使用される生産要素が一つの単位に統一されることをこの統計は要請している。これによって生産過程の投入物と産出物が関係づけられ、それによって単位の営業余剰が計測される。

19. 24 財とサービスの生産に関する統計に企業を使用することで、企業は、定義やその解説注に特に記述されていない特性、すなわち計測されるべき変数が実際に観察可能であるという特性を持つのが望ましい。企業が実際にこのような特性を持つかどうかは、その単位の決定に用いる作業ルールに依存する。

19. 25 企業はまた、欧州会計制度(ESA)に基づく国民経済計算の金融部門と非金融企業部門で用いられている制度的単位でもあり、このために金融勘定と非金融勘定のいずれもが依拠している単位である。これを用いることで、上のいくつかのパラグラフで述べた変数に加え、利益や損失といった財務変数もまた計測できるのが望ましい。しかし実際には、ある種の財務変数は企業集団のレベルでしか利用でき(意味を持た)ないことから、財務変数の利用可能性は企業を図式化する際の本質的特徴とはみなされない。一般的ルールとして、企業は通常は事業構造統計規則が要求する全ての変数を提供できなければならない。

19. 26 要するに企業のための作業ルールの定義は、法的単位が実際に企業として結びつけられるかどうか、結びつけられるとすればどの範囲でかを示すことになる。既存の企業の定義から出発しなければならない。この定義に従うために企業はある特性を持つ必要がある。これらの特性を持たない単位のはほとんどは、企業と呼ぶことはできない。以下のパラグラフがその特性を説明している。

・企業は自ら処分できる会計を持つ

19. 27 企業の定義はこのことを明示的には述べていないが、企業は生産過程の主要側面(投入、産出、それに営業余剰)を包含し利用できる勘定を持つ。これは、意思決定、すなわち企業がそれ自身の利益のために会計を維持することが期待されるという面で、企業の(相対的)自立性の直接的結果である。

19. 28 この特性は、会計を持たないことが当該主体が企業でない可能性があることを明確に示す点で有効である。しかし、その逆は真ではなく、会計があっても当該主体が自動的に企業となるわけではない。巨大な企業組織では、ある種の会計が組織のいくつものレベルで維持されることがありうる。

19. 29 会計が入手できるという規準の適用には慎重を期す必要がある。会計は経営目的あるい

は単に行政的義務に応じるために維持されている場合がある。そのような会計は、国内あるいは国際会計基準に適合していないかもしれない。仮に適合していても、更に処理しなければ統計にとっての有効性は限定的であるかもしれない。特に、費用や販売額は、それが集団内取引である場合、市場価値と本質的に異なるかもしれない。会計の利用可能性規準を適用する際に会計の種類を考慮することが重要なのはこのためである。

19.30 会計の利用可能性と回答負担の間に重要な関係がある点に注意を喚起するのは有効である。回答者は自らが維持している会計に基づいて報告する方を選好する。回答者が統計機関に対していくつかの法的単位の一体としての取り扱いを要求した場合、それは法的単位を別々の統計単位として扱うのが適当でないかもしれないことを示唆している。

・企業の活動は統合管理されている

19.31 完全な自立性と完全に統合された活動は、明らかに密接に結びついている。両者は、企業が明確な主体として管理されていることを意味している。法的単位が独立に管理されているかどうかを知る明確な方法は、企業集団の組織構造を見て、法的単位が財とサービスの生産に関して自立した意思決定権限を持つ経営者のいる明確な組織単位であるかどうかを判定することである。

19.32 法的単位が独立に管理されているか共同で管理されているかを定めるもっと完全な方法は、例えば、

- － 購入
- － 生産過程
- － 販売／価格／マーケティング
- － 投資

という法的単位の活動の諸要素の管理状況を見ることである。いいかえれば、ありうる質問の例としては、次のようなものが考えられる。例えば、法的単位が共同購入しているかあるいは購入の調整を行っているか？ 法的単位の生産要素が一緒に管理されているか別々に管理されているか？ 法的単位が市場で独立な存在であるのか、あるいはそれらが類似した商標名を持っているのか、一つの市場政策等を持っているのか？ 生産水準、価格、資本支出が一括して決定されているかあるいは独立に決定されているのか？ これらの要素のいくつか、特に投資に関する長期的、戦略的決定が企業集団レベルで行われ、従ってこれらの質問を検討すれば自動的に企業の正確な図式化ができるとは限らない点に注意する必要がある。

・企業の市場志向性

19.33 (公的部門、非営利組織、持ち株会社)という例外を除き、市場志向性はしばしば自立性の最も有効な指標となりうる。法的単位が市場志向的でない場合、それは自立的に活動しえず、企業の定義には適合しない。しかし、市場志向という規準は、詳細でしかも直接的に、つまり特定の単位のための市場の定義が単にその単位以外の全てを含むものでないよう定義する必要がある。

19.34 法的単位の生産物がそれが所属する企業集団の外部に販売される場合、それは市場志向的とみなされる。生産物が全面的に企業集団の内部で販売される場合、それが取引先あるいは供給者の選択でありうることから、価格や「販売」の条件は上層部の指示に従うことになる。その業務が顧客である法的単位のそれと統合されている場合、法的単位の自立性はより直接的に制約を受けることになる。しかし、法的単位がその生産物を企業集団内の他の法的単位にしか販売しない場合でも、それは現実の市場単位のように行動し販売が市場価格でしかも市場の条件で行われることがある点に留意する必要がある。このため、集団外への販売は市場志向性の有益な指標であるが、それは全ての場合に断定的な解答を提供できるものではない。

19E - 企業についての作業規則－定義の適用

19.35 実際の状況としては、一つ以上の法的単位が特に「特に流動資源の配分」(企業の定義からの引用)のための意思決定におけるある程度の自立性から便益を得て、財あるいはサービスの生産を行う組織単位としての法的単位の最小の組合せを構成するとみなせる場合を検討しておく必要がある。財やサービスの生産がいくつかの法的単位またがっている場合、あるいはいろいろな法的単位における生産が別な形で結びついている場合は議論の必要がある。

19.36 企業における法的単位のありうる組合せのうち、法的単位が一つ以上の生産要素を持つケース、それに法的単位が副次的活動に従事しているケースについては第 7 章で論じた。これ以

外の企業集団内の企業、持ち株会社、垂直的・水平的統合、それにフランチャイズでサービスを分かち合うケースについて以下で論じる。

・生産要素で法的単位が異なる場合

19. 37 法的単位が一つ以上の生産要素、例えば建物または一定の高額設備を所有したり、あるいは労働を支配することがありうる。生産要素を異なる法的単位の間で横断的に分割することは、税法、リスク管理、あるいは事業に資本を提供している機関に対する保証という必要によるものである。社会保障納付あるいはその他の支払うべき税に対して影響を与えるかあるいは労働法規の要件を満たすための経費の削減につながる場合、集団内の特定の法的単位が雇用を支配することがある。

19. 38 単独の生産要素は、それが特定できる産出を持つ単独の法的単位である場合にも、通常、財あるいはサービスを生産する組織単位とみなすことはできない。そのような組織単位は、種々の生産要素の組合せを含んでいなければならない、従って、同じ企業集団の中で個々の生産要素を持つ法的単位は、企業を形成するために他の諸単位と結合される必要がある。いくつかの単位が別の法的単位が提供する労働を共有したり、あるいは一つの法的単位が他のいくつかの資産を保有する場合については、以下のパラグラフ19. 44－19. 48を参照。

・付随的活動

19. 39 付随的活動については、統計単位に関する規則に定義されている(附則、第IV部 B)。企業内の別々の法的単位がそれを提供する場合がある。その場合、それらは単一の生産要素あるいはいろいろな要素の一種の組合せからなることがあるが、それらが企業の内部でしか機能せず、市場志向的でないことから、企業の定義に言う自立的とはみなされない。その結果、それらは対企業サービスを行っている法的単位と一緒にする必要がある。一つの法的単位の活動は、いずれの単位も同じ集団内にある場合には、もう一つの法的単位に対する単なる付随的活動とみなされる。

19. 40 統計単位に関するタスクフォースは、次のような活動、すなわち

- ・簿記／会計 — 74. 12
- ・自己生産物の卸売 — 51
- ・不動産 — 70
- ・生産過程のための小装置の生産 — 28. 62および28. 74
- ・輸送および保管 — 60. 24、63. 1、それに63. 2
- ・管理 — 74. 14および74. 83
- ・データ処理とその他コンピュータサービス — 72
- ・マーケティング — 74. 4
- ・持ち株保有 — 74. 15

について、サービスを提供しているのと同じ集団内の法的単位がそれを遂行し、その法的単位だけにサービスを提供している限り、付随的であることを確認している。

(注)

(1)これは、付随的活動についての正確で実用的な定義が作成され合意されるまでの暫定的な解決のリストである。それは、ドイツで付随的活動とされている45.5; 50.10; 50.2; 50.30; 50.40; 52.1; 52.2; 52.3; 52.4; 52.5; 52.6; 63.3; 63.40; 65.21; 71.1; 71.21; 71.22; 71.23; 71.31; 71.32; 71.33; 71.4; 73.1; 73.2; 74.11; 74.13; 74.2; 74.3; 74.5; 74.6; 74.70; 74.81; 74.82; 74.84 といったコード番号によって補足することができる。

(2)このリストは網羅的ではない。ある場合にはこれはこのリストにない活動が付随的とみなされる場合もありうる。

19. 41 さらに、統計単位に関する規則は、付随的とみなすことのできない次のような活動リストを掲げている。

(a)生産物の生産あるいは固定資本形成の一部をなすものとして遂行される仕事、特に自前での建設作業。これは、データが利用可能であれば、自前での建設作業を行う単位を建設業に分類するというNACEで用いられている方法に沿ったものである。

(b)多くが主要活動あるいは二次的活動と関連した消費として利用されているにもかかわらずそのかなりの部分が商業販売されているものの生産

(c)後に主要活動あるいは二次的活動の産出の主要部分となる財の生産—例えば、その生産物の梱包のために企業内のある部門による箱、コンテナなどの生産

(d)親単位の主要活動あるいは二次的活動の中で全面的に消費される場合にも、(中央発電所あるいはコークス製造施設での)エネルギー生産

(e)そのまま転売するための財の購入

(f)研究開発

規則はまた次のようにも規定している。

上記の全ての活動について、それぞれデータが入手でき、その収集が費用効率的であれば、それらは独自の活動とみなされ、結果的に KAU とみなされなければならない。

19.42 企業が他のいかなる企業の資産も保有していない持ち株の法的単位を持つ場合、この法的単位は付随的活動を遂行しているとみなされる。それは企業の他の法的単位と結合される必要がある。

19.43 会計の見地からは、付随的単位をそれにサービスを提供している単位と一体化することは、通常は何の問題も引き起こさない。実際、経営のために連結会計が作られていることから、報告負担が小さく、報告者は企業全体についての報告の方を好むであろう。

・*集団内の単位が共有するサービス*

19.44 付随的活動は企業内の一つ以上の KAU に提供されることがあるが、定義上それは一つの企業とだけ結び付けられている。企業集団のレベルでは、集団内の企業が共有するサービスに関して類似の現象が起こりうる。例えば、そのための法的単位が別に存在するコンピュータサービスを集団で共有しうる。このようなサービスは市場志向的ではなく、企業内付随的活動に比べても自立的というわけではない。集団内の企業が通常、その経費を分かちあう。

19.45 企業が法的単位全体からなると定義されているため、法的単位をそれがサービス提供している企業間で分割することはできない。このため、サービスを提供している法的単位の自立性が厳しく制限されていても、それは一般に企業とみなされなければならない。「準企業」という用語を使用している国もある。ある種の分析目的のためには何らかの方法でこれらの企業を特掲することは有効であるように思われるが、それでも事業統計の作成と提供にとって標準的な企業と見なければならぬ。そのような企業はいろいろな経済活動を他の企業に提供し、その投入は時々大きく異なるであろうが、仮にこの活動が集団内の他の企業間で分析的に分割されたとしても、それに与えられる NACE コードはそれ自体の活動を表現したものでなければならない(注一統計単位に関するプロジェクトチームの作業計画には、この点についての追加的な研究が含まれており、これらのガイドラインは変更されることがありうる)。

19.46 法的単位が、さもない場合には(切断された)企業集団内の企業とみなされるようないくつかの単位に対して労働を供給している場合は例外である。そのような場合には、次の二つが区別されなければならない。

- 一 法的単位が市場での契約に基づき企業集団内の一つ以上の単位に対して職員を提供し、／あるいはそれが集団外の単位に対してサービスの提供を行う場合、その単位は別企業とみなされなければならない。
- 一 労働の提供が完全に集団内でしかも市場での契約によらない場合、職員は市場に対する財あるいはサービスの供給に必要な生産要素の一つと見ることができる。この場合に法的単位は、その職員が実際に就労している集団内の別の法的単位とは異なる一つの企業を形成する。

(注)これを区別するのに必要な情報の収集には、ほぼ確実に単位との直接接合が必要となるであろう。

・*集団内持ち株会社*

19.47 企業集団内の2つ以上の企業の資産を保有するために設立された法的単位(「持ち株会社」)は、これまでのケースにある程度類似している。それが集団外の顧客に対して財とサービスを販売しないという点でそれは市場志向的ではない。純粹の持ち株会社は他の単位の資産を保有しているだけで、このために、持ち株会社の多くはしばしば金融的なある種の対集団サービスを提供しているにもかかわらず、それらは取引高も雇用も持たない。そのようなサービスの提供に係る経費は、しばしば関係企業からの移転によってまかなわれる。

19.48 純粹の持ち株会社は財やサービスを生産する生産要素の組み合わせではないことから、それは企業の定義を満していない。企業が法的単位の一部を含んでおらず、NACE の中分類 74.15「持ち株会社の経営活動」によって関係する単位を明確に認識可能にし、その影響力の定量評価を可能にすることから、集団内持ち株会社は独自の企業と見なければならない(目的によってはこれらを「準企業」とみなしてもよい)。このような解決は、集団内の他の企業に変数値を割り当てる可能性を排除しておらず、事実、これはある種の統計にとっては好ましいことである。非常に巨大な

企業集団であることから、集団内の全ての法的単位を一つの企業に統合する可能性はここでは考えられていない。持ち株とその他の活動を一体化させた単位は、特にそれが集団外への財とサービスの提供を行っている場合、別の企業として扱わなければならない。

・垂直統合

19. 49 二つの法的単位が同じ企業集団内にあり、他が一方の生産物を全て消費している場合、これらは垂直統合されているといわれる。例えば、印刷に従事している法的単位の産出物が製本業に従事する法的単位に全て向けられることがありうる。多くの場合、一方の法的単位の活動は他に対して付随的とみなすことができる。統計単位に関する規則に規定されており、その活動を付随的とはみなせない特殊な場合もある。これらは単位を一つに統合する際の障害になるものではなく、企業を別々のKAUに分割するのを補強することがある。

19. 50 同じ企業集団内の二つ以上の法的単位が垂直統合している場合、供給側の法的単位は現実には市場志向的でないことから、それらは独立に行動しているとみなすことはできない。一方の単位がその販売について完全にもう一方に依存している場合、それは独立性を失うことになる。実際的には、これらの法的単位は一つの企業として一緒に経営されており、従って、それらは結合され一つの企業を構成することになる。

19. 51 法的単位がその産出の一部を、その生産物、例えば予備の部品やサービスを受け取る顧客である法的単位に直接供給することがある。この場合、これが市場の条件の下で第一の単位の責任下で行われているかどうか、あるいは第二の単位の支配下で遂行されているかどうかを考慮する必要がある。

(注)統計単位に関するタスクフォースの作業計画には、垂直統合についての追加的な研究が含まれていることから、これらのガイドラインは変更されることがありうる。

・水平統合

19. 52 二つの法的単位が同じ企業集団内にあり、類似のあるいは補完的な活動を遂行し、一つの事業として管理され、そして市場に対して単一の企業として現れる場合、水平的統合といわれる。このことは、それらの活動が統合され、資源を共有し、投入が一体化され、マーケティングが企業全体のために行われることを意味する。二つ(あるいはそれ以上)の法的単位が水平統合されている場合、それらは自立的に行動していると考えすることはできない。その結果、これらの法的単位は結合され一つの企業を構成することになる。

19. 53 水平統合企業の活動が似通った生産物や工程を含むことから、「補完的活動」という概念がここでは使用されている。NACE の同じ中分類に必ずしも格付けされない補完的活動もありうる。鋼管を購入し似たような工程を用い、同じ原料からそれぞれ金属家具と自転車を作っている単位がその例である。

(注)統計単位に関するプロジェクトチームの作業計画には、水平統合についての追加的な研究が含まれていることから、これらのガイドラインは変更されることがありうる。

・フランチャイズ

19. 54 フランチャイズ網による事業は、多くのサービス活動、特にホテル、レストラン、そして小売業といった多くのサービス活動で広く見られる。フランチャイジーは、別の法的単位であるフランチャイザーと契約を結び、通常、手数料あるいは利益の一部と引き換えに、フランチャイザーが提供する商標、取引形態、それにマーケティング支援を受けながら活動している独立の法的単位である。フランチャイズ契約は、例えば生産されるべき財やサービスについての標準、その品質や価格のように、特にフランチャイジーの選択の自由を制限する多くの制約条項を含んでいる。フランチャイジーはフランチャイザーが提供するものの購入を強制され、ネットワーク全体に共通しフランチャイザーが組織するある種のサービスに対して課金を支払わなければならない。逆にフランチャイザーは、例えば統合的マーケティングの面倒をみることで、フランチャイジーの自立性を完全に奪うことなく規模の経済を提供する。フランチャイズ事業者は同じ企業集団に属する場合もあれば属しない場合もある。

19. 55 フランチャイジーは、それらが生産要素の完全な組合せからなり経営者リスクを負っていることから、別々の企業として見られている。加えて、企業の定義は自立性を要件としているが、この自立性が多少制限される(「ある程度の自立性」が求められている)のも認めており、個々のフランチャイジーレベルでも完全な会計が利用できる傾向にある。フランチャイザーも別の企業とみなされる。

結論

19.56 上に述べた事例はビジネス・レジスターの職員が取り扱う多くのより複雑な状況を含んでおり、他の事例にも適用できる指針を提供している。しかし、それらがありうる全ての場合を取り扱ってはいないことも分かっており、適用の一定期間後にその評価を行うことが勧告されている。この評価には、他の事例や状況に対応する追加的ルールの必要性についての評価が含まれる。これらのルールが一般政府部門、非営利組織、それに国境が意味を持つ状況に適用されるためには、調整が必要となる。

19.57 企業のための作業ルールは、ほとんどの目的に適合した単位のそれに帰着する。特に、会計の利用可能性という規準は、経済統計にとって必要な情報の収集を可能にする。しかし、出現する単位が必ずしも全てのありうるニーズにとって最適な統計単位とは限らない二つの理由がある。第一に、それらは経済活動の点で必ずしも十分に等質とは限らず、また第二にそれらは一つ以上の法的単位全体からのみ構成される場合がある。本章の次の部分は、KAU について論じている。この単位は企業に比べればより等質であり、法的単位／あるいは法的単位の一部を構成することがある。

19.58 企業を決定する作業ルールはその大半の使用に対応するものであるが、その結果得られる単位の適切性は、欧州会計制度 (ESA95) に規定されている財務勘定のための根拠としてはさほど明瞭ではない。この単位が利用可能な完全な会計を持っているかどうかは、さらに調査の必要がある。企業の自主権が財やサービスの生産やそれに含まれる流動資源に限定される場合もある。利益の分配や関連する勘定の配分に関する自主権は、より高次のものである。

19.59 要するに、企業を決定するルールは以下のようなものである。

- ・単一の生産要素のために単独の法的単位が存在する場合、この法的単位は、企業に対してサービスを提供している他の法的単位と統合されなければならない。
- ・(持ち株会社の活動を含め) まさに一つの企業と結びついた付随的活動のために単独の法的単位が存在する場合、法的単位はその企業に統合されなければならない。
- ・法的単位が企業集団内のいくつかの企業にサービスを提供している場合、それは(準)企業とみなされる。それが企業集団内の他のいくつかの法的単位に職員を派遣している場合、関係する全ての単位は統合される場合がありうる。
- ・一つ以上の企業の資産を保有する持ち株会社は(準)企業とみなされる。
- ・垂直的あるいは水平的に統合された活動を遂行している法的単位は、結合され一つの企業を構成しなければならない。
- ・フランチャイジーとフランチャイザーは別々の企業とみなされる。
- ・その他の場合、企業を図式化する際の考慮すべき要素として、会計が利用できるかどうか、市場志向性、それに事業の統合がある。
- ・法的単位が別な企業である場合、ある目的にとってはそれがサービス提供を行っている単位間で分析的に変数値を分けることが意味を持ちうる。
- ・上記のルールは、関係する法的単位が同一企業集団内にあることを前提している。これら以外の場合には統合されるべきではない。

19.60 上記の勧告は統計単位に関するタスクフォースによって再点検されることに留意する必要がある。このチームの目標は、これらのルールがどのように点検され実際に実行できるかを検討するとともに、それらの有効性を検証し、可能であれば拡張することにある。本章は、タスクフォースの研究結果を受けてさらに改訂されるであろう。

19F - KAU のための作業ルール

19.61 企業の定義は、企業が NACE の中分類レベルで定義される活動の非等質性につながる二次的活動を持ちうることを規定している。統計単位に関する規則の定義と解説注からわかるように、KAU はそのような非等質性の縮小を意味する。KAU はそのデータが利用できる場合にだけそれを実現できることをこれらの注は示している。なぜなら、KAU は企業の一つ以上の組織(下位)部門に通常対応しているからである。同じ規則はまた、分析目的に使用できる完全に等質的な単位、等質的生産単位(UHP)を定義しているが、KAU とは異なりそれは直接は観察できない。事業統計に関する欧州規則では、等質的生産単位(UHP)に関するデータは求められていない。

19.62 KAU のための作業ルールでは、KAU を維持するための費用、回答負担、それに企業に

基づく統計との整合性の維持に必要な労力も考慮しながら、等質性の要請とデータの入手可能性とのバランスを図る必要がある。作業ルールの選択にあたって実用的で、安易に企業を KAU に分割しないことが提案されているのはこのためである。統計的にそうする必要がない場合、企業から KAU を区別しないことも提案されている。このため KAU は、そのレベルでのデータ収集の必要がある NACE の大分類においてだけ通常は作られなければならない。

19. 63 原則的には、企業を KAU に分割しなければならないかどうかは企業の法的構造とは無関係である。しかし、作業ルールを一覧した場合、以下の区別を行うのは有効であろう。

- － KAU は一つの法的単位に等しいが、企業は一つ以上の法的単位からなる。
- － KAU は一つの法的単位とは等しくないが、一つ以上の法的単位／あるいは法的単位の一部からなる。

19. 64 最初の状況は、企業を形成するように法的単位が結合されるケースを考え、またどのような条件の下でより大きな等質性の必要から企業が KAU を構成するよう法的単位に再分割されなければならないかを定めることで処理することができる。以下の作業ルールは、KAU がトップダウン方式で図式化できることを想定している。地域単位レベルで遂行される活動についての情報から KAU を構成することもできるであろう。しかし、定義により KAU は企業あるいはその一部であることから、トップダウン方式は、自ずと企業レベルと KAU レベルの間に非整合性をもたらす。

法的単位に対応した企業の KAU への分割

・異なる生産要素別の法的単位の区分

19. 65 関係する法的単位の結合である企業は、単一の生産要素を区分しても等質性が改善されないことから、分割される必要はない。NACE の分類は生産要素を一覧したのではなく、経済活動に帰着するそれらの要素の組合せリストである。別々の生産要素から KAU を構成するのは KAU が企業の組織的部分であるという定義上の要請と矛盾することもあり、会計の入手可能性と回答負担という点から望ましいことではないであろう。

・付随的活動

19. 66 付随的活動を行っている法的単位は、KAU であってはならない。統計単位に関する規則における KAU の定義の最初の解説注は、付随的活動が KAU を構成することができないと明確に述べている。経済活動の遂行に必要なあらゆる付随的活動を含む経済活動を反映することを NACE は意図していることから、このことは望ましいことではない。企業内の付随的活動が一つ以上の KAU にサービスを提供する場合、特定の法的単位が行っているかどうかにかかわらず、これらの KAU の間で按分されなければならない。企業とは異なり、KAU が法的単位の部分を含んでいることからこれは可能である。

・垂直統合

19. 67 垂直統合された企業が法的単位に対応して KAU に分割される場合、等質性にどう影響するかは明らかではない。垂直統合された活動は単一の NACE コードで表せるかもしれない。その場合、法的単位を別々の KAU にすることは等質性を大いに損うことがある。一方、活動が NACE の中分類レベルで別々に各付けされている場合には、企業を分割することで等質性は向上するであろう。

19. 68 更に考慮すべきは会計の利用可能性である。少なくとも現実の市場価値で投入と産出が記録されていなければ、個々の法的単位についての会計は利用できない。このことが KAU の要件であることが望ましい。

19. 69 企業内で垂直統合された活動を行っている法的単位は、通常、KAU に分割しないように勧告されている。それらは、次の三つの条件全てを満足する場合、すなわち、

- － 統合された活動が単一の NACE の中分類に入らず、しかも
- － 法的単位の活動をこのレベルで別々に特定することができ、しかも
- － (少なくとも近似的に)市場価値で投入と産出に関する経理データが利用できる

場合に KAU になりうると考えられる。

・水平統合

19. 70 企業内で水平統合された法的単位が同じ活動を行っている場合、企業が KAU に分割されても等質性は向上しない。活動が異なる場合には企業を分割することで等質性は増すであろう。このため水平統合された法的単位は、

- － それらが NACE の中分類レベルで異なる経済活動を行っており、しかも
- － 別々の会計が得られる

場合にだけ KAU とみなすことが勧告されている。

- ・企業が一つ以上の法的単位から構成されるその他のケース

19.71 市場企業のためのガイドラインでは、会計が利用できること、市場志向的であること、そして事業が統合されているという三つの密接に関連した規準が、企業の定義を満たす単位の特用に用いられている。これらの規準は KAU にも当てはまるが、より高度の等質性が可能なように、厳密さをやや低めて適用することが提案されている。

- － 会計の利用可能性

企業(あるいは集団)レベルで会計が通常利用できるが、KAU の定義についてのデータの利用可能性は、限定的な会計がこのレベルでも利用できることを意味する。

- － 市場志向性

KAU が市場志向的単位として活動している限り、それは現実の市場での顧客を持っている必要はない。このことはそれが市場価値あるいはその近似値を記録していることを意味する。しかし、データが利用できる場合、統計単位に関する規則により、研究開発とパラグラフ 19.41 に述べられたその他の活動が KAU に対応しうることから、この規準は絶対的ではない。

- － 統合された事業

KAU の定義は、KAU が企業の一つ以上の事業(副)部門に対応すると規定しており、このためこのレベルでの完全な統合は必要ない。

19.72 上記の規準とは別に、企業を KAU に分けることが NACE の点で等質性を向上させるかどうかを検討することも重要である。そこで、

- － 個別の法的単位の活動が NACE の中分類レベルで特定でき、しかも
- － 企業の法的単位の結合された活動が NACE の単一の中分類には入っていない

という要件を満たすことが提案されている。

企業の法的単位に対応しない KAU への区分

19.73 企業を法的単位に対応しない KAU に区分するのは、

- － KAU が市場で顧客を持っていないくとも企業の事業部門として市場志向的に事業を行っており、しかも
- － 市場価値(少なくとも近似値)での投入と産出の会計データが利用でき、しかも
- － KAU の活動が NACE の中分類レベルで特定でき、しかも
- － 企業の活動が NACE の単一の中分類には入っていない

という条件が全て満足される場合に限ることが、上記の勧告に沿って提案されている。

閾値の適用

19.74 KAU を構成する前に、企業として充足すべき産出の下限/あるいはシェアの下限を決めておくのが望ましいであろう。そのような閾値は、国によって異なりうる費用便益分析に理想的には依存するであろう。このために欧州レベルでの厳密な閾値を適用することは勧告されていない。

結論

19.75 結論として KAU の範囲設定のための勧告は、次のようなものである。

- － 行っている活動と会計の利用可能性に関してある条件の下で垂直的に統合された法的単位は別々の KAU となる。
- － 水平的に統合された法的単位についても同様である。
- － それ以外の場合、KAU が法的単位に一致しない場合にも企業を KAU に区分することは原理的には可能である。これらの場合、事業的存在、市場志向性、会計の利用可能性、それに遂行されている活動に関してある種の条件が適用される。
- － KAU についての作業ルールは、その適用後に評価が行われる必要がある。

19G - 品質の尺度

19.76 品質に関して、上記の勧告がどの程度実施されるかを定めることが明らかに望ましい。このために、企業と KAU の実用的な定義の適用状況を評価する尺度の開発が提案されている。これは、次のような方法で行われなければならない。すなわち、

- － 尺度は企業に基づく事業統計の品質に対して適用できること

- － 測定可能な変数だけが参照の対象であること
- － 国の特殊事情に対しては参照されないこと
- － 計測は既に合意されている実用規則について行われる

というのがそれである。

19.77 そのような品質尺度の開発は、現在のところ本章の範囲外であり、そのような尺度の最終的確定までにはこのルール適用面でさらに多くの経験が必要である。それらが将来本章で取り上げられるまでに可能な尺度を開発し試験することが提案されている。

19H - ビジネス・レジスター規則との関連

19.78 本章で与えられている企業のための作業ルールは、ビジネス・レジスターに関する規則の解釈とみなされる。一方、ビジネス・レジスター規則が KAU を統計ビジネス・レジスターに含めることを要求していないことから、KAU に関するそれは同じ位置にあるとみなすことはできない。

第 20 章 行政情報の利用

2003 年 3 月第一次改定

目 次

- 20A はじめに
- 20B 行政情報の定義
- 20C なぜ行政情報を使用するのか
- 20D 行政情報の使用に関する問題
- 20E 品質と行政情報
- 20F 行政情報の使用の実際
- 20G 行政情報へのアクセス
- 20H サテライト・レジスター
- 20I 欧州域内事業者レジスターの事例
- 20J ビジネス・レジスター規則との関連

20A - はじめに

20.1 本章では、レジスターを維持し改良するためにどのように行政情報が用いられているかを中心に、行政情報と統計ビジネス・レジスターの関係について説明する。行政情報の使用から期待される利点とその使用に関連する問題とともにその定義が考察される。欧州域内事業者データの事例を中心に、統計ビジネス・レジスターに関係づけることのできる(「サテライト・レジスター」として知られる)特別なレジスターの事例もまた検討する。

20B - 行政情報の定義

20.2 行政情報の伝統的な定義は、それが課税や給付金の管理あるいは人口の観察のために行政機関が収集するデータのファイルである。それまで政府部門で行っていた機能が多くの国で部分的あるいは全面的に民間部門に移管され、また民間部門の高品質のデータが利用できるようになったことから、この狭い定義は次第に適切でなくなってきた。行政情報に関してより広い定義を考える必要があるのはこのためである。

20.3 このため本マニュアルは、その目的に照らして、行政情報をできるだけ広義に捉え、

第一義的に統計目的のために集められたものでない情報を含む情報源情報

と定義している。広義の行政情報とは、その源泉にかかわらず、実質的に調査以外からビジネス・レジスターに提供されるあらゆるデータとみなすことができる。

20.4 欧州統計局は、年次ビジネス・レジスター質問票で、統計ビジネス・レジスターで使用されている行政情報の情報源情報を収集している。最も広く使用されているのが、VAT や個人所得税といった課税制度、あるいはしばしば法人会議所が管理している企業登録義務制度に関する情報である。公表報告書、民間の経済データ提供事業者、公益企業の記録からも情報が得られる場合もある。規模、経済活動あるいは法的形態のような指標で定義された特定の単位集団については、別な情報源情報を使用される場合もある。これらの情報の中には、「サテライト・レジスター」の作成に使用できるものもある。これらについては、20H 節で詳述する。

20.5 いくつかの国では、企業の内部財務あるいは管理会計制度からデータを自動的に取り出す可能性の検討を行っている。上述の広義の行政情報としては、これもまた行政情報源からのデータの使用と考えなければならない。

20C - なぜ行政情報を使用するのか

20.6 以下のパラグラフでは、行政情報について、その使用の利点を中心に、それが使用される理由について考察する。行政情報の使用はまた多くの問題を引き起こすが、それについては可能な解決策とともに20D 節で検討する。

20.7 調査データに対する行政情報の主な利点は通常、経費である。特にそれがセンサスとして実施され、あるいは個人面接法による調査の場合、非常に経費がかかる。行政情報は、特にそれが公的部門から得られるものである場合、しばしば「無料」である。行政情報が有料である場合にも、同じ情報を調査で集めるよりはしばしばまだ安価である。データの処理に必要な人員も通常は少なくて済み、回答の追跡も必要ない。統計ビジネス・レジスターの規模や範囲からいって、調査データ

だけで満足に母集団を把握し維持するのは極めて非現実的である。

20. 8 行政情報源からのデータを用いることは、企業側の回答負担の軽減にも役立つ。企業は、不本意ながらも行政や徴税のためにデータを提供する理由を通常は理解しているが、統計データの要求は余計なもので、必然的なものではなく、負担と考えているであろう。企業がすでに他の行政部局に詳細を提供している場合、彼らは国の統計機関から類似の調査質問を受け取って当惑するかもしれない。関連する利点として、行政データを使用することで、企業に対する追加的負担なしにもっと頻繁に統計を作ることができる点が考えられる。

20. 9 行政情報によってしばしば目標とする母集団の完全な、あるいはほぼ完全な対象把握を行うことができるが、標本調査はしばしば相対的に小さな部分を直接把握しているに過ぎない。このため行政情報を使用することで、標本誤差をなくし、非回答を取り除くこと(あるいは著しく削減し)ができ、様々な部分母集団、例えば小地域の企業についてのより正確で詳細な推計値が提供できる。レジスターが少なくともパートタイマー1名以上の労働投入(第6章参照)を持つ全ての企業を対象とすることを前提するなら、対象範囲は統計ビジネス・レジスターの観点からしばしば特に重要となる。

20. 10 行政情報を使用することで、

- ・単位の開設と閉鎖およびそれらの発生日
- ・経済活動コード(企業/あるいは地域単位レベル)
- ・単位の所在地情報(地域単位レベル)
- ・規模データ(雇用者数あるいは取引額)

といった変数についてのより最新の情報にアクセスでき、ビジネス・レジスターの品質を向上させることができる。

20. 11 変数の時宜性の改善と並んで、行政情報源から得られるデータを使用することで、ビジネス・レジスターデータから直接あるいは標本を通して作成される統計の時宜性を改善できることもある。これは、統計調査が、企画、調査票の設計、試験調査、母集団の分析による標本の最適化といったことに時間を要するからである。このことは、特に年次あるいは1回限りのデータ収集の場合にあてはまる。このため、ビジネス・レジスターを介して適切な行政情報にアクセスすることで、より効率的にデータを入手することができる。しかし、行政情報を用いることで、特に速報指標に関して、時宜性を失う場合もありうる。以下のパラグラフ20. 18参照。

20. 12 特に行政部局間でのデータの共有に対する世論は、国の間で著しく異なる。世論がそれを一般に容認しているか、あるいはそれに好意的であるところでは、既存のデータの使用の拡大がそれをより効率的で費用節約的にすることで、国の統計機関の威信を高めるのに役立つ。

20D - 行政情報の使用に関する問題

20. 13 行政情報を使用する十分な理由があるが、それに共通する問題もまた多い。以下のパラグラフでは、これらの問題のいくつか概観し、その解決策あるいは少なくともそれらの統計ビジネス・レジスターへの影響を最小化する方法を提案する。最初に行政情報へのアクセスという特有の問題については、別途20G節で取り上げる。

20. 14 パラグラフ20. 12は、いくつかの国で世論がデータ共有に対してどの程度好意的であるかを考察している。しかし、他の国では政府機関の間でデータを共有するという発想に対して国民は不安を感じているかもしれない。そのような不安を緩和するのは非常に困難であるが、ありうる方策としては、データの使用に関する明確な限度やルールを公表し、微妙なデータが政府の他の部門(特に徴税機関)に提供されないと経済界が理解することを保証するのが考えられる。他の情報源を使用することの政府と経済界の双方にとっての費用対効果の分析結果の公表も有効であろう。

20. 15 行政情報を使用する場合にしばしば直面する一つの大きな問題は、これらの情報で用いられている単位が必要な統計単位の定義に直接対応しないことである。行政単位(しばしば法的単位と同等)の統計単位(すなわち、企業や地域単位)への変換過程は、プロファイリングとして知られており、これについては法的単位を企業と結びつけるルールとともに第19章で論じる。

20. 16 単位の定義とともに、行政と統計の間での変数の違いもありうる。行政情報におけるデータは一般に特定の行政目的のために集められており、その目的に関係するニーズと優先順位は統計のそれらと異なる可能性がある。例えば、VATのための取引額は、VATが免除された財貨とサー

ビスの販売に関係した取引額を含んでいないが、統計の方は取引の総額を要求していることがありうる。

20. 17 同じように、行政情報で用いられている分類体系は、統計で用いられているそれと異なるかもしれない。仮にそれらが同じであっても、行政情報の第一義的目的に応じて異なって適用されるかもしれない。分類体系が異なる場合、通常、行政分類コードを統計ビジネス・レジスターが要求するそれに対応させる対応表を作る必要がある。対応は一对一、一对多、多対一がありうる。後二者の場合、ある種の確率的配置がしばしば求められる。これは、統合レベルでは正確なコードとなる必要があるが、個々の単位レベルでは必ずしもそうではない。

20. 18 行政情報源のデータを使用する場合に直面するもう一つの共通の問題は、時宜性に関係している。データは統計のニーズに間に合わせて入手できるものでもなければ、課税年が事業構造統計が要求する暦年と一致しないことがあるように、統計のために必要とされるものと参照期間が異なっているかもしれない。現実世界で起こる事象と行政情報によって記録されるそれとの間には一般にある種の時点のズレがあり、それはまた統計ビジネス・レジスターにそのデータが利用可能になるまでのズレも加わる。企業の誕生と消滅に関する時点のズレは、レジスターの把握度のミスの主たる原因である。もしこういったズレが測定できれば、レジスターデータに基づく統計においてその許容範囲を測ることができるであろう。

20. 19 公的部門の行政情報は、一般に税金の徴収や政府の政策の点検のために作成されている。このことは、それらが政策変更の影響を受けやすいことを意味する。政策が変われば、行政情報はその把握度、定義、閾値などが影響を受け、あるいは完全に廃止されることさえありうる。そのような変更は、警告らしいものもなく、特に政権の交代を受けて突然起きる。特定の情報に依存することには、常にある種の危険が付きまとう。法的あるいは契約の規定、想定される変更についての事前警告を得ようとするための行政情報の責任者との日常的な接触、そして万一の場合の対策計画を策定することで、この種の危険はある程度は管理することができる。

20. 20 幾種類かの行政情報源からのデータが使用される場合、統計ビジネス・レジスターの管理者はデータ照合の問題に直面することになるであろう。ある種の共通の識別番号が存在する場合には照合は比較的容易であるが、そうでない場合には、通常は、名称、住所それに NASCE コードといった変数に依存しなければならない。そのような場合、ある割合での虚偽の照合と虚偽の非照合が発生し、可能な照合についての事務的調査が必要になるであろう。

20. 21 複数の情報源からの情報が用いられる場合のもう一つの問題は、それらの間の整合性に関するものである。ある情報源からのデータはもう一つの情報源からのそれと矛盾することになるかもしれない。これは、異なる定義、分類、時点の違い、あるいは単に一方のミスによるかもしれない。そのような矛盾を解決するためには、個々の変数にとってどの情報源が最も信頼できるかを定めることで優先ルールを作り上げる必要がある。変数に対して情報源の優先順位が決まると、優先順位の高い情報源からのデータが低位の情報源によって上書きされないようにしなければならない。情報源コードとデータがレジスターのコア変数とともに格納されていれば、この過程はかなり容易に行うことができる。

20E - 品質と行政情報

20. 22 統計ビジネス・レジスターの品質問題は、第 10 章で詳細に論じたが、統計ビジネス・レジスターの維持に用いられている様々な実際のあるいは用いられる可能性のある行政情報の品質の評価について言及しておくのが重要である。レジスター管理者が幸いにも二種類以上の行政情報から選択できる場合、彼あるいは彼女はこのうちいずれの情報がより高い品質のものであるかをどうやって決めることができるか？

20. 23 この問題に対する答えは簡単ではないが、組み合わせることでできるいくつかの可能な方法がある。変数の把握度と精度を比較するのが有効である。この場合、ある変数の正しい値を決定するためのある種の品質調査が手助けとなりうる。

20. 24 しかし、行政情報の品質評価の最善の方法は、おそらくその情報の第一義的目的やデータの収集と処理の方法を含め、その情報源について完全な知識を作り上げることである。情報を完全に理解することで、その強さと弱さをより正確に評価できるようになるであろう。

20F - 行政情報の使用の実際

20.25 以下のパラグラフでは、行政情報源データを統計ビジネス・レジスターが必要とする変数に変換するのにしばしば必要となる処理について考察する。主要な処理が列挙され簡単な解説がその下に記されている。

・**第一ステップ 行政データの統計データへの変換**

20.26 最初のステップは、行政データの品質と把握度の点検のための処理一般に関係している。以下のようないくつかの点を点検する予備的分析が有効、あるいは必要であろう。

- ・参照日、単位の総数、情報の更新に用いられる方法といった行政情報の主要属性
- ・識別番号、住所、経済活動コード、雇用者数、販売面積、製品売上高といった主要変数の把握度
- ・これらの変数のミスのプロファイル、特に統計単位の連続性を決めるのに必要な変数(例えば、識別番号、経済活動コード、所在地、日、など)

20.27 予備的分析の結果、情報が十分な品質で、ビジネス・レジスターの品質向上に寄与すると判明した場合、データを統計ビジネス・レジスターの要求に見合うように読み替える第二段階の処理が必要となる。これらの処理は、単位や変数の統計的定義の適用を含め、行政データの前処理に関係する。

20.28 特に複合企業の場合、行政情報が統計ビジネス・レジスターが求めるのと同じ単位の定義を用いていることはあまりない。このため、行政データの統計データへの読み替えは、変数や分類の変換のためのアルゴリズムや照合表、例えば経済活動コードの NACE コードへの、また場所の NUTS コードへの変換表を作るステップを含むことになる。

・**連結と照合**

20.29 次のステップは、行政情報の単位とそれに対応する統計ビジネス・レジスターの単位との連結を確認することである。行政情報が利用できれば、すでにビジネス・レジスターに記録されている行政コード(例えば財政コードあるいは VAT 番号)によって基礎的連結は可能である。

20.30 共通の識別コードがない場合には、名称、住所、あるいはその他の変数(例えば、法的形態、経済活動コードなど)の対応あるいは類似性によって識別することでレコードを連結する確率的方法が採用できる。この過程は一般に照合と呼ばれ、次章でもっと詳しく議論する予定である。しかし、この方法では、単位を誤って連結する可能性がある(虚偽の照合)。

20.31 照合結果の品質点検が行われなければならない。これは、例えば経済活動コード、規模あるいは法的形態といった補助的変数を点検することで行うことができる。もしこういった変数が整合的であれば、正しい照合が行われた可能性が高い。そうでない場合には、さらに事務的点検が、特に大規模単位が関係しているところで必要となるであろう。

20.32 照合できなかつた単位を定期的に点検し、さらに連結の可能性を追求しあるいは照合できなかつた理由を特定することも有益である。もし照合できなかつた単位が本当に照合できない場合、それは行政情報と統計ビジネス・レジスターの間の時点あるいは範囲によるものであろう。

・**品質改善と特定の層化変数の追加**

20.33 行政情報は、例えば名称、住所、連絡情報、規模、それに分類変数といった既存のレジスター変数の有益な点検情報を提供できる。行政情報と統計ビジネス・レジスターが一致しない場合、その理由を調査することを通してレジスターの品質をもっとよく知ることができるようになる。調査は、特にこの目的のためないしは他のデータ収集業務の一部としてこのような不一致の点検に用いることができる。

20.34 行政情報は、統計ビジネス・レジスターが通常持たない変数をしばしば持っている。これらは、ある種の調査での層化に用いることができるであろう。そのような情報は、20H 節で詳論される「サテライト・レジスター」の構築に使用できる。

20G - 行政情報へのアクセス

20.35 行政情報へのアクセスについては、ビジネス・レジスター規則(パラグラフ20.54を参照)だけでなくより一般的には1997年2月17日付の理事会規則(EC)No.322/97の第16条で(…国並びに共同体当局は行政データへのアクセスできるものとする…)と述べられている。行政データへのアクセスに関する事柄は、欧州統計局の刊行物『事業統計のための行政情報の利用 - 優れた実践例一覧』で包括的に取り上げられているため、本章ではその要約と特に統計ビジネス・レジスターに関係する限りで説明する。

20. 36 行政情報にアクセスするのに二つの側面がある。その第一は法的枠組みであり、その第二はデータの転送を取り巻く実際上の問題に関係している。法的枠組みは国によって異なるが、一般統計法に明記された行政データへの自動アクセス権を持つのが望ましい。行政情報へのアクセスに関する実際上の問題もまた国によって異なる。ここでは優れた実践例を取り上げて、いかにしたらそれが普及できるかを検討するのがより適当であろう。

20. 37 欧州統計局が実施しているビジネス・レジスターに関する年次調査によれば、統計ビジネス・レジスターに用いられている主要な行政情報は課税記録(例えば VAT あるいは雇用者所得税)、あるいは法人会議所といった組織が持つ義務的登録の明細である。そのような公的部門の情報へのアクセスは無料であるが、政治的、法的、それに要員の点でそれを得るのが難しい場合もありうる。例えば連結や所有に関する情報のために民間部門の業務情報が用いられている国もある。これらの情報へのアクセスは通常は容易であるが、一般に有料である。

20. 38 例えば民間部門の提供者との法的拘束力を持つ契約あるいは公的部門内での「役務レベルの合意」あるいは「非公式協定メモ」のように、行政データの供給者との間である種正式の合意文書を取り交わすことが推奨されている。これらの合意文書には、双方の側の権利や責任、データの秘密保護要件、品質基準、データ転送の頻度や形式、それに係争が発生した場合に踏むべき手順が規定されていなければならない。

20. 39 正式の合意文書に加えて、行政情報の提供者との良好な作業連携の構築も強く推奨されている。これは日常的な接触、できれば少なくとも部分的にでも対面による接触で達成できる。時おり情報提供者を訪問し、その業務、体制、それに制約についての十分な知識を得ておくのが通常、有益である。これは、品質問題のより良い評価を可能にし、善意と相互理解の構築に役立ち、さらに問題が深刻化する前に発生した問題の特定と解決にも役立つ。

20H - サテライト・レジスター

20. 40 行政データの実際の使用法の一つは、これらのデータを統計ビジネス・レジスターに連結された特殊なレジスターに編成することである。これらのレジスターが一定の規準を満足するとき、それらは「サテライト・レジスター」ということができる。このためサテライト・レジスターは、企業に関する情報を含み次のような条件を満たすもので、国家統計機構(国家統計局その他において)が利用できるレジスターとして定義することができる。

- それらは、ビジネス・レジスター規則に規定されている統計ビジネス・レジスターの中核部分ではないがそれに連結可能なものである。
- それらは、例えば NACE に関して統計ビジネス・レジスターに比べ範囲がより限定されているが、その範囲内でそれらはより広範な単位／あるいは変数を含みうる。
- それらは、統計ビジネス・レジスターにはない 1 つ以上の変数を持っている。そのような変数は、一般に層化に用いることができる。

20. 41 このようにしてサテライト・レジスターは、行政情報、統計調査情報、あるいはこれらを組み合わせることで構築することができる。変数を追加したり、組み合わせたり、あるいは作り変えたりする場合もあり、また多かれ少なかれ特定の情報源情報と同じである場合もある。サテライト・レジスターを統計ビジネス・レジスターと十分整合的なものにするため、例えば共通の識別情報、共通の定義や分類といった追加的規準を考えることが有効であろう。整合性が大きければそれだけサテライト・レジスターはより有効となるように思われる。

20. 42 サテライト・レジスターの範囲は、以下のように決定することができる。

- 経済活動 — これは、例えば小売業、宿泊業、道路運搬業など類似の活動を行う企業を含むことがありうる。
- 規模 — それらは、例えば「大企業」という部分集団を含むように、これは一定水準以上の雇用や取引額を持つ単位を含みうる。
- 属性 — これには、例えば外国貿易に従事している単位(共同市場内事業者のレジスターの単位、すなわちビジネス・レジスター規則での変数1K)といった共通の属性を持つ単位が含まれる。

20. 43 経済活動の特定の部門に固有の変数、例えば小売企業の「売場面積」、ホテル業の「等級／星の数」あるいは「ベッド数」といった変数が、サテライト・レジスターを用いることで利用できるであろう(流通業と観光業のサテライト・レジスターについては、詳細な討議資料が欧州統計局から出

されている)。サテライト・レジスターは、層化と分析のためにより広範な変数を追加することで統計ビジネス・レジスターの価値を高めることができる。

20.44 サテライト・レジスターの利用を大いに容易にする一つの要因は、統計目的での行政情報へのアクセスの権利と仕組みに関係している。潜在的には多くのサテライト・レジスターが存在しうるが、それらを統計ビジネス・レジスターに連結する法的、技術的手段がなければ、現実的利用価値はない。

20.45 サテライト・レジスターを用いることで、二つの方法で標本抽出の効率を向上させることができる(調査結果の正確性の水準を維持したままでの抽出単位数の削減)。

- ・統計ビジネス・レジスターは、サテライト・レジスターを介して追加的な層化変数に関係する。
- ・統計ビジネス・レジスターは、それを外部情報とクロスチェックすることで、変数の品質の改善面により便益を得ることができる。

20.46 サテライト・レジスターを利用することで、標本抽出効率の改善あるいは同時に調査を実施する必要性がなくなり、企業の回答負担を削減することができる。それらはまた、統計ビジネス・レジスターにはない追加的な単位を含めることで母集団の対象範囲を拡張することができる。

20I - 欧州域内事業者レジスターの事例

20.47 以下のパラグラフでは、統計ビジネス・レジスターと共同体域内事業者のレジスター(欧州域内事業者レジスター)との潜在的な関連とこれらを結びつけることで得られる可能な便益について検討する。欧州域内事業者レジスターは、一種のサテライト・レジスターと見ることができる。ビジネス・レジスター規則が法的単位レベルで保持すべき特定の変数に対する要請、すなわち「加盟国間の商品取引に関する統計についての1991年11月7日付けの理事会規則(EEC)No3330/91に従って作成された共同体域内事業者レジスターに言及」(変数1k)していることから、この例は特に重要である。

20.48 理事会規則(EEC)No3330/91は、加盟国間の商品取引に関する統計作成のルールを規定している。この規則によれば、加盟国は、1993年1月1日までに共同体域内事業者レジスターを整備していなければならない。この規則がレジスター規則制定の2年前1991年末に策定されたことから、レジスター規則は法的単位レベルで欧州域内事業者レジスターへの連結を要請している。

20.49 理事会規則(EEC)No3330/91を具体化し修正した理事会規則1901/2000の第5条と第6条は、欧州域内事業者レジスターに記録すべき最低限のデータフィールドの一覧を次のように規定している。

- ・個人あるいは企業の完全な名称
- ・郵便コードを含む完全な住所
- ・VAT登録番号
- ・レジスターへの登録年月
- ・該当する場合には、事業者が委託販売あるいは受取に関する責任情報提供者であるか申告第三者であるかの別
- ・責任情報提供者である場合、事業者がその定期的税務申告書に記載した加盟国間の商品取引額とともに、月別、取引の流れ別の共同体域内活動の総額

20.50 統計ビジネス・レジスターと欧州域内事業者レジスターの間関係は、以下の要素に従って分析することができる。

- ・情報源
財政レジスターが欧州域内事業者レジスターの主な情報源であり、通常、統計ビジネス・レジスターの重要な情報源である。
- ・参照単位
レジスター規則は統計ビジネス・レジスターの参照単位として、法的単位、企業、そして地域単位の三つについて規定している。しかし、財政レジスターが欧州域内事業者レジスターの主な情報源であることから、法的単位が一般に参照単位、すなわちあらゆる法的単位が共同体内の輸出入の動きを持つ事業者の統括責任を負うことから、欧州域内規則はいかなる参照単位の定義も行っていない。
- ・変数

理事会規則 1901/2000 は、欧州域内事業者レジスターの必須変数を特定している。その中では、個人や企業の名前や住所は統計ビジネス・レジスターの法的単位変数 1b に対応している。もう一つのありうる共通変数は VAT 登録番号で、それも統計ビジネス・レジスターの変数 1j として規定されている。

20.51 このように類似していることから、欧州域内事業者レジスターと統計ビジネス・レジスターの間には強力な結びつきがなければならない。概念的には、欧州域内事業者レジスターは共同体域内での商品取引を行う法的単位に対応するビジネス・レジスターの論理的な部分集合である。部分集合は統計ビジネス・レジスターの法的単位の変数 1k によって特定され、それは定義上は欧州域内事業者レジスターの中になければならない。もしこの変数がなければ、別の識別番号、例えば VAT 登録番号あるいは名称と住所による照合によって連結できるであろう。

20.52 現在は統計ビジネス・レジスターにとって義務的ではない NACE 大分類の A、B、それに L として分類される単位のように、統計ビジネス・レジスターに含まれない欧州域内事業者レジスターの単位がありうることに留意しなければならない。もっともそれらは大半の加盟国では任意ベースでレジスターに含まれている。

20.53 欧州域内事業者レジスターと統計ビジネス・レジスターは、いずれも双方の連結による便益を得ることができる。特に統計ビジネス・レジスターは、(数的には)限られているが、企業の重要な部分集団に関して、保有するデータの品質を点検するための信頼できる手段にアクセスできる。欧州域内事業者レジスターと統計ビジネス・レジスターの関係は、例えば共同体域内事業者が申告した取引商品の生産物コードが利用できれば、それを統計ビジネス・レジスターの活動コードと対比できることで非整合性の特定にも役立つであろう。

20J - ビジネス・レジスター規則との関連

20.54 ビジネス・レジスター規則第 7 条は、「各国の統計機関に対して、その国の領土に関して作成されている行政あるいは法的ファイルに含まれており、この規則の対象となる情報を、国の法律が定める条件に従い、統計目的のために収集する権限を持つものとする」と規定している。このため、本章で述べたように、行政情報の利用は、規則の解釈であると考えられる。行政情報源からのデータの転送とサテライト・レジスターの構築に関する方法的勧告は、その規則を超えている。

20.55 「加盟国間の商品取引についての統計ビジネス・レジスターに関する 11 月 7 日付けの理事会規則 (EEC) No.3330/91 に従って規定された共同体域内事業者レジスターに係る」法的単位変数 1k は、ビジネス・レジスター規則では義務的である。このため、ビジネス・レジスターと欧州域内事業者レジスターとの連結が要請される。この連結に関する上の記述は、規則の厳密な解釈というよりはむしろ規則の履行を援助するためのガイドラインとみなすことができる。

第 21 章 企業集団

2003 年 3 月第一次改定

目 次

- 21A はじめに
- 21B 利用者のニーズ
- 21C 企業集団の統計概念
- 21D 企業集団の国家ビジネス・レジスター登録のための作業規則
- 21E 国家ビジネス・レジスターに記載すべき変数
- 21F 情報の源泉
- 21G 秘密の保護
- 21H ビジネス・レジスター規則との関連

21A - はじめに

21. 1 企業集団(単に「集団」)は、外的成長の最も重要な方法の一つである。それは、法的に自立した一群の単位から構成される弾力的構造の優位性を、規模や範囲の経済からの便益を得るためにある特定の機能を統合する可能性から得られるものと結びつけるのを可能にする。優位性はいろいろな市場に存在する外部性を内部化することによって得られる。単位の所在地は競争相手に対する比較優位のための戦略的意味を持つものであることから、企業集団の活動は世界的広がりを持つ。

21. 2 企業が集団を結成する主な理由は、

- (a)より広い市場の支配
- (b)より効率的な経営管理による内部生産性の向上

にある。

21. 3 一般に企業集団が達成しようとする経済的優位性として以下のようなものが考えられる。

・統合経済

統合経済は、例えば価格を管理し市場価格と結びついた費用の変動を回避するために半製品生産の統合のように、外部取引の内部化を意味する。これは、違いこそあれ、技術に係る限り相補的な広範な活動に係わるコストを削減することができる。統合経済は、垂直的集団の形成をもたらし、そこでは企業は、原料や半製品の生産(川上方向)あるいはその最終生産物の流通や販売(川下方向)を統合することによって他の企業を支配する。

・規模の経済

これは、全く異なる広範な活動に関する費用の節減である。特にこれの優位性は、弾力的に配置でき、リスクを大幅に分散できる共通資源の存在に依存している。このために結成された集団は、コングロマリット集団と呼ばれ、様々な部門にまたがって活動を展開するために結成される。

21B - 利用者のニーズ

21. 4 ビジネス・レジスターに企業集団に関する情報を含める理由は、第 3 章で述べた統計ビジネス・レジスターの役割と整合的である。企業集団は、共同体内の生産体制の観察と分析のための統計単位に関する理事会規則 No.696/93 に規定されている統計単位である。経済における企業構造がますます多様化しており、企業の役割をもっと大きな単位、すなわち長期戦略が中央集権的に決定され管理されている企業集団の一部として考えるようになってきている。

21. 5 事業構造統計(SBS)規則のための観察単位は企業および KAU であるが、いくつかの部門や特定の分析(財務関係、市場統合)のためには、観察単位として企業集団を考えるのが適切であろう。集団レベルでの統計の論議はまだ緒に付いただけであるが、いくつかの経済変数、特に

- ・経常余剰
- ・研究開発
- ・税
- ・技術収支
- ・証券取引所での資本調達

は、企業レベルよりは集団レベルの方がより適切であることが強調されなければならない。企業内取引のような他の変数情報は、集団レベルでのみ集められる。

21.6 また個々の法的単位を図式化し企業集団を構成することが、企業集団に属する巨大で複合的な企業を図式化しプロフィールを行い、またそれによってビジネス・レジスターの品質向上と加盟国間の事業構造統計(SBS)の比較可能性を向上させる基礎である。

21.7 グローバリゼーションについての情報需要は、企業集団に関する情報の記録という追加的要請をビジネス・レジスターにもたらした。この目的に適合した資料となるためにレジスターは、企業集団についての情報を保有していなければならない。この点で、

- ・海外子会社に関する統計(FATS)
- ・企業内貿易統計
- ・対外直接投資統計
- ・国際企業集団の対外貿易への寄与
- ・多国間国際収支報告
- ・直接報告および調査

といった統計が現在のところ最も重要である。

21.8 多国籍企業集団の海外子会社の活動に関する情報は、例えばサービス貿易に関する一般協定(GATS)で規定されているように、特にサービス部門での自由化交渉のために必要とされている。その経済活動別・地域別構造に関する情報の収集は、ビジネス・レジスターの品質の実質的改善を必要とする。特に法的単位が独立した単位あるいは国内または海外から支配される企業集団に(従属企業あるいは集団の親会社として)属するものかを知ることで、調査あるいは他の情報源と組み合わせることで得られるデータに対内および対外子会社 FATS の母集団のための基礎情報が得られる。

21.9 企業内貿易統計の中心は、世界レベルでの企業集団のメンバー企業間の貿易量や移転価格である。ビジネス・レジスターを欧州域内および域外事業者レジスターに結びつけることでこれらのデータを収集することは、企業に追加的な負担を課すことなく十分な品質の結果を作り出さうの一つの方法である。企業集団とその多国籍集団への連結情報をレジスターに含めることが、このための不可欠な前提条件となる。

21.10 海外直接投資に関するデータは、1年間にある額の直接投資を報告した全ての企業を含むレジスターの助けを借りて各国の銀行によって得られる。

21.11 中央銀行は、調査によって自由市場政策の枠内でこの情報を直接収集する。ほとんどの場合、中央銀行は、関係企業からの情報収集のために独自のレジスターを利用している。

21.12 海外直接投資と直接報告/調査の場合、多くの中央銀行が自身のレジスターを構築している。これは重複と追加経費に繋がるかもしれない。中央銀行のレジスターと統計ビジネス・レジスターの間の情報交換を含め、二つのレジスターを連結することで調査する情報の量を削減でき、品質の改善と費用の削減に役立つ。統計ビジネス・レジスターに企業集団情報を含めることも必要な条件である。

21.13 国内外の利用者が要求している、例えば企業内取引や移転価格慣行のような企業集団内での取引についての知識は、ビジネス・レジスターを欧州域内事業者レジスターや例えば中央銀行や税関が管理しているその他の行政レジスターと統合することで得られる。

21.14 企業集団は企業の「実際の」規模を測る統計指標の計算に用いることができる。委員会勧告 96/280/EC(現在改定中。付録参照)で与えられているように、これは特に欧州の中小企業(SMEs)の定義に関連する重要な事柄である。この規則の定義に合わせるため、中小企業は他の企業によって支配されていない。支配を連結することで、より正確に中小企業の数に推計することができる。

21.15 企業集団に関する情報は、例えば各加盟国での普及政策に従ってこれを市場集中の統計指標の計算や国と欧州連合のレベルでの有効な競争の展開と実行のための規制政策の策定に使用する反トラスト当局のような他の制度利用者にも有効に役立つ。

21.16 企業集団は、持続可能な新たな企業家精神を目指した経済政策を推進するための企業動態に関する統計指標のための補助情報を提供する。研究開発や労働市場統計のように、将来、企業集団情報が非常に重要となると思われる多くの分野も存在する。

21C - 企業集団の統計概念

企業の集団としての企業集団

21. 17 統計単位に関する理事会規則(EEC)No.696/93 は、企業集団を「法的／あるいは金融的結合によって一つに結びつけられた企業の連合体と規定している。企業集団は、特に生産、販売、そして利益に関する政策のための一つ以上の意思決定の中心を持つことができる。それは、財務管理や税のある側面を集中することもありうる。それは、特にその構成企業に関して、選択を行う権限を持つ経済主体を形成する。」と規定している。

21. 18 企業が流動資源の配置と使用に関する相対的な自主権を持つ生産過程のレベルでの経済のプレーヤーであるのに対し、企業集団は、(例えば生産物政策、主な拡張など)構成企業を代表して、より戦略的レベルで戦略的意思決定を行うプレーヤーである。

21. 19 企業集団が全体として動態事象に従うことから、レジスターにおける「企業集団」という統計単位も、企業のそれとは異なる特別な継続性ルールに従って維持される必要がある。

21. 20 企業集団の属性(変数)は、集団全体としての固有の性質、場合によっては統合された特性を現す。

企業集団の「経済的側面」

21. 21 統計単位に関する規則は企業集団を企業の「連合体」と規定している。企業は専ら経済分析のために作られた統計概念であることから、(法的単位とは異なり)企業間の位階的關係は定義されていない。

21. 22 従って、この規則に規定されている「企業の連合体」は、頂点に企業集団、そして第二レベルに全ての構成企業(企業集団の全構成企業は同じ地位にある)を持つ二層構造を持っていないなければならない。図1がこれを示している。

21. 23 企業集団とその構成企業の連合体(企業集団の「経済的側面」)のいずれもビジネス・レジスターに記録されなければならない。このことは、

- ・対象企業集団
- ・企業集団の特性(変数)
- ・企業集団とその構成企業の関係

がレジスターに含まれなければならないことを意味している。

21. 24 関係(1)「構成」

→:企業集団は企業から構成される

個々の統計単位としての企業集団は常に一つ以上の企業から構成される。

→:企業は企業集団に所属する

個々の企業はまさに一つの企業集団に属することができる。

企業集団は常に1社以上から構成されていなければならない。「属することができる」という表現は、全ての企業が企業集団の一部ではないという事実を反映している。これは、(単一の)構成法的単位が他のいかなる法的単位に対しても支配関係を持たない「単独」企業の場合にそうである。

21. 25 関係は一対多の関係である。この関係の変更は、時間の経過の中での企業集団を形作る企業の構成の変化を反映したものと記録されなければならない。これは、

- (a) 特定企業の特定企業集団との提携の開始
- (b) 特定企業の特定企業集団との提携の終了

といった関係の包括的特性(変数)を作り出す。

法的側面

21. 26 統計単位に関する規定の定義を実効あるものとするために次の二つの点を明確にしておく必要がある。

- 企業集団は法的単位間の関係(親とその子会社)⁽²⁾を通してだけ観測される。
- この関係とは支配関係であり、支配概念は企業集団の図式の確定に用いられる基本的なものである。

21. 27 これらの説明は規則の附則III C 説明注4に記載されており、そこでは企業集団の中心企

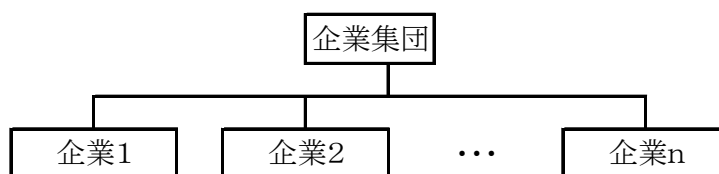
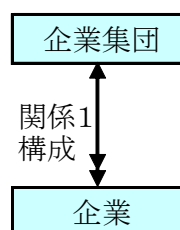


図2 企業集団とその構成企業の二層構造



業は「直接あるいは間接に他のいかなる法的単位によっても支配されていない親法的単位」と規定されている。

21. 28 支配とは、一つ以上の法的単位(子会社)の中・長期的戦略に対する親単位の支配的影響力を意味する。すなわち、親単位は、子会社全体の定例あるいは臨時会合での決定に(直接あるいは間接的に)影響を及ぼすことができないなければならない。

21. 29 支配的影響力は様々な方法で行使することができる。議決権付株式の絶対多数(50%+1)の取得が、法的単位に対する支配の行使に用いられる主要な手段である。他方、資本保有の絶対的多数は、支配を行う必要条件でもなければ十分条件でもない。

21. 30 議決権付株式の相対的多数が支配権を得るのに十分であるという状況もあることから、それは必要条件ではない。

- (a)他の株主側の株主総会欠席
- (b)支配に影響する契約あるいは協定

がある場合にこれが可能となる。

21. 31 効果的に支配を行う能力は会議の意思決定過程に積極的に参加する能力に依存することから、それは十分条件ではない。これは、

- (a)投票権制限付株式保有
- (b)株式の譲渡制限の成文規定
- (c)投票権の一時停止

によって制限される。

21. 32 有効な少数派支配とは、過半数の投票権を保有することなく単位を有効に支配することを意味する。それは、過半数により支配する子会社を介した間接的支配を含んでいない。少数派ではあるが大株主と誰も資本の重要な部分を保有していない非常に多数で分散した小株主というのが最も一般的な場合である。少数派の株主は、過半数の株主が誰も実質的にそれに反対できない限りにおいて有効な支配を行使できる。しかし、戦略的決定に対してより大きな影響力を持ちうるよう小株主が力を結集することはありうる。

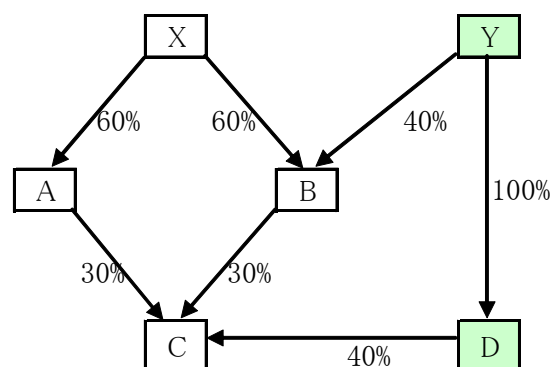
21. 33 国によって事情は大きく異なり、企業統治に関する法的枠組み、すなわち資産の配分権や経済における企業統治を規定している法律にそれは依存している。特に、大陸法と慣習法とでルールが著しく異なる場合がある。

21. 34 最後に、支配は、独占的販売あるいは供給契約といった生産の経費削減や生産性向上を目的とした外部化戦略によって作りだされる事実上の状況ということがありうる。それによって、一方の法的単位が他の法的単位の資本占有率に何ら直接的参加することなしに依存関係が作り出される。このようにして、ある法的単位は、別の法的単位によって所有されることなく支配下に置かれる。「親」である法的単位に対して「子」単位の活動に対する排他的権限を与える商業契約という形の関係もありうる。自然人の場合、そのような「子」単位は企業動態では、虚偽の自営ともいわれてきた。

21. 35 統計単位に関する理事会規則 No.696/93(附則ⅢC 説明注4)によれば、「子会社の子会社は、親企業の子会社とみなされる。(・・・)」。このことは、親単位が他の子会社を通して法的単位(子会社の子会社)を間接的に支配しうることを意味する。間接支配は、親単位が子会社の子会社の資本占有率における全体の過半数の株式所有を必要とはしない。支配と所有の違いについては図3に示されている。

21. 36 図3の例は、Xが単位Cを間接支配していることを示している。Xは資本占有率の $(60\% \times 30\%) + (60\% \times 30\%) = 36\%$ を間接的に所有しているが、XはCの会議での投票権を $(30\% + 30\%) = 60\%$ と合計することで、系列のAとBの2社を通してCを支配している。他方YはCの株式の $(40\% \times 30\%) + (100\% \times 40\%) = 52\%$ を保有しているが、Cの会議で保有する投票権が資本占有率の40%に過ぎないことから、Cに対する支配権を持たない。言い換えれば、X-A-CとX-B-Cの経路の結果としての投票権が累積さ

図3 支配と所有はどう異なるか



れて、実質的な支配が決定される。

21. 37 支配とは、一つの法的単位がまさに他の一つの法的単位によって支配されていること、あるいは他のいかなる法的単位によっても支配されていないといった法的単位間の（直接ないしは間接的）関係である。単位あるいは単位の集団の所有はその資産の保有に関係しており、資金の流れや所得の分配を決定する。単位あるいは単位の集団が株主によって所有されている場合、その所有権は集合的に株主に帰属し、投票権とは別に保有する株式に比例して株式を所有する法的単位の間で分割されるとみなすことができる。

21. 38 事実、法的単位間の所有構造から生まれる支配関係は、他のいかなる法的単位からも支配されず、その位階中の他の全ての法的単位を支配している頂点の一つの法的単位（集団の代表企業）を有する企業集団の機能的位階構造を定義している。このため、関係が完全な所有構造から発生している間接支配がある場合、少数派の中間株式保有をビジネス・レジスターに記録することもまた必要である。

21. 39 上の例から次のような支配位階が生まれ、ビジネス・レジスターに記録される必要がある。

21. 40 集団の代表企業は、ビジネス・レジスターが作られる国の居住者でもまた在外居住者でもよい。「集団の代表企業」は、海外に親企業を持つ地域

集団の代表ではなく究極の（世界の）集団の代表企業である。

21. 41 集団の代表企業が国内居住の法的単位である場合、その国のビジネス・レジスターに単一の法的単位として記録されなければならない、そのことで、他の法的単位と一緒に、第7章で述べたルールに従い、一つの企業を形成する場合もある。

21. 42 集団の統計概念は、第7次欧州議会の指令から得られるように、会計概念とは異なる。事実、統計単位に関する規則の附則ⅢCの解説注3に述べられているように、「（・・・会計集団の）この定義は、それらが企業の相互に排反的な加算可能な集団を構成していないことから、統計分析には適当ではない。「会計集団」概念に基づく「企業集団」として知られる統計単位は、次のように修正して定義される必要がある。

- － 最高の統合レベルで会計集団を考える（集団の代表企業）。
- － その会計が統合企業の会計に完全に統合されている単位を企業集団に含める。
- － 活動種類の差異あるいは相対的に小規模という第7次指令が認める規準の一つの適用によりその会計が全面的統合に含まれない多数派支配の単位を加える。
- － 1年未満の一時的提携を除外する。

21. 43 いろいろな国に居住する法的単位から構成される企業集団は、多国籍企業集団（あるいは国境を超えた企業集団）と呼ばれる。集団の少なくとも二つの企業ないしは法的単位が異なる国に立地している。

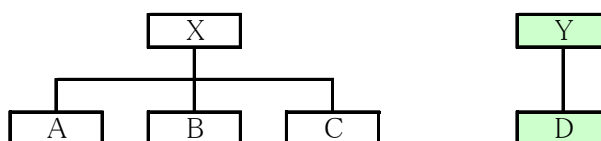
21. 44 同一の国に居住する法的単位だけから構成される多国籍企業集団の一部は、切断された企業集団と呼ばれる。切断された企業集団は、その親が非居住企業である場合、一見結びついていないが、実際には同じ多国籍集団に属する（この点の情報が欠如している場合、それらは誤って別の集団とみなされる場合がある）いくつかの単位や部分集団から構成されるかもしれない。多国籍集団はまた欧州連合にも妥当し、切断も欧州連合のレベルで適用されうる。しかし、ほとんどの巨大集団は地球的規模で活動していることから、切断された集団の取り扱いで各国が直面する問題は、欧州連合レベルにもあてはまる。

21. 45 同一の国に全てが居住する法的単位だけから構成される企業集団は、全居住集団（あるいは国内集団）と呼ばれる（後者の呼称を用いる場合、国内から支配される多国籍集団と混同してはならない）。

21. 46 国内から支配される企業集団は、ビジネス・レジスターを作成している国に本部を持つ集団の代表企業が支配している多国籍集団である。

21. 47 外国支配の企業集団は、ビジネス・レジスターを作成している国の外部に本部を持つ集団の代表企業が支配している多国籍集団である（企業集団の国籍に関する作業ルールについては21E節を参照）。

図4 所有構造による支配関係をどう記録するか



支配結合特定のための作業ルール

21. 48 支配は経済的には複雑な概念である。統計の作業ルールは、観測可能な規準に依存せざるをえない。従って、二つの法的単位間の直接あるいは間接的な結びつき特定するには、次のうちの少なくとも一つで十分である。

- 1) 法的単位がもう一つの法的単位の投票権の 50%以上を直接所有(直接支配)
- 2) 法的単位が子会社を通してもう一つの法的単位の投票権の 50%以上を間接的に所有(間接支配)
- 3) 法的単位が、第7次指令規準に従い、もう一つの法的単位の会計を完全に統合しており、他のどの法的単位もその同じ法的単位を統合していない(完全統合による支配)
- 4) 行政情報、市場規制のための特別法の適用により集められた申告は、投票権の 50%未満しか所有しておらず(少数者支配)他のどの法的単位もそれ以上所有していない場合にも、法的単位による一つあるいは一群の法的単位の支配情報を提供する。

注 (例えば1)と3)の両方)のルールが同時に適用されることがありうる。一つの単位は二つの単位からは支配されない(パラグラフ21. 37)ことから、実質的な支配単位が選ばなければならない。

いろいろな種類の企業集団

21. 49 私法あるいは公法というそれらが依拠している法の性格により、支配の形態が民間集団と公的集団とで異なる。民間集団は、その集団の長が私法でいう個人である企業の連合である。公的集団は、その集団の長が公法でいう個人である企業の連合である。加盟国と公的企業との財務的関係の透明性に関する指令 80/723/CEE によれば、公権力は、所有者あるいは過半数の株式保有の場合だけでなく、成文規定あるいは株式所有の分裂を根拠に経営組織あるいは監督機関に対する支配を行使できるように、公的企業の活動に支配的影響を行使しうる。第2条は、国家や他の地方自治組織を公的所有者とみなすことを規定している。公的企業とは、公的所有者が、直接あるいは間接的に、所有や財務的参加あるいは規制を根拠に支配的影響を行使しうるあらゆる企業である。

公的所有者が、

- a) 企業の資本の半分以上に資金提供しているか、あるいは
- b) 企業が発行した株式に割り当てられた投票の過半数を保有するか、あるいは
- c) 企業の経営、管理、あるいは統括組織の半数以上を指名できること

により、直接あるいは間接的に企業を支配するとき、支配的影響力を持つと考えられる。

21. 50 経済文献における支配構造によれば、ピラミッド型集団は、財産の配分権限の二つの代替的形態と企業に対する支配に関して、公的企業から次のように区別される。

ピラミッド型集団は、株式の持合あるいはある法的単位から他の単位への階段状の株式取得を通して作り上げられる。そのような構造は、究極の単位が最小の資本投資額でもって企業集団全体を支配することを可能にする。典型的には、ピラミッド型集団の頂点に自然人あるいは世帯がある。この種の集団は、吸収に対する脆弱性をそれが弱めることから、支配の安定性を保証する。一般にピラミッド型企業集団は、企業についての財産権の統合度が高くまた金融市場が未発達な経済に典型的である。

公的企業は、資産が広範な層の株主に分散している企業である。公的企業は、所有と経営の分離によって特徴づけられる。株主は支配権を放棄し、譲渡財産権(配当と資本利得)だけを得る。彼らは企業の所有者ではあるが、通常、公的企業が株主あるいは相対的に少数の株主の付託により作られた指揮集団によって選ばれた経営者の管理下にあることから、彼らの権利は限定的である。市場での取引価格が低下したとき、分散した株式を市場で取得することで支配に成功する人がいるかもしれない。公的企業では支配の安定性は低いが、企業支配のための市場はより競争的である。経済文献のある部分から、このことは、企業統治におけるより高度な民主制の証拠、そして経営効率を評価するための有力な手段と見られている。

21D - 企業集団の国家ビジネス・レジスター登録のための作業規則

企業集団の一部としての法的単位の的確性規準

21. 51 このパラグラフでは、国のビジネス・レジスターでどの法的単位が企業集団の一部であり、また企業集団の位階構造のどの位置にそれが置かれているかを決定する際に従うべき基準について記述する。

21.52 居住者規準

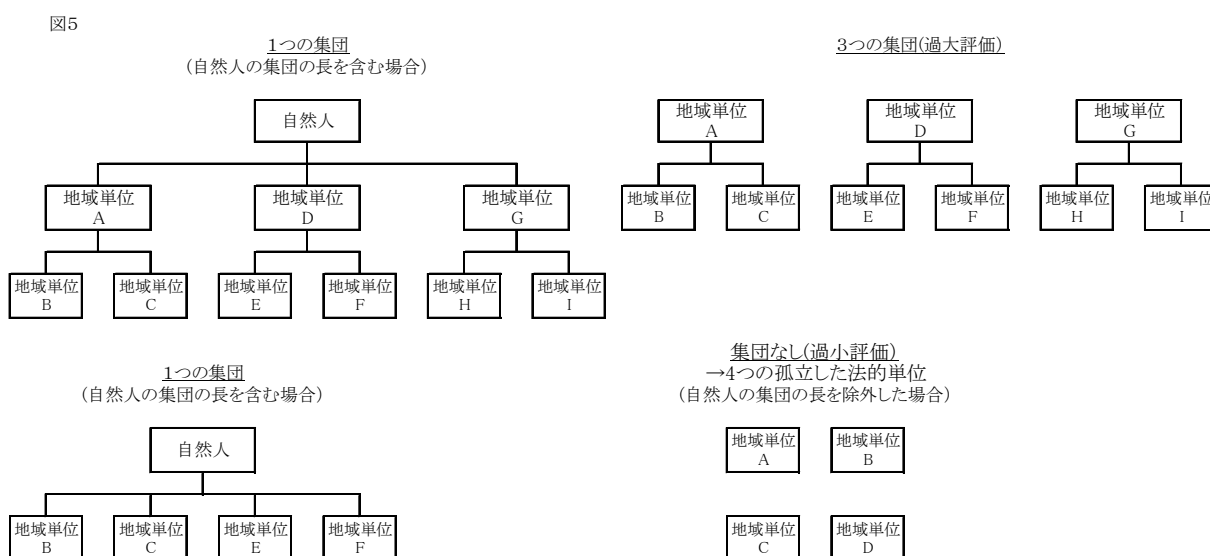
企業集団は国際的レベルでの調整単位と見らるが、ほとんどの加盟各国では、現在のところ集団の代表企業あるいはすぐ上の外国親企業以外の非居住法的単位を国のビジネス・レジスターに記録できていない。これは、ビジネス・レジスターの構築と維持に使用されている行政情報にそのような法的単位に関する情報が一般に欠落しているためである。しばしばこれらの情報源は、非居住単位の識別情報を提供しておらず、このことがビジネス・レジスターを維持する中でそれらの経年的識別を困難にしている。ビジネス・レジスターの中に非居住法的単位を既に記録している加盟国では、それを引き続き取り続ける必要がある。国内から支配されている多国籍集団の一部である非居住法的単位(海外子会社)に関するいくつかの基礎的情報を将来全ての加盟各国が記録できるようにすることが勧告されている。

21.53 自然人

支配概念は、自然人が組織の長でない場合には、支配の連鎖の一部とはなりえないことを意味する。それにもかかわらず、加盟企業が別の企業集団を形成したり別の法的単位によって所有されている場合、合資会社は企業集団の一部を形成しうる。これは、ある種会社という名称表現で明らかである。しかし、そのような場合をそのように識別することは、全ての国や全ての事例に対して義務的ではない。

統計単位に関する規則(附則Ⅱ-Part A, point 3)で規定されているように、自然人はその者が法的単位である場合にのみ集団の代表企業として登録することができる。それにもかかわらず、法的単位でない自然人(つまり、彼らは経済活動に従事していない。パラグラフ 21.26 参照)を集団の長である可能性から除くことは、予想外の結果をもたらすことになるであろう。法的単位は国の法律で規定されているため、企業集団を支配している自然人がほとんどの場合、同時に法的単位である国もあれば、そうでない国もある。このため、集団の代表企業から自然人を除くことは、企業集団の国際的比較可能性を著しく損なうことになる。

自然人を除外することのもう一つの帰結としては、一国における企業集団の数に偏りをもたらす。企業集団の数は、過大あるいは過少に評価されることになる。自然人が実際に一つ以上の集団の長を支配している場合、それは過大評価されるであろう。自然人が一つ以上の法的単位を支配している場合、それは過小評価されることになる。この結果は、企業集団についての加盟国統計の間の比較に影響する。集団の長としての自然人を除外することの一国における企業集団数に及ぼす影響は、以下の例で示される。



集団の長が自然人である場合、できれば少なくとも最大の企業集団については、いくつかの単位が単一の支配下にあるという事実が格納されなければならない。特に非居住単位が存在する場合、支配している個人のデータを格納するのも有益である。一般に利用者は、法的単位という制約なしに究極の支配単位を求める。海外直接投資も海外子会社統計も、企業あるいは自然人かを問わず、究極の支配組織単位を求め、使用する。

このため、自然人を含めることができるかどうかは、実務上の観点、すなわち、彼らの株式保有の程度、またその情報が得られるかどうかという点から検討される必要がある。集団の長として自然人を含めるか除外するか的重要性は国によって異なるため、国レベルでのそれらの効果を検討することが推奨されている。長期的には、(可能であれば)利用者のニーズを実現し、偏りを最小限にし、受け入れ可能な程度の比較可能性を保証する解決が合意される必要がある。

21.54 単一の法的単位

国のビジネス・レジスターという点から見れば、切断された企業集団は、その単位がビジネス・レジスターを作成する国の居住者であるが、(集団の代表企業あるいは子会社として)他の全ての単位が非居住者である多国籍集団に属する場合そしてその場合にのみ、単一の法的単位と一致する。この例外措置は、加盟各国間の起こりうる非整合性を回避するための申し合せとして導入された。事実、問題の法的単位が子会社である場合、それが仮に海外に立地していても、その国のビジネス・レジスターは、集団の代表企業を記録しなければならない。そうしなければ、問題の法的単位が集団の代表企業である場合、国のビジネス・レジスターでこの単位を集団の一部とする証拠はないであろう。そのような場合、非居住法的単位(海外子会社)がビジネス・レジスターに記録されているかどうかによって、加盟国間で事情が異なることになるであろう。国のビジネス・レジスターが海外子会社を記録していなければ、集団の代表企業は独立の単位として数えられ、それは、子会社が記録されている国との企業集団数の比較可能性に影響することになる。

法的単位、企業、そして企業集団の関係

21.55 本節では、法的単位、企業、それに企業集団の間の論理的、位階的關係を明らかにする。企業と企業集団がいずれも法的単位を構成⁽³⁾することからこれは必要である。にもかかわらず、「企業は共通の資源の配置のための(…)法的単位の最小の組合せ」であり、一方、企業集団は、「生産、販売、それにサービスに関する政策のための(…)法的/あるいは金融的結合」に基づくより複雑な組織的単位である。「それは、金融的管理と税のある側面を集中化することができる」。

21.56 統計単位に関する規則は企業集団を企業の連合体として規定しているが、企業集団内での企業間の位階關係は、法的単位と同じようには定義できない。実際、企業は専ら経済分析のために作り上げられた統計的概念である(第19章参照)。

21.57 このため、本章で既に述べたように、企業集団は法的単位の親子關係から組み立てられている。

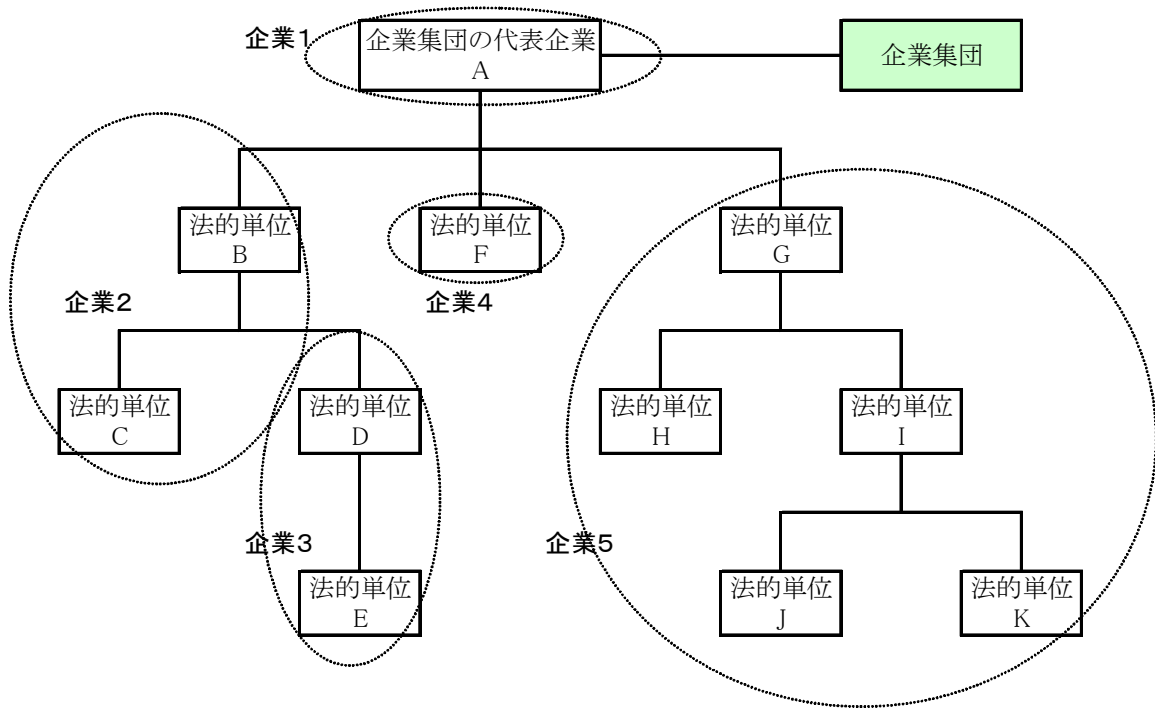
21.58 ひとたび企業集団が法的単位から再構成されると、企業について、企業集団の基礎である一群の法的単位の中で、企業が単一の法的単位から構成される(「単一企業」)かあるいは二つ以上の法的単位の組合せ(「複合企業」)かという図式化が行われなければならない。この結果、企業集団は企業全体からだけ構成されるもので、企業の一部からは構成されないということにならなければならない。

21.59 企業が一つ以上の法的単位(パラグラフ21.54の例外を参照)から構成される場合(第7章参照)そしてその場合にのみ、企業集団は一つの単一企業と一致する。一つの企業だけからなる企業集団は、偽集団と呼ぶことができる。

21.60 法的単位から構成される企業集団と企業から構成されるそれという二つの視点がレジスターに記載されなければならない。図6はこれを例示したものである。

21.61 従って、統計単位に関する理事会規則(EEC)No.696/93に記載されている「企業連合」としては、頂点に企業集団を持ち、全ての構成企業を第二レベル(全ての構成企業は同一の位置を持つ)として持つ二階層のものとして想定しなければならない。このことは、図1に示されている。

図6 企業集団の共通の基礎としての法的単位とそれを構成する企業



21E - 国家ビジネス・レジスターに記載すべき変数

21.62 変数のリストは論理的なものである。このために、全ての変数を格納しておかなければならないわけではない。それらは、必要に応じてビジネス・レジスターから導出することもできる。それを記録する方法は、技術的配列に依存する。企業集団は単独の単位として(このことは推奨されている)、あるいは単位間のれんげつされた組織として記録することができる。リストは、各加盟国が使用している情報の源泉には依存していない。

21.63 個々の変数の記録に要する費用と効果が考慮されてきており、それを受けて変数は優先順位に従って分類されている。いくつかの変数を記録することの難しさとともにその記録の重要性は、国によって異なるであろう。従って、現段階では利用者の特定されたニーズに従い、優先順位が最も高いものとして次のようなものが規定されている。

- (1) 企業集団に属する企業(それにその法的単位)と独立企業を見つけることの重要性
- (2) 企業集団の経済的重要性の特定
- (3) 集団の代表企業とその所在地の特定

21.64 以下の変数の大半は、現段階では義務的ではないが、将来、他の利用ニーズに応えるのに望ましくなるであろうということを意味する「二次的優先」順位の変数とみなされている。このため加盟各国は、このような変数の記録について検討し計画する必要がある。

21.65 企業集団に属する法的単位のための変数

ビジネス・レジスター規則で要請されている変数の他に企業集団に属する居住者の法的単位について、以下の変数が記録されなければならない。変数 5 は、ビジネス・レジスター規則の「1g」-「1h」に代替するものである。

- 1) 単位が所属する企業集団の識別情報
- 2) 企業集団の代表企業の識別情報(非居住企業の場合は二次的優先)
- 3) 企業集団への加盟日(二次的優先)
- 4) 企業集団からの離脱日(二次的優先)
- 5) 法的単位を直接あるいは間接的に支配しているすぐ上位の法的単位の識別番号、あるいはそれができなければ、法的単位を直接あるいは間接的に支配しているすぐ上位の法的単位の名称と住所

6) 法的単位によって直接支配されているレジスター中の法的単位の識別番号、あるいはそれができなければ、法的単位によって直接支配されている法的単位の名称と住所(二次的優先)

7) 少なくとも 10%を所有している場合には所有者(直接所有)の占有割合(%) (二次的優先)

21. 66 企業集団に属する企業のための変数

1) 企業が所属する企業集団の識別情報

2) 企業集団の代表企業の識別情報(非居住の場合は二次的優先)

21. 67 企業集団のための変数

1) 企業集団の識別情報

2) 企業集団の名称

3) 企業集団の代表企業の識別情報。集団の代表企業が居住者である場合には国内のビジネス・レジスターの法的単位の識別情報、また非居住の企業や自然人である場合には集団の長の名称・氏名と住所

4) 企業集団の発足日(二次的優先)

5) 企業集団の停止日(二次的優先)

6) 企業集団の国籍(決定中心の所在国)

7) 企業の所在国(二次的優先)

8) 主要活動(NACE の 2 桁分類レベル)

9) それぞれにとって要素費用表示の付加価値総額で全活動の 10%となる場合、あるいは当該国における活動の 5%以上となる二次的活動(NACE の 2 桁分類レベル) (二次的優先)

10) 企業集団に属する企業の数

11) 企業集団に属する法的単位の数

12) 従事者数

13) 取引総額(二次的優先)

14) 企業集団の種類

1. 全企業が居住者

2. 国内支配の切断された集団

3. 海外支配の切断された集団

4. 国内支配の集団の海外部分(二次的優先。この種の変数は全て二次的優先)

21. 68 集団の代表企業のための変数

1) 集団の代表企業の識別情報(非居住者の場合には二次的優先)

2) 集団の代表企業の名称と住所

3) 集団の代表企業の居住国

4) 集団の代表企業の開始日(二次的優先)

5) 集団の代表企業の停止日(二次的優先)

21. 69 企業集団変数の分類区分

企業集団変数は、パラグラフ5. 6で与えられている法的単位、企業、そして地域単位のための変数と同じように異なる分類区分に編成することができる。

分類区分 1: 識別変数

(1) 集団の識別情報

(2) 集団の名称

分類区分 2: 記述的(層化)変数

(6) 集団の国籍(決定中心の所在国)

(7) 企業の所在国(二次的優先)

(8) 主要活動(NACE の 2 桁分類レベル)

(9) 二次的活動(NACE の 2 桁分類レベル) (二次的優先)

(12) 従事者数

(13) 総取引額(二次的優先)

(14) 企業集団の種類

1. 全企業が居住者

2. 国内支配の切断された集団

3. 海外支配の切断された集団

4. 国内支配の集団の海外部分(二次的優先、これは国のビジネス・レジスターを超えており、ほとんどの国で入手できない)

分類区分3 動態変数

集団としての属変数は、異時点でのビジネス・レジスターの比較によって近似させることができる。

企業集団は、例えばレジスターの中で集団の限られた生存期間を静態像として恒常的に写し取るために総体として記録される必要がある。そしてそれは、次のような集団としての属に関する特性(変数)を作り出すことになる。⁽⁴⁾

(4) 集団の代表企業の開始日(二次的優先)

(5) 集団の代表企業の停止日(二次的優先)

企業集団の母集団に関する動態分析を行う場合、次のような属に関する特性⁽⁵⁾が企業集団に対して与えられなければならない。

- 集団の結成をもたらした動態事象の記述
- 集団の停止をもたらした動態事象の記述

分類区分4: その他の変数

(3) 集団の代表企業の識別情報

(10) 集団に属する企業の数

(11) 集団に属する法的単位の数

変数についての作業ルール

21.70 企業集団の識別情報

識別情報はビジネス・レジスターの内部コードであり、(切断された部分だけでなく)集団全体に適用できるものでなければならない。識別情報は、集団がその国籍を持つと見られる国で与えられるのが理想である(以下の企業集団の国籍を参照)。各企業集団に欧州連合規模での統一識別情報を将来与えることが推奨される。集団の識別情報は、集団の代表企業の識別情報と同じであってはならない。この点は、企業集団の動態変更を扱ったり、企業集団の継続性ルール(現在準備中)を適用するのに重要である。

21.71 企業集団の代表企業の識別情報

世界的な集団の代表企業がその国のビジネス・レジスターの法的単位である場合、その識別情報を使用しなければならない。各集団の代表企業に対して欧州連合規模での統一識別情報を将来与えることが推奨される。この識別情報は、集団の代表企業の居住国のビジネス・レジスターの単位の識別情報であるのが理想である(以下の集団の居住国を参照)。これができない場合には、それは国際レジスター(例えば、Dun & Bradstreet社は地域企業登録番号を使用)がその識別情報となるか、あるいはダミーの照会番号が用いられることがある。

21.72 企業集団への加盟日

これは、企業集団の結成日より以前であってはならない。実際には、これはしばしば企業集団の識別情報が単位のために最初に格納された日である。その期日が用いられ重要とみなされている国もあればそうでない国もあり、期日の重要性は様々である。

21.73 企業集団からの離脱日

これは、企業集団の停止日以降であってはならない。これは、一般に単位が存在を停止したり別の企業集団に売却された日である。その期日が用いられ重要であるとされている国もあればそうでない国もあり、期日の重要性は異なる。

21.74 レジスターで法的単位を直接あるいは間接的に支配している直接上の法的単位の識別番号、あるいはそれが無い場合には、法的単位を直接あるいは間接的に支配している直接上の法的単位の名称と住所

この変数は上向きの支配関係を規定するもので、集団全体を突き止めるのに十分である。この変数なしには集団の構造を明らかにできないし、海外の直接上の親も見い出せない。理由の確認のために、特に親にせよ子会社にせよ、ビジネス・レジスター上の企業集団の唯一の単位がある場合には、それは下向きの関係(次の変数)を記録するのにも使用することができる。

21.75 法的単位によって支配されるレジスター上の法的単位の識別番号、あるいはそれが無い場合には、法的単位によって支配される法的単位の名称と住所

この変数は下向きの支配関係を定義するもので、上向きの支配関係を逆向きにするのでそれ

が得られることから、整合性やミスの点検に使用できる。ビジネス・レジスターの支配関係記録システムが上向きと下向きの両方の関係を同時に記録している場合、追加的作業はない。最も重要なのが、親だけが居住者で子会社がすべて海外にある場合である。

21. 76 少なくとも 10%を所有している場合の所有者(直接的所有)による所有割合(%)

所有権のパーセンテージを記録することは、海外子会社にとっての単位の特定のためだけでなく、間接的支配関係の特定(あるいは行政情報でこれに関して得られる情報の点検)にとっても重要である。国際収支で報告されているように、直接投資統計では 10%以上の株式所有が考慮されている。これはまた、結合された単位から自営と合名の中小企業を区別し、連合関係と取引利益関係を特定し、独占政策の取り扱いにも役立つ。10%未満(ポートフォリオ投資)の単位の記録は、レジスターの更新には負担が重過ぎるように思われる。

21. 77 企業集団の名称

一般に知られている欧州連合規模でのあるいはできれば世界統一の名称を各企業集団に付与することが推奨されている。その名称は、その集団がその国籍を持つと見られる国で与えるのが理想である(下記の企業集団の国籍を参照)。

21. 78 企業集団の発足日

その日は、新たな企業集団が誕生した日(それまで集団が存在していなかった二つの法的単位の間で支配関係が締結された日)、あるいは(合併や分割によって)新しい集団が結成された日をいう。最小の集団が監視されていない場合には、新たな企業集団の誕生を実際に定義するのは難しいかもしれない。その場合、集団が監視されるようになった日をその代わりに用いることができる。その期日が用いられ重要であるとされている国もあればそうでない国もあり、期日の重要性は異なる。

21. 79 企業集団の停止日

企業集団の停止は、企業集団の消滅(集団に属する単位の間での支配関係の解消)、あるいは(より一般的には)他の集団との合併ないし吸収、あるいは二つ以上の集団への分裂による停止を意味する。その期日が用いられ重要であるとされている国もあればそうでない国もあり、日の重要性は異なる。

21. 80 企業集団の国籍

「集団の国籍」概念は、主たる意思決定の中心施設が所在する国を指すものとして使用されなければならない。通常はこれは本部が置かれている国である。これは、常にというわけではないが、集団の代表企業の登録国である。

21. 81 非居住法的単位の所在国

これは、タイプ 2 の企業集団にあてはまる。この情報は居住者である集団の代表企業が作成する連結貸借対照表から得られ、そこでは統合非居住単位の一覧と所在地が報告されることになる。

21. 82 主要活動と二次的活動

主要活動は、付加価値総額に最も寄与している活動として上から順に特定される。集団に主要活動を割当てるときに、その割合も含めた重要性の降順で主要活動を順序づけするのが適切である。付加価値が使用できない場合には、取引額あるいは雇用もまた規準として用いることができる。主要活動と二次的活動は、企業集団を構成する企業の経済活動から推測できる。企業集団に主要活動と二次的活動を与えるために、欧州分類基準に準拠した標準的方法が研究される必要がある。

21. 83 企業集団に属する企業の数

居住者/切断された部分は、レジスターから直接合算することができる。

21. 84 企業集団に属する法的単位の数

居住者/切断された部分は、レジスターから直接合算することができる。

21. 85 従業者数

居住者/切断された部分は、レジスターから直接合算することができる。

21. 86 連結取引額

取引額は重要な規模指標であるが、特に連結した数字が求められる場合には計算が困難である。

21. 87 企業集団のタイプ

企業集団のタイプ 1、2 それに 3 は、他の変数から推測できる。タイプ 4 は現在のところ少数の加盟

国でしか利用できない。このため、タイプ4の単位に関する全てのデータフィールドは、義務的というよりは推奨として想定されている。企業集団のタイプは重要な層化変数であり、他のいくつかの変数の重要性はタイプによって異なることから、それらを別々に記録するのが有益であろう。

21. 88 集団の代表企業の名称

集団の代表企業に対しては、一般に知られている欧州連合規模でのあるいはできれば世界統一の名称を与えることが推奨される。名称は、集団の代表企業が登録されている国で与えるのが理想でなければならない(以下の集団の代表企業の居住国を参照)。

21. 89 集団の代表企業としての開始日

これは、企業集団の開始日以降であることはあるがそれ以前であってはならない。集団の代表企業が変更されても集団の継続性は維持されることはありうる。その期日が用いられ重要であるとされている国もあればそうでない国もあり、日の重要性は異なる。

21. 90 集団の代表企業としての終了日

これは、企業集団の停止日より早いことはありうるがそれ以降であってはならない。集団の代表企業に変更された場合、企業集団の継続性が維持されることはありうる。その期日が用いられ重要であるとされている国もあればそうでない国もあり、日の重要性は異なる。

21. 91 集団の代表企業の居住国

これは、集団の代表企業の本部がある国である。「国」は地域を意味する場合がある点に注意すべきである。国および地域、それにどれが欧州連合、欧州外などに属しているかについては、国際収支便覧が与えるリストが使用できる(通信&情報リソースセンター管理者 CIRCA のウェブサイト国際収支を参照)。

21F - 情報の源泉

21. 92 企業集団に関する情報をビジネス・レジスターに統合する際に直面する主な困難には、方法論に関わるものと実務上のものがある。方法論の面では、加盟各国間での、また加盟国内のいろいろな組織間の概念や定義の調整の問題がある。実務的な面では、受容できる品質の情報源を発見することの難しさと並んで、そのような情報を管理している国の独立機関の間で必要な協力を取りつけることの難しさがある。

21. 93 単位間の国境を越えた支配関係を異なる国のレジスターにおいて作り上げられれば、国をまたがっての親単位と子の間の貿易や投資の流れを計測する必要は完全に充足されるであろう。少なくとも直接の海外支配、また情報が入手できる場合には、最終的な海外支配が登録される必要がある。

21. 94 いくつかの基礎的要件は短期的に実現できるであろう。集団の代表企業と並んで、集団に属する法的単位や企業が最優先で知られる必要がある。第二に、直接的、間接的支配(株式保有の全体ではない)関係を含めた集団の全体構造が求められる。これは膨大な作業を必要とすることから、事務的な点検やプロフィールの対象となるのは最大の集団に限られる。より小規模な企業集団については自動的アルゴリズムが推奨される。これらのアルゴリズムについては、本マニュアルに規定されている概念、定義、それに実際のルールから推論できる論理や原理を反映したものであることが推奨される。

21. 95 企業集団に関するデータの収集、更新、それに点検のための情報源は、その性質から極めて多様となりうる。

(1) (第20章で論じたように) 行政情報

- 公的な情報源
- 民間の情報源

(2) 統計調査

公的行政情報

21. 96 行政情報が経費と回答者負担の本質的削減を可能にすることから、その使用は過去 10 年間に数的にも量的にも増加してきている。特にこの情報源を使用することで、

- しばしば法的規制を根拠とした対象母集団の優れた把握度
- 新企業の素早い特定
- 横断面分析、縦断面分析を行うのに適した時系列的な相対的安定性

という特別な利点が得られる。

この種の情報源の弱点としては、次のようなものがある。

- － 情報の更新遅滞の可能性
- － 不正確な変数属性の特定
- － 異なる組織による管理(データ交換の問題)
- － それらは法的単位の誕生と存在に関する情報を持つが、第一義的に統計目的のために収集されたものではないことから、概念や定義が情報源ごとに異なり、統計のそれとも異なる場合がある。

21. 97 加盟国が主に使用している公的行政情報には、以下のようなものがある。

- － VAT の申告書と報告書
それらは、VAT の支払い義務のある法人と自然人を対象にしている。一定の閾値以下の企業／あるいはある種の経済活動に従事している企業がいくつかの VAT 制度では除外扱いとなっている点に留意する必要がある。
- － 課税制度によって一般に収集される個人所得税データや法人税データ
- － 法人会議所あるいは貿易登録が管理する義務的企業登録システム
それらはしばしば法的単位、また時には地域単位に関する主要な情報源である。その対象範囲は、特定の法的形態や産業に限定される場合がある。
- － 公表された貸借対照表、連結決算書、それに年次報告書
それらは直接的、間接的所有の構造に関する重要な情報を含んでいる。この情報源からの情報は、会計集団から統計的企業集団を再構成するのに本マニュアルの勧告に従って取り扱われなければならない。
- － 一般に金融と銀行集団のみに関係する中央銀行が保有する記録
- － 公益事業や金融サービスの公的規制機関が保有する記録

民間の経営情報源

21. 98 これらの情報源は、企業集団に関する情報を収集してこなかった加盟国が適正な費用ですばやく追いつくことを可能にするが、採用されている概念や定義それに範囲に関して使用する情報の品質を点検することが強く助言されている。これらの源泉は、企業集団に関するデータの点検といくつかの特定の変数の把握に用いることができる。

民間の経営情報源としては以下のようなものが考えられる。

- － 民間のデータベース
- － 新聞
- － 信用評価機関
- － 報告書に掲載された情報
- － インターネットに掲載された企業情報
- － 企業との接触

21. 99 統計調査

統計調査は事業統計体系の中で指導的役割を演じている。いろいろな加盟国で使用されている企業集団に関する統計調査を考えると、その中には次のようなものが含まれる。

- － 経済センサス
- － 持ち株会社にその支配下集団の財務構造を聞く年次調査
- － 構造統計に関する年次標本調査
- － 大企業、複合企業に関する年次調査
- － ビジネス・レジスターの品質の点検を目的とする周期調査

21. 100 企業集団に関するデータを現在収集し、更新している国は、一般に様々な情報を統計的に統合することによる利点を活用するために一つ以上の情報源を使用している。ビジネス・レジスターでの企業の登録と取扱に必要な一連の変数を確認するためにこれらの三つの情報源が使用されなければならない。

21G - 秘密の保護

21. 101 域内市場の主要目的の一つは、全ての加盟国で企業が同じレベルで競争できることを可能にすることである。このため、欧州の企業集団に関する知識は、欧州委員会にとって有用である。

21. 102 欧州統計局と各国の統計機関は、欧州企業集団を正確に図式化できるように統計目的での情報流通を可能にする方向で連携しなければならない。

21. 103 理事会規則 No.322/97 によれば、統計上の秘密は、統計目的で得られたかあるいは間接的に他の源泉(例えば行政情報)から得られた単一の統計単位に関するデータが「秘密保護の権利のいかなる侵害に対しても」保護されることを意味する。規則の第10条は、統計上の秘密保護と最大限可能な品質を担保するために共同体統計を統括している原理であると規定している。

21. 104 理事会規則(EURATOM、EC)No.1588/90を考慮すれば、企業集団における秘密保護の取扱について、以下のように用語を定義することができる。

a - 共同体統計についての理事会規則 No.322/97 第13条に規定されている秘密保護を要する統計データ

1. 政府機関及び共同体当局が共同体統計の作成に使用するデータは、個人情報が開示されることで直接あるいは間接的に統計単位が識別される場合、保護されるべきものとみなされなければならない。統計単位が識別可能かどうかを決定するために、第三者が上記の統計単位を識別するために通常使用すると思われるあらゆる手段を想定しなければならない。

2. パラグラフ1にかかわらず、公的に入手でき国の法律により政府機関が公的に利用可能な状態におかれている情報源から得られたデータは保護すべき情報とはみなされない。

b - 統計目的

データは専ら統計表の作成、統計調査の実施、そして国の統計計画において分析に使用される

c - 直接識別

名称または住所あるいは与えられ公表された識別番号から統計単位それ自体の存在が推定される可能性

d - 間接識別

cで述べた以外の情報から統計単位それ自体の存在が推定される可能性

21. 105 加盟国の政府統計機関での秘密保護に関する政策として次のようなものがある。

1. 全ての個人データは保護されること
2. ある種のデータは政府の利用者には提供できること
3. 回答者の明示的承認によりある程度開示は可能であること
4. 間接的非識別を条件に集計情報はあらゆる利用者に利用可能であること

21. 106 現在のところ、加盟国が秘密保護(そして統計機関の間での情報の交換に対して)の制約を設けている最大の理由は、

- 統計法とプライバシーに関する法律
- 統計実務
- 国の統計機関が果たす機能
- 政治的風土

である。

21. 107 現在、国の統計機関の間での多国籍集団に関する情報の交換がほとんど全ての国の法律で禁止されていることから、秘密保護が今のところ発展の最大の障害である。欧州連合レベルで多国籍企業集団の基礎的情報の交換に関する制限を撤廃するために、欧州立法を調整する明確な必要がある。

21H - ビジネス・レジスター規則との関連

21. 108 規則は企業集団をビジネス・レジスターに登録することは求めておらず、本章の勧告は規則を超えたものである。第5章のパラグラフ5.98で論じた1g(法的単位を支配している自然人を除く全ての非居住法的単位の名称と所在地)それに1h(法的単位を支配しているレジスター上の法的単位の識別番号)という法的単位に関する二つの随意変数の解釈が、本章ではより詳細に展開されている。

(注)

(2) 統計単位に関する規則の附則II(A 3)は、法的単位を、a)それらを所有しているかあるいはその構成員である個人または組織とは独立に法律によってその存在が承認された法人、b)自らの権限によって経済活動に従事している自然人、を含むと規定している。

(3) データによるこのような関係の詳細なモデル的定式化はWillee氏の論文で与えられており、それはBRnet上で入手できる。

- (4) レジスターの全ての内容が履歴ファイルに記録されなければならない(集団としての存在、関係、それに属性(変数))。これがレジスターと通常のファイルの違いとなる。
- (5) レジスター単位の動的動きの記録を可能にする手段は、いくつかの種類単位に適用可能な一般的概念であるが、ここでは詳論することはできない。

※注1は欠落している。(訳者)

付 録

企業集団に関する欧州規則

本節では、企業集団に関する欧州の主要な関係条文の抜粋をその解釈と用法とともに掲げている。ここで取り上げる規則の出所は以下の通りである。

- 1) 共同体内の生産体制の観察と分析のための統計単位に関する理事会規則 (EEC) No.696/93
- 2) 連結会計に関する協定の第 54 条(3)(g)に基づく 1983 年 6 月 13 日付の第 7 次議会命令 (83/349/ EC)
- 3) 中小企業に関する欧州規則 (理事会勧告 96/280/EC)
- 4) 透明性に関する命令 (88/627/EEC)
- 5) 信用機関に関する法律、規則、そして行政規定の調整に関する第二次議会命令 (89/646/EC)
- 6) 「国際会計基準の適用」に関する理事会規則 EC/1606/2002

➤ 1) 共同体内の生産体制の観測と分析のための統計単位に関する理事会規則 (EEC) No.696/93

この規則で与えられているように、第 21 章は企業集団の統計的定義に基づいている。この章の大半は、この定義をいかに実用性のあるものにするかを論じている。第 7 次議会命令 83/349/EC に定義されている会計集団からどのように企業集団の統計概念を導出できるかについては、パラグラフ 21. 42 で論じている。

➤ 2) 第 7 次議会命令 83/349/EC

支配の定義

第 7 次議会命令 83/349/EC によれば、会社の資本あるいは投票権の少なくとも 20% が別の会社によって保有あるいは支配されており、他のいずれの個別株主もそれ以上は保有していないとき、企業集団が存在する。連結会計命令によれば、以下の場合に支配関係が存在する。

1. 親企業が株主あるいは子会社の投票権の過半数を持つ場合 (第 1 条(1)(a))。
2. 親企業が株主で、しかも支配している会社の重役会の重役の過半数の任免権を有する場合
3. 親企業が株主であるか、もしくは会員企業で、契約あるいは会社の確認書あるいは連合体の条文により子会社に対して「支配的影響力」を行使する場合 (第 1 条(1)(c))
4. 他の株主または集団を構成する子会社との合意により、親企業が単独で株式あるいは構成企業の投票権の過半数を支配する場合 (第 1 条(1)(bb))。「合意」の正確な定義は、加盟国の定義に委ねられている。
5. 親企業は、上記以外の方法で「支配的影響力」を行使する。親企業が「支配的影響力」を与える他の手段が何であるかについての規定は加盟国に委ねられており、支配の範囲は加盟国間で比較可能ではない。
6. 親企業は自分自身と子会社を統一的に管理する (第 1 条(2))

統合されるべき企業のタイプ

第 7 次議会命令 83/349/EC の目的に合わせて、親企業とその全ての子会社は、親企業あるいは子会社の一つ以上が次のいずれかのタイプの企業として設立されている場合、統合される必要がある。

- 1) 株式あるいは保証による有限責任の公的企業
- 2) 株式あるいは保証による有限責任の民間企業

欧州連合加盟国で統合されるべき企業一覧は、第 7 次議会命令に記載されている。

連結会計の方法

連結の方法は株式所有のタイプによって異なる。排他的支配という状況がある場合には、世界的連結法の使用が助言される。この方法は、重複計算を排除するために、単一の会計に統合する前に、連結される単位と系列会社そして個々の子会社の間全ての内部的取引が消去される。共同支配がある場合には、会計は比率連結法に従って連結される必要がある。このことは、支配される単位における資本割合に応じてグループ間でその値が決められることを意味する。有効な影響力を持つ場合、会計は等価法に従って価値評価されなければならない。これは連結の方法ではない。子会社の所有者持分に占める親企業の割合が、単に株式の取得原価に取って代わるだけである。投資を受け入れ、専ら近い将来処分することを目的に保有される場合、費用法で計算されなければならない。

➤3) 中小企業に関する欧州規則

理事会規則 96/280/EC は、中小企業(SME)の定義に関係している。

(注) この定義は現在更新されている:理事会は中小企業の財務閾値の引上げを提案している(2003年1月24日)

中小企業は、

- 雇用者が250人未満で、しかも
- 年間取引額が4千万ユーロ以下あるいは年間の貸借対照表の総額が27百万ユーロで
- (下記の)独立規準に合致

する企業として定義されている。

「小企業」は、

- 雇用者が50人未満で、しかも
- 年間取引額が7百万ユーロ以下あるいは年間の貸借対照表の総額が5百万ユーロで
- (下記の)独立規準に合致

する企業として定義されている。

中小企業の分類項目の中には、雇用者10人未満の零細企業が企業として定義されている。

個々の中小企業は独立でなければならない。つまり資本あるいは投票権の25%は、中小企業の定義外の1社あるいはいくつかの会社によって共同で所有されてはならない。

- 企業が公的投資会社、ベンチャー資本会社、あるいは機関投資家によって保有され、その企業に対して何の支配も行使されない場合、
- 企業が中小企業の定義外の1社以上の企業によって25%以下しか所有されていないと合法的に宣言できるように資本が分散している場合、

中小企業という地位を維持したままでこの閾値を引上げることがありうる。

➤4) 透明性に関する命令(88/627/EEC)

この命令は、自然人あるいは法人が、直接あるいは仲介者を介して会社の持ち株を取得あるいは処分する場合に従わなければならない(所管当局の通達に関して)基準を扱っている。支配の定義は、第7次命令(項番1, 2, 3)に対応している。

➤5) 第2次理事会命令89・646・EEC

この命令は、信用機関の事業に関する法律、規則、それに行政規定の調整に関するものである。特にそれは、信用機関部門内の有資格持ち株会社や支店の定義を与える。

命令によれば、

- 有資格持ち株会社は、株式あるいは投票権の10%以上を持つか、あるいは所有される企業の経営に対して著しい影響力を行使できる企業の直接あるいは間接的な保有を意味する。そのような有資格持ち株会社を直接あるいは間接的に設立しようとする自然人や法人は、設立を予定している持ち株会社の規模を所管当局に対して申告することでその旨を報告しなければならない。信用機関は、信用あるいは金融機関でない企業において自己資本の15%を超えて有資格持ち株会社を持つことはできない。これらの企業における適格保有の総額は、自己資本の60%を超えてはならない。

➤6) 国際会計基準(IAS)

2000年の欧州理事会の結論は、金融サービスのための単一市場の完成を加速化させるというものであった。確認された最優先課題は、共通の金融報告基準の設定であった。委員会は、国際会計基準委員会が出した国際会計基準(IAS)が単一市場の論理が要求する欧州連合規模での会計制度となるであろうと結論づけた。この枠内でその後いくつかの法律が採択された。そのうち最も重要なのが、「国際会計基準の適用」についての理事会規則(1606/2002)である。国際会計基準規則は、上場企業に対して、遅くとも2005年までに連結財務諸表の作成にあたって国際会計基準を適用することを要求している。(1)上場企業が国際会計基準に依拠した非連結勘定を作成すること、(2)他の会社が国際会計基準に準拠した連結会計/あるいは非連結会計を作成すること、を容認するかあるいは要求するという政策選択は加盟国に委ねられている。欧州連合の会計ルールと国際会計基準の整合性を向上するために間もなく採択の予定である関係法律によって、第4次及び第7次会計命令の今日への適用がはかられる。

企業集団に適用される定義は、国際会計基準27「子会社における投資のための連結財務諸表および会計」に述べられている。国際会計基準の他の関係する部分としては、1. 財務諸表の提出、

14. 分割報告、22. 企業の結合、24. 関係者開示、である。

国際会計基準27の範囲

1. この基準は、親企業の支配下にある企業集団についての連結財務報告の作成と提出に適用されなければならない。

2. この基準は、親企業の単独財務諸表における子会社への投資勘定にも適用されなければならない。

3. 連結財務諸表は、国際会計基準の序論に述べられている「財務諸表」という用語に含まれている。

4. この基準は、

(a) 経営統合のための会計の方法とそれの連結への影響(国際会計基準22. 経営統合を参照)

(b) 企業連合における投資会計(国際会計基準28. 企業連合における投資会計を参照)

(c) 合同企業における投資会計(国際会計基準31. 合同企業における利益の財務報告を参照)

は取り扱ってはいない。

定義

5. この基準では以下の用語：

(この基準にとって) 支配とは、その活動から利益を得るために企業の財務および経営政策に対する支配力

子会社とは、(親企業として知られている)別の企業によって支配されている企業

親企業とは、1社以上の子会社を持つ企業

企業集団とは、親企業とその全ての子会社

連結財務諸表とは、単一企業のそれとして提出される集団の財務諸表

少数者利益とは、子会社の活動の純利益や純資産のうち、直接あるいは子会社を通して間接的に親企業によって所有されていない部分、

の意味で用いられている。

※本マニュアル文書では、上記の「国際会計基準27の範囲」の説明文中の項番3が欠落している。このため、4～6の項番を順次繰り上げて表記した。(訳者)

統計研究参考資料(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
87	ICT・メディアとジェンダー問題・ジェンダー統計(1)	2004. 12. 25
88	地域景況調査の実施状況	2005. 02. 28
89	統計の品質(3)—国際統計機関における統計の品質	2005. 09. 30
90	韓国2000年産業別購買力平価の推計	2005. 10. 03
91	イギリス国家統計局(ONS) 世帯サテライト勘定(試験的)方法論	2005. 12. 25
92	ジェンダー予算・人中心の予算(1)—翻訳と関連論文	2006. 03. 25
93	統計の品質(4):—IMF・品質サイトとQ2004を中心に—	2006. 07. 25
94	中国国民経済計算体系2002	2006. 08. 01
95	韓国「統計法」改正	2007. 02. 01
96	日中韓2000年産業別購買力平価の推計	2007. 04. 01
97	統計の品質論(5)—Q2006とQ2006サテライト会議から(翻訳と関係論文)	2007. 05. 31
98	世帯生産と消費	2008. 01. 01
99	中国国家统计局「都市家計調査」の家計収支項目分類の変遷に関する研究	2008. 10. 20
100	中国産業連関表のデフレーターと実質化	2008. 11. 01
101	ロシア人口センサスの調査環境	2009. 01. 31
102	統計の品質(5)翻訳と論文—ESSにおける統計品質論と実践—	2009. 08. 31
103	第18回国際労働統計家会議における「労働時間測定決議」	2009. 09. 05

統計研究参考資料 No. 104
ビジネス・レジスター勧告マニュアル
—用語と方法—

2009年10月20日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原町4342
Tel. 042-783-2325, 2326
Fax 042-783-2332
Email jsri@s-adm.hosei.ac.jp
発行人 森 博美